

高齢者の住宅計画に関する研究

—単身高齢者を中心として—

高 阪 謙 次



報告番号 乙 第 3863号

序

高齢者の住宅計画とその研究は、従来、世帯型で言うと同居世帯を主要な対象として行われてきた。その背景には、わが国においては高齢者のいる世帯の多くが同居世帯であったという現実があった。しかし近年では、単身高齢者や夫婦高齢者の世帯の伸びが顕著に見られるようになり、そうした世帯のための住宅計画論が強く求められるようになってきている。本研究は、そうした要請に応えようとした試みである。

周知のように、欧米の高齢化先進国では、単身や夫婦の高齢者の世帯が多数を占めている。このことにもよろうが、そうした世帯のための住宅計画の研究や技術の蓄積は、特に福祉先進国と言われるスカンジナビア諸国や英国などにおいては、わが国に比べ一歩先を行っているように思われる。従って、その住宅計画論からは、おおいに学ぶべきものがある。とくに考え方の枠組みに関しては、参考になることが多い。しかし言うまでもなく、その考え方や技術の直輸入は厳に慎む必要がある。住様式の違い、生活様式の差異、住宅構造の違い、そして高齢化や住宅政策の事情の違いなど、所与の条件に違いがあるからである。事実、住宅の技術的な面における考え方を直輸入して、かえって収まりの悪い結果を招いている事例もいくつか見られる。従って本研究においては、すでに高齢化先進国において確立されている理論についても、できるかぎり独自の検討をし、独自の計画論を求めるように努めた。

また高齢者の住宅計画の研究は従来、高齢者の身体的な特徴と計画との関係、高齢者向け建築の種別ごとにおける計画のあり方、安全配慮などの問題別、あるいは身体の障害の状況別等に重点を置くものが多かった。本研究は、そうしたアプローチではなく、単身高齢者そのものを対象とするという階層別のアプローチによって、建築種別で言うと住宅や居住施設を対象としている。

ところで、高齢者の住宅について考察する際には、計画論の面から言うと三つのファクターを検討する必要がある。第一は、高齢者は一体どこにすんだら良いか、あるいはどこに住むことを望んでいるか、といった居住場所の問題である。第二は、加齢するということは、それに伴う何らかのケアやサービスが必要になってくるということであるので、そのケアやサービスないしはその施設のあり方が問題になる。そして第三は、住宅や周辺の物的な環境の問題である。

この三つのファクターのうち第二、第三の問題については、従来比較的研究がなされてきた分野である。しかし第一の居住場所の問題は、わが国においては比較的弱い分野であ

ったと思われる。本研究においてはこの問題を、定住志向、親密別居志向、住宅立地の三つの面から、第3章から第5章にかけて論じている。多少なりともこの分野に関する議論の素材になればと願っている。

第二のケア・サービスないしその施設のあり方については、本研究では直接的には扱っていない。第8章のノーマライゼーション住宅計画に関する論考のなかで、基本的な考え方を述べたのみである。

第三の物的環境の問題については、単身高齢者向けの住戸規模や住戸平面のあり方について、第6章と第7章で論じている。前述のようにこの問題は、従来同居世帯に研究の重点が置かれていたがために遅れていた分野である。その不足を補ったものである。

そして本研究では、第8章においてノーマライゼーション住宅計画について述べ、住宅計画の新たな基本的考え方を提起している。ハンディキャップのある人を配慮した建築計画のあり方については、従来、「バリアフリー・デザイン論」が展開されてきていた。しかしこの論では、手法は示すが目的が明確でないこと、計画のコンセプトとして極めて重要ないくつかを無理なく包摂することができず、ハンディキャップのある人を配慮した建築計画を全面的に展開する論としては限界があること、などの問題があった。そこで本研究では、それに代わるものとして「ノーマライゼーション計画論」を提案している。

高齢者を配慮した住宅計画や建築計画の研究は、わが国においては1960年代からはじまっているが、近年にいたって、現実にその問題が目前の大きな課題であることがますます認識されるようになってきた。現在は、その研究を量的にも質的にも大きく飛躍させるべき時期であろう。事実、その飛躍が多く研究者によってつくられつつあると思う。

本研究が、そうした飛躍づくりの一端の役割を担うことができればと願っている。また高齢者の住宅の関係者にとって、この研究が有益なものになれば幸いである。

目 次

序	i
目次	iv
図一覧・表一覧	vi
第1章 研究の目的と方法	1
1-1 研究の目的	3
1-2 研究の方法	7
1-3 概念の整理	15
第2章 単身高齢者の住生活	19
2-1 住生活の枠組	21
2-2 生活時間	21
2-3 単身高齢者の住み方	27
2-4 住み方の変化	38
2-5 地域でのコミュニケーション	44
2-6 単身高齢者の住生活に関するまとめ	47
第3章 定住志向	49
3-1 定住志向の研究動向	51
3-2 定住志向の一般的状況	52
3-3 単身高齢者の転居希望と定住志向	52
3-4 定住志向に関するまとめ	68
第4章 親密別居志向	71
4-1 親密別居の研究動向	73
4-2 親密別居概念と調査カテゴリー	74
4-3 同別居の現状	74
4-4 同別居志向の特徴	78
4-5 親密別居志向に関するまとめ	90
第5章 住宅立地	93
5-1 住宅立地に関する研究動向	95
5-2 立地希望の特徴	96
5-3 住宅立地に関するまとめ	109

第6章 住戸規模	111
6-1 研究等の動向	113
6-2 単身高齢者の規模要求	117
6-3 住戸規模に関するまとめ	129
補説 英国シェルタード・ハウジングの住戸規模の発展	133
第7章 単身高齢者向け住戸の平面	145
7-1 はじめに	147
7-2 準個室型養護老人ホーム	147
7-3 老人アパート	156
7-4 炭鉱住宅・改良住宅	163
7-5 民営借家	167
7-6 農漁村における持家	173
7-7 住戸平面に関するまとめ	177
第8章 ノーマライゼーション住宅計画	181
8-1 はじめに	183
8-2 ノーマライゼーション概念とその特徴	184
8-3 関連する概念の検討	188
8-4 建築計画に関する既往の研究	190
8-5 ノーマライゼーション住宅計画のコンセプト	193
8-6 ノーマライゼーション住宅計画に関するまとめ	200
第9章 総括	205
9-1 まとめと提言	207
9-2 今後の研究課題	212
謝辞	215
引用文献一覧	218
本論文関連研究業績	223

図 一 覧

図1-1	中野区老人アパートの典型的な間取りと住み方	9
図1-2	ゆたか荘平面図	11
図1-3	山口県調査の対象自治体	12
図2-1	午前・午後の生活行為	25
図2-2	午前のおもな生活行為	25
図2-3	午後のおもな生活行為	25
図2-4	楽しい時	28
図2-5	寂しい時	28
図2-6	老人アパートの住み方タイプ—少家具整頓型—	31
図2-7	老人アパートの住み方タイプ—少家具雑然型—	32
図2-8	老人アパートの住み方タイプ—多家具整然型—	32
図2-9	老人アパートの住み方タイプ—同・つづき—	33
図2-10	老人アパートの住み方タイプ—多家具雑然型—	34
図2-11	老人アパートの住み方タイプ—同・つづき—	35
図2-12	住み方の変化—少家具・ベッド就寝化—	39
図2-13	住み方の変化—多家具・ものが少し増加—	39
図2-14	住み方の変化—多家具・ベッド導入—	39
図2-15	住み方の変化—食寝の位置の変化—	41
図2-16	住み方の変化—混乱の増大—	41
図2-17	住み方の変化—万年床化—	41
図2-18	住み方の変化—少家具・行為ゾーンの変化—	43
図2-19	住み方の変化—整理整頓の維持—	43
図2-20	地域居住期間	45
図2-21	外出回数	45
図2-22	近所づきあいの深さ(最も深いつきあい)	45
図2-23	近所づきあいの程度	46
図2-24	近所の人に依頼できること	46
図2-25	相談相手	46
図3-1	定住志向の状況	53

図3-2	住宅立地希望場所と希望理由	54
図3-3	調査地別の単身高齢者の転居希望状況	54
図3-4	単身高齢者とそれ以外の高齢者の不満率と 転居希望への転化性	57
図3-5	不満率と転居希望への転化性—中野区—	57
図3-6	不満率と転居希望への転化性—守口市—	58
図3-7	不満率と転居希望への転化性—山口市—	58
図3-8	転居希望主要要因の連関図—守口市—	66
図3-9	転居希望主要要因の連関図—山口市—	66
図3-10	各カテゴリー別転居希望布置図	67
図4-1	同居・隣居・近居の現状の各種要因別比較	75
図4-2	同別居現状・同別居志向の地域別布置図	77
図4-3	子供の居住地と子供の訪問回数に関連	77
図4-4	親密別居・疎遠別居の発生率の地域別布置図	79
図4-5	同別居志向の地域別布置図	81
図4-6	同別居志向の要因別布置図	81
図4-7	一般高齢者の同別居志向の数量化Ⅱ類分析	84
図4-8	子供の居住地と高齢者の同別居志向の関連性	86
図4-9	単身高齢者の地域別同別居志向	86
図4-10	単身高齢者の同別居志向の数量化Ⅱ類分析	88
図4-11	同居高齢者の同別居志向の数量化Ⅱ類分析	89
図5-1	住宅立地希望	98
図5-2	住宅立地希望—郊外か都心か—	98
図5-3	住宅立地希望—農村か都市か—	98
図5-4	高齢者と若者の混住割合の希望	98
図5-5	高齢者と若者の混住割合の希望と同別居志向	102
図5-6	環境評価因子分析の布置図—瀬戸内沿岸都市—	103
図5-7	環境評価因子分析の布置図—地域中心小都市—	104
図5-8	環境評価因子分析の布置図—農山漁村部—	105

図5-9	環境満足度(外的変数)の数量化Ⅱ類分析	106
図5-10	徒歩による施設到達時間と遠さの感覚-病院	107
図5-11	徒歩による施設到達時間と遠さの感覚-銭湯	107
図5-12	徒歩による施設到達時間と遠さの感覚-商店	108
図5-13	徒歩による施設到達時間と遠さの感覚-停留所	108
図6-1	単身高齢者の住戸規模要求についての検討要因	118
図6-2	現住宅居住期間と規模感想	121
図6-3	家計状態と規模感想	121
図6-4	規模感想の数量化Ⅱ類分析	122
図6-5	居住室数と食寝分離率	123
図6-6	居住室規模と食寝分離率	123
図6-7	種類別家具保有率	125
図6-8	居住室規模と家具個数	125
図6-9	居住室規模と規模感想-ちょうど良い	126
図6-10	居住室規模と規模感想-広すぎる	127
図6-11	居住室規模と規模感想-狭すぎる	127
図6-12	現状居住室規模と適正規模意見-中野区調査	128
図6-13	現状居住室規模と適正規模意見-山口県調査	128
図6-14	ベッドの有無と適正規模意見	130
図6-15	ベッドの有無と現状居住室規模	130
図6-16	規模感想と居住室規模-東和町	130
図6-17	Almshouse とその改修後	135
図6-18	1958年当時推奨された住戸タイプの例	137
図6-19	1958年当時推奨された住棟計画のひとつ	138
図6-20	1960年当時推奨された小規模住棟計画のひとつ	140
図6-21	1958年当時推奨された住棟計画の1階平面図	140
図6-22	Anchor住宅協会のカテゴリ-2の基準による住宅	143
図7-1	ゆたか荘の管理部分とコモン・スペースの使い方	149
図7-2	ゆたか荘寮母室等使い方	150

図7-3	ゆたか荘食堂・厨房使い方	150
図7-4	住み方の例-女性	152
図7-5	住み方の例-男性	152
図7-6	ものの配置と住み方の最頻パターン	153
図7-7	ものの配置と住み方-たんす類	153
図7-8	ものの配置と住み方-食生活関係	153
図7-9	ものの配置と住み方-仏壇・鏡台類	153
図7-10	ものの配置と住み方-小平卓の位置と利用	154
図7-11	ものの配置と住み方-時計・ラジオ	154
図7-12	ものの配置と住み方-清掃用具	154
図7-13	ゆたか荘の住み方の典型図	154
図7-14	老人アパート家財道具配置状況-1	157
図7-15	老人アパート家財道具配置状況-2	158
図7-16	老人アパート家財道具配置状況-3	159
図7-17	老人アパート家財道具配置状況-4	160
図7-18	老人アパート家財道具配置状況-5	161
図7-19	旧炭鉱住宅における単身高齢者の住み方	164
図7-20	改良住宅における単身高齢者の住み方	165
図7-21	民営借家における住み方-Ksさん	168
図7-22	民営借家における住み方-Msさん	168
図7-23	民営借家における住み方-Ihさん	170
図7-24	民営借家における住み方-Tkさん	170
図7-25	民営借家における住み方-lsさん	172
図7-26	民営借家における住み方-lmさん	172
図7-27	農漁村持家における住み方-Kmさん	174
図7-28	農漁村持家における住み方-Knさん	174
図7-29	農漁村持家における住み方-Smさん	176
図7-30	農漁村持家における住み方-Mnさん	176
図7-31	農漁村持家における住み方-lsさん	178

表 一 覧

表 1—1	住み方調査の概要	9
	—1. 中野区老人アパート調査—	
表 1—2	住み方調査の概要—2—	9
表 1—3	アンケート調査の概要	12
表 1—4	調査対象地の単身高齢者等の状況と調査回答者値との比較	14
表 1—5	山口県調査の対象の状況と調査回答者値との比較	14
表 2—1	中野区老人アパート入居者の生活時間	22
表 2—2	中野区老人アパート入居者の日中生活行為の因子分析	26
表 2—3	ゆたか荘入居者の持ち物	37
表 3—1	住環境不満度の因子分析	59
表 3—2	転居希望と各種要因とのクラマー関連係数	61
表 3—3	転居希望（外的基準）と住環境不満度（説明変数）の数量化Ⅱ類分析	62
表 3—4	不安感と各種要因とのクラマー関連係数	63
表 3—5	不安感（外的基準）と各種客観要因（説明変数）の数量化Ⅱ類分析	64
表 3—6	転居希望（外的基準）と各種客観要因（説明変数）の数量化Ⅱ類分析	65

表 4—1	一般高齢者の同別居志向の関連要因検討	83
表 4—2	単身高齢者の同別居志向の関連要因検討	87
表 4—3	同居高齢者の同別居志向の関連要因検討	87
表 5—1	混住割合の希望（外的変数）の数量化Ⅱ類分析	100
表 5—2	番号・カテゴリー対照表	101
表 5—3	環境評価因子分析—瀬戸内沿岸都市—	103
表 5—4	環境評価因子分析—地域中心小都市—	104
表 5—5	環境評価因子分析—農山漁村部—	105
表 6—1	MHLGサーキュラー69年82号住宅基準概要	114
表 6—2	西ヨーロッパ諸国の援助付高齢者住宅の内容と規模	116
表 6—3	規模感想と各種要因との関連性	120
表 7—1	ゆたか荘入居者個人別保有物	151
表 8—1	ノーマライゼーションの概念規定	186
表 8—2	ノーマライゼーション達成のための要因	191
表 8—3	ノーマライゼーション達成のための住居・環境・施設の条件	191
表 8—4	ノーマライゼーション住宅計画のコンセプト	194

第1章 研究の目的と方法

1-1 研究の目的	3
(1) 研究の目的	3
(2) 既往研究との関連	4
(3) 単身高齢者研究の位置と意義	4
1-2 研究の方法	7
(1) 方法の構成	7
(2) 住み方調査研究	8
(3) 社会統計的調査研究	10
1-3 概念の整理	15
(1) 高齢者に関する概念	15
1) 高齢者・老人	
2) 単身高齢者	
3) 夫婦高齢者	
4) 別居高齢者	
5) 同居高齢者	
6) 一般高齢者	
7) 高齢者のいる世帯	
(2) 居住形態に関する概念	16
1) 居住形態	
2) 同別居の概念	
(3) 住宅・施設に関する概念	17
1) 住宅	
2) 施設	

1-1 研究の目的

(1) 研究の目的

わが国の人口構造の高齢化は高齢化先進国に比べて、①かつて経験したことがないほどに急速に進行するという、急激性、②同居世帯が比較的急速に減少し別居世帯が増えるという、世帯の小規模化の急速性、③特に都心部と農漁村部で地域的な人口構造が大きく高齢化しつつあるという、地域的な偏在性、の3点に特徴があると考えられる。

このいずれもが住宅供給と住宅計画のあり方に多大な問題と課題を提起しているが、わけでも第2点の世帯の小規模化については、従来住宅計画の前提が同居に重心が置かれてきたこともあって、住宅計画的な対応の急がれる領域である。

こうした状況を受けて本研究では、以下の住宅計画上の諸論点について、とくに単身高齢者を中心として考察しようとするものである。

① 単身高齢者の住生活の特徴を明らかにする。

単身高齢者の生活障害の特徴については、後述のように小笠原祐次氏らが社会福祉学の立場から既に明らかにしているが、それだけでは住宅計画の場面に結びつけるには不十分であろう。生活構造論的な視点も含めつつ、単身高齢者の住生活の特徴を考察したい。

② 高齢者の定住志向と親密別居志向について分析する。

高齢期の住宅計画のもっとも基礎的な検討課題のひとつは「どこに住むか」の問題であろう。その点での西欧の高齢化先進国のコンセンサスは、高齢者が定住（住み慣れたところにできる限りながく住む）と親密別居（子供などの親族と日常的に親密に交流できるところに住む）を望んでいるし、それを保障できる計画が良い、というものである。わが国における定住志向と親密別居志向がどうなっているのか、明らかにしたい。同時に住宅立地のあり方についても検討する。

③ 規模、平面のあり方について検討する。

住宅計画の基本をなす、住戸規模、住戸平面のあり方について、単身高齢者を中心として考察する。

④ 高齢者の住宅計画思想の基本について検討する。

高齢者の住宅計画の基本的な思想（概念）は「ノーマリゼーション」であろう。この考え方について、住宅計画との関連に重点を置きながら検討する。

⑤ 住宅計画のあり方に関して提言する。

以上で明らかになった計画課題に関して、住宅計画のあり方を提言する。

(2) 既往研究との関連

高齢者の建築計画ないし住宅計画に関する研究の切り口は大きく分けると、

- ① 高齢者の身体的ないし心理的な特性と建築計画との関連についての研究
- ② 住宅や施設などの建築種別等における研究
- ③ 安全や事故などの問題別の研究
- ④ 障害部位別などによる研究
- ⑤ 高齢者の居住形態別（同居、単身など）の研究、

の五つに分けることができる。本研究は⑤に該当する。

①は、1960年代から70年代にかけての荒木兵一郎氏の研究にその原型を見ることができ¹⁾。また小滝一正氏・林玉子氏らも70年代中頃を中心に詳細な研究を展開している²⁾。

②は、木下茂徳氏らの老人福祉センターに関する一連の研究³⁾、野村東太氏らの特別養護老人ホームに関する研究⁴⁾、鈴木成文氏らの地域老人福祉施設に関する研究⁵⁾などが見られる。また松本暢子氏は高齢者の問題を市街地整備の課題と結びつけて論じている⁶⁾。

③は、60年代後半の荒木兵一郎氏による事故や火災等に関する研究⁷⁾、近年では水野弘之氏による一連の研究が代表的なものである⁸⁾。また大原一興氏は生活拠点移動の問題について研究している⁹⁾。

④は、佐藤平氏による視覚障害者、聴覚障害者の住宅にかんする研究¹⁰⁾や、木下茂徳氏、林玉子氏などによる車イス使用者に関する研究がある^{11) 12)}。

⑤は、同居については、柳沢忠氏による同居家族の住まい方に関する研究¹³⁾をはじめとして多くのものが見られる。単身高齢者については、鈴木晃氏と高阪謙次などが研究している。鈴木氏は単身高齢者の住宅事情と住生活問題の面に視点を絞り、住宅保障論として研究を展開している¹⁴⁾。それに対して高阪は本研究において、単身高齢者の住宅計画の面に焦点を合わせ、単身高齢者の居住形態に関する志向、住宅立地、住戸規模、住戸平面、計画の基本的な考え方について検討している。

(3) 単身高齢者研究の位置と意義

本研究がとくに単身高齢者を研究対象としていることの意義は、次の諸点にある。

1) 社会階層としての量的増大と定着化

単身高齢者研究の意義の第1は、この階層が量的に急激に増大し、社会階層として定着化してきたことである。

国勢調査によると、65歳以上の単身高齢者の人口は、1960年に全国で20万人だったのが、70年に39万人、75年に59万人、80年に84万人、85年には114万人にと、この25年間で6倍

近くになり、高齢者のいる世帯に占める単身高齢者の比率も、1970年の5.5%から85年には9.6%へとおよそ2倍になっている。この増加の勢いは今後も継続し、西暦2000年には240万人(11.3%)、同2010年320万人(11.8%)、同2025年380万人(12.1%)と増加することが予測されている¹⁵⁾。

このようにして単身高齢者は、社会階層として相当の比重を持つにいたっているが、住宅政策や住宅計画に関してはこれまで同居の高齢者に重点が置かれてきたこともあって、この階層への対応は遅れている。

2) 生活障害の大きさと住要求の独自性

単身高齢者は、高齢期になると一般的に現れてくる様々な生活障害が、最も集中しやすい階層である。

小笠原祐次氏は高齢者のかかえる主要な生活障害として、①心身諸機能の低下による日常生活諸能力の低下・喪失、②疾病の増大、③稼得収入の減少・喪失による経済生活障害、④孤独・孤立による関係性・人格達成にかかわる障害、の四つをあげている。そしてこの四つのいずれもが、第一次的には家族の持つ機能に対応できるものであることを指摘している¹⁶⁾。

単身高齢者は、家族と同居していない。それ故に、これら四つの生活障害と、日常的には一人に対応しなければならない。「家族扶養機能の最も劣弱化した事態にあるひとりぐらし老人世帯は、まさに老化に伴う四つの障害が重畳と迫り、その生命と心をむしばまれやすい状況におかれる。最も十全な配慮と援助が必要なのである」¹⁷⁾。単身高齢者は高齢者の中でも社会サービスや福祉に対するニーズが最も強く、また住宅に関しても、同居高齢者や夫婦高齢者とは異なる独特な住要求のあることが予想される階層である。

この点に関して、単身高齢者の多くが夫婦高齢者が配偶者を失って出現してくることから、その連続性に議論の重点を置き、「生活上の介助を必要とする可能性も両世帯タイプに共通した特徴である」という指摘がある¹⁸⁾。この指摘については、世帯出現の傾向の統計的でマクロな傾向における連続性については首肯できるが、カギカッコ内のこの意味がもし仮に、両者の生活の質的な共通性や必要な介助の質的な共通性のみを主張し、差異性を捨象したいものであるとしたなら、夫婦であることによる日常生活における細部にわたる相互援助の可能性（だからといって夫婦高齢者にはホームヘルプや給食サービスなどの公的な介助・サービスが必要でないという訳ではない）や前記④の孤独・孤立の面などの大きな差異性を考えても、疑問を呈さざるをえない。

また同論文では「高齢の夫婦世帯は単身世帯の増加を上回って増加して」いることを示し、このことを「同居しているのか別居しているのかという観点から高齢者の世帯型を分

類」すること、すなわち単身高齢者と夫婦高齢者を共通的に扱うことの根拠のひとつにしている。しかし、夫婦高齢者世帯が単身高齢者世帯を上回って増加することは、次の諸点からして当然のことであり、同論文の目的とする「住宅事情の地方類型」の解明にとっても、むしろ単身高齢者と夫婦高齢者を別個に扱うことがより精密な住宅事情の把握につながることを、以下の諸点は示唆しているといえよう。

① 単身高齢者はほかの形態の世帯に比べて軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設入所に移行する可能性が高い。それらの定員は合計20万人以上であり年々増加している。その定員の多くの部分は単身者向けである。これらに入所した人は官庁統計においては単独世帯の高齢者とは計上されず、そのぶん単身高齢者世帯数は減少して現れてくる。

② 疎遠別居（第4章参照）になりがちな社会・家族状況や、単身高齢者を支える地域の社会福祉・サービス網の未成熟、あるいはとりわけ単身の高齢者にとっては住みづらい住宅事情もあって、単身高齢者が自立して生活する環境条件はほとんどの地域で整っていない。いきおい配偶者の死後などに、いわゆる晩年同居に移行するか、あるいは施設入所ないしは社会的入院をせざるをえない単身高齢者が多く生まれる。こうしたことが単身高齢者世帯の現実的ないし官庁統計数値上の出現を抑える大きな要因になっている。従って、単身高齢者の増加比率が夫婦高齢者に比べて少ないことは、単身高齢者と夫婦高齢者の間にある生活・住宅事情の共通性を示すというよりも、むしろその差異性の方を示唆している現象とも考えられる。

3) 住宅計画・住宅対策に関する特殊性

従来、高齢者の住宅計画・住宅問題に関する研究は、家族構成の面から言うと三世大家族などのいわゆる同居世帯に重点が置かれ、主として同居することによる矛盾の抽出や、それに対する計画のあり方に研究の関心が注がれてきた。しかし、高齢者のいる世帯の別居化・小規模化とこうした世帯の急増が顕著になり、将来にわたってもそれが継続する状況のもとで、単身高齢者の住宅に関する研究は同居世帯のそれに劣らず重要になってきている。

また単身高齢者は、その住宅事情がすでに社会問題化しており、それへの住宅対策が焦眉の課題になっている階層である。社会問題のおもな現象をあげると、第1は、その生活管理能力の脆弱性と住宅事情の悪さなどからくる、住宅管理に関する問題である。その最も激しい現れとしては、失火と延焼や焼死率の高さなどの火災問題がある。第2は社会的孤立の問題である。いわゆる「孤老死」がニュースになったりするが、この社会的孤立の問題の解消に向けては、住宅計画面からも一定の役割が期待されている。第3は、その

居住状態の劣悪な例が多いということである。東京都中野区の単身高齢者向け「老人アパート」の入居者のなかには、それまで河川敷でテント暮らしをしていた高齢者がいた。また、筆者が見た限りでも「ひさしずまい」「納屋ずまい」「小屋掛け」などが確かめられ、若朽で危険な住宅に住む例も、持家を含めて、相当数あった。

このようなことから単身高齢者は、住宅計画に関して独自の研究が求められている。

1-2 研究の方法

(1) 方法の構成

本研究の方法は、住み方調査と社会統計調査的な方法の二つに依っている。

住み方調査は、建築計画学研究の重要な基礎的手法として確立されてきたものであり、観察・採図や居住者に対するヒアリングなどによる事例的な調査とその分析である。「住宅内で生活がどう展開しているかを総合的に把握するために行われる」¹⁹⁾。『建築大辞典』の「住まい方」の項には、「住宅の使い方、また住生活の態様。住宅と住まい方の矛盾が新しい住空間を造り出すと考えられている。『住み方』ともいう」²⁰⁾とある。そうした矛盾や矛盾に対応した空間的創意（新たな発展の芽）の現れを抽出することを通じて、「具体的な事実関係から住要求発展の方向性と住空間改善の方向性を導き出そうとするものである」²¹⁾。

住み方調査は主として事例的に扱われるが、同じ（ような）間取り等における住み方を大量に調査することにより、統計的に扱うことも時として見られる。本研究では、事例的と統計的の両方の扱いを採用している。そのいずれにしてもこの調査は、住戸等の平面や設備などの改善の方向性など「建築の『空間』という具体性を保証する」²²⁾方向性を明らかにする点からいっても、大変重要な方法である。しかし、例えば同別居の志向や住宅立地の志向などの、主として意識面に関わる点での全体的で正確な動向の把握のための方法としては向いていない。そのような目的のためには、社会的統計調査的な方法が合致している。

社会統計調査的な方法は、住民等の意識や住宅のストック・フローの動きなど、マクロな動向の分析に向いている。これには、官庁統計などの既存統計の分析と、独自の質問紙による大量調査とその解析、の二つがある。本研究の目的としている事柄に関する既存統計資料は少ないので、本研究では後者の独自の調査の方法を採用している。

以下の各章における方法は、主として次のようになっている。

① 住み方調査……………第2章（単身高齢者の住生活——一部は社会統計調査的方法）

第7章(単身高齢者向け住戸の平面)

② 社会統計調査的方法……第3章(定住志向)、第4章(親密別居志向)、第5章(住宅立地)、第6章(住戸規模)

なお、第8章は第2章から第7章の結果を資料として展開している。

(2) 住み方調査研究

住み方の調査は表1-1および表1-2の7回、6か所について、採図、ヒアリングを実施した。各々の調査対象の概要と特徴は、以下に述べるとおりである。

① 東京都中野区老人アパート…1975年に開始された単身高齢者向けの住宅である(図1-1)。民間が高齢者を配慮した設計で建設したアパートを区が一括して借り上げ、それを住宅に困窮した単身高齢者に転貸するという「借上げ転貸方式」によって住宅を公的に保障している。区の北部を中心に9棟(91戸)が住宅地に散在している。入居者の身元と生活についても区側が責任を持っており、そのために区では巡回の生活相談員を2名配置している。こうした「借上げ転貸方式」は中野区の老人福祉課を中心としたスタッフが考案したものであるが、その後、世田谷区、藤沢市、大田区、目黒区、杉並区などが同様の方式での住宅供給をしている。

② 福岡市東区馬出地区…非戦災の古くからの住宅地であり、住宅は多くが老朽化している。銭湯、病院、商店、食堂などが近隣に数多くあり、民営借家や間借りの家賃の比較的安いものが多いことから、近くの九州大学の学生ばかりでなく、単身高齢者にとっても比較的住みやすい地区なのであろうか、多くが集積している。ほかに持家にも高齢者が多く住んでおり、そうしたことからこの地区は学生と高齢者の街という感がある。本調査研究で対象とした単身の中高齢者は、すべて生活保護需給世帯である。そのこともあって、この地区でも比較的条件的悪い住宅に住んでいる。

③ 田川市内旧炭鉱住宅およびその改良住宅…以前からほぼそのままに残っている炭鉱住宅と、それに隣接した炭住の改良住宅。現在はほとんどが以前の炭鉱の従業員またはその家族がすんでいる。若い層は大多数がほかへ転出していることから、小規模な高齢者の世帯がほとんどである。当然、単身高齢者も多い。住宅は老朽化しており、高齢者が住むには物的に危険で不便なものであるが、広さは単身にとってはまずまずである。コミュニティの相互援助は相当に円滑にいており、銭湯や商店などのセンター的機能も以前と同じ場所で維持されているので、それらの面での住みやすさは、ここに住み慣れた単身高齢者にとっては高いレベルにあると思われる。

④ 香焼町養護老人ホームゆたか荘…全国で初めて全室を準個室タイプにした養護老人

表1-1 住み方調査の概要-1. 中野区老人アパート調査

調査名	老人アパート第1次調査	老人アパート第2次調査	老人アパート第3次調査
調査対象	東京都中野区老人アパート		
対象特性	老人アパート入居単身高齢者		
調査時期	1977年7月25日～28日	1979年10月17日～22日	1981年10月12日～15日
調査数	5戸(採図)26戸(アパ-ト)	41戸	46戸

表1-2 住み方調査の概要-2

調査名	馬出民借調査	田川炭住調査	準個室ホーム調査	山口県農漁村調査
調査対象地域	福岡市東区馬出地区	福岡県田川市・三井大藪・三井伊田・松原2区	長崎県香焼町養護老人ホーム ゆたか荘	山口県東和町沖家室 同 美川町
対象特性	民営借家入居 単身中高齢者	旧炭住入居 単身高齢者 改良住宅 単身高齢者	養護老人ホーム 入居高齢者	持家居住高齢者
調査時期	1977年1月26～28日、3月25日	1979年9月12～13日	1981年2月8日～11日	1987年11月5～7日、12月1～2日
調査数	10戸	10戸 4戸	33室	東和7戸、美川6戸

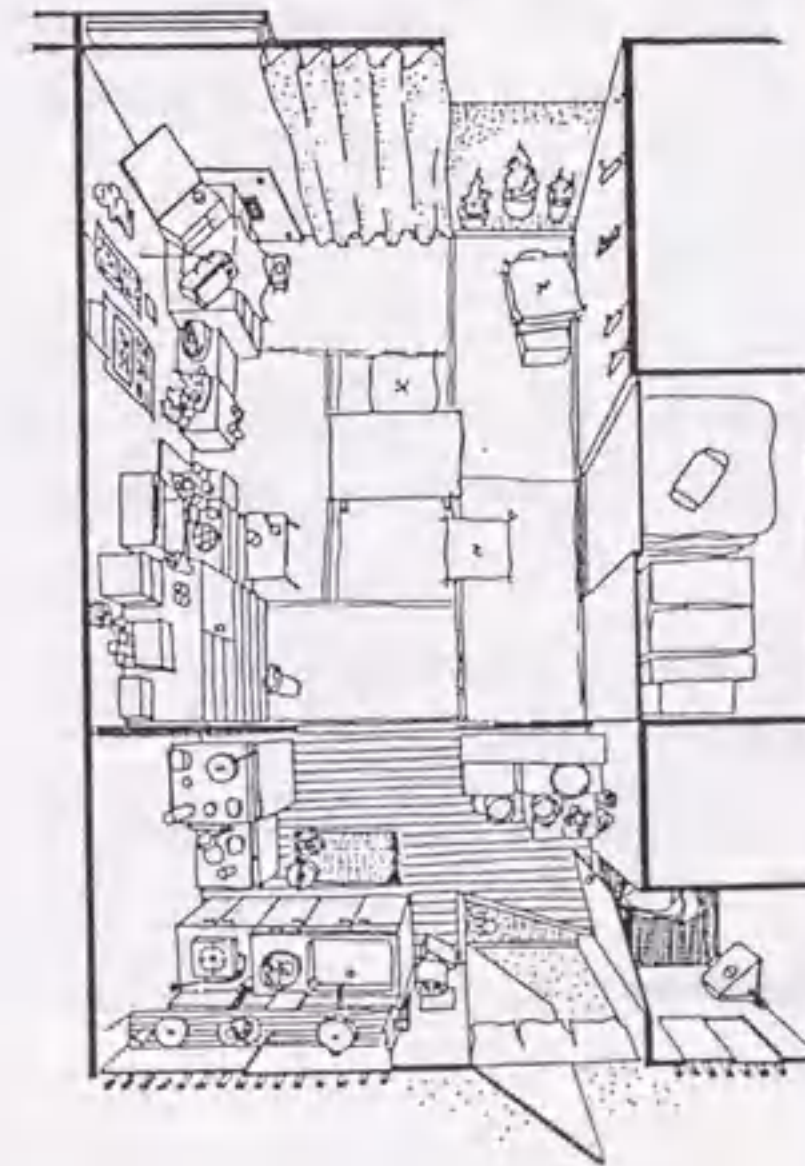


図1-1 中野区老人アパートの典型的な間取りと住み方

ホームである(図1-2)。完全な個室ではなく、踏込み部分は2室が共用している。居室は3畳で、押入れ・天袋が半間ついている。施設の規則や日課は、比較的—あるいは評価によっては極めて—緩やかである。外出、外泊は届け出があればその範囲で自由である。食事時間は決められている。食事内容は比較的塩分が濃く、地域の食習慣にあわせたものである。日課の体操はめいめいが廊下に出て館内放送に合わせて行うが、するかどうかは各人の自由に任されている。これらのことから、住宅における近い生活を入居者は保障されているといえる。町内からの入居者が多く、住宅事情の改善にもなっているようである。

⑤ 山口県東和町沖家室…瀬戸内海にある大島の東和町は、前述のように全国一の高齢化率の自治体であるが、そのまた付属島に沖家室(おきかむろ)がある。この島には二つの集落があるが、その高齢化率は60%ほどとなっている。単身高齢者や夫婦高齢者などの別居高齢者がおおく、子供たちの多くは都会で世帯を構えている。お盆にはそれらが帰省して、島の人口が3倍に膨らむと言われている。島の生業は一本釣りを中心とする漁業と蜜柑であるが、高齢者はそれをこつこつと続けるほかに、年金と畑仕事で生計を保っている。一本釣り漁家特有の密集集落という空間構成なども手伝ってか、コミュニティの相互援助は極めて円滑にしているようである。

⑥ 山口県美川町…岩国市から錦川を遡ったところにある中国山地の町である(図1-3参照)。以前は銅の産出が盛んであり人口も集中したが、いまは閉山され、現在の産業は林業ぐらいである。こうしたこともあって若年労働力を中心とする人口の流出は、高度経済成長期を中心として山口県内でも最も激しく進行し、そのため別居高齢者が多く、山口県内の農村部では飛び抜けて同居率が低い町である。比較的雪の多い山間に単身高齢者が生活している状況が広範に生まれており、独特の居住対策が必要になっている。

(3) 社会統計的調査研究

社会統計的調査研究は、表1-3の4回・6地域の高齢者に対する質問紙郵送調査(郵送配票・郵送回収)で得た回答を、統計解析するという方法に依っている。各調査地の特徴や選定理由は次のとおりである。

① 東京都中野区…全体に単身世帯が多く、青年層と高齢者層の民営賃貸住宅に対する需要の競合が、最も激しい地域の一つである。調査時点で全国的に先進的な「老人アパート」建設事業を行っていた。南部には木質アパートや比較的古い連続建ての持家が、北部には木質アパートと戸建て持家が多い。

② 大阪府守口市・門真市…守口市は大阪の衛星都市であり、木質アパートが集中して

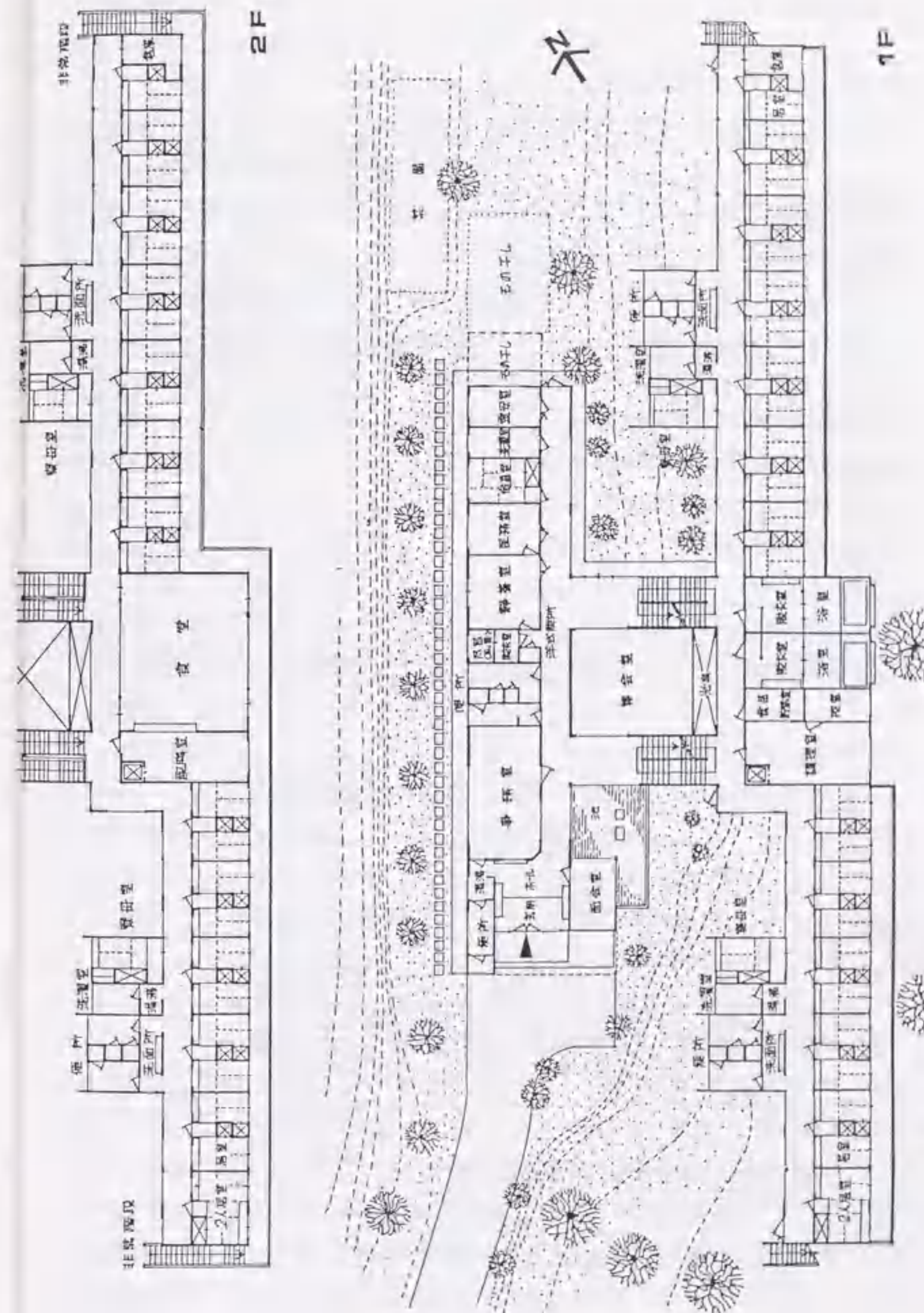


図1-2 ゆたか荘平面図

表1-3 アンケート調査の概要

調査名	中野区調査	三都市調査				東和町・ 高齢者調査	同・単身 高齢者調査	山口県調査
対象地域	東京都中野区	大阪府守口市	同門真市	山口県山口市	山口県東和町		山口県	
調査年月	1978年 8-9月	1983年12月～84年 3月				1987年 2月		1987年11月
調査対象	60歳以上 単身高齢者	60歳以上 単身高齢者				65歳以上 高齢者	65歳以上 単身高齢者	65歳以上 高齢者
対象階層 母集団	区内居住の 全単身高齢者	市内居住の 全単身高齢者	同左	旧市街地地区 全単身高齢者	高齢者を含む 世帯の高齢者	町内居住全 単身高齢者	16自治体 の高齢者	
調査対象 抽出方法	3分の1 無作為抽出	2分の1 無作為抽出	悉皆	悉皆	同上世帯の5 分の1無作為	悉皆	各自治体毎 無作為抽出	
郵送票数 不到達数	869 21	625 30	534 60	416 9	346 3	725 12	2400 —	
有効配票	848	595	474	407	343	713	—	
有効回収 有効	519	304	184	270	221	419	1252	
回収率%	61.2	51.1	38.8	66.3	64.4%	58.8	52.2	

・「不到達数」とは宛先や転居先が不明、入院・死亡等により、本人の手元にアンケートが届かなかったもの。
山口県一般高齢者調査における16自治体は、市部・郡部8自治体ずつを県内全域にわたる形で選定した。また自治体毎のサンプル数は、全体の2400票を自治体毎の高齢者数によって按分した。



図1-3 山口県調査の対象自治体

いる地域である。単身高齢者の「沈殿」も多いと思われる。門真市は守口市に隣接しており、守口市と同様の地域である。隣接地域間の差を考慮して選定した。

③ 山口県山口市…上の大都市部に対して、地方都市として選定した。県庁所在都市としては全国的に見ると小規模で人口吸引力が弱く、停滞的な都市である。調査対象とした旧市街地地区は、比較的古い戸建ての持家が多い。

④ 山口県東和町…人口構造の高齢化が全国一の自治体である。瀬戸内海の大島にある(図1-3参照)。1986年末現在、65歳以上人口が全人口の36.3%を占めている。過疎化・高齢化・世帯規模の小規模化が同時に進行している農漁村地域の典型として選定した。

老朽化した戸建ての持家が圧倒的に多い。

⑤ 山口県…山口県は以下の二つの理由により、高齢者の問題を一般化・普遍化の目的で研究するためには比較的適した地域である。第一は、山口県の高齢化は比較的すすんでいるが、極端ではないということである。1985年国勢調査では老年人口比率が、山口県が13.3%、全国平均が10.3%である。山口県の高齢化は、全国平均に比べて約10年先を行っている状況であり、全国都道府県の中ではこのところずっと十数位の位置にある。第二は、地理的・居住地的に、極めて多様な地域から成り立っていることである。県東部には中国山地の山間農村が、西部や沿岸部には平地農村があり、三方の海は漁村や半農半漁の集落を形成している。都市部も、規模は中小ではあるが、瀬戸内沿岸の工業都市や地方中心機能を担っているものなど、多様である。全体としては戸建ての持家が多い。

調査票の配票と回収の状況は表1-3の通りである。抽出の場合の方法は、等間隔抽出法によっている。回収率は門真市が39%と比較的低い。他は51~66%であり、充分とまでは言えないが、結果の考察に入るのに支障のない程度である。偏りは、視力や指先の弱い人の回収率が低い等のことが考えられる。従って調査結果の考察に当たっては、この回収率と偏りのことを考慮に入れるが、研究の目的としている事柄に関しては、これらは大きな影響を及ぼさないであろう。表1-4に示すように、単身高齢者を対象母集団とした調査においては、結果は母集団の状況を良く反映している。

山口県における高齢者調査の16地域は、県内の代表的な地区をできる限り網羅するように選定した(図1-3)。調査の回収率は表1-3に示したように52.2%であり、その結果は一応の信頼度を確保していると考えられる。しかし表1-5に見るように、単身高齢者、借家人居者、年齢の高い層において母集団よりも回収率が低くなっている。しかしこの偏りは、例えば平均値を出す等の場合には問題となるが、本研究で採用している解析の目的と方法から言って、そうした階層の反映が若干薄くなるものの、結果全体の信憑性に大きな影響を及ぼしているとは考えられない。

表1-4 調査対象地の単身高齢者等の状況と調査回答者値との比較

調査地・内容 項目		中野区		門真市		守口市		山口市		東和町	
		母集団値	回答者値	母集団値	回答者値	母集団値	回答者値	母集団値	回答者値	母集団値	回答者値
高齢化率		8.6	—	5.5	—	8.2	—	11.8	—	35.2	—
対全人口単身高齢者比		1.2	—	0.9	—	1.2	—	1.2	—	10.4	—
対高齢者単身高齢者比		14.2	—	15.5	—	14.9	—	10.6	—	29.6	—
年齢	65-69歳	36.0	35.4	38.2	37.2	34.7	32.8	33.9	25.1	24.3	22.8
	70-74歳	29.4	32.5	32.0	31.1	33.0	33.4	32.5	38.0	29.3	29.3
	75-79歳	20.9	19.1	20.4	19.7	21.2	20.7	20.3	22.8	21.8	25.6
	80歳以上	13.7	13.0	9.3	12.0	11.1	13.0	13.2	14.1	24.7	22.5
性別	男	21.7	18.5	22.4	23.5	20.7	21.5	16.2	13.4	14.3	14.4
	女	78.3	81.5	77.6	76.5	79.3	78.5	83.8	86.6	85.7	85.6
住宅所有関係	持家	48.3	49.3	33.2	33.3	37.3	37.0	—	61.1	—	90.7
	民間アパート	22.8	26.5	30.4	17.5	19.1	17.0	持家	3.7	—	0.0
	借家	10.3	10.2	22.3	37.7	35.9	38.7	59.6	25.6	—	2.5
	間借り・下宿	10.6	6.1	1.6	0.5	2.9	2.0	—	3.0	不明	4.8
	公営住宅	—	3.5	5.7	8.7	2.0	3.3	借家	3.7	—	0.0
	公社公団賃貸	3.2	2.0	1.2	0.5	0.4	0.0	40.4	0.4	—	0.0
	給与住宅	—	0.4	1.2	0.5	0.0	1.0	—	0.4	—	0.5
その他	3.8	2.0	2.0	1.1	1.8	1.0	—	2.2	—	1.5	

(注)・母集団値について「住宅所有関係」以外の項目に関しては、調査時点に最も近い値として、中野区については「昭和55年国勢調査」を、他については「昭和60年国勢調査」の値を用いた。
・同じく「住宅所有関係」については、中野区は「昭和50年度ひとり暮らし老人実態調査報告書」(同区)、門真市・守口市は「ひとり暮らし老人実態調査報告書」(昭51、大阪府社会福祉協議会)、山口市は「昭和58年度ひとり暮らし老人調査集計」(同市資料)のうち対象地区分、を用いた。

表1-5 山口県調査の対象の状況と調査回答者値との比較

内容		母集団値	回答者値	有意差p	(注)
世帯型	同居	60.2	58.0	††	・母集団値は、世帯型については昭和60年国勢調査より対象16市町村の合計をとった。なお同国勢調査の山口県全体は同居61.3%、単身16.3%、夫婦22.4%であり、対象16市町村の母集団値はこれとよく対応している。年齢については同国勢調査の山口県全体の値を、住宅所有関係については昭和58年住宅統計調査の山口県全体の値を用いた。 ・††は χ^2 検定の有意差の危険率pが0.01未満であることを示す。
	単身	16.9	10.8		
	夫婦	22.9	31.2		
住宅所有関係	持家	88.0	92.7	††	
	公営住宅	3.0	1.9		
	民間借家	8.0	4.3		
	給与住宅	0.8	0.3		
	その他	0.1	0.8		
年齢	65-69	32.8	36.9	††	
	70-74	27.9	30.4		
	75-79	20.0	20.5		
	80-	19.2	12.1		

解析は九州大学大型計算機を使い、統計解析プログラムパッケージSPSSに依った。

1-3 概念の整理

(1) 高齢者に関する概念

1) 高齢者・老人

「高齢者」は、英語表現の the aged とか the elderlyに当たるものであり、年齢が高いことのみを表す概念である。肉体的、精神的な「若い」の価値観を込めた概念は「老人」であり、英語表現の old people に該当する。本論文では、調査対象選定を単に年齢のみを基準にしたことが多い等の理由により、基本的に「高齢者」という表現を用いている。調査対象選定の際の年齢は、基本的には65歳以上としている。「老人」という表現は、例えば「老人ホーム」など、すでに一般的・慣用的ないし法規的にその表現になっている場合のみに用いることを基本としている。

2) 単身高齢者

本論で言うところの「単身高齢者」は、マスコミ的な慣用においては「ひとり暮らし老人」「独居老人」「孤老」とも呼ばれるものである。「孤老」という表現は、そこに相当の主観ないし価値観を込めている。「単身高齢者」は、国勢調査や厚生省の厚生行政基礎調査報告の表現にすると「単独世帯の高齢者」に当たるものである。このことから「単独高齢者」という表現にすることも考えられるが、そうすると「ひとりの高齢者」というニュアンスにもなり、誤解を生む恐れがある。従って「単身高齢者」という表現にした。単身高齢者世帯も単身高齢者としている。英語表現では (household of) the elderly living alone に当たる。

3) 夫婦高齢者

男女いずれかの高齢者とその配偶者のみの状況ないし世帯をさす。

4) 別居高齢者

単身高齢者と夫婦高齢者を合わせたもののうち別居している子供がいる世帯。子供や親族等と一緒に住んでいない高齢者およびその世帯をさす。「一緒に住んでいない」とは、台所、便所などの設備を共同にせず、互いに別個になっても生活できる状態を意味している。そうした状態のふたつの単位が隣同士に住んでいる場合を、たとえ同一敷地内であっても、本論では隣居と呼び、別居の一形態に位置づけている。

5) 同居高齢者

同居と言った場合、一般的には子供とのそればかりでなく、親族やその他の人との同居

も含めているが、本論では、子供（義理の子も含む）との同居のみを指すことにした。そうした同居の状態にある高齢者ないしその世帯をさす。

6) 一般高齢者

高齢者と言ってもよいのだが、単身高齢者など特定の高齢者の状態とは区別し、高齢者の一般を指したい場合に用いている。

7) 高齢者のいる世帯

字義どおり、高齢者のいる世帯のことである。

(2) 居住形態に関する概念

1) 居住形態

居住形態 (living arrangement) は、広義には居住に関わるさまざまな条件の状態から形成される状況を指すのであろうが、狭義かつ一般的には、家族や親族との配置関係と言うことが多い。高齢者をめぐっては、子供などの親族と同居しているか別居しているか、あるいは単身か夫婦か、などの状態を指している²³⁾。本論文においても、この後者の意味においてこの概念を使っている。

2) 同別居の概念

① 同居…いわゆる「ひとつ屋根の下で同居」の状態を言い、住戸の入口や設備等の状態が二つに分かれた生活を許さない状態のもとで高齢者とほかの者が住んでいる状態を本論文では指している。主要には子供との同居を「同居」としている。

② 隣居…戸建て住宅においては同一敷地内あるいは隣りあった敷地において、共同住宅においては隣同士において、住戸の入口や設備等の状態が二つに分かれた生活を可能にしている状態での、主要には子供との居住関係。いわゆる二世帯住宅やペア住宅などは隣居である。

③ 近居…「(高齢者側が日常的に)歩いてゆける範囲での別居」を本論文では「近居」としている。その「範囲」がどの程度であるかは、あるいは公共交通を利用することを「歩いてゆける」に含めるか、などについては本論文の研究目的や研究方法の段階においては、混乱を避ける意味からあえて示さなかった。どの程度が適当なのかを明らかにすることが求められる課題に対応して、今後、研究を進めてゆく必要がある。また上記は高齢者側からの表現であるが、若い世帯側からすると乗用車などを利用して日常的に気楽に行き来できる範囲も「近居」に当たるとであろう。その点から「同一市町村内に別居」の状態も、アンケート分析の際には「近居」とみなした箇所もある。

④ 遠居…上記以上に離れている状態を指す。

⑤ 別居…本論文では上記でいうところの隣居、近居、遠居を一括して別居としている。

(3) 住宅・施設に関する概念

1) 住宅

住宅(housing)は施設(institution)の対概念として捉える場合には、次のように概念を規定することができよう。住宅において居住者(residentsないしtenants)は、専用の出入口と専用または共用の設備を持ち、外出を除く日常の生活行為は住戸(と共用設備部分)で一応完結できるようになっている。共同食堂等のサービスが住戸(群)に付属している場合は、その選択は基本的に任意である。住宅における生活には、基本的に居住者の自律性、市民的自由、プライバシーが保障されている。

2) 施設

施設には、住宅の対概念としての施設(institution)と、社会的共同利用施設としての施設(facility)の二つの概念がある。1974年発行の『建築大辞典』第1版には「施設」そのものの項は無いが、「施設の段階構成」「施設利用間隔」「施設利用距離」「施設利用圏」「施設利用率」の語彙・概念が説明されている²⁴⁾。これらで言うところの「施設」はいずれも facility としての施設である。

住宅の対概念としての施設(institution)は、次のように規定することができよう。施設は、劣等処遇、懲罰性、隔離、干渉といった歴史的な残滓をとどめているか否かは別として、その本質的な性格として、施設の目的からする入居者(tenantsないしpatientsないしclients)の生活への一定の規制、監督、監視を多かれ少なかれ伴っている。居室には専用の出入口が無かったり、台所設備が付いていなかったりすることが多い。共同食堂等の基礎的なサービスの利用にも任意性がないことが多い。

本論文における「施設」は、以上の二つの概念の両方を場合に依りて使っている。

注

- 1) 荒木兵一郎：建築計画における老人の諸特性に関する研究(学位論文)、1972年
- 2) 小滝一正・林玉子：老人住宅の設計に関わる老人の生活動作特性に関する研究、住宅建築研究所、1977年
- 3) 木下茂徳ほか：老人福祉センターの建築計画に関する研究、昭和43年度日本建築学会大会学術講演梗概集、4083、4098、1968年、など
- 4) 野村東太ほか：老人施設の建築計画的な研究、昭和48年度日本建築学会大会学術講演

- 梗概集、5244、5255、1973年、など
- 5) 鈴木成文ほか：地域老人福祉施設に関する基礎的研究、昭和52年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5149～5152、1977年
 - 6) 松本暢子：既成市街地における高齢者の地域の実態と居住類型に関する研究（学位論文）、1986年
 - 7) 荒木兵一郎：前掲論文
 - 8) 水野弘之ほか：高齢者が寝たきりとなる過程における住環境要因等に関する研究、昭和62年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5363～5365、1987年
 - 9) 大原一興：高齢者の生活拠点移動に関する建築計画的な研究（学位論文）、1989年
 - 10) 佐藤平ほか：聴（聴）覚障害者住宅に関する建築計画的な研究、昭和49年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5190～5193、1974年など
 - 11) 木下茂徳ほか：車イス使用者の動作分析、昭和47年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5205、5206、1972年
 - 12) 陳慧玉ほか：女子車いす使用者の調理作業についての研究、昭和50年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5114～5116、1975年
 - 13) 柳沢忠ほか：老人と集合住宅に関する研究、昭和51年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5155、5156、1976年
 - 14) 鈴木晃：独居老人の住生活問題と住宅保障に関する研究（学位論文）、1986年
 - 15) 厚生省人口問題研究所：全国世帯数の全国推計、1987年10月。カッコ内の%の母数は同研究所：日本の将来人口新推計について、1986年8月の中位推計による。
 - 16) 小笠原祐次：高齢者の生活障害と生活問題、佐藤進編著：老人と人権、同文館、1977年所収、pp140-145
 - 17) 小笠原祐次：同前書、p176
 - 18) 小川正光・小川裕子：高齢者を含む世帯における住宅事情の地方類型、日本建築学会計画系論文報告集、第403号、1989年9月、p115
 - 19) 柳沢忠編著：建築計画—計画・設計課題の解き方、共立出版、1980年、p258
 - 20) 建築大辞典、彰国社、1974年、p792
 - 21) 柳沢忠編著：前掲書、p259
 - 22) 同前
 - 23) 佐口卓・森幹郎・三浦文夫：老人はどこで死ぬか、至誠堂、1970年、p76
 - 24) 建築大辞典、彰国社、1974年、pp637-638

第2章 単身高齢者の住生活

2-1 住生活の枠組	21
2-2 生活時間	21
(1) 睡眠時間	21
(2) 時刻別生活行為	24
(3) 生活行為の因子	24
(4) 楽しい時・寂しい時	27
2-3 単身高齢者の住み方	27
(1) 少家具整然型	29
(2) 少家具雑然型	29
(3) 多家具整然型	29
(4) 多家具雑然型	30
(5) 持ち物	36
2-4 住み方の変化	38
(1) 事例の検討	38
(2) 住み方の変化の特徴	42
2-5 地域でのコミュニケーション	44
2-6 単身高齢者の住生活に関するまとめ	47
(1) 住居依存性の強さと生活圏の狭さ	47
(2) 地域依存性・居住立地限定性の強さ	47
(3) 住生活管理能力の問題	47
(4) 緊急時の問題	47

2-1 住生活の枠組

生活の枠組ないし構造を明らかにしようとする試みは、真田是氏のまとめたところによると¹⁾、構造機能主義によって生活を把握するもの—青井和夫氏²⁾、労働力の生産過程と消費過程の循環式とするもの—副田義也氏³⁾、生活の階級別の把握をベースにするもの—園田恭一氏、などがある。真田是氏自身は、生活の内部において生活を規定しているのは労働であるとし、家族、地域社会、生産関係、労働などに生活把握の契機を求めている⁴⁾。

本論では、住生活を分析するという目的に照らして、副田義也氏が「生活構造論の展開のための4つの契機」⁵⁾として提起している、生活水準、生活関係、生活時間、生活空間を援用して、生活の基礎的な構成要素である生活時間、生活空間、生活資材、生活関係の4つを分析のツールにして、具体的には次のような構成から単身高齢者の住生活を考察してみたい。

- ① 生活時間…単身高齢者の一日の生活時間の分析をとおして、生活の特徴を明らかにするとともに、住み方の数年間の変化の追跡から、単身高齢者の住生活の長期的な変化の特徴を明らかにしたい。
- ② 生活空間と生活資材…住み方調査の分析をとおして、空間やモノとの関わりを把握する。
- ③ 生活関係…生活時間のうちの「楽しい時」「寂しい時」の分析や、人間関係、コミュニティなどの分析をとおして、単身高齢者の生活関係の特徴を明らかにしたい。

2-2 生活時間

表2-1は老人アパート第2次調査(1979年10月実施)の結果のうち、入居高齢者の生活時間構造を示したものである。老人アパートに入居している単身高齢者は、施設に入居している高齢者と違い、あるいは同居高齢者とも違い、時間面においては極めて自由な生活を営んでいる。その点から、その生活時間の様子は、高齢者を最も非束縛的な状況に置いた場合を知ることができるということからも、注目して良いであろう。調査では、通常の週日の様子を聞いている。

(1) 睡眠時間

覚醒時刻(床から出ている訳ではない)は5時台が44%強で、続いて6時台と4時台が10数%ずつ、そして3時台も1人おり、比較的早い時刻に目覚めている人が多い。しかし7時以降も22%いる。就寝時刻(布団に入り、寝ようとする時刻)は不明の4人を除いて、22時台が41%、21時台が27%であり、比較的早い時刻に就寝している人が多いが、23

表2-1 中野区老人アパート入居者の生活時間

対象名	一日のステージ別生活行為				覚醒時刻								就寝時刻							
	朝食	昼食	夕食	夜食	3	4	5	6	7	8	20	21	22	23	24	1				
AK	a	洗	友	TV																
	A	IV	買	S	酒	TV														
	B	新	S	縫	基	浴	TV													
	C	TV	W																	
住	b	新	TV	掃	洗	買	本	TV	買	TV	TV									
	D																			
	c																			
	E	経	掃	洗	縫	TV	R	浴	縫	TV										
HP	d	経																		
	P																			
	G																			
	H	TV	掃	洗	S	TV	浴	S												
住	I																			
	e																			
	f																			
	g																			
HM	h	掃	洗	本	経	TV	病	買												
	i																			
	J	体	掃	掃	外	縫	買	TV	TV											
	K	掃	マ	R																
OM	j	TV	TV	病	TV	浴	TV													
	l																			
	k																			
	l																			
住	m																			
	M																			
	n																			
	o	経	病		S	浴	買	TV												
WR	p	洗	買	S	TV	浴	買	TV												
	q	掃			外	浴	TV													
	N				外	本	浴	買	TV	R										
	r	掃	洗	縫	TV	W	外	TV	新											
KD	s																			
	O																			
	t	掃	友	TV	浴	買	TV													
	u	掃	縫																	
AK	v																			
	w	水	宗																	
	x	掃	洗	外	買	浴	TV													
	y	TV	洗	縫																
住	z	縫	書	外	洗	縫	本	TV												

・対象者のアルファベットの、大文字に横点は男性、小文字は女性を示す。
 ・生活行為欄の横点のかかっている箇所は、外出を示す。
 ・TV: テレビ視聴 浴: 浴場 買: 買物 洗: 洗濯 掃: 掃除 縫: 縫い物 S: 昼寝・ごろ寝 病: 通院
 外: 外出・散歩 本: 読書 新: 新聞 W: 仕事 経: 経路 R: ラジオ 体: 体操・マナジ 老: 老人センター
 友: 交友 基: 囲碁 酒: 飲酒 水: 水筒 書: 日誌 宗: 宗教活動

時台が16%、24時台が11%、そして1時台も1人いるなど、夜ふかし型の人も4人に1人以上の割合でいる。後者は、テレビ視聴の影響もあろうが、単身生活の気楽さも手伝っているといえよう。睡眠時間は不明の4人を除いて、7時間と8時間が27%ずつ、9時間が16%、そして10時間が8%いる。以上合わせて、7時間以上という一般的に考えても普通の睡眠時間以上の人が80%ほどいる。短い方では、6時間が5%、5時間が11%、4時間が5%いた。

また昼寝やごろ寝が多いことが特徴であり、表2-1によると8人がそれを挙げている。行為の特徴から言って、特に自分からそれを生活行為として答えていない人も多いと思われるので、昼寝・ごろ寝はかなり広範な行為であろうと考えられる。なお、前述の8人の夜間の睡眠時間は、8時間1人、9時間3人、10時間2人、不明2人であり、むしろ夜間も十分な時間を採っている。

この老人アパート調査との比較のために、準個室型養護老人ホームゆたか荘の入居者の睡眠時間を見てみたい。ゆたか荘は第1章で述べたように、3畳の準個室になっており、他の養護老人ホームではいわゆる雑居制が多いのと比べると、入居者は比較的自由な生活を送っている。ただし、テレビなど居室への持ち込み禁止のものはあり、また起床(6時30分)や消灯(21時)の時刻が決められているなど、いわゆる日課もある。従って老人アパートに比べて、とくに起床・消灯時刻については拘束的である。

このゆたか荘調査で調べた33人の入居者のうち、一般住宅においても一人で自立的な生活を送れそうな23人について睡眠時間を集計すると、次のような結果になった。就寝時刻は平均で20時18分、最頻が20時、最も早い人が18時30分、最も遅い人が23時であった。起床時刻は、平均で5時32分、最頻が6時、最も早い人が4時、最も遅い人が最頻と同じ6時であった。平均睡眠時間は9時間14分である。5時間と7時間45分が1人ずついる以外は全員が8時間の睡眠時間になっている。一番長い人は11時間15分であった。

以上のことから単身高齢者の睡眠の特徴は、次のようにまとめることができよう。

① 目覚めが比較的に早い時刻であることは、高齢者について通常理解されている通りである。就寝時刻は全体的には早寝型の人が多いとはいえ、夜ふかし型の人もそれなりの割合でいる。

② 睡眠時間は、従来の通念では高齢者は短いものとされていたが、一部に極端に短い人はいるものの、多数はむしろ一般以上の時間を採っている。なかには10時間以上の長時間の人も珍しくない。

③ 昼寝・ごろ寝をする人が広範にいると思われる。

(2) 時刻別生活行為

表2-1の被調査者41人のうち31人が夕食後をテレビ視聴で過ごしている。これが表で最も目につくことである。高齢者は一般的に、身体能力や危険性のために夜の外出を控える事の多いが、特に単身生活の場合には、孤独不安の「最悪の時」¹⁾である夜をテレビ視聴で過ごすのが、現状では最も安易で無難な方法なのであろう。サンドラ・C・ハウエルは老人のテレビ視聴について次のように述べている²⁾。

高齢者は、他のどの個人的生活行為よりもテレビを見ることに余暇の多くを費やす。それは精神的・肉体的な努力をあまり必要とせず、一人でもグループでも関わられる楽しい娯楽なのである。テレビは情報や慰みの拠りどころであり、また、悲しみ、孤独、不安に対処する手段として考えているようでもある。

夕食前に浴場や買い物の外出も目立った行為である。浴場の方は、老人アパートには浴室が設置されておらず、銭湯や老人福祉センターなどの公共浴場を利用するのだが、前述のように夜間の外出を避けて、夕方行く人が多い。

午前から午後にながら外出している人は6人である。外出内容の内訳は、通院などが2人、仕事が2人、老人センターが1人、宗教活動が1人である。残りの35人は、比較的短時間の外出のほかは、住宅周辺ないし住戸内での生活時間が長い。いわば住宅依存性の強い生活を送っている人が多いということである。

なお、単身高齢者と夫婦高齢者、同居高齢者との生活行為の差異を山口県調査で見たのが図2-1から図2-3までである。全体としては単身高齢者とはかとは、午前、午後ともに有意な差は見られなかった(夫婦と同居の間では午前について見られた)。しかしテレビ視聴は他に比べて単身高齢者が多く、逆に仕事をすることは少ないという傾向が表れている。

(3) 生活行為の因子

表2-1の日中(朝食から夕食まで)の生活行為を因子分析した結果が表2-2である。分析の方法は、日中の行為の多い方から16を選んで、その行為を行っているかどうかをケース(個人)別にデータ化し、それを因子分析にかけたのである。

その結果はあまり明瞭なものではなかったが、しかし大きな特徴として、第1因子から第3因子までが住宅内の行為(寄与率合計57.3%)、同第4から第6までが住宅外での行為(同35.4%)であることが得られた。すなわち単身高齢者の日中の生活行為を特徴づける潜在的な因子として、戸内型の行為が大きな位置を占めるということである。住宅依存性が行為面からも特徴づけられた。

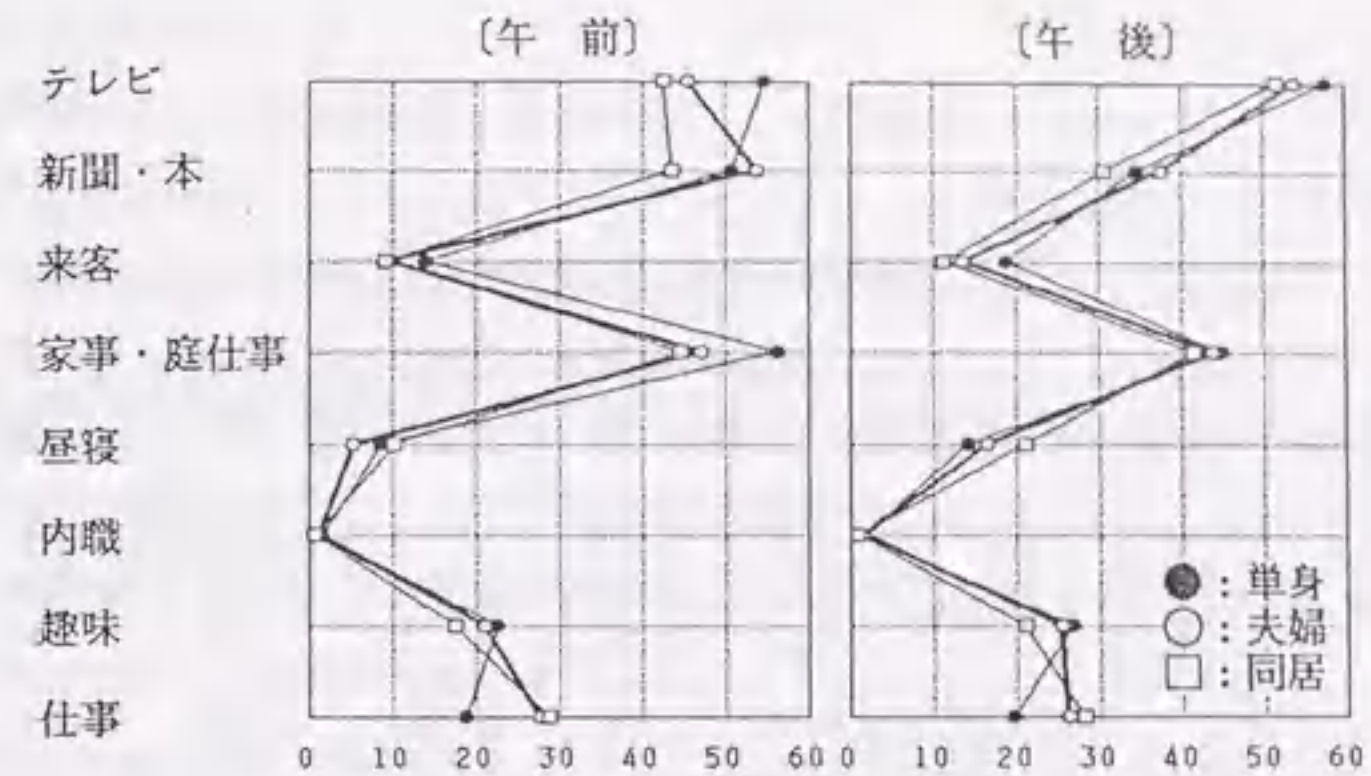


図2-1 午前・午後の生活行為 (M.A.) (山口県調査)

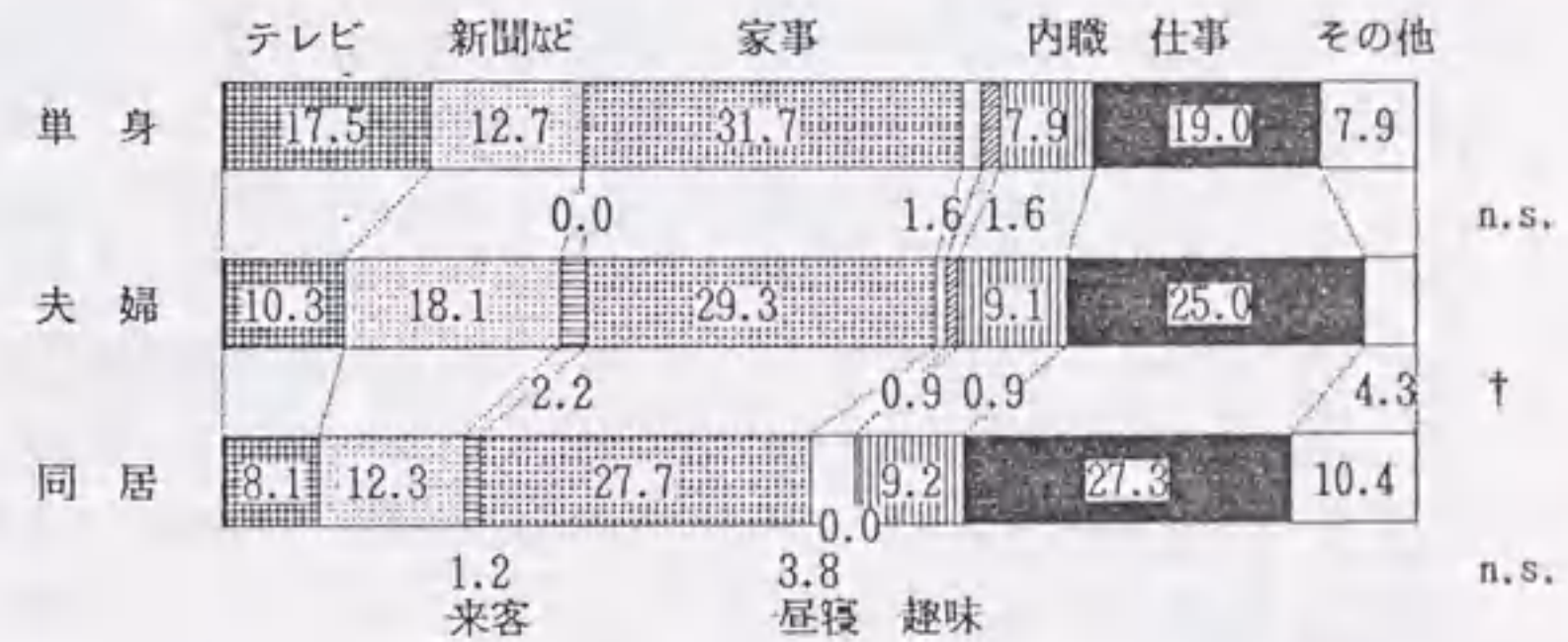


図2-2 午前のおもな生活行為 (n.s.) (山口県調査)

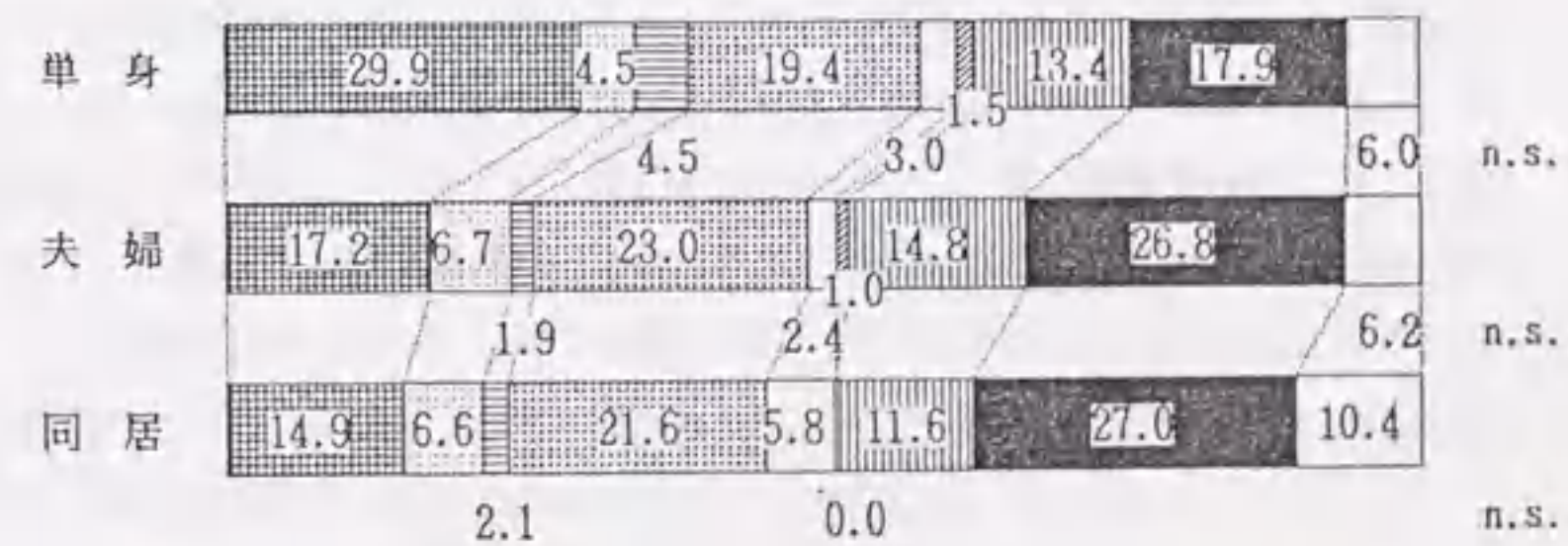


図2-3 午後のおもな生活行為 (n.s.) (山口県調査)

表2-2 中野区老人アパート入居者の日中生活行為の因子分析 (バリマックス回転後)

因子 行為	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子	第6因子	第7因子
ラジオ 聞く	0.7904	0.1704	0.3738	0.0225	0.1170	-0.0238	-0.0554
新聞読む	0.7036	0.0370	-0.1970	-0.0751	-0.3540	0.0201	-0.0575
読 書	0.4752	-0.0958	-0.3887	-0.1983	0.2306	0.0795	0.3921
裁 縫	0.1276	0.7643	0.1665	-0.0269	0.0654	0.0798	-0.0199
テレビ 見る	-0.1063	0.1208	0.5761	-0.1269	0.0861	0.0241	0.1328
読 経	0.1462	0.0169	0.4783	-0.0342	0.1757	0.1148	-0.1172
仕事 働く	-0.0822	-0.0179	-0.1468	0.9671	0.1583	0.0774	0.0021
交 友	0.0035	0.0444	-0.1806	-0.0485	-0.6198	0.0635	-0.0961
外 出	-0.1317	0.4762	-0.4613	-0.1246	0.5281	0.1657	0.0117
昼 寝	0.0028	-0.1565	-0.0944	-0.1263	-0.3055	-0.0915	-0.0046
掃 除	-0.1655	-0.0299	-0.0713	0.0019	0.2511	-0.1215	0.2268
老人センター 浴 場	-0.0899 -0.1688	-0.1088 -0.0583	-0.0319 0.1238	-0.0513 0.0553	0.0772 0.1715	-0.9101 0.3161	-0.0643 -0.2756
洗濯 通 院 買 物	-0.2008 -0.1769 0.0067	0.2862 -0.4562 -0.0450	0.1810 0.1547 0.0046	0.0129 -0.2403 -0.0034	0.2114 0.2938 0.0342	-0.0324 0.2650 0.0312	0.5075 -0.4767 0.3608
寄与率	21.0 %	19.4 %	16.9 %	13.6 %	12.0 %	9.8 %	7.2 %
因子解釈	静的情報	裁縫	室内日常	仕事	交友など	施設外出	生活維持

(4) 楽しい時・寂しい時

日常生活の中での楽しい時と寂しい時を、一つだけ自由に記載するという形式で、山口県調査で尋ねた結果が図2-4と図2-5である。楽しい時は、全体としても世帯形態別にも、有意差は見られず、読書や趣味、仕事や作業、テレビやラジオが上位を占めた。

寂しい時は、全体としても世帯形態別にも有意差があり、特に単身高齢者とそれ以外の差が明確に見られた。単身高齢者は、寂しい時が「特にない」は他の世帯形態に比べて最も少なく、「病気の時や体の調子が悪い時」「雨ふりや夜」が他に比べて際立って多くなっている。逆に「一人を感じる時や孤立した時」は同居高齢者において最も多く、単身高齢者においては、比較的少なくなっている。

英国の社会(人類)学者でコミュニケーション研究の権威であるジェレミィ・タンストールは、孤独(alone)の諸形態として、独居(living alone)、社会的孤立(social isolation)、孤独不安(loneliness)、アノミー(anomie)の4つを挙げ、その各々の発生しやすい状況や、互いの関連について述べているが、そのうち孤独不安について、それにおそわれやすい時刻を、単身高齢者についてと高齢者全般の傾向として「夕方から夜にかけて」、同居高齢者については「みなが働きに出て行った日中とか午後」を挙げている³⁾。山口県調査の結果はこのタンストールの調査結果とも合致している。

2-3 単身高齢者の住み方

同居高齢者や夫婦高齢者の住生活には、それなりに種々の問題があるにしても、それを支えあう私的介護や相互援助が多かれ少なかれある。しかし単身高齢者にとっては、ホーム・ヘルパーやボランティアなどの社会的介護や親族・友人などの介護が時折の事として期待できる以外には、日常は本人が住生活のすべてを管理しなければならない。従って、その住み方には、高齢者のさまざまな住生活管理能力と住み方が比較的純粋なかたちで表れていると見てもよいであろう。

こうした単身高齢者について、老人アパートは、この階層向けに、比較的単一的な住戸平面で、しかも小規模な住戸がある程度まとまった戸数供給されている稀少な例である。そこで次に、この老人アパート入居者の住み方の分析から、単身高齢者の住生活の特徴を考察したい。分析対象は、老人アパート第2次調査で得られた住み方のデータで計41例である。うち男性が14例(34%)女性が27例(66%)で、およそ1対2の割合であった。ベッドを置いているのは9例(22%)であった。以下で、住み方が整然としているか否かの判断は、調査員の所見と住み方の図の両方から判断した。

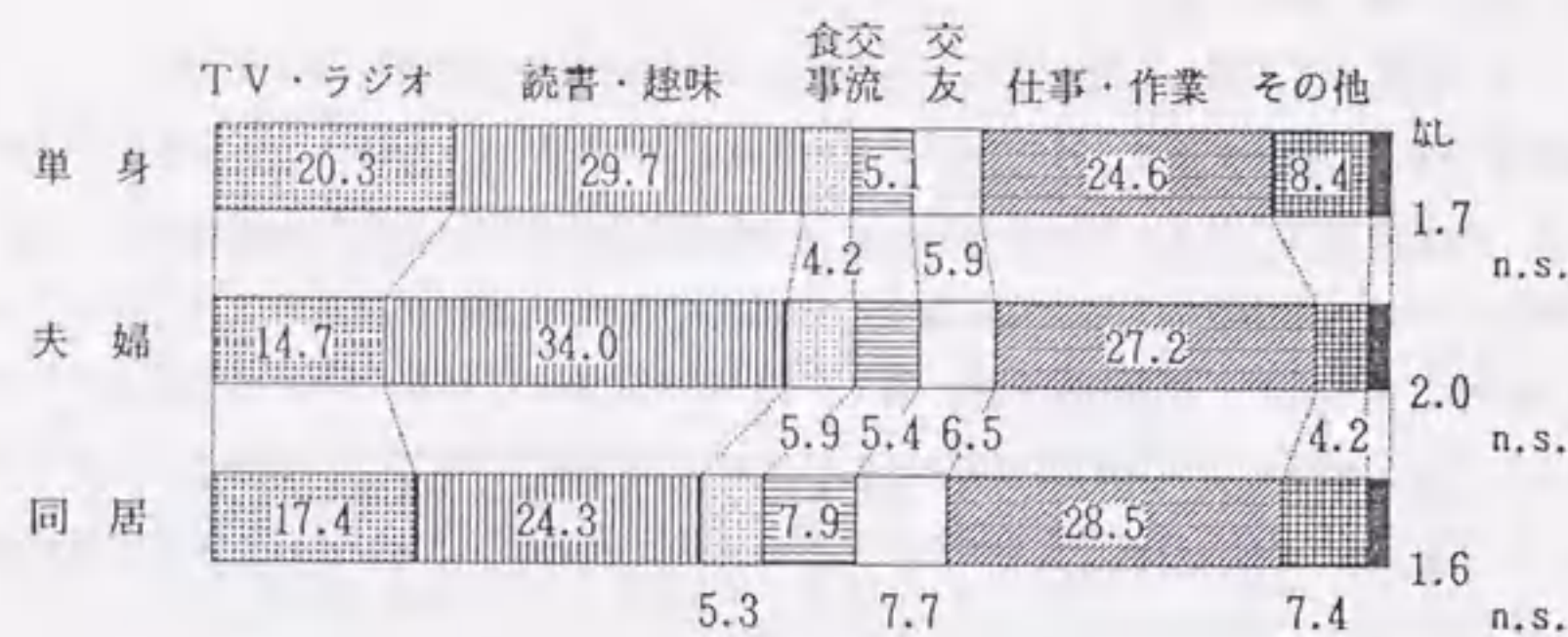


図2-4 楽しい時 (一つだけ自由記載) (n.s.) (山口県調査)

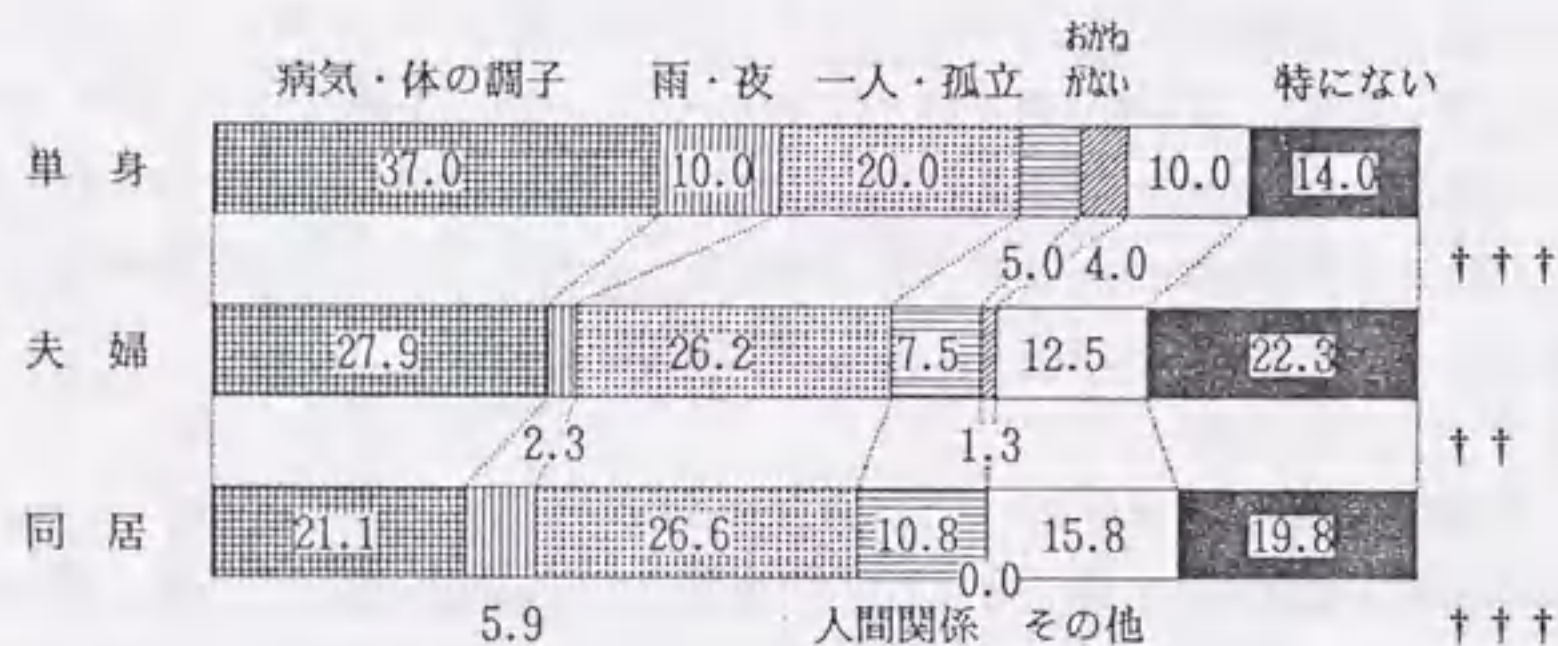


図2-5 寂しい時 (一つだけ自由記載) (†††) (山口県調査)

上図中の記号は次の意味である。

- n. s. : 有意差なし
- ††† : 1%以下の危険率で有意差あり
- †† : 2%以下の危険率で有意差あり

(1) 少家具整然型

比較的少ない家具で比較的整然と住んでいるタイプは、結果として広々とした住み方の印象を与えるのだが、それは図2-6のように9例(22%)あった。男性はうち2例であり、少ない。ベッドを置いている例は3例で、全体の中で比べると比較的多い。後で見ると、ベッドを置くケースはほかに多家具雑然型に多く見られ、この大きさの住戸でベッドを導入することの難しさを物語っている。

図のうち1番の71歳の女性は、少家具というよりもむしろ閑散とした感じである。その原因は調査の中で特に見当たらず、本人は至って元気であるし、2年後の調査においても家具は若干増えたもののまったく同様の傾向を示したことから、多分に性格的なものであると言えよう。いわば「閑散型」とも言えそうな住み方は、この1例のみであった。

4番の74歳の男性は、ベッドを置いているが、腰に良くないということで、この時点では使用していない。後述するように2年後には、このベッドを使用している。

全体として少家具整然型の人、調査結果の性格面(調査員所見)を見ると、身体面はともかく気持ちの点でしっかりした人が多く、信念を持ってこの住み方を選択しているようである。

(2) 少家具雑然型

家具は比較的少ないが、住み方が雑然としている事例は、図2-7の3例が見られた。

このうち10番の76歳の男性の例については、明らかに室内をゾーン分けして住んでいることを窺わせるものであり、雑然としてはいても混乱しているとは言えない。他の2例も散らかってはいるが混乱しているとはまでは言えなかった。

(3) 多家具整然型

図2-8と図2-9のように、比較的多くの家具を持ち(ただし第6章での検討によると単身高齢者にとっては必要な家具であろう)、比較的整然とした住み方をしている人が15例(37%)あった。このうち男性は3例であり、これはこの型のうち20%でしかなく、少なかった。この3人の男性は、調査員所見によると、体は少し弱く物忘れが激しいが住戸については様々な意見を持ち工夫している人(13番)、口数は少ないがしっかりしており生活管理がきちっとしている人(16番)、今まで奥さんとおばあさんが病気で何から何まで一人でやってきた人(17番)であり、共通項としては、生活管理を良くすることについて何らかの訓練・工夫ないし性格を持っていることであろう。少家具整然型の男性も、元大工で元気で世話ずき(3番)、元会社経営者で自分の考えをしっかりと持っており日記

や家計簿をつけるなど几帳面(4番)など、生活管理面で現代の男性高齢者としてはしっかりしたものを持っているという特徴がある。

この型でベッドを持っている人は1例(13番)しかなく、しかもこの人は「部屋が狭く、友人が来てもスペースがとれず、下にごみが溜まる」として処分したがっているなど、この住戸規模ではベッドの導入は矛盾を招くようである。

この型の中で(すべての型の中でも)2例は、家具類を壁沿いに置くのではなく、台所と居室の間の間仕切りを挟むかたちで配置してあった。そのうち1例(13番)はベッドを置いたことにより、もう1例(23番)は住戸がアパートの妻側の端にあり、壁に南向きの窓があいているためであった。前者は前述のようにこのベッドを処分したがっているし、後者は家具配置の難しさを訴えている。したがってこの住戸平面では、家具の配置は壁沿いに行うのが自然なのであろう。

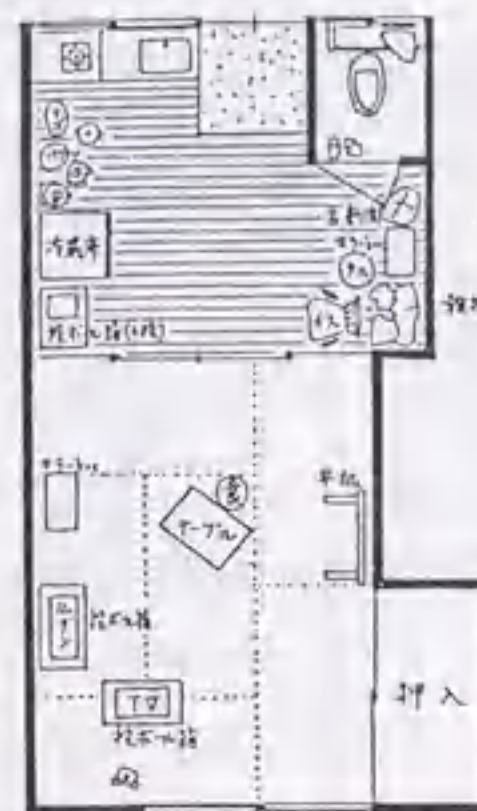
(4) 多家具雑然型

比較的多くの家具があり雑然と住んでいるのは、図2-10と図2-11の14例(34%)であった。多家具の中では、整然と雑然とはおよそ半々に分かれている。多家具雑然型の中では、男性が8例(57%)と多くを占めている。またベッドを置いている例が5例(36%)あり、他の型に比べて多い比率になっている。全部の型のうちベッドを置いている例は9例あるが、そのうち5例がこの多家具雑然型にあり、ほかに少家具整然型3例、多家具整然型1例となっている。多家具雑然型では女性は少数である。その事例の特徴を調査員の所見に拾うと次のようになる。言葉づかいがよく、部屋の様子はすべて洋風、台所がうまく片づいていない(30番→2年後の調査では片づきの悪さは住戸全体に広がっていた→図2-16)。腰が悪く、布団が押し入れにあがらない(32番)。足と心臓が悪く、蟄居気味(36番)。足腰を交通事故で傷めた。座骨神経痛。右半身が痛む。気分は大らか(37番)。足は丈夫。外出が好き(40番)。足腰は丈夫で元気。アパートにはほとんどいなくて、あちこちに出かけることが多い(41番)。

以上をまとめると、足腰が悪く、片づけが思うにまかせないと思われるもの→3例、外出行動が多く、片づけの時間がとれないと思われるもの→2例、多分に本人の性格ないし精神的なものに起因していると思われるもの→1例、であった。すなわち、生活管理能力の欠如からくる混乱であると明らかに推定される事例は、最後者の1例のみである。

これに対して男性は、調査した14例のうち8例(57%)までがこの多家具雑然型に入っており、その原因は次のように、生活管理能力の欠如によると思われるものが多数(6例ほど)を占めている。

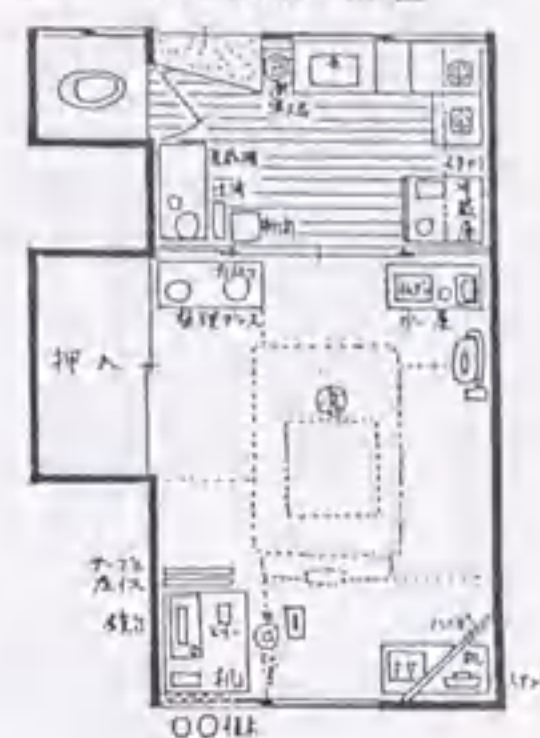
1. 女・71歳・KB荘



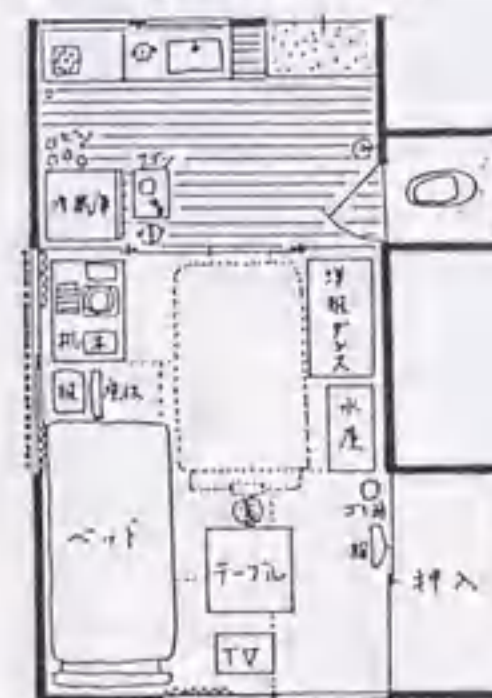
2. 女・81歳・HP荘



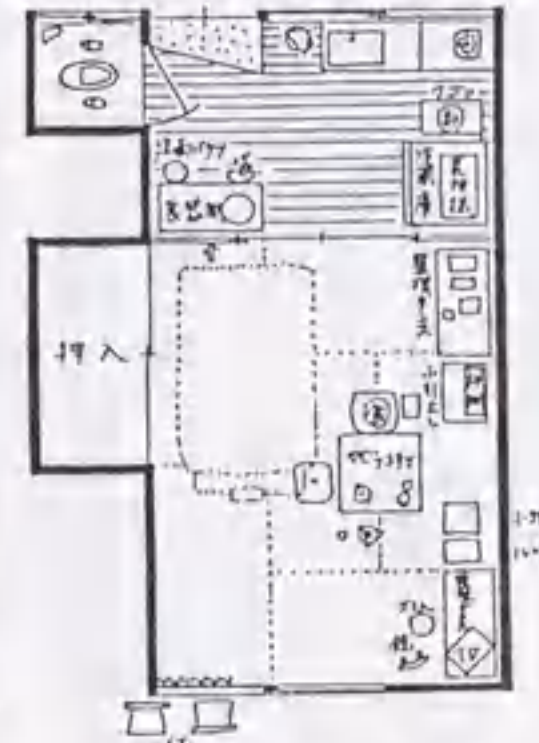
3. 男・75歳・HP荘



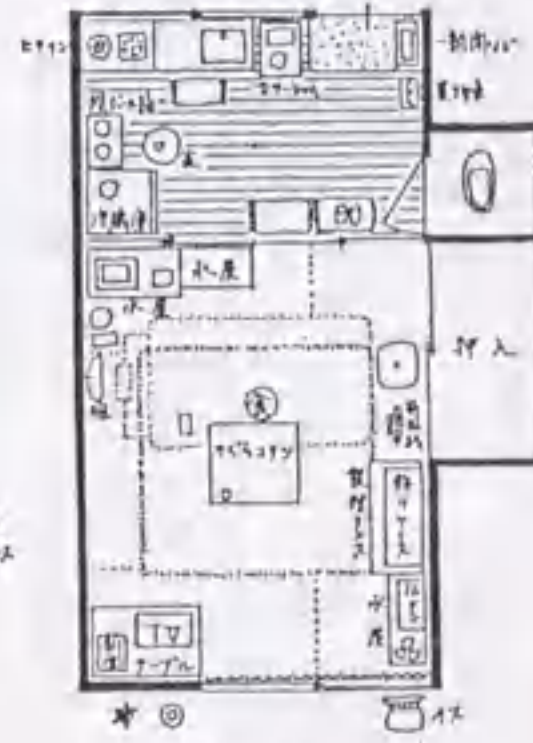
4. 男・74歳・HP荘



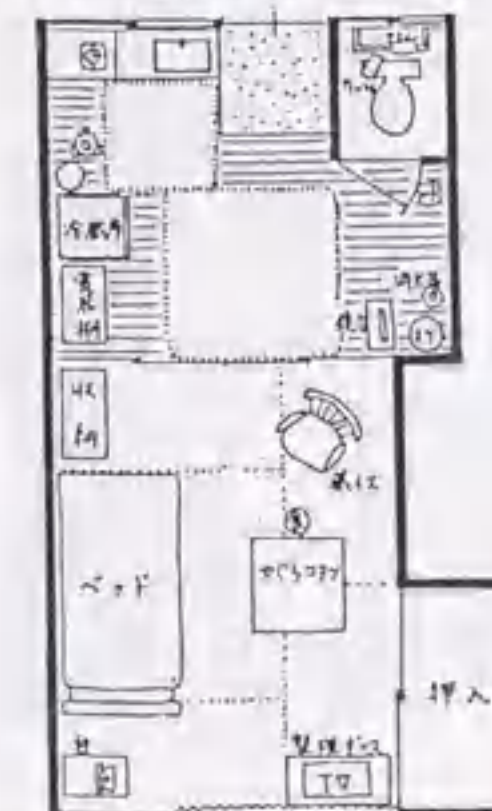
5. 女・80歳・HP荘



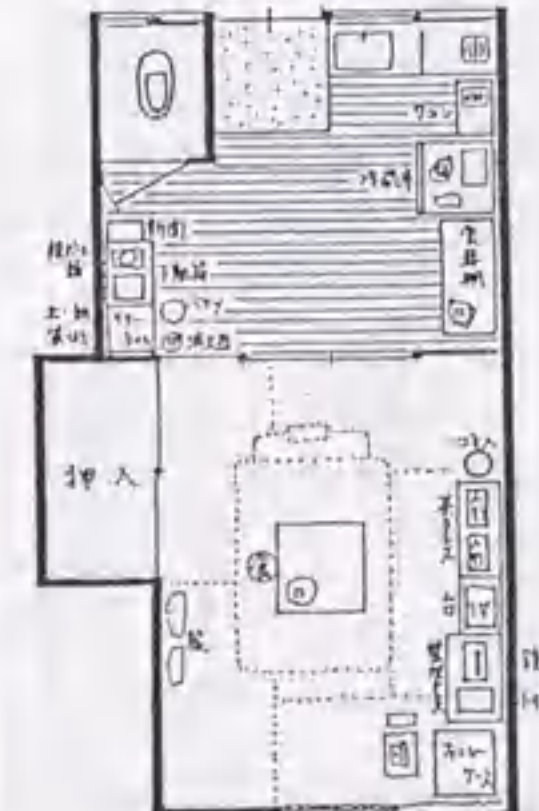
6. 女・81歳・OM荘



7. 女・79歳・KB荘



8. 女・68歳・KB荘



9. 女・78歳・AK荘

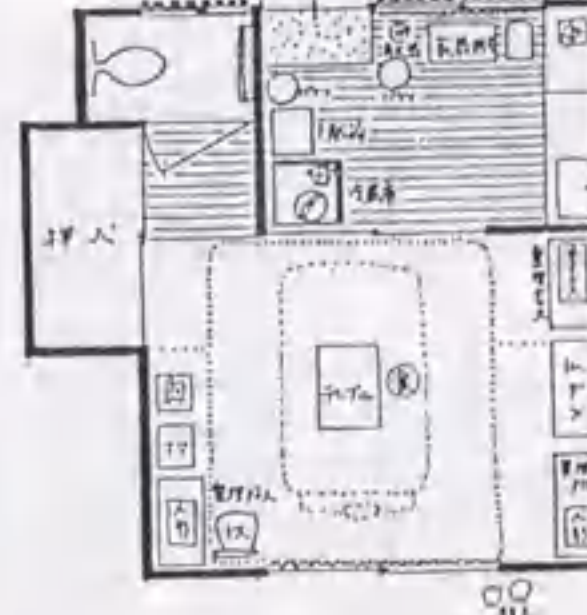
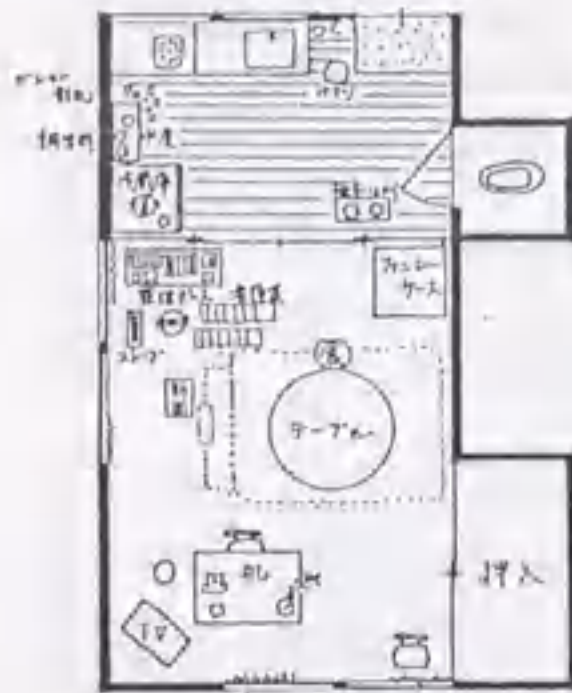
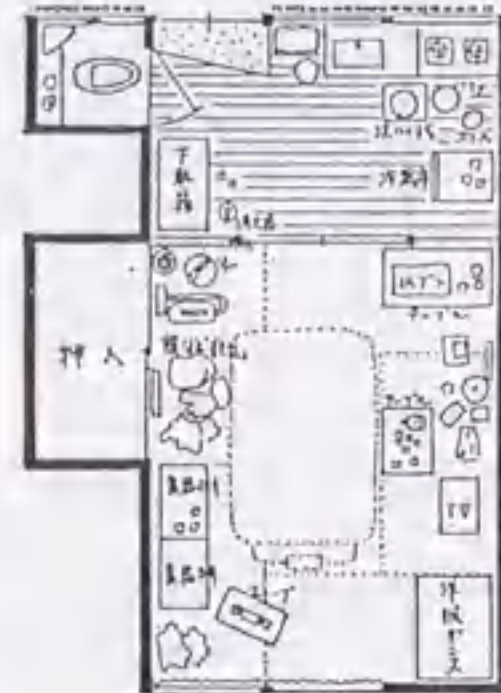


図2-6 老人アパートの住み方タイプ—少家具整頓型—

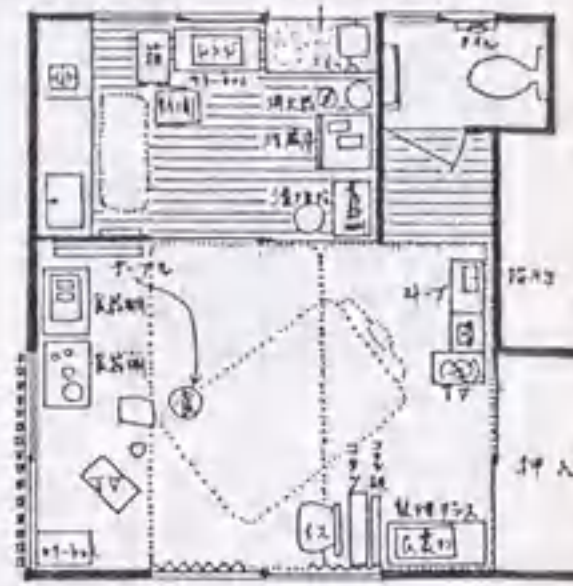
10. 男・76歳・HP荘



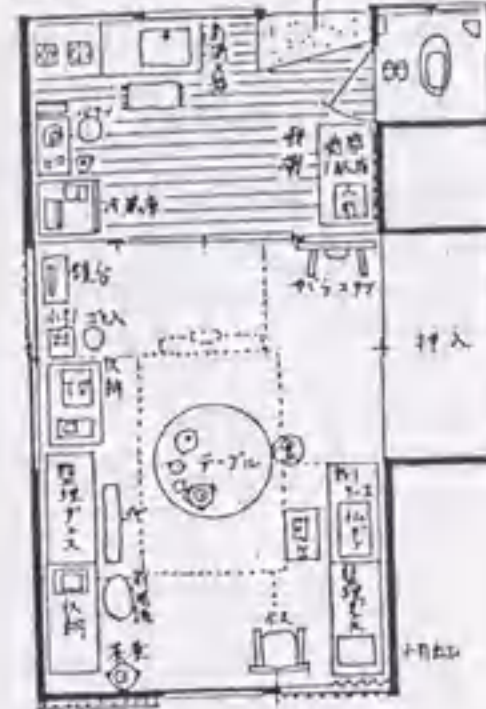
11. 女・72歳・WK荘



12. 女・75歳・AK荘



19. 女・80歳・HM荘



20. 女・72歳・HM荘



21. 女・71歳・HM荘

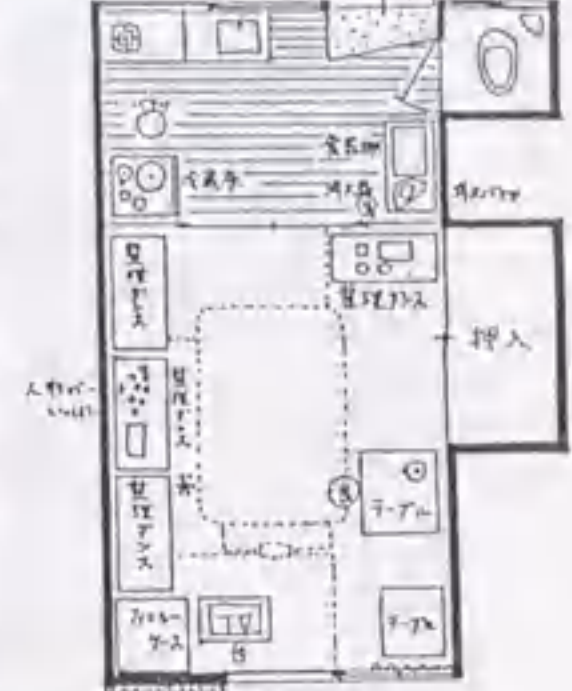
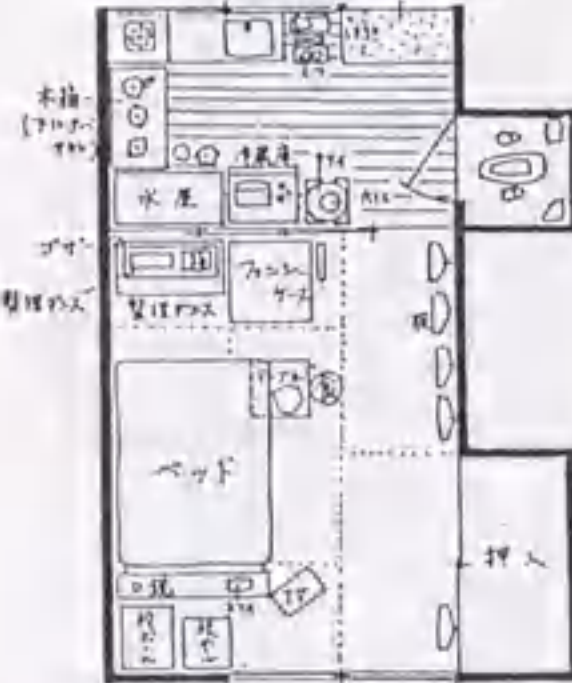
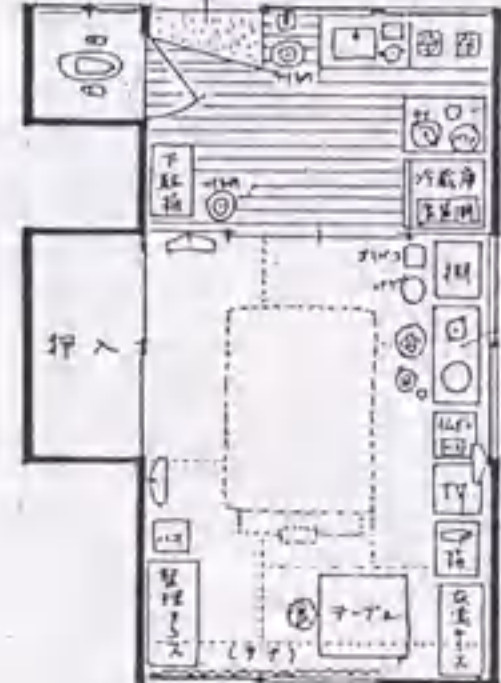


図2-7 老人アパートの住み方タイプ—少家具雑然型—

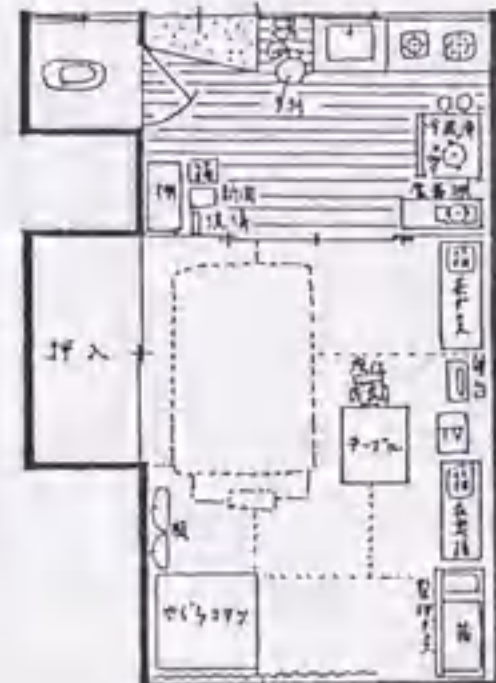
13. 男・80歳・HK荘



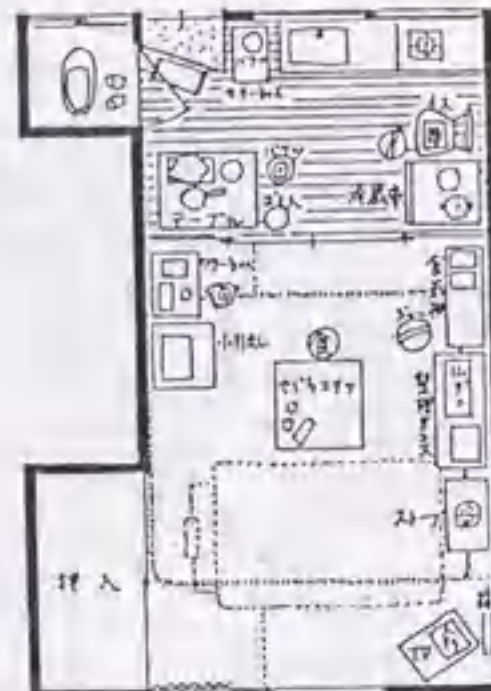
14. 女・82歳・HK荘



15. 女・71歳・HK荘



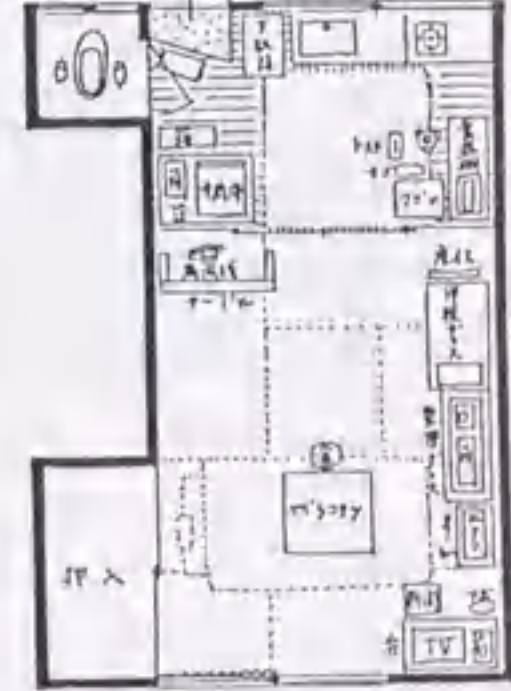
22. 女・83歳・OM荘



23. 女・72歳・OM荘



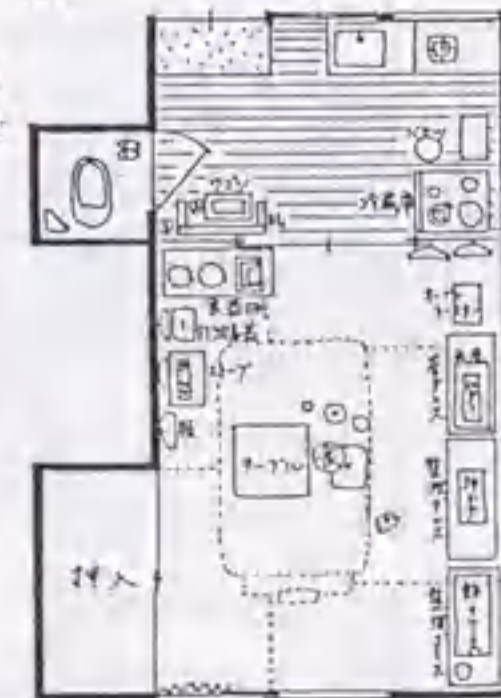
24. 女・80歳・OM荘



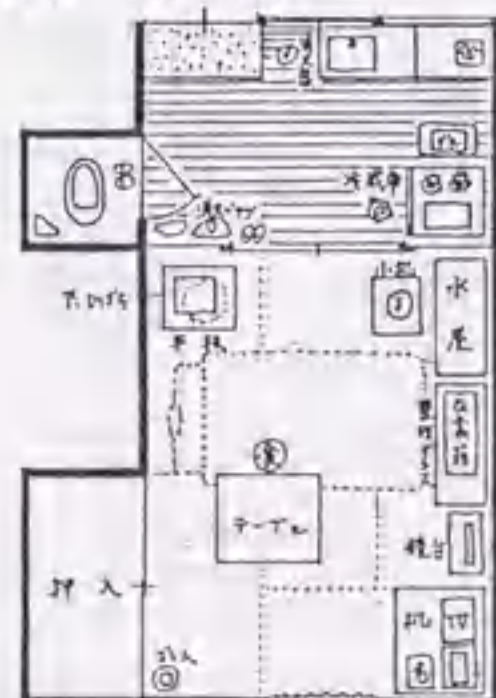
16. 男・82歳・HK荘



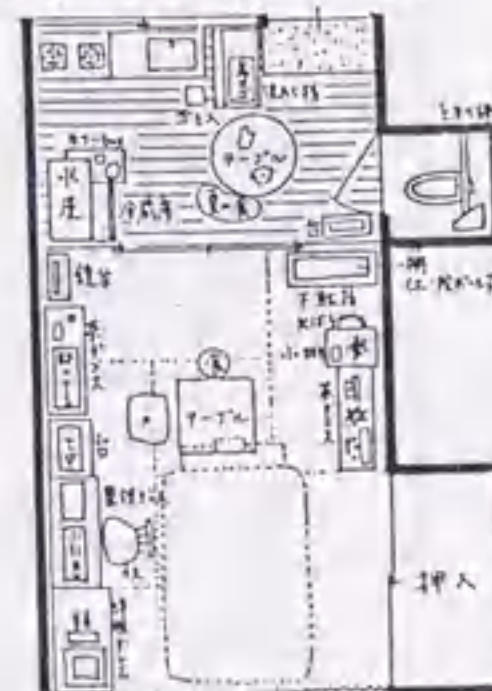
17. 男・71歳・HM荘



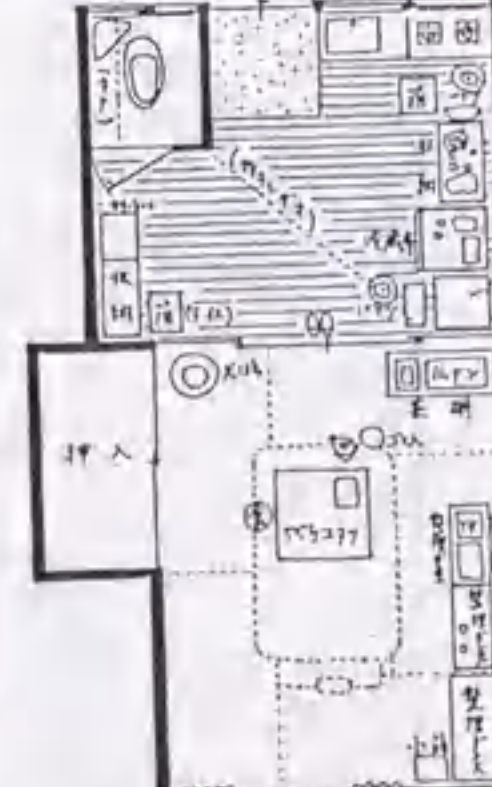
18. 女・82歳・HM荘



25. 女・80歳・WK荘



26. 女・78歳・KB荘



27. 女・68歳・AK荘

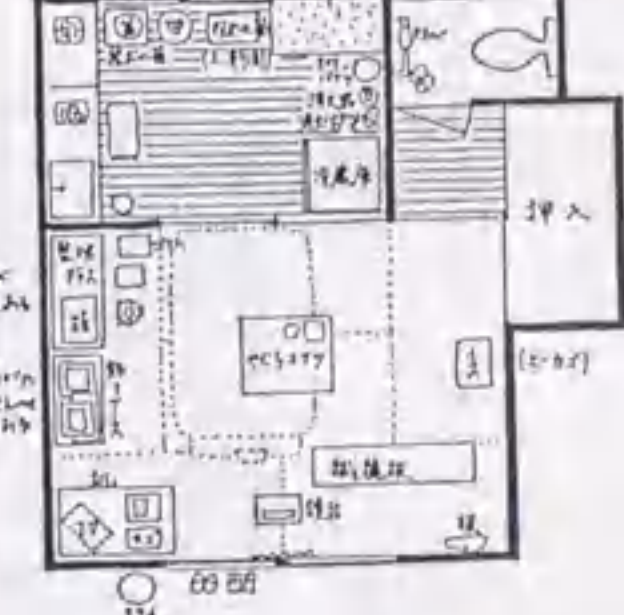


図2-8 老人アパートの住み方タイプ—多家具整然型—

図2-9 老人アパートの住み方タイプ—多家具整然型・つづき—

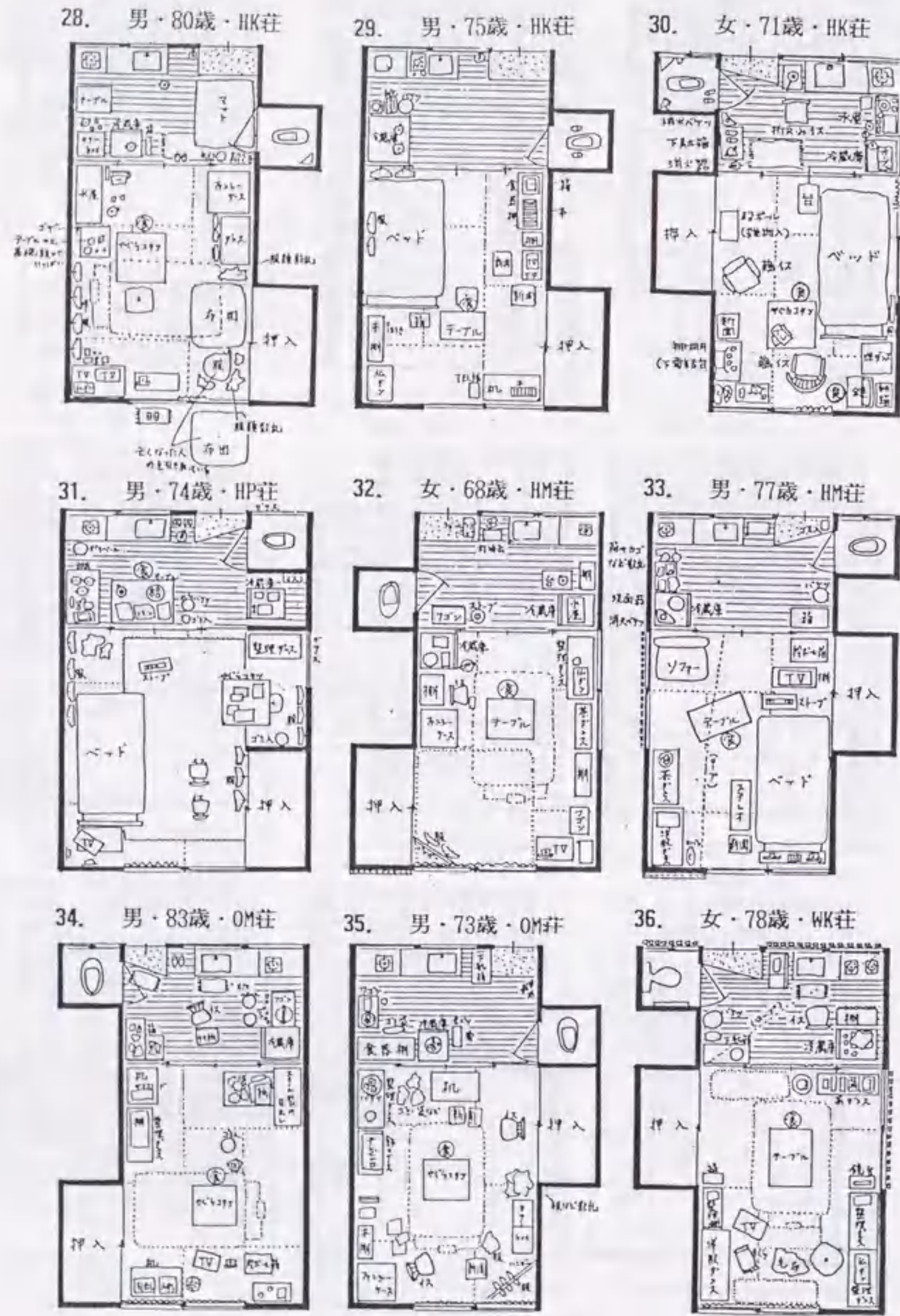


図2-10 老人アパートの住み方タイプ—多家具雑然型—

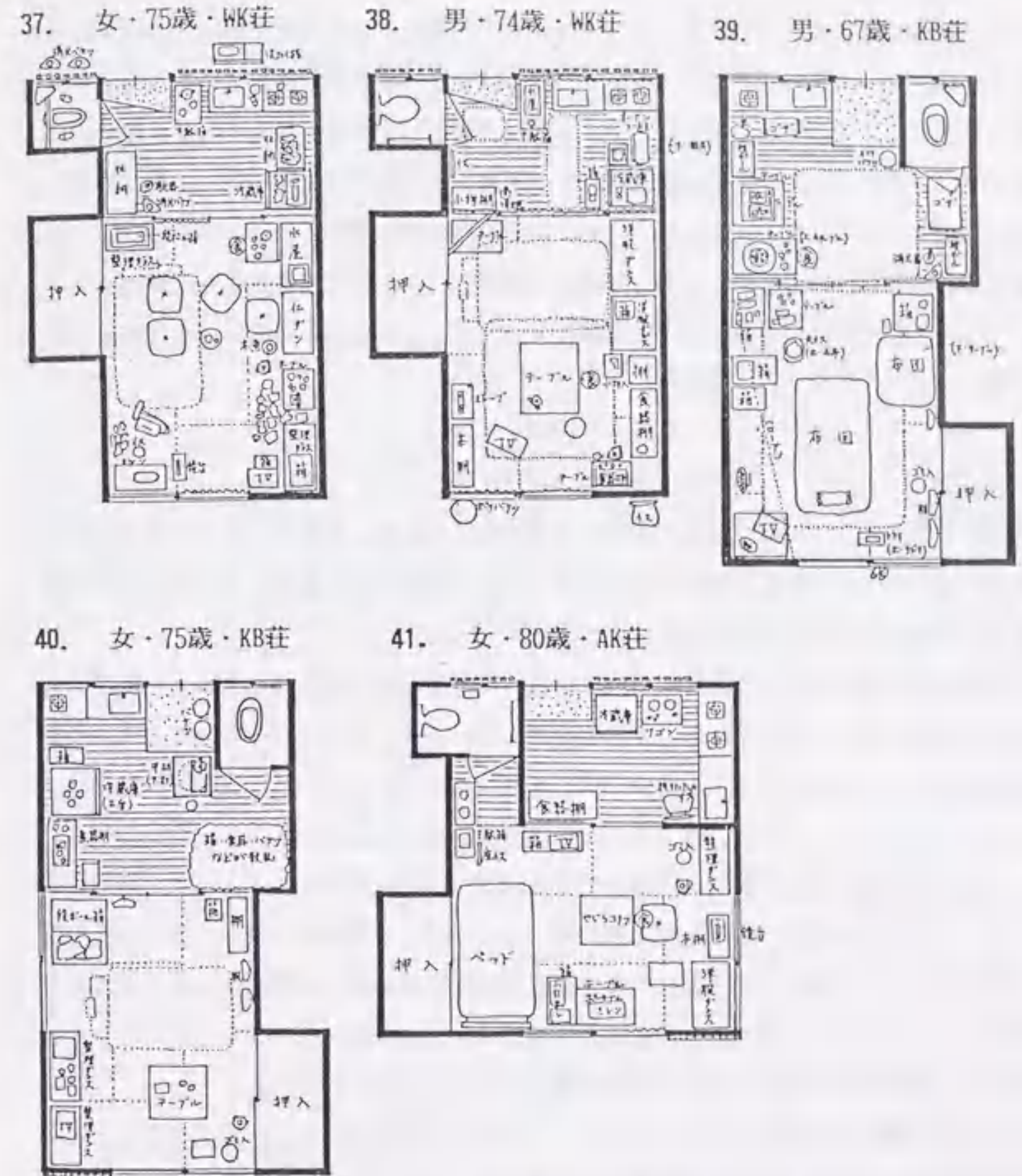


図2-11 老人アパートの住み方タイプ—多家具雑然型・つづき—

少しぼけが出ているようではあるが、体は丈夫(28番)。足と心臓が悪い。2時間おきに眠る生活。タンスが一つもない(29番)。体は丈夫。一獲千金を夢見ている(31番)。元気で外出好き。理論好き。ステレオクラシック好き。2年後の調査では益々混乱の度を深めている(33番)。交通事故後遺症で毎日通院。ほとんど万年床に近い生活(34番)。丈夫。失業対策事業に就労(35番)。丈夫。いろいろな物を集めている。埃や砂を防ぐためとかで部屋じゅうにカーテンを吊っている(38番)。収納家具は全然なく、物は6つのテーブルの上に置いているか、段ボール箱に入れている。お金のかかることは一切しない(39番)。

(5) 持ち物

香焼町養護老人ホームゆたか荘の居室は3畳の広さであり、高齢者一人あたりとしては最も縮小された生活がそこで展開されていると考えても良いであろう。そのゆたか荘の居室における高齢者の持ち物は表2-3に示すとおりである。

ここに示すのは、調査した室において、室内に出ている記録されたもの(記録はできるかぎり精緻に行った。図7-5、6参照)である。食事は食堂で行っているため、食生活はお茶やおやつに関するものを除いては、居室では見られない。また採暖はラジエーターのみと決められているので、やぐらごたつ等の暖房器具も見られない。

この表などに見られる入居者の持ち物の特徴は、次のとおりである。

- ① 狭い居室ではあるが、生活を支えるためのひとつおりの物が見られる。これは雑居制の養護老人ホームの居室では少ない現象であり(8畳ほどの広さの居室に2人から4人が生活するため、高齢者の性格にもよるが、全面的な生活の展開を自己規制してしまうことが多い)、高齢者の生活の全面的な展開の要求を示していると言えよう。
- ② しかし、例えば仏壇に見られるように、一つひとつの物は小さく、またお札などのように、略式にしている、あるいは洋服たんすを入れている人はいない(代わりにロッカーを使っている人が二人いる。表7-1参照)など、居室の条件に合わせて物の態様を工夫している。
- ③ 踏み部分から居室が見えるために、そこの視線を遮断する工夫として「まくらびょうぶ」「のれん」「カーテン」を用いている。すなわちプライバシーの要求の現れが見られる。

表2-3 ゆたか荘入居者の持ち物(室内に出ている記録されたもの)

収納家具	整理タンス ロッカー 本棚・本箱 食器棚 ハラズ(蠅帳) 衣装函 洋服箱 カラーボックス 小引出し 雑誌入
姿勢家具	椅子 座尻 小平卓 小ソファ 座ぶとん
衣生活	裁縫箱 ハンガー アイロン はき ぬい布 古着
「食」生活	ポット 湯のみ 茶筒 しょうゆ 調味料 コップ きゅう かん 乾板 包丁 ナイフ ふきん ざる 電気ポット 菓子 くだもの類 酒 自製の食品
衛生・健康	洗面器 タオル 歯みがき 歯ブラシ 髪ブラシ くし化粧品 化粧品 石けん 鏡台 鏡 孫の手 かつぎ 竹み うちわ 氷のう ティッシュ 刊紙 はき 殺虫剤 くわ 自製のくわ 養命酒 あか かわ 小たらい 洗濯物干 洗濯バサミ か ハンガー 洗剤 手袋 マネ 足袋 ぞうきん 部屋の香
娯楽・趣味・装飾	ラジオ ラジオ ケットテープ 新聞 写真 ぶて入 すり 本 抹茶道具 植木鉢 花 生花 花ひん 花か ハシ ベンチ 灰皿 タコ 人形 額 絵 ぬいぐるみ お面 花傘 カレンダー 壁掛 ちり紙
外出	バック バッグ か 袋 つえ 雨傘 日傘 ぼうし 水筒 金剛杖 くつ ぞうり 時刻表
交流	状差し 電話番号控え
接客	お盆 座ぶとん 小平卓 茶わん 灰皿
精神生活	仏壇 祭壇 神棚 おぼ お守り 数珠 写真 写真 表賞状
清掃	はき 庭はき ちりとり くわ はき ガラス 風呂 服ブラシ
記録	時計 カレンダー 日めくり 備忘入
プライバシー	カーテン のれん まくらびょうぶ
経済	通帳類 証書類 お金
就寝	布団 毛布 まくら

2-4 住み方の変化

中野区老人アパートにおいては、表1-5に示したように、時間をおいた3回の調査を実施した。そのうち第2次(1979年10月)と第3次(1981年10月)に関しては、同一人の住み方の調査すなわち追跡調査を、6人について行うことができた。また第1次(1977年7月)から第3次にかけては、2人について追跡調査を実施することができた。ここではこの8つの事例に基づいて、単身高齢者の住み方の経年的な変化を分析し、その中から単身高齢者の住生活の特徴を明らかにしたい。以下年齢は第3次調査の時点のものである。

(1)事例の検討

① 少家具・ベッド就寝化(図2-12)

76歳、男性。インテリジェンスの高い、几帳面で自分の考えのしっかりした人。食事を朝夕の二食にしているなど、自らを律し余計なものは身近に置かない考えのようで、住み方にもそれが現れている。家具が少ないのは、そうした考えの反映であろう。

ベッドはもともと置いているが、第2次調査の時点では腰を悪くして、ベッドはそれに良くないとの考えから使っていなかった。第3次調査まで家具の配置にはほとんど変化がないが、ベッド就寝はするようになった。その原因は、腰の回復と、布団のあげおろしの面倒なため、とのことである。ベッド就寝化といっても、ほとんど無変化といってよく、その無変化を信念を持って貫いている。

② 多家具・ものが少し増加(図2-13)

80歳、女性。居室が6畳1室であるので、単身高齢者の生活では家具が一杯になるのが一般的であろう。女性の場合は特に、そこを整然と片づけて生活する傾向が見られるのは、前述のとおりである(図2-8、9)。そして、2年間の変化として、ものが少しは増加するのが高齢者の生活としては普通であろうから、この例は、単身高齢者としては最も典型的なものと言えるであろう。

この対象者は第2次調査の時点で、この老人アパートでは収納スペースが不足で、物置や棚が欲しいことを訴えていたが(規則で釘が打てず、棚がつかれない)、そのことが2年後には、床上に置かれるものが少し増えていることに現れてきている。しかしこのことは、収納スペースの不足が原因しているとはばかりは言えず、全体としては高齢者は、ものの増加を収納によって解決するのではなく、床上に展開する傾向があるように思われ、そうした傾向の現れと見ることもできよう。

③ 多家具・ベッドの導入(図2-14)

82歳、女性。第2次調査の時点では、多くの単身高齢者としては普通の家具がある

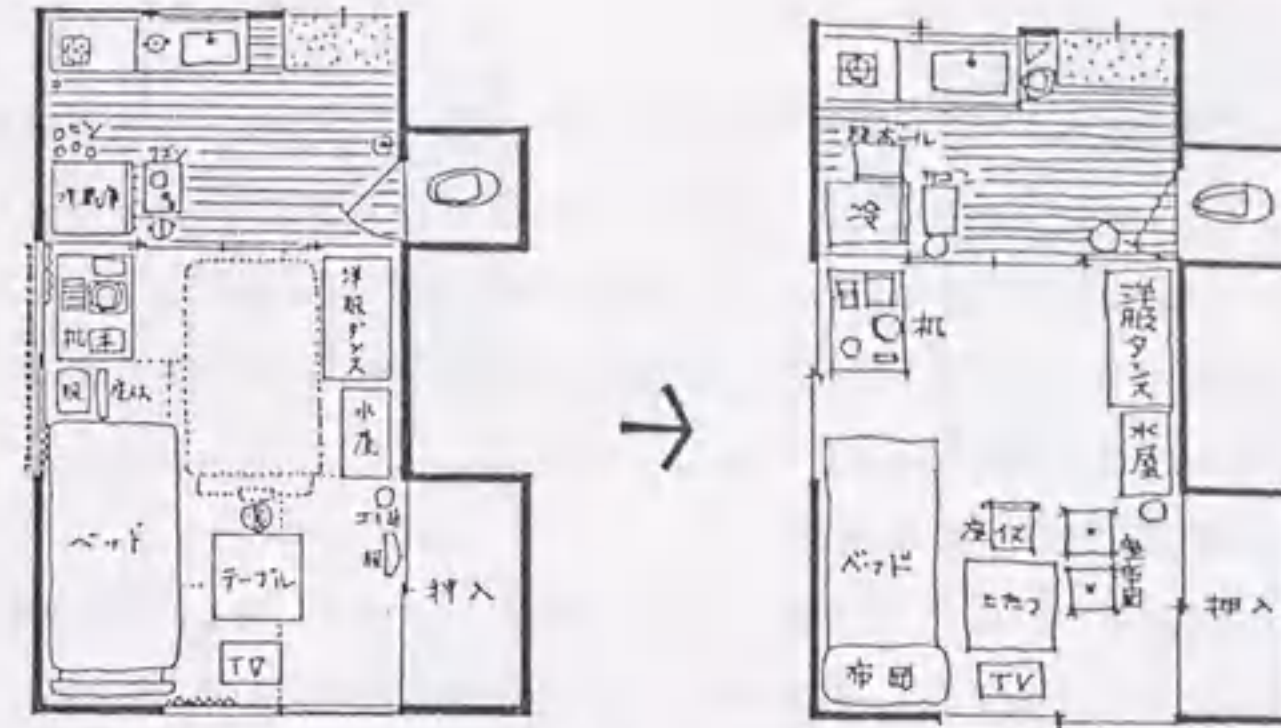


図2-12 住み方の変化—少家具・ベッド就寝化—

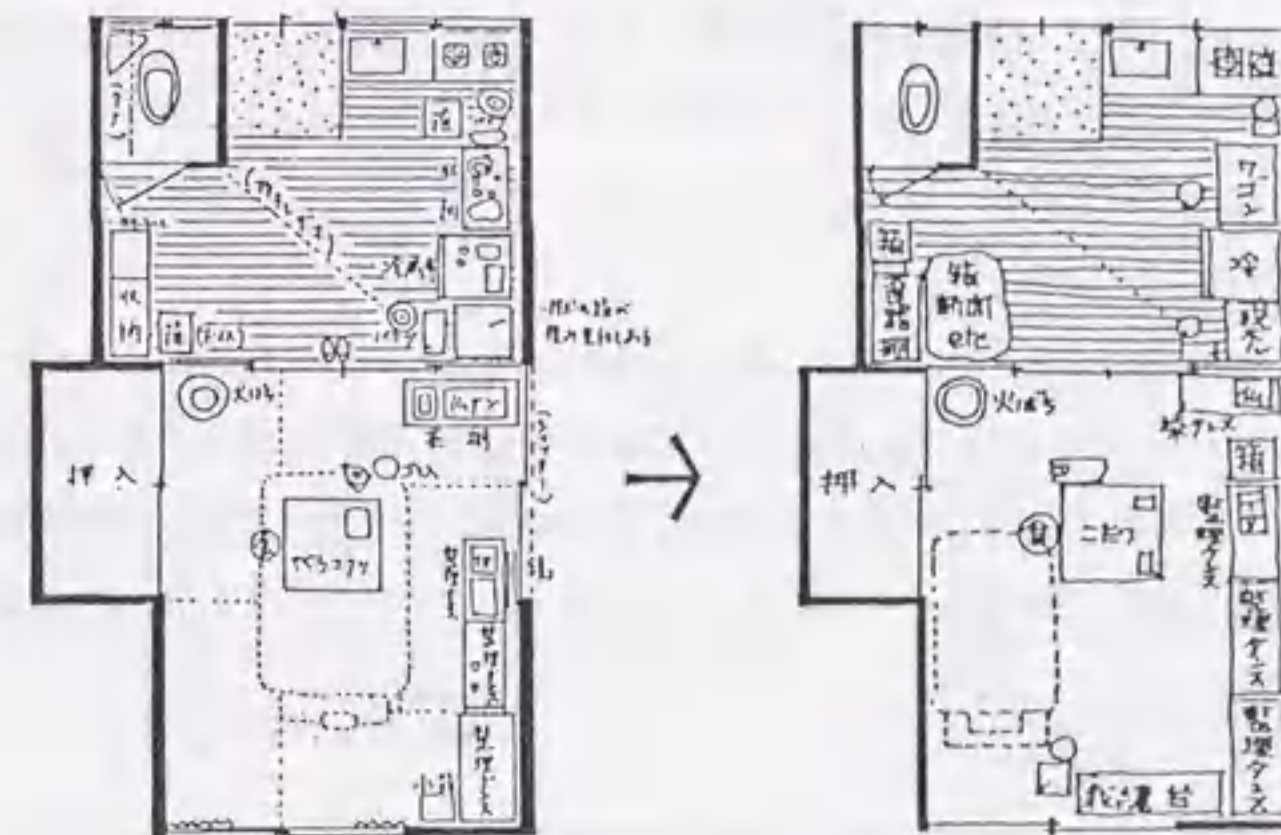


図2-13 住み方の変化—多家具・ものが少し増加—

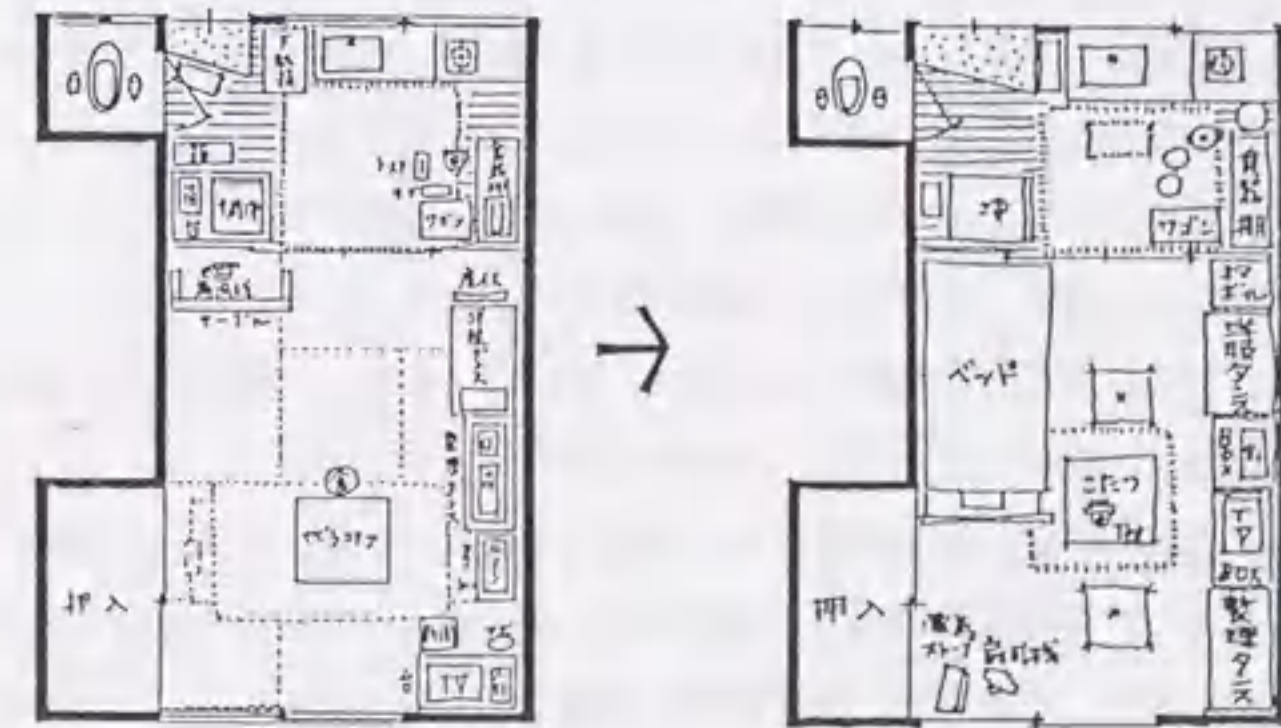


図2-14 住み方の変化—多家具・ベッド導入—

が、極めて整然と住んでいる状態であった。その直後に区の提供のベッドを入れた。それにつれてテレビの配置を変えるなどしているが、基本的な保有家具は一ベッド以外には一変化がない。しかし、にもかかわらず、室内は大変狭小な感じになってしまった。本人もそのことを言っている。第6章でデータ的には検討するが、この例は6畳にベッドを入れる前後の実感を表す好例となっている。

④ 食寝の位置の変化 (図2-15)

70歳、女性。腰がわるく、片付けがうまくゆかないようで、第2次調査では少し雑然としていた。しかし第3次では、腰の状態は同じで保有家具も同じであるのに、片付き具合が良くなっている。その理由のひとつは、食事の場所と就寝の場所を変えたことにあると思われる。前は左の図のように食事と就寝が同じ場所であったが、後に右の図のように、食事は台所側へ寄せ、就寝は押入れの前にして、食事と就寝のスペースを分離している。これに伴って茶だんすと整理たんすの位置を入れ替えている。こうすることによって、住み方に秩序づけがなされたようである。

⑤ 混乱の増大 (図2-16)

73歳、女性。椅子とベッドによる椅子式の起居様式と洋風の装飾によって、居室の特に南面側をきれいに飾っている。しかし、居室の北側や台所は片付けが悪く、第3次調査ではますますそれが進行している。丁寧な言葉づかいや人当たりの良い立居振舞から推測するに、日常の台所仕事や家事については経験が少なく、それがこのような現象につながっていると思われる。

⑥ 万年床化 (図2-17)

85歳、男性。第2次調査の時もほぼ万年床であったが、来客があればあげていた。第3次の時点では、接客も布団の上ですするという状態になっていた。足腰などが特に悪いというわけではなく、単に面倒が習慣化したものと思われる。

なお第3次調査の46例のうち、万年床は6例あった。内訳は次のとおりである。

- ・85歳、男性、0m荘。床をあげるのが面倒で、それが習慣化。上の事例。
- ・77歳、女性、Kb荘。面倒が習慣化。室内は雑然としている。
- ・71歳、女性、Wk荘。足が悪い。比較的片付いている。
- ・75歳、女性、Wk荘。神経痛、白内障(片目は視力ゼロ)、糖尿病。片付きは良い。
- ・77歳、女性、Wk荘。足が悪い。室内は雑然としている。
- ・81歳、女性、Wk荘。寒いのがだめ。疲れたら横になる。大変良く片付いている。

これを見ると、単身高齢者の万年床化には、次のような特徴があると考えられる。

(a) 年齢、性別、健康状態、整理整頓が習慣化しているか否かは、万年床化とは直接的

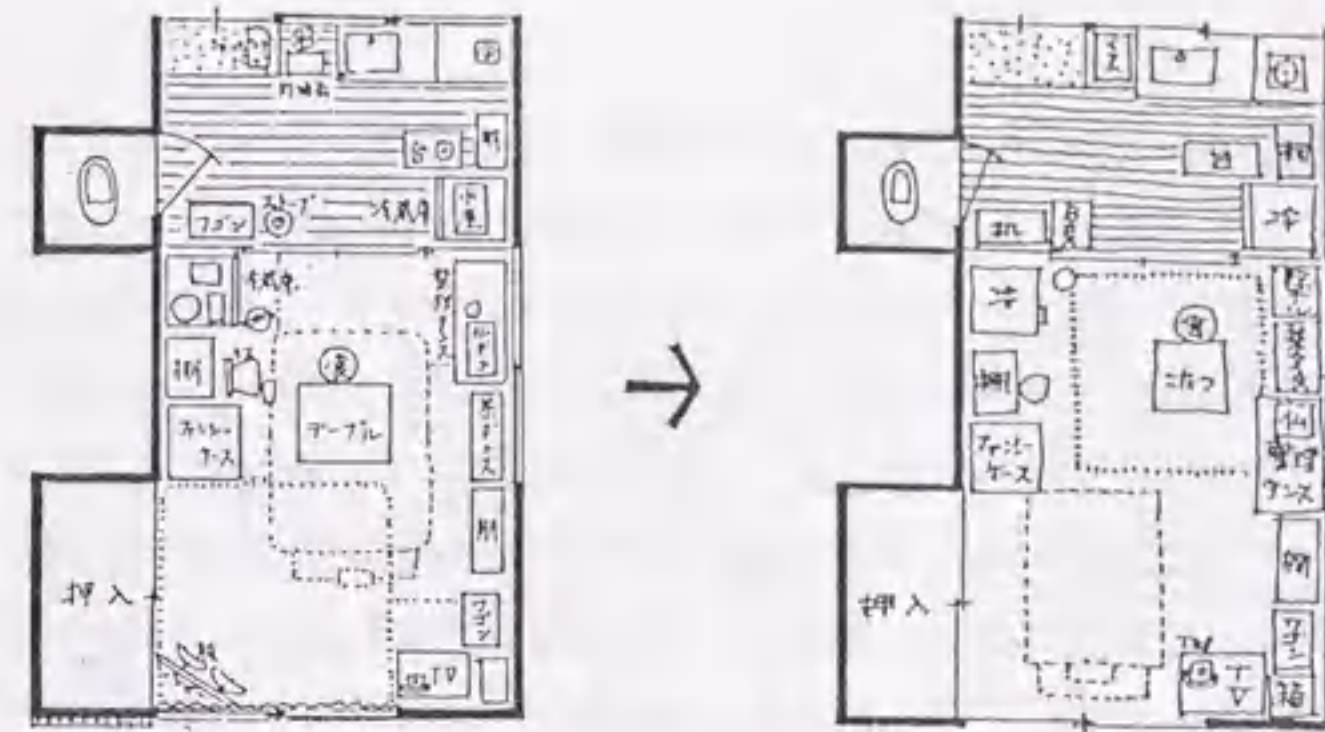


図2-15 住み方の変化—食寝の位置の変化—

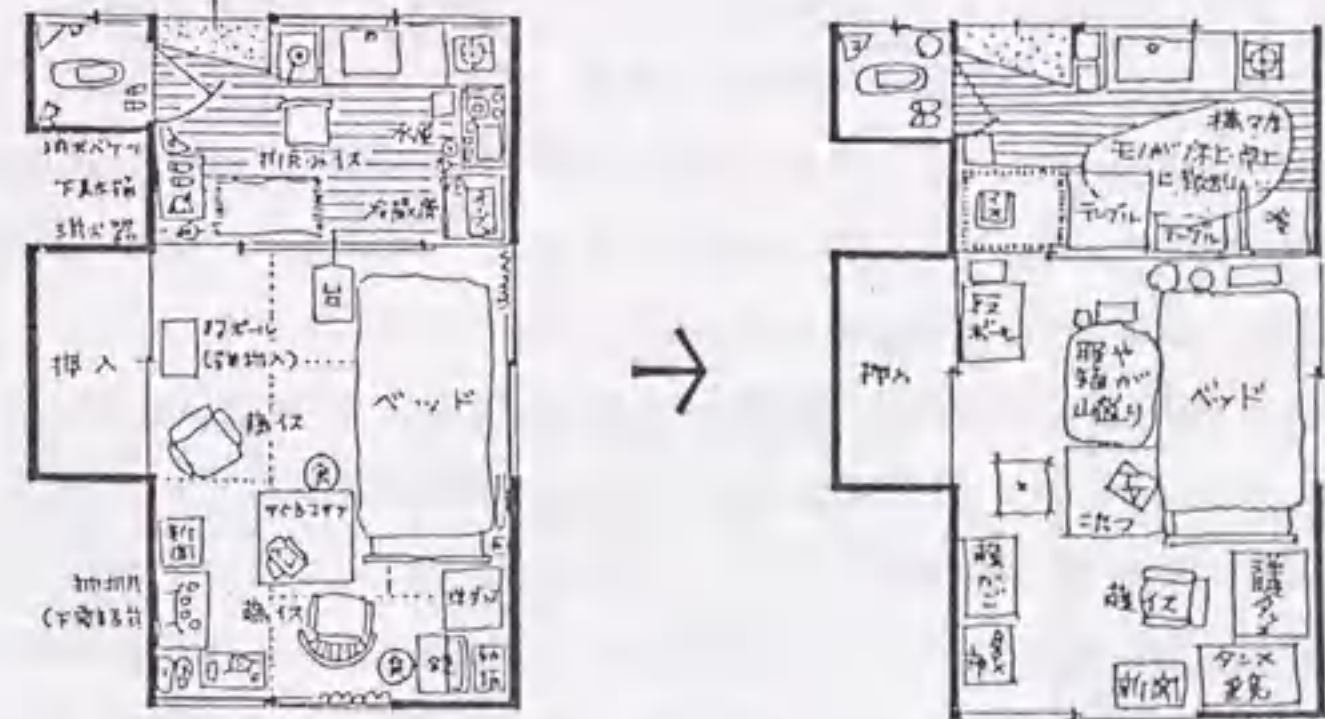


図2-16 住み方の変化—混乱の増大—

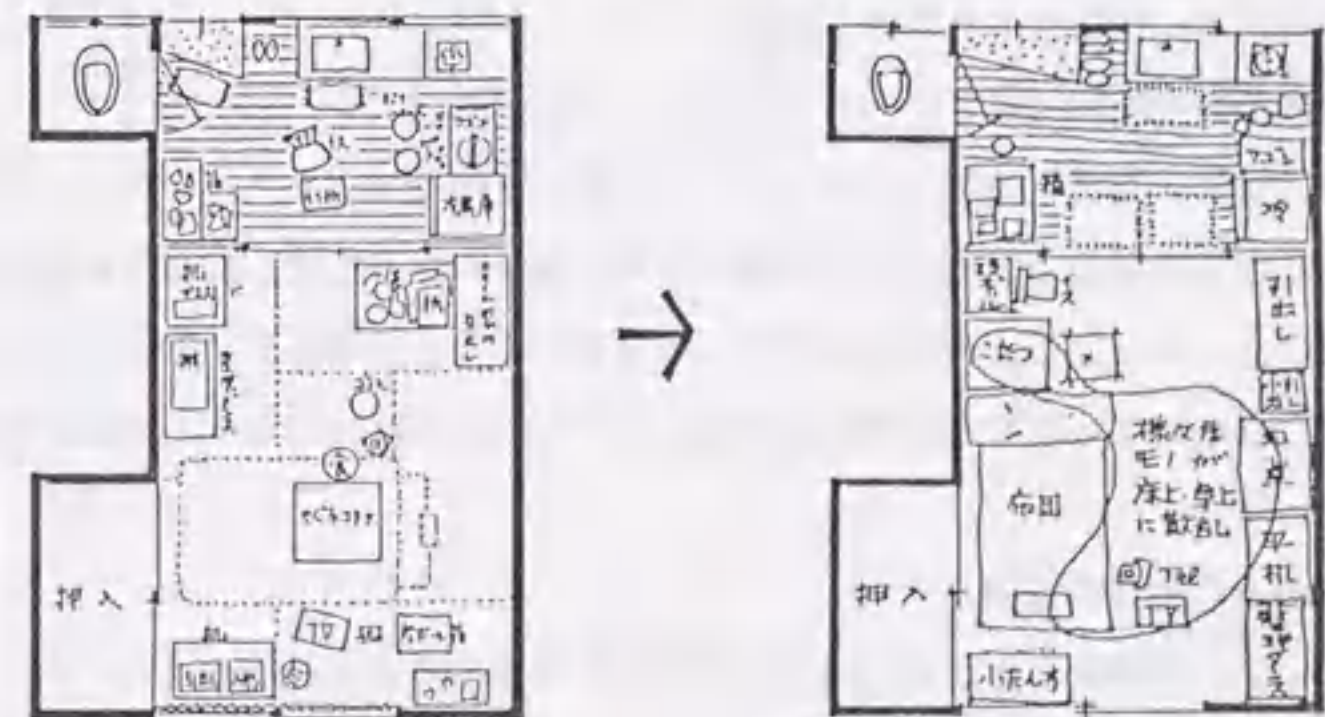


図2-17 住み方の変化—万年床化—

な相関性はないと思われる。(b) 万年床に至るコースには、第一に、朝夕の床のあげおろしが面倒で、それが習慣化するケース。この場合には室内も雑然としていることが多いであろう。第二に、疲れなどで横になったり昼寝することが多く、その継続が万年床に至るケース。第三に、足腰の悪さ等で、布団のあげおろしが出来ないケース、の三つのケースないしはその複合型が考えられる。(c) ㉞荘で調査した7人のうち4人までが万年床であったことに見られるように、周囲の状況に影響を受ける可能性も考えられる。ただし「伝染」するという意味ではなく、㉞荘はアパート内での高齢者同士の付き合いが他の老人アパートに比べて少なく、互いの行き来も極めて少ないことから、むしろ各住戸の生活の独立性の高さが、万年床化を安心して進める要因になっていると考えられる。

⑦ 少家具・行為ゾーンの変化 (図2-18)

78歳、男性。書斎的なゾーンと食事・接客ゾーンを居室内で意識的に分け、それを少しずつ手直ししてきている。第1次調査では食事・接客ゾーンは南側で書斎ゾーンは北側であり、全部を床座式にしていたのを、第2次の時にはゾーンを入れ替え、書斎ゾーンの机は椅子座に変えている。そして第3次では、書斎ゾーンを窓際に、食事・接客ゾーンを台所側に寄せ、就床スペースを確保している。

この対象者は、人と話をしたり健康上の相談などの応じたりが活動が好きで、人からも慕われ、人の出入りも多い。また俳句や小説などの文筆活動もしている。そのことが、とくに第1次、第2次の調査結果の住み方には現れている。この間の違いは、相談活動から文筆活動に生活の重点が移ったらしいことが、住み方から読み取れることである。第3次においては、これらの活動の比重は全体的に少なくなったらしく、就床スペースを確保しておくなど、体力的な衰えを窺わせるものがある。これらのことから、4年という短い期間にも高齢者の生活は変化していき、しかもその変化に従って住み方を意識的に変えている点で、注目すべき事例である。

⑧ 整理整頓の維持 (図2-19)

73歳、女性。部屋を綺麗にすることぐらいしか室内ではすることがないらしく、整理整頓を基本的に維持している。第1次調査の時にはテレビもなく、所在なきげな様子だったが、図から、徐々に住戸内の生活を作ってきていることが分かる。第3次の時には布団が出されたままになっており、体力的な衰えないしは人の訪問に対する慣れを窺わせる。

(2) 住み方の変化の特徴

以上の8つの事例などから、単身高齢者の住み方の変化の特徴をまとめると次のようになろう。

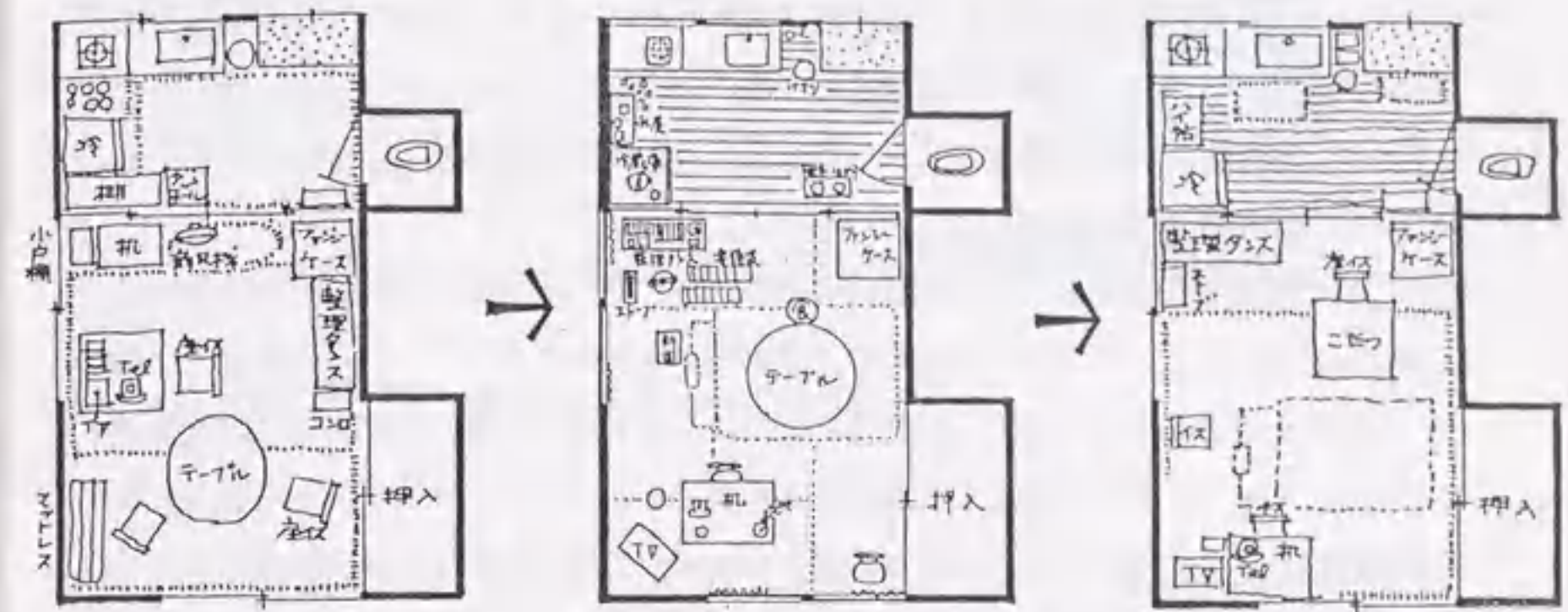


図2-18 住み方の変化—少家具・行為ゾーンの変化—

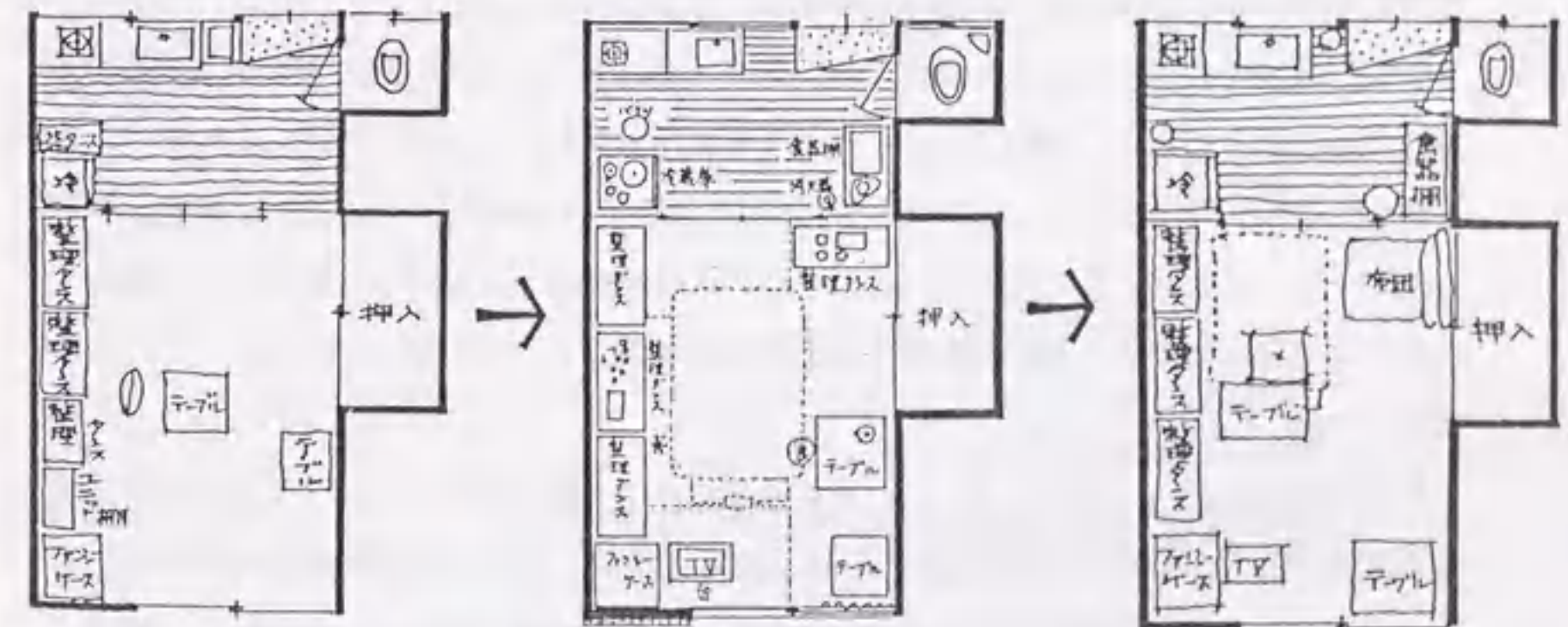


図2-19 住み方の変化—整理整頓の維持—

① 単身高齢者の住み方は大変個性が豊かであるが、その変化についても様々なケースがあり、一概にまとめることは困難である。全体として見れば、体力の衰えにともなう問題の発生（とくに就床行動）や、生活管理能力が形成されていない場合の混乱の経年的な蓄積の問題などのように、高齢化が進むほど困難さが増してくる。しかし一部には、住みこなしが見られたり、変化に対応して住み方を工夫している事例など、秩序のある住み方が維持されている例も見られる。

② 基礎的に必要な家具などは高齢者の場合多いが、それ以上にものが急激に増加するのは稀なケースであり、おおかたは高齢者自身が増やさないようにコントロールしている。

③ 単身高齢者の場合はとくに、万年床化は人によって法則的ないし必然的に進行するようである。従って、それを防止する手だても必要であろうが、一方ではそれを前提とした住宅設計（たとえば必要時にはベッドの導入が生活上の混乱がなくできる設計）なども必要であろう。

2-5 地域でのコミュニケーション

本節では、山口県調査の結果に基づき、夫婦高齢者、同居高齢者との比較から、単身高齢者の地域でのコミュニケーションについて、特徴を明らかにしたい。

まず、地域における居住期間であるが、図2-20のように単身高齢者と夫婦高齢者の間には有意な差はなく（これには山口県という地域性があり、大都市では違った結果になると思われる）、同居高齢者との間には1%未満の危険率で有意差が見られる。同居高齢者はほかに比べて地域に長く住んでいる。しかし単身高齢者も4分の3は現地域に20年以上にわたって住んでいることから、多くは地縁性にも依存しつつ生活していると思われる。

外出行動は図2-21に見るように、最も活発なのは夫婦高齢者であり、同居高齢者が最も不活発である。単身高齢者はその中間に位置している。しかし近所づきあいの深さ（近所に選択肢にあるようなつきあいの人がいるか。その中で最も深い人）は、図2-22のように逆に夫婦高齢者が最も浅く、単身高齢者が深い。すなわち単身高齢者は、外出行動は不活発ではあるが、地域の人間関係に依存する度合いは、最も強い階層であることが分かる。このことは図2-23にも現れている。ただし単身高齢者においても、近所づきあいのまったくない人が10%ほどいる。このうち幾らかは仕事や団体関係などの知人がいることも考えられるが、多くは社会的にまったく孤立した状況になっていると思われる。

近所の人に依頼できること（図2-24）は、単身高齢者はほかに比べて若干多く挙げているが、医者や送迎のみはすこし少ない。また困ったことの相談相手（図2-25）は、単

	～19年	20～39年	40年以上	生まれてから	
単身	24.6	25.4	30.8	19.2	n.s.
夫婦	22.2	27.2	26.4	24.3	†††
同居	17.3	11.4	35.3	36.0	†††

図2-20 地域居住期間（†††）（山口県調査）

	1日1回以上	2-3日1回	週1回	月1-2回	めったにない	
単身	32.8	25.6	12.0	17.6	12.0	n.s.
夫婦	42.1	20.6	15.3	12.1	9.9	†††
同居	28.4	19.3	22.0	18.3	12.0	n.s.

図2-21 外出回数（†††）（山口県調査）

	悩むとき相談	娯楽など一緒に	物のやりとりなど	世間話	いい	
単身	38.6	18.1	23.6	11.0	8.7	†††
夫婦	22.1	20.8	21.8	17.8	17.5	††
同居	23.2	29.2	17.2	17.2	13.2	†††

図2-22 近所づきあいの深さ（最も深いつきあい）（†††）（山口県調査）

上図中の記号は次の意味である。

- n.s. : 有意差なし
- ††† : 1%以下の危険率で有意差あり
- †† : 2%以下の危険率で有意差あり

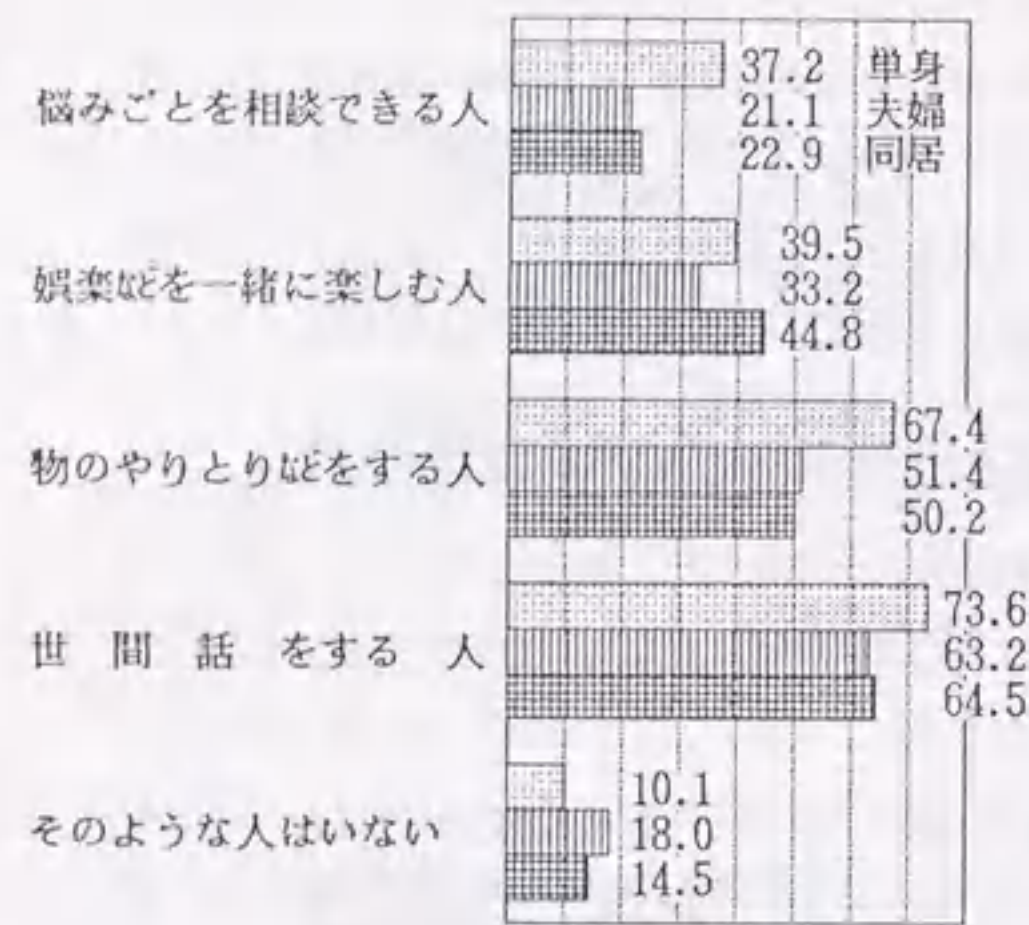


図2-23 近所づきあいの程度
(各カテゴリーの人がいるか—M.A.) (山口県調査)

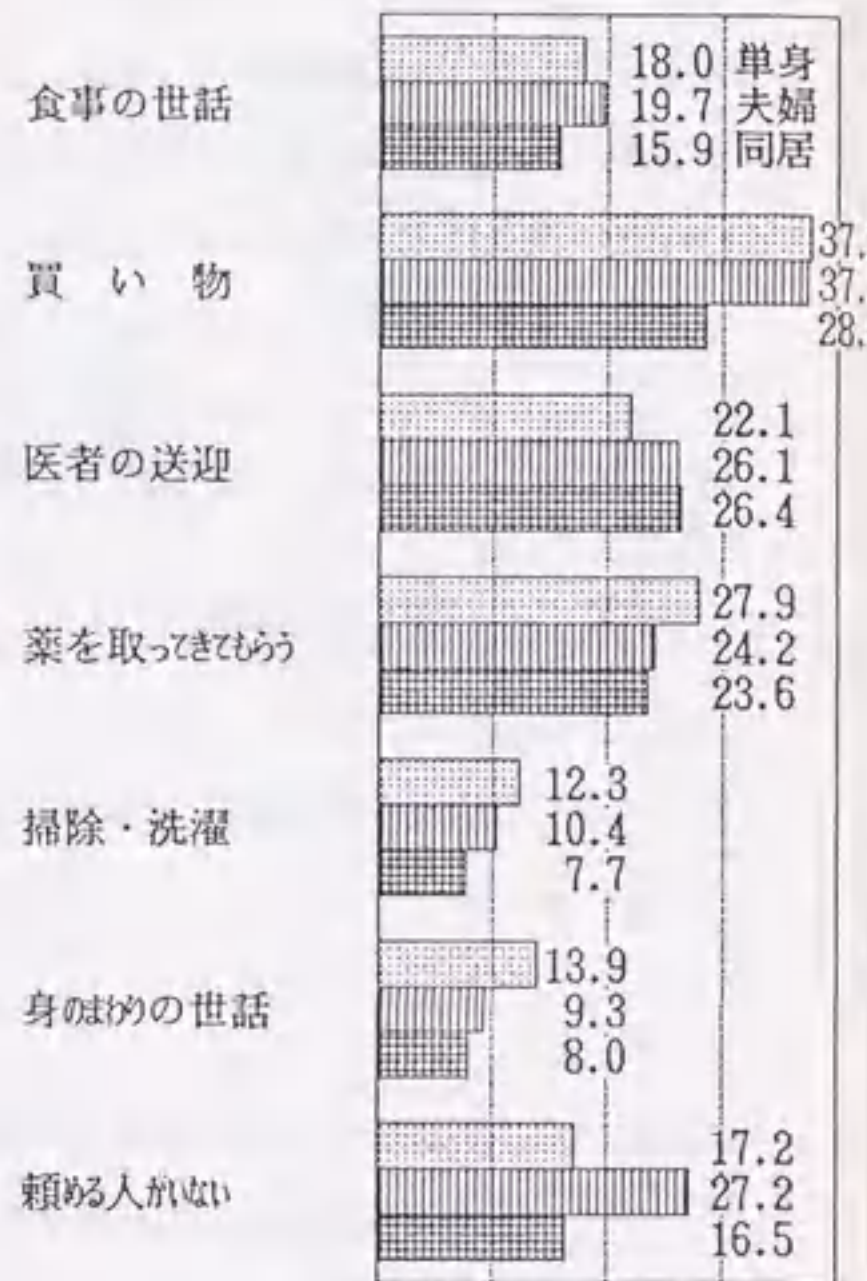


図2-24 近所の人に依頼できること
(M.A.) (山口県調査)

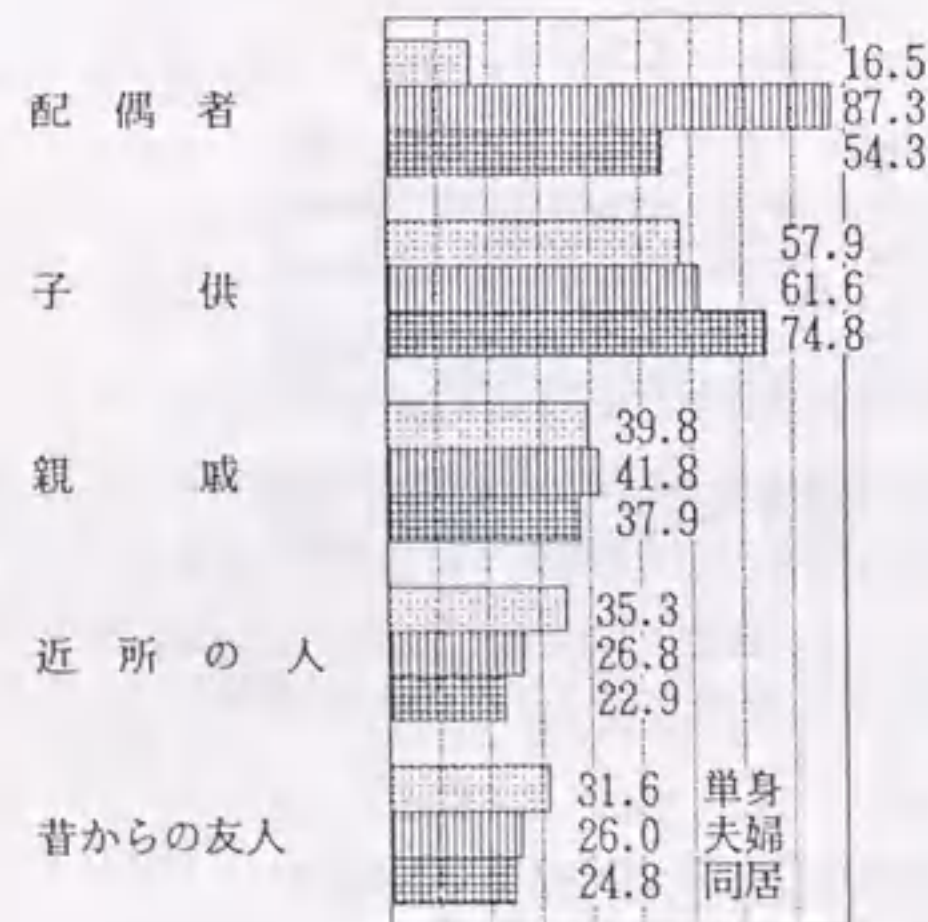


図2-25 相談相手 (M.A.) (山口県調査)

身高齢者はほかに比べて、近所の人や友人に依存する傾向が高くなっている。

2-6 単身高齢者の住生活に関するまとめ

(1) 住居依存性の強さと生活圏の狭さ

高齢者一般もそうであるが、単身高齢者は比較的外出回数が少なく(図2-21)、そのぶん戸外の行動圏が狭く、行動時間も概して短くなっていると思われる。表2-1で見たように通院、仕事、宗教活動で幾人かが長時間の外出をする以外は、殆どが買物、風呂(銭湯や施設での入浴)、通院に短時間の外出をするだけである。これらのことは裏返せば、住居内で長時間生活する、すなわち住居依存性が強いということである。

この住居依存性の強さは、一方では住空間と住宅計画の重要性を示唆すると同時に、他方では、高齢者が住宅内に閉じこもる(house-bound)ことは、身体的な健康の問題や社会的な孤立(social isolation)に伴う様々な問題を引き起こす可能性を高めるので、高齢者にとって魅力のある地域空間や施設の重要性をも示唆しているといえよう。

(2) 地域依存性・居住立地限定性の強さ

単身高齢者は、図2-22などで見たように、地域の人間関係に依存する程度が強い階層である。また、生活必需品が手近かに得られる環境、医療施設に便利な場所、さらには、特に民間賃貸住宅に居住する人(都市部で約半数)にとっては、銭湯などの入浴施設も必需である。単身高齢者は、日常的にはこの購買施設、病院、入浴施設などの地域施設への依存性も強い階層であり、これらの点から単身高齢者が生活できる居住立地にはかなりの限定性があると言ってよいであろう。

(3) 住生活管理能力の問題

住み方のタイプや変化の検討(図2-6~19)で見たように、単身高齢者の場合は特にそうであろうが、本人の住生活管理能力の状態が直接的に居住状態に反映しており、それが一方では多様な住み方をつくりだしていると同時に、他方では、住み方自体が本人や周辺に危害を及ぼす可能性をはらんでいるケースも少数ながら見られる。単身高齢者が急増しているなかでの住まいの課題として、注目する必要がある。

(4) 緊急時の問題

図2-5で見たように、「一人であることや孤立していること」に寂しさを覚えるのは

単身高齢者よりもむしろ同居高齢者の方がつよく、単身高齢者は「病気が悪くときや身体の調子が悪いとき」に寂しさを覚える度合いが強い。このことにも見られるように、単身高齢者は一人であることそのものよりも、その状態のもとで起こる緊急的な事態により危機を抱いているといえよう。この感覚は一緒に暮らす人がいる場合とは、大きく異なっているようである。緊急時対応ないし単身高齢者が社会的に孤立することを回避するような住宅計画のあり方は、独自の重要な課題であるといえよう。

注

- 1) 古沢友吉・真田是編：現代市民生活全書 4—生活、同文館、1976年、p14
- 2) 青井和夫ほか編：生活構造の理論、有斐閣双書、1971年、pp153-167
- 3) 青井和夫ほか編：同前書、pp50-56
- 4) 古沢友吉・真田是編：同前書、pp15-25
- 5) 青井和夫ほか編：同前書、pp56-90
- 6) J・タンストール：老いと孤独—老年者の社会学的研究、光信隆夫訳、垣内出版、1978年、p45
- 7) Sandra C. Howell: Designing for Aging— Patterns of Use, The MIT Press, 1980, p146
- 8) J・タンストール：同前書、pp125-126

第3章 定住志向

3-1 定住志向の研究動向	51
3-2 定住志向の一般的状況	52
3-3 単身高齢者の転居希望と定住志向	52
(1) 転居希望・定住志向の位置	55
(2) 転居希望に関連する主要要因	56
(3) 主要要因の分析	60
3-4 定住志向に関するまとめ	68

3-1 定住志向の研究動向

高齢者の定住志向が強いことはわが国においても経験的には確認されているが、福祉先進国では高齢者の定住志向を前提として、住宅供給計画なり立地計画なりが立てられることが、最近とくに多くなっている。しかし、定住志向の内容的な検討・研究は、リロケーション・エフェクトの研究のほかにおいては、国の内外ともに多くはないと思われる。

英国における政府の高齢者住宅計画の文書の中で、高齢者の定住志向について述べているものは、古いものとしては1957年のHousing of Old Peopleが見られる¹⁾。その「古い住宅の改造」の節では次のように述べている。「もし適切な管理の手だてが行われるならば、高齢者がその人生を過ごしてきた地区かその近くにとどまることが、その残されたおそらく15年か20年の限られた人生を生きるのに適しているであろうから、高齢者の幾人かはそちらの方を好むであろう」。その後、英国においては定住志向（できるかぎり長く住み慣れた所に住み続ける）が強調されることは少なく、むしろ自立志向（できるかぎり長く自立した生活を続ける）の面が強調されてきた。そして近年に至って、定住（Staying Put）のイニシアティブが高齢者居住の目標として重視されるようになってきている。

Staying PutはSheltering in own homeとも呼ばれ、一般住宅において従来の給食サービスやホームヘルプなどの在宅サービスに加えて、高齢期向けの住宅改善や緊急時の通報装置の設置、巡回ウォーデン(visiting-, mobile-, street-, walk-in-, peripatetic-warden)などのサービスを配したものである。これらの、いわばsheltered housing(第6章、第7章参照)で得られる居住の質を、sheltered housingに「転居することによる崩壊を避けつつ」²⁾確保しようというのが、このイニシアティブの特徴である。

A.Tinkerはその著において、自ら行った調査の結果を踏まえつつ、病院や老人ホーム、あるいはシェルタード・ハウジングの入居者の多くの部分が、自分の家にいたいという要求を持っていること、あるいはコスト面の検討を通じて、定住を前提とした施策をたてることの重要性を指摘している³⁾。

デンマークでは、一部の自治体においてすでにナーシング・ホームすら廃止をする方向をうち出してきていることに見られるように、「生活の継続性」の理念のもとに「できるかぎり長く住み慣れた所に住み続ける」ための施策が実行されつつある。

リロケーション・エフェクトの研究は、いままで主としてナーシング・ホームなどの施設同士の間での転居、あるいは同じ施設内の居室の移動についてなされ、影響の有無が検討されてきたようである⁴⁾。その点では、いわば施設処遇の枠内での議論であったと言える。今後は、住宅同士の間または住宅から施設・病院へ（あるいはその逆）のリロケーション・エフェクトの研究が必要であろう。

3-2 定住志向の一般的状況

山口県調査の結果では定住志向は図3-1のように、「住み続けざるをえない」「住み続ける」「条件が許せば住み続けたい」の三つを合わせて、95.2%と圧倒的に多数であった。このうち「住み続けざるをえない」は消極的な定住志向層と言えようが、これが22.3%ある。

中野区調査では単身高齢者に「手ごろな住宅を希望する場所に用意するという話があったなら、どこを希望するか」（「住宅立地希望場所」と「その場所を希望する理由」（「希望理由」）をきいたが、その結果が図3-2である。このうち現在地を希望する者を定住志向層と考えると全体の52.4%が、それを町内近辺までの所と考えると79.2%、区内までとすると93.0%が定住志向であると見なすことが出来る。そしてその「希望理由」の55%から60%程は「長い間、慣れ親しんだ場所だから」を挙げている。次いで「親族・知人がいるから」や「地域施設に便利」が多く、20%ないし30%程である。この結果は、漠然とした概念ながらも、単身高齢者にとっては地域に対する慣れすなわち「地縁」が大変重要であることを示している。

3-3 単身高齢者の転居希望と定住志向

次にここで転居希望とその要因について検討し、そのことを通して定住志向を考察してみたい。転居希望の要因を検討する意義は、次の二点である。

第一は、一般にある人が転居希望を表明するという事は、「居住」という広い概念レベルにおいて、何らかの不都合・不適合ないし矛盾が、その人と居住環境との間に生じているということの最も端的な現れであろう。従って、転居希望の要因を分析することは、広くはそうした不適合や矛盾を摘出するための、すなわち居住問題や計画課題を把握する上での、有力な方法的契機となるものである。

第二は次の点にある。一般に、高齢者の生活圏は第1章で述べたさまざまな生活障害によって狭まり、それ故に逆に定住志向は強まってゆくであろう。定住志向の強さは前節で見たとうりである。このことは単身の高齢者においても一単身であるがために「転居の動機づけ」⁹⁾が同居世帯や高齢者夫婦世帯に比べて若干単純であり、後述のように転居希望が出やすい面があるとはいえ一当てはまるであろう。また他方、施設に収容したりリロケーションを前提にして対応したりするのではなく、住み慣れた地域に定住することを保障する方向は、第8章で述べるノーマライゼーションの立場からも、高齢者居住施策の前提として重要である。このようにして一般的には定住志向が強く、またその保障を前提とした方向性が模索されている中で、転居希望表明は一たとえそれが図3-3に示すように比較

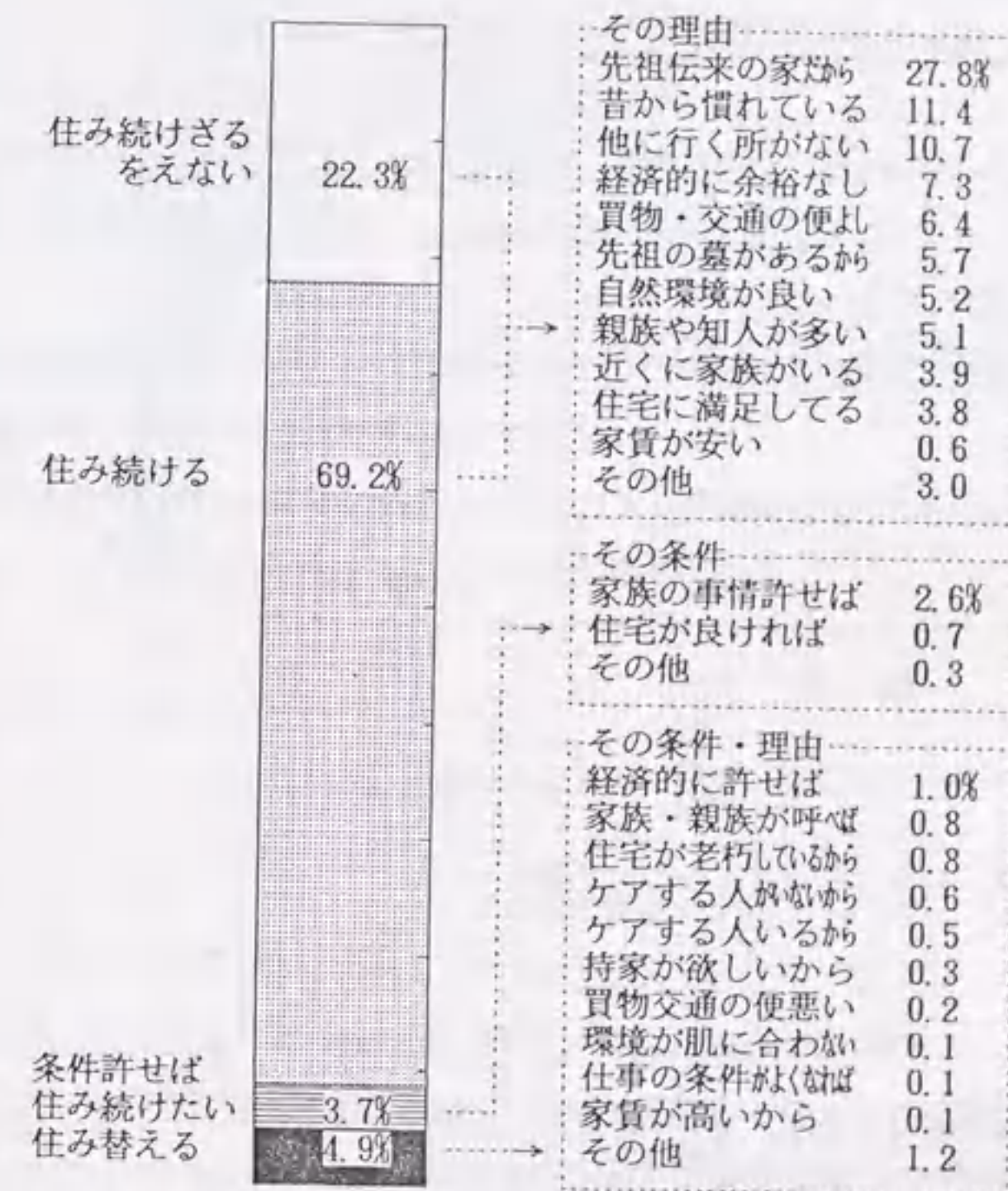


図3-1 定住志向の状況（山口県調査, n=1054）

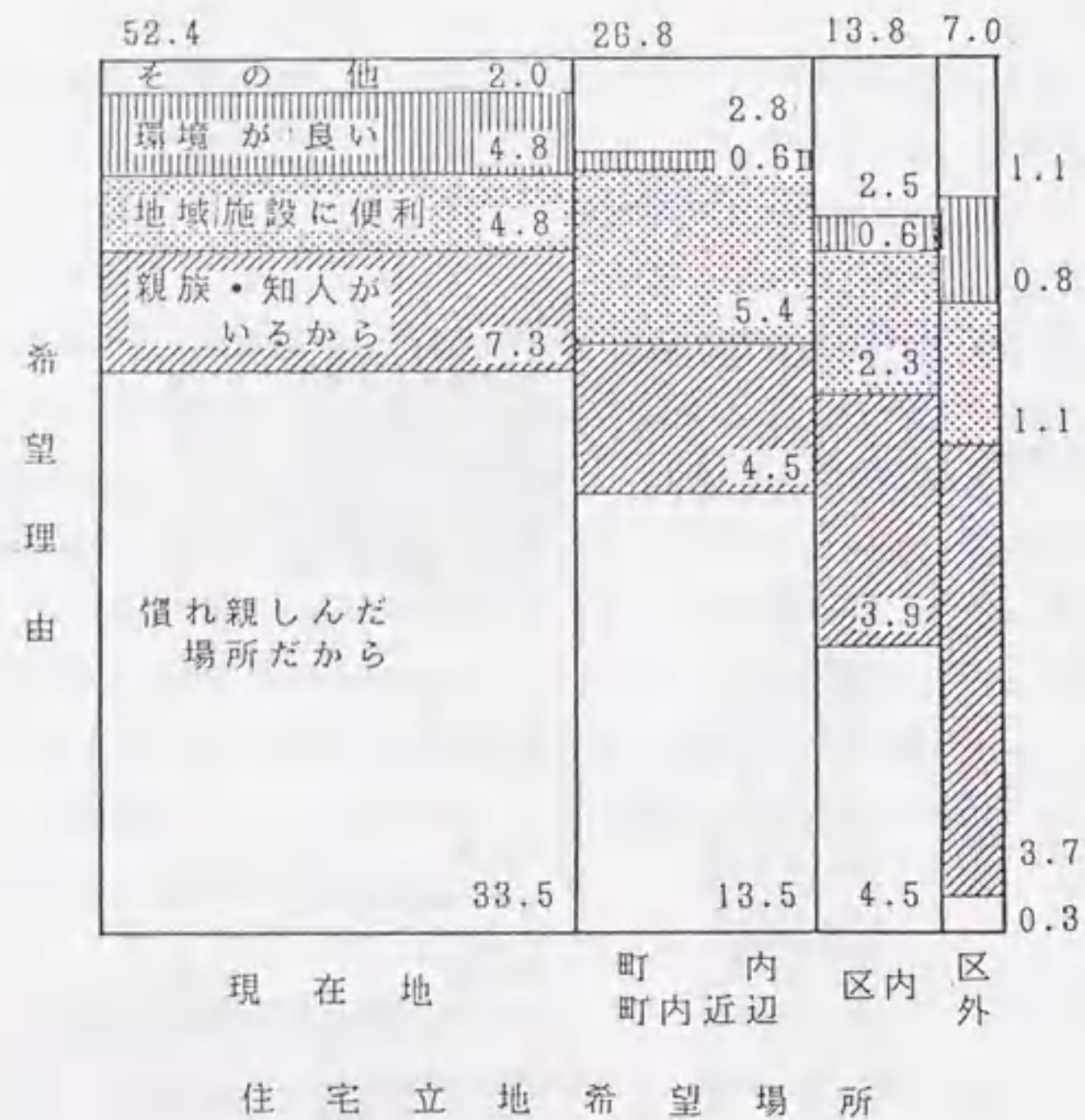


図3-2 住宅立地希望場所と希望理由

	いつも思う	時々思う	思わない
東京都中野区 (78年) (n=499)	13.8	22.6	63.5
大阪府門真市 (84年) (n=183)	12.0	26.8	61.2
大阪府守口市 (84年) (n=290)	10.3	26.6	63.1
山口県山口市 (84年) (n=261)	3.1	14.9	82.0
山口県東和町 (87年) (n=383)	3.1	8.9	88.0

図3-3 調査地別の単身高齢者の転居希望状況

的少数であるとしても一注目すべき現象であり、その要因を分析することにより高齢者が定住できる条件を探ることができるという点からも重要である。

本節は、以上の意義のもとに、単身高齢者の転居希望を促進・抑止する要因を把握することを通して、定住志向の内容と、この階層のための住宅計画・住宅供給に関する基礎的な知見を得ようとするものである。

検討対象の調査は中野区調査、三都市調査、東和町単身高齢者調査である。これらの五つの調査地の「転居希望」⁶⁾の状況を図3-3に示す。

転居希望の抑止・促進に作用するかもしれない関連要因は、後出の表3-2の「項目」欄に示すものが考えられる。これらの要因を主要な分析対象とする。分析は次の手順で行う。

- ① 単身高齢者の転居希望と定住志向の関連および転居希望の位置の確認。
- ② 転居希望に影響を与える主要な要因の抽出。
- ③ その主要要因と転居希望との間、あるいは主要要因間の関連の分析。
- ④ 以上から、定住の条件ないし住宅計画の課題のまとめ。

(1) 転居希望・定住志向の位置

図3-2と図3-3で見たように、都市部と地方・農村部によって差異はあるものの、単身高齢者の中での定住志向層（転居希望を「思わない」層）は多数である。このように単身高齢者の定住志向は強いが、他の世帯構成の高齢者と比べてみると、単身高齢者の方が転居希望が強く出る傾向があることも事実である。

図3-4は、東和町調査により、単身高齢者と他の世帯構成の高齢者について、不満率（「不満」「やや不満」を訴える人の全体に対する比率）を横軸に、不満度（「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の四段階で評価）と転居希望の間のクラマー関係数（すなわち、不満から転居希望への転化のしやすさ—以下「転化性」と略す）を縦軸にして、各要因を布置したものである。この図の様に、単身の高齢者とそれ以外の世帯の高齢者の間には、横軸方向の不満率については、「孤独感頻度」などの一部の要因を除いては、大きな差が認められないものの、縦軸方向には明確な差があり、殆どの要因について単身高齢者の方が不満度が転居希望に結びつきやすい（すなわち転化性が高い）ことが分る⁷⁾。このように単身高齢者は、ほかの階層に比べて転居希望が高くでる傾向が認められる。

（なお「自然環境」が縦軸方向で高い値が出ているが、これは自由記載欄の記述から、山崩れの不安であることが推測される。）

(2) 転居希望に関連する主要要因

それでは、単身高齢者の転居希望要因について、関連性の強い要因を抽出する作業をしたい。その為にまず不満度等の主観にかかわる要因についての不満率と転化性の関係の状況を見ることにする。

図3-5から図3-7までは、先の図3-4で説明したと同じ縦軸・横軸に⁸⁾、住宅の物的状況(図中□、以下同)、住宅の新しさ(□)、室内気候(■)、地域利便(○)、近隣環境(●)、人間関係(▲)、精神・身体状況(△)、経済(・)、ほか(◎)に関する各要因を、示した各々の調査地の別に布置したものである。

これによると、住宅の物的状況とくに「住宅の広さ」「炊事場」と室内気候とくに「夏のすこしやすさ」「冬のすこしやすさ」の要因が、各調査地共通に、縦軸が多くなっており、これらにおいて転化性が高いことが示されている⁹⁾。他方、地域利便に関する要因においては、不満率も転化性も全般に低く位置している。ただし東和町(図3-3)においてこれが比較的に高い所にある所を見ると、調査地の特殊性が反映される要因であると思える。地域施設のうち、「余暇施設」(質問紙では「ひまな時楽しめる施設」)についてのみは高い所にあり、単身高齢者の生活にとってのその重要性が現れている。

住宅の新しさに関する要因は、不満率についてはどの調査地も高いものの、転化性については、守口市においては高く、山口市は中位、中野区・東和町は低いというように分かれた結果になっている。すなわちこれは、単身高齢者にとっては住宅の新しさ(老朽化)に対する不満は地域を問わず共通的な問題であること、しかしそれが転居希望にまで転化するか否かについては、かなりの地域性があることを物語っている。

近隣環境に関する要因では、東和町が「蚊や蠅」「自然環境(前述のように山崩れなど)」、守口市が「静けさ」「緑・公園」で転化性が高く、地域性の強い要因であることが示されている。また、人間関係、精神・身体状況、経済などの主として主体に関わる要因は、この布置においては全体として中・下位に属している。

三都市調査全体の住環境に関する不満度の因子分析(表3-1)によると、第1因子は室内気候因子と命名できるが、この寄与率が61.8%であり、単身高齢者が住環境を不満度という形で評価する際の傾向の過半をこの因子が説明している。すなわちこのことから、室内気候への不満度—中でも前述のことから「夏・冬のすこしやすさ」は、評価に占めるウェイトの大きさと転居希望への転化性の高さの両方から、重視すべき要因であることが分かる。

以上は、不満度等に関するいわば主観的な要因を基礎とした分析であるが、ここで客観的な要因も含めて全体状況を見ておきたい。

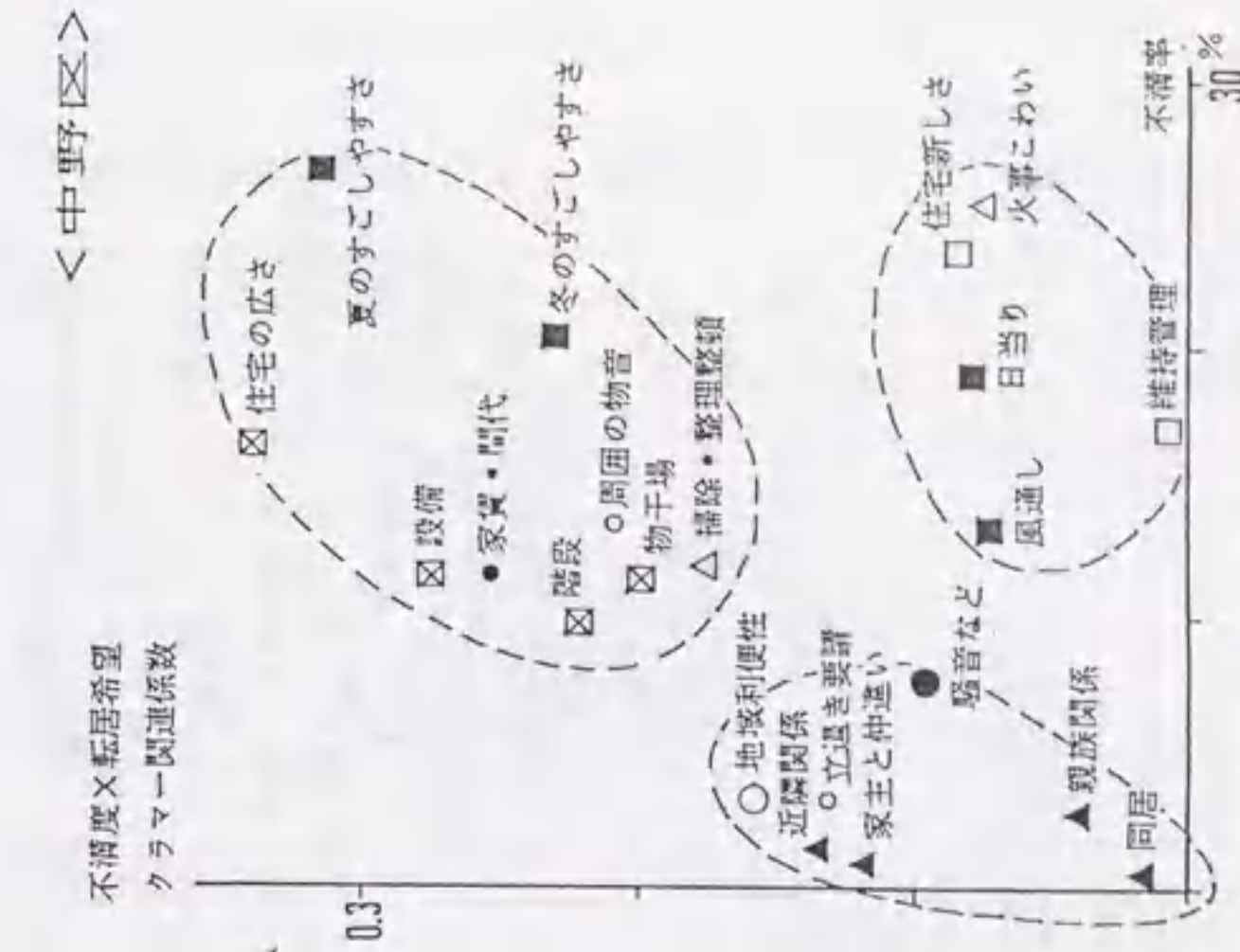


図3-5 不満率と転居希望への転化性—中野区—

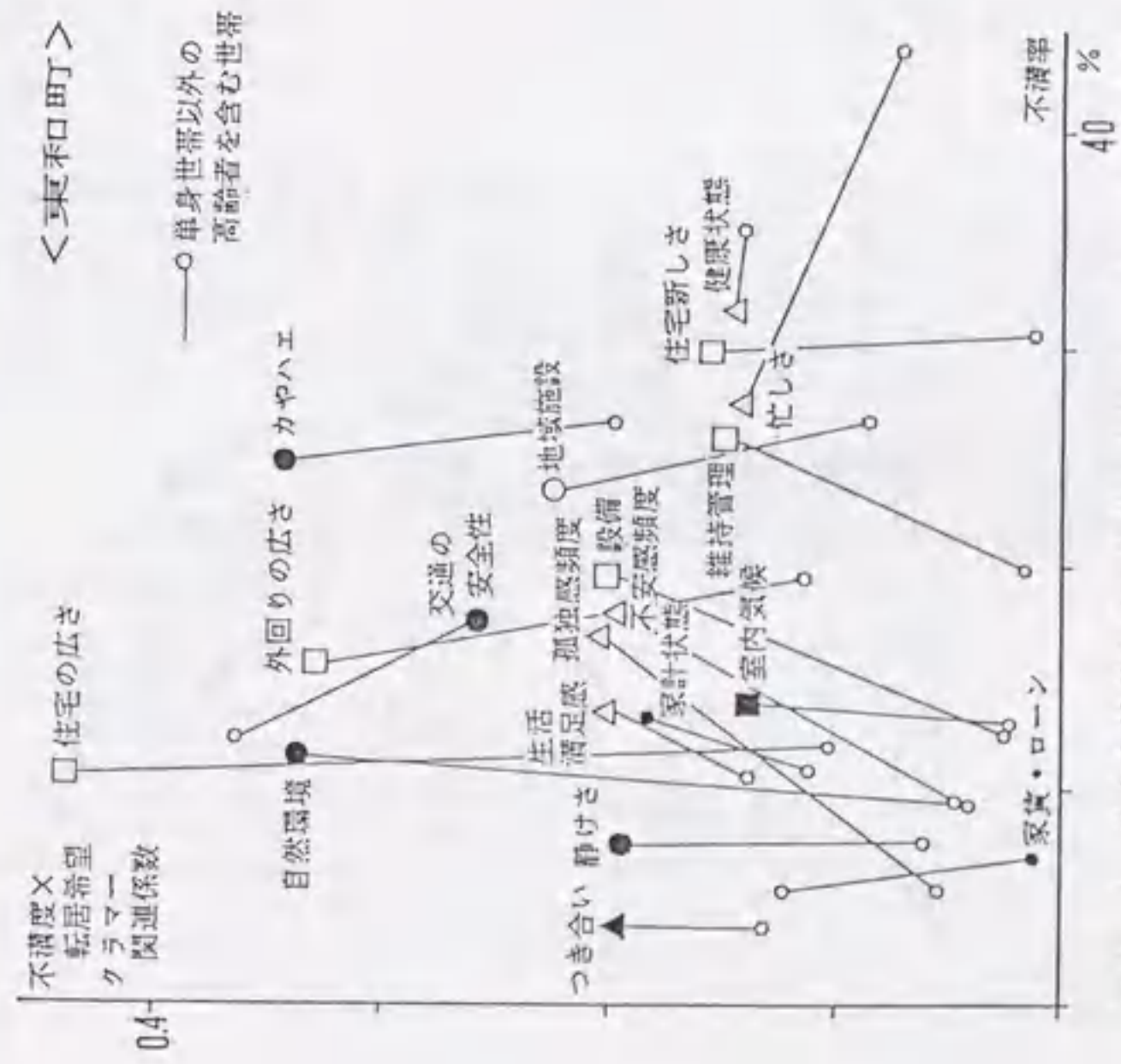


図3-4 単身高齢者とそれ以外の高齢者の不満率と転居希望への転化性

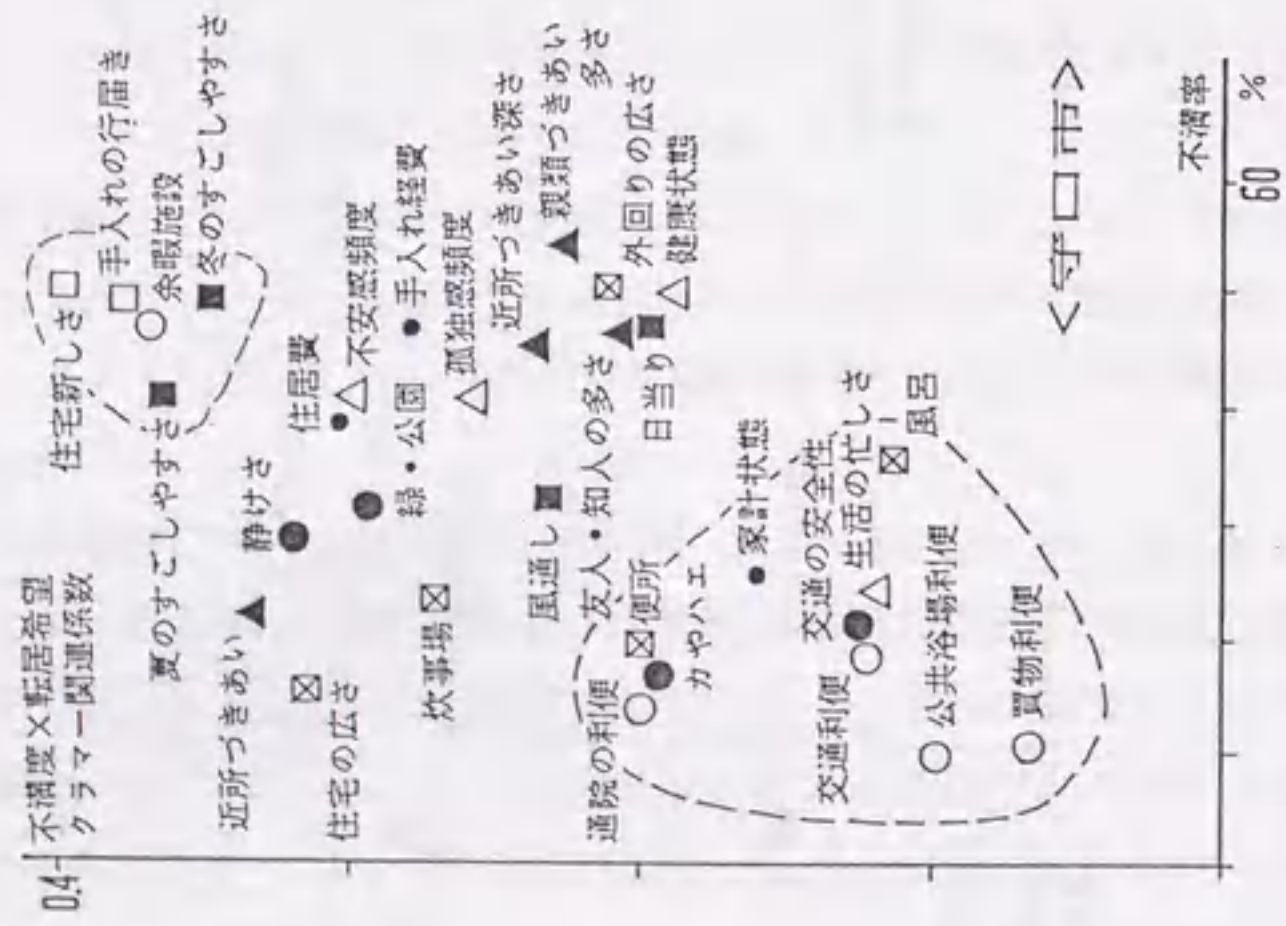


図3-6 不満足率と転居希望への転化性—守口市—

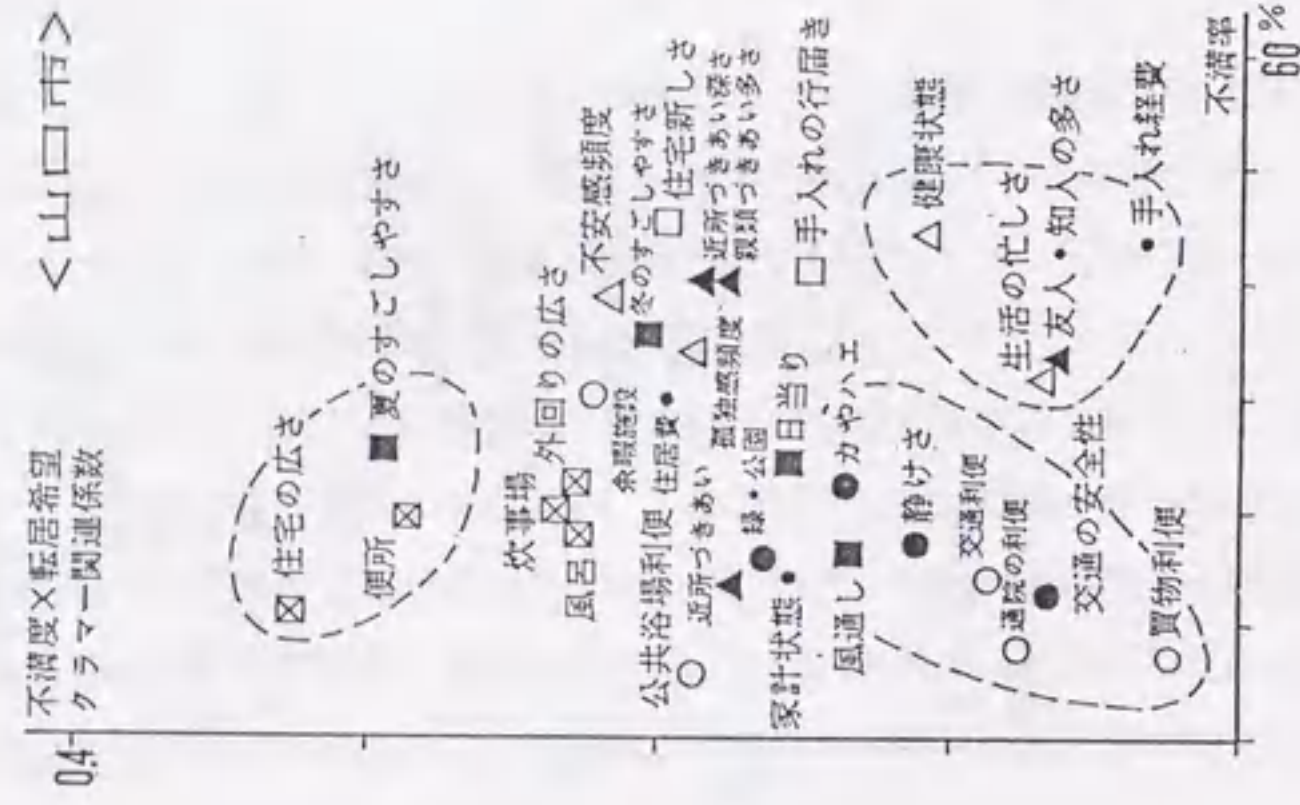


図3-7 不満足率と転居希望への転化性—山口市—

表3-1 住環境不満度の因子分析 (三都市調査・バリマックス回転後)

アイテム	因子1	因子2	因子3	因子4	因子5
1. 風通し	0.822	0.134	0.096	0.210	0.139
2. 日当たり	0.723	0.182	0.067	0.268	0.095
3. 夏のしやすさ	0.705	0.211	0.162	0.278	0.206
4. 冬のしやすさ	0.561	0.435	0.175	0.243	0.163
5. 手入れの経費	0.090	0.729	0.073	0.112	0.107
6. 手入れのゆきとどき	0.189	0.721	0.097	0.394	0.131
7. 住宅の新しさ	0.247	0.632	0.054	0.442	0.127
8. 住居費のかかり具合	0.228	0.564	0.206	0.087	0.249
9. 日常の買物の便利さ	-0.023	0.069	0.791	0.072	0.072
10. バスや電車の便利さ	0.086	0.097	0.689	0.022	0.058
11. 病院・医院の便利さ	0.123	0.083	0.650	0.126	0.187
12. 銭湯など浴場の便利さ	0.199	0.098	0.410	0.272	0.182
13. ひまな時楽しめる施設	0.196	0.091	0.388	0.201	0.373
14. 便所	0.113	0.139	0.188	0.705	0.082
15. 炊事場	0.168	0.344	0.115	0.697	0.140
16. 住宅の広さ	0.213	0.156	0.063	0.671	0.105
17. 庭・ベランダの広さ	0.378	0.117	0.023	0.588	0.222
18. 風呂	0.290	0.166	0.155	0.572	0.140
19. 交通事故からの安全性	0.088	0.061	0.136	0.037	0.746
20. 静けさ(騒音)の具合	0.138	0.194	0.084	0.159	0.668
21. カヤハエ	0.108	0.292	0.162	0.185	0.493
22. 近くの緑や公園	0.298	0.048	0.200	0.231	0.354
寄与率	61.8%	13.6%	9.1%	8.3%	7.1%
因子解釈	室内気候	住宅の新しさ	地域施設利便	住宅物的状況	近隣環境

表3-2が、関連すると思われる要因と転居希望とのクラマー係数(Cramer's V)の一覧である¹⁾。この表のうち、やや関連があると認められるもの(○と●)に注目すると¹⁾、全般的に主観的要因の方が転居希望との関連が強いことが分かる。また主観的要因の中に限って見ると、表の下「主体的要因」の方が全体的に関連性が強く、前の転居性の図で見たことと符合している。

客観的要因の中では、ここにおいても主体に関する要因の関連性が強く、外的要因のそれが比較的強く出ている。前者の中では「年齢」「性別」「仕事の有無」の本人属性の要因や「健康」「通院回数」の健康の要因は関連が見られない。ただし健康要因については、はじめに述べた回収の偏りの可能性もあり、このように断定するのは危険であるかもしれない。また現に後述のように、「不安感」は転居希望の要因になっているが、この「不安感」の促進要素のひとつが「健康状態認識」であるという関係になっており、健康要因は転居希望の重要な構成要因として無視できないことを断っておかねばならない。

以上により、単身高齢者の転居希望に関連する主要な要因を見ることが出来たが、これに基づいて、主観的・客観的の別に、主要要因全体と転居希望の関連および主要要因間の関連を次に分析したい。

(3) 主要要因の分析

まず、転居希望を外的基準とし、不満感等の主観的要因のうち主要なものを説明変数とした数量化Ⅱ類分析の結果を、表3-3に示す。比較的容易のために三都市調査のみを取り上げ、またその中で門真市については回収率の低さから、より正確な結果の確保のために除外した。

二つの調査地で結果に差が見られるが、両方を総合的に判断すると、地域を問わず転居希望に影響を持つと思われる要因は、「住宅の広さ」「余暇施設便利」「近所づきあい深さ」の三つである。また片方の調査地だけで見ると、守口市では「近所づきあい満足感」「不安感を感じる頻度」「自然・公園」²⁾「住宅の新しき」を、山口市では「便所」「夏のしのぎやすさ」を、上の三つ以外に挙げることが出来る。

なお、「孤独感(質問紙では、さみしさ)を感じる頻度」は転居希望と関連が見られない。これは「不安感」のそれが転居希望との関連が認められるのと比べても注目されることである。

そこで、この「不安感」の背景要因を分析してみたい。表3-4は「不安感を感じる頻度」とそれに関連を持ちそうな要因とのクラマー係数の一覧である。これによると圧倒的に健康と家計が関連していることが分かる。特に健康の要因が強い。さらに、ここに

表3-2 転居希望と各種要因とのクラマー係数

満足感等主観的要因						客観的要因								
項目		調査地					項目		調査地					
		中野区	門真市	守口市	山口市	東和町			中野区	門真市	守口市	山口市	東和町	
外 的 要 因	住 宅 的 要 因	住宅の広さ	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	
		外回りの広さ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		設 備	浴室	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			便所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			炊事場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		住宅の新しき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	室 内 気 候	日当たり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		風通し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		夏のしのぎやすさ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地 域 施 設 環 境	余暇施設便利	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		通院の便利	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		公共浴場便利	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		買物・交通利便 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		騒音・静けさ ²⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		自然・公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	主 観 的 要 因	人 間 関 係 の 生 活 状 態 等	親類づきあい多さ感想	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			近所づきあい深さ感想	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			友人・知人の多さ感想	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近所づきあい満足感			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
つきあい全体満足感			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
孤独感を感じる頻度			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健 康 的 要 因		不安感を感じる頻度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		家計状態認識	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		健康状態認識	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		生活満足感	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		親族交流回数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		友人交流回数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
客 観 的 要 因	外 物 的 状 態 要 因	住宅所有関係	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		居室数 ³⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		炊事場専用・共用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		便所専用・共用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		浴室専用・共用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		食糧分離状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	主 観 的 要 因	対生計賃住居費割合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		居住地域カテゴリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		出身地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		現住宅居住開始時期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		独居開始時期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		身体能力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注 1) 買物の利便満足度と交通の利便満足度は相関係数が0.574と高いので合算して処理した。
 2) 騒音・静けさの満足度は交通安全性満足度と相関係数が0.556と高いので、前者のみを示した。
 3) 居室数と居住室数とは、相関係数が0.538と高いので、前者のみを示した。

表3-3 転居希望(外的基準)と住環境不満度(説明変数)の数量化II類分析

分類	項目	分析	調査地				守口市 (相関比 0.343)				山口市 (相関比 0.264)			
			反応数	カテゴリースコア	レンジ	偏相関係数	反応数	カテゴリースコア	レンジ	偏相関係数	反応数	カテゴリースコア	レンジ	偏相関係数
外的要因	住宅の広さ	1.	116	0.0747	0.4518	0.0956	111	0.1459	1.4955	0.1873				
		2.	23	-0.3771	(4)	(7)	(12)	-1.3496	(1)	(1)				
	外回りの広さ	1.	63	-0.1016	0.1859	0.0538	93	0.0506	0.2075	0.0479				
		2.	76	0.0843			30	-0.1569	(9)					
	便所	1.	112	0.0545	0.2804	0.0605	101	0.1444	0.8074	0.1493				
		2.	27	-0.2259			22	-0.6630	(2)	(3)				
	炊事場	1.	106	0.0200	0.0841	0.0171	102	-0.0350	0.2048	0.0326				
		2.	33	-0.0641			21	0.1698						
	住宅の新しさ	1.	65	0.2274	0.4271	0.1094	68	0.0276	0.0617	0.0147				
		2.	74	-0.1997	(5)	(5)	55	-0.0341						
	夏のしやすさ	1.	82	0.1180	0.2877	0.0770	94	0.1376	0.5837	0.1167				
		2.	57	-0.1697	(9)	(9)	29	-0.4461	(7)	(5)				
冬のしやすさ	1.	76	0.1049	0.2314	0.0576	78	0.0779	0.2029	0.0465					
	2.	63	-0.1265			45	-0.1350							
余暇施設利便	1.	70	0.2511	0.5058	0.1411	82	0.2109	0.6326	0.1470					
	2.	69	-0.2547	(3)	(2)	41	-0.4217	(5)	(4)					
公共浴場利便	1.	124	-0.0310	0.2871	0.0590	115	0.0241	0.3702	0.0474					
	2.	(15)	0.2561			(8)	-0.3461	(9)						
騒音・静けさ	1.	100	0.0130	0.0464	0.0120	100	0.0030	0.0162	0.0035					
	2.	39	-0.0334			23	-0.0132							
自然・公園	1.	95	0.1344	0.4245	0.1162	105	-0.0938	0.6407	0.1143					
	2.	44	-0.2901	(6)	(4)	(18)	0.5469	(4)	(6)					
人間の関係	近所づきあい深さ感想	1.	82	0.1434	0.3497	0.0969	70	0.3019	0.7007	0.1790				
		2.	57	-0.2063	(8)	(6)	53	-0.3388	(3)	(2)				
	近所づきあい満足感	1.	114	0.1347	0.7491	0.1444	104	-0.0969	0.6272	0.1025				
2.	25	-0.6144	(1)	(1)	(19)	0.5303	(6)	(7)						
つきあい全体満足感	1.	110	-0.0717	0.3437	0.0696	111	0.0326	0.3340	0.0463					
	2.	29	0.2720	(9)		(12)	-0.3014							
孤独感を感ずる頻度	1.	88	-0.1043	0.2843	0.0681	89	-0.0416	0.1505	0.0289					
	2.	51	0.1800			34	0.1089							
不安感を感ずる頻度	1.	91	0.1911	0.5534	0.1285	84	-0.0536	0.1690	0.0324					
	2.	48	-0.3623	(2)	(3)	39	0.1154							
生活満足感	1.	90	0.0966	0.3520	0.0784	97	0.0349	0.4142	0.0493					
	2.	32	-0.1359	(7)	(8)	(18)	-0.0195	(8)	(8)					
	3.	(17)	-0.2554			(8)	-0.3793							

- ◇ 転居希望を「いつも思う+時々思う」と「思わない」とを分離。マイナスが多いほど「思う」傾向が強いことを示す。
- ◇ カテゴリーの中の「1.」は「満足+やや満足」や「孤独感を感ずる」等を、「2.」は「不満+やや不満」や「孤独感を感ずる」等を示す。「生活満足感」は、「1.」は「満足+やや満足」を、「2.」は「どちらでもない」を、「3.」は「不満+やや不満」を示す。
- ◇ 網かけの箇所は、反応数・カテゴリースコア・レンジ・偏相関係数の四つを総合的に判断して、明らかに相関が認められる箇所を示す。
- ◇ 反応数とカテゴリースコアに括弧のある箇所は、反応数が少ない為十分な判定の出来ないことを示す。
- ◇ レンジと偏相関係数の括弧付き数字は、各々についての大きさの順位を示す。

表3-4 不安感と各種要因とのクラマー関連係数

項目	調査地	門真	守口	山口
住宅所有関係		○	・	・
居住室数		○	・	・
居住地域カテゴリー			・	
親族交流回数		・	・	・
友人交流回数		○	・	・
最も近い親族場所		◎	・	・
年齢		○	・	・
性別				
仕事の有無		○	・	・
出身地			・	○
現住宅居住開始時期		・	・	・
独居開始時期		・		・
身体能力		◎	◎	○
通院回数		○	・	○
健康状態認識		◎	◎	◎
家計状態認識		◎	◎	◎

・表の中の印は次のクラマー関連係数の値を示す。

◎ : 0.30 ≤ c

◎ : 0.20 ≤ c < 0.30

○ : 0.15 ≤ c < 0.20

・ : 0.10 ≤ c < 0.15

表3-5 不安感(外的基準)と各種客観的要因(説明変数)の数量化II類分析

分析	調査地				守口市 (相関比 0.309)				山口市 (相関比 0.270)			
	反応数	カテゴリースコア	レンジ	偏相関係数	反応数	カテゴリースコア	レンジ	偏相関係数	反応数	カテゴリースコア	レンジ	偏相関係数
住宅所有関係	90 140 7 5	0.1419 -0.1118 0.3237 0.1239	0.4355	0.0797	144 61 8 7	0.0473 -0.1059 -0.2406 0.2237	0.2879	0.0528				
居住室畳数	87 78 58 19	0.1677 0.0162 -0.0795 -0.5922	0.7599 (3)	0.1163	27 48 88 57	0.1898 0.1315 -0.1949 0.1003	0.3847	0.0942				
友人交流回数	52 24 52 114	-0.3033 0.0487 0.2924 -0.0052	0.5957 (4)	0.1263 (3)	26 18 49 127	0.5884 0.0823 -0.5289 0.0719	1.1173 (3)	0.1883 (2)				
最も近い親族場所	39 75 52 76	-0.2835 0.0129 0.0363 0.1079	0.3914	0.0840	27 34 105 54	-0.4992 0.0260 0.0334 0.1682	0.6674	0.1107				
年齢	88 80 48 26	-0.0138 0.0128 0.1523 -0.2922	0.4545	0.0783	59 84 47 30	0.2067 -0.0393 -0.3464 0.2463	0.5927	0.1260				
仕事の有無	194 48	0.0655 -0.2647	0.3302	0.0834	174 46	0.0323 -0.1222	0.1545	0.0366				
出身地	77 165	0.1176 -0.0549	0.1725	0.0512	178 42	-0.1373 0.5821	0.7194 (4)	0.1584 (4)				
健康状態認識	25 94 96 27	1.2577 0.5028 -0.5069 -1.1057	2.3634 (1)	0.3922 (1)	31 94 78 (17)	0.9677 0.4506 -0.6818 -1.1277	2.0954 (1)	0.3608 (1)				
家計状態認識	24 156 41 21	0.5684 0.1931 -0.5051 -1.0979	1.6663 (2)	0.2646 (2)	33 156 21 (10)	0.0023 0.1517 -0.5324 -1.2558	1.4175 (2)	0.1874 (3)				

- ◇ 「不安感」を「感じない+たまに感じる」と「時々感じる+いつも感じる」とを分離。マイナスが多いほど「感じる」傾向が強いことを示す。
- ◇ 網かけの箇所は、反応数・カテゴリースコア・レンジ・偏相関係数の四つを総合的に判断して、明らかに相関が認められる箇所を示す。
- ◇ 反応数とカテゴリースコアに括弧のある所は、反応数が少ない為十分な判定の出来ないことを示す。
- ◇ レンジと偏相関係数の括弧付き数字は、各々についての大きさの順位を示す。

表3-6 転居希望(外的基準)と各種客観的要因(説明変数)の数量化II類分析

分析	調査地				守口市 (相関比 0.215)				山口市 (相関比 0.292)			
	反応数	カテゴリースコア	レンジ	偏相関係数	反応数	カテゴリースコア	レンジ	偏相関係数	反応数	カテゴリースコア	レンジ	偏相関係数
住宅所有関係	80 116 8 4	0.2680 -0.1902 -0.2239 0.6022	0.8261 (4)	0.1020 (6)	113 57 8 5	0.2037 -0.0732 -1.6994 -1.0515	1.9031 (1)	0.2413 (2)				
居住室畳数	57 80 59 12	-0.3667 0.1158 0.1570 0.1974	0.5641 (7)	0.0988 (7)	20 42 81 40	-0.0830 -0.0672 0.1024 -0.0953	0.1977	0.0562				
浴室専用・共用	148 60	-0.1010 0.2492	0.3502	0.0743	52 131	-0.5477 0.2174	0.7651 (6)	0.1933 (5)				
食糧分離状況	152 56	-0.0552 0.1498	0.2050	0.0421	142 41	0.0851 -0.2949	0.3800	0.0932				
対生計費住居費割合	48 67 93	0.1447 -0.0820 -0.0156	0.2267	0.0406	64 57 62	0.0099 0.2148 -0.2077	0.4225	0.1065				
居住地域カテゴリー	24 75 103 6	-0.6110 0.2016 0.0224 -0.4605	0.8126 (5)	0.1281 (3)	112 11 50 10	-0.1087 -0.1437 0.0279 1.2359	1.3796 (3)	0.1824 (7)				
親族交流回数	62 44 39 63	-0.3287 -0.2049 0.3834 0.2293	0.7121 (6)	0.1253 (4)	53 32 53 45	0.1617 0.6746 0.3067 -0.0720	0.6813 (7)	0.2079 (4)				
友人交流回数	39 24 45 100	-0.6991 -0.1754 0.1999 0.2248	0.9239 (1)	0.1749 (1)	(19) (15) 46 103	0.4472 0.9732 -0.5666 0.0288	1.5398 (2)	0.2544 (1)				
最も近い親族場所	31 59 47 71	-0.6429 0.0314 0.0423 0.2266	0.8695 (2)	0.1235 (5)	20 25 97 41	-0.8436 0.2384 0.1296 -0.0403	1.0820 (4)	0.1882 (6)				
出身地	74 134	0.0940 -0.0519	0.1459	0.0350	147 36	-0.0198 0.0808	0.1006	0.0248				
現住宅居住開始時期	41 65 45 57	0.0836 0.3975 -0.0655 -0.4617	0.8592 (3)	0.1497 (2)	33 65 46 34	0.1364 0.3598 -0.2038 -0.5647	0.9245 (5)	0.2006 (3)				

- ◇ 転居希望を「いつも思う+時々思う」と「思わない」とを分離。マイナスが多いほど「思う」傾向が強いことを示す。
- ◇ 網かけの箇所は、反応数・カテゴリースコア・レンジ・偏相関係数の四つを総合的に判断して、明らかに相関が認められる箇所を示す。
- ◇ 反応数とカテゴリースコアに括弧のある所は、反応数が少ない為十分な判定の出来ないことを示す。
- ◇ レンジと偏相関係数の括弧付き数字は、各々についての大きさの順位を示す。

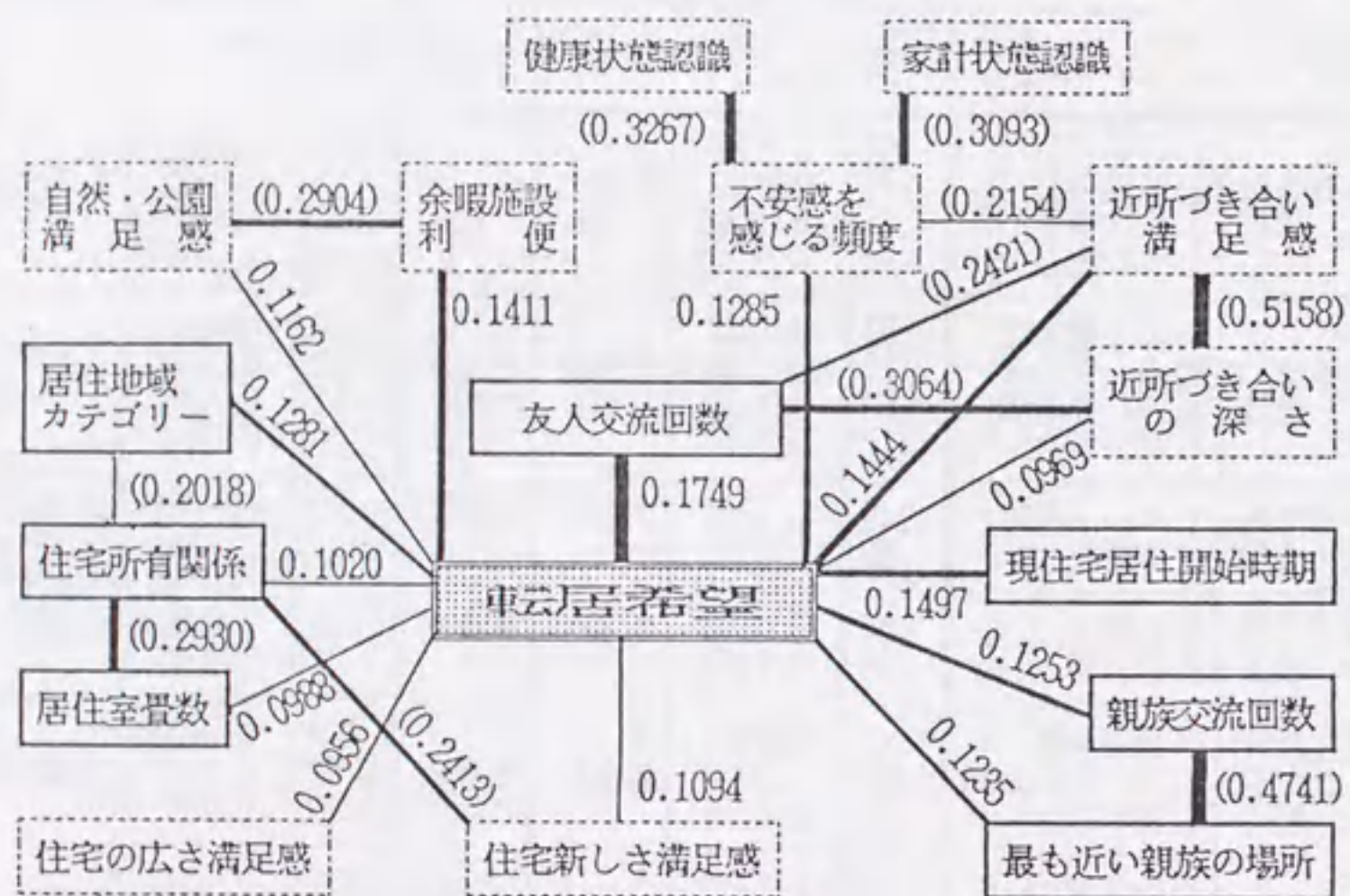


図3-8 転居希望主要要因の連関図—守口市—

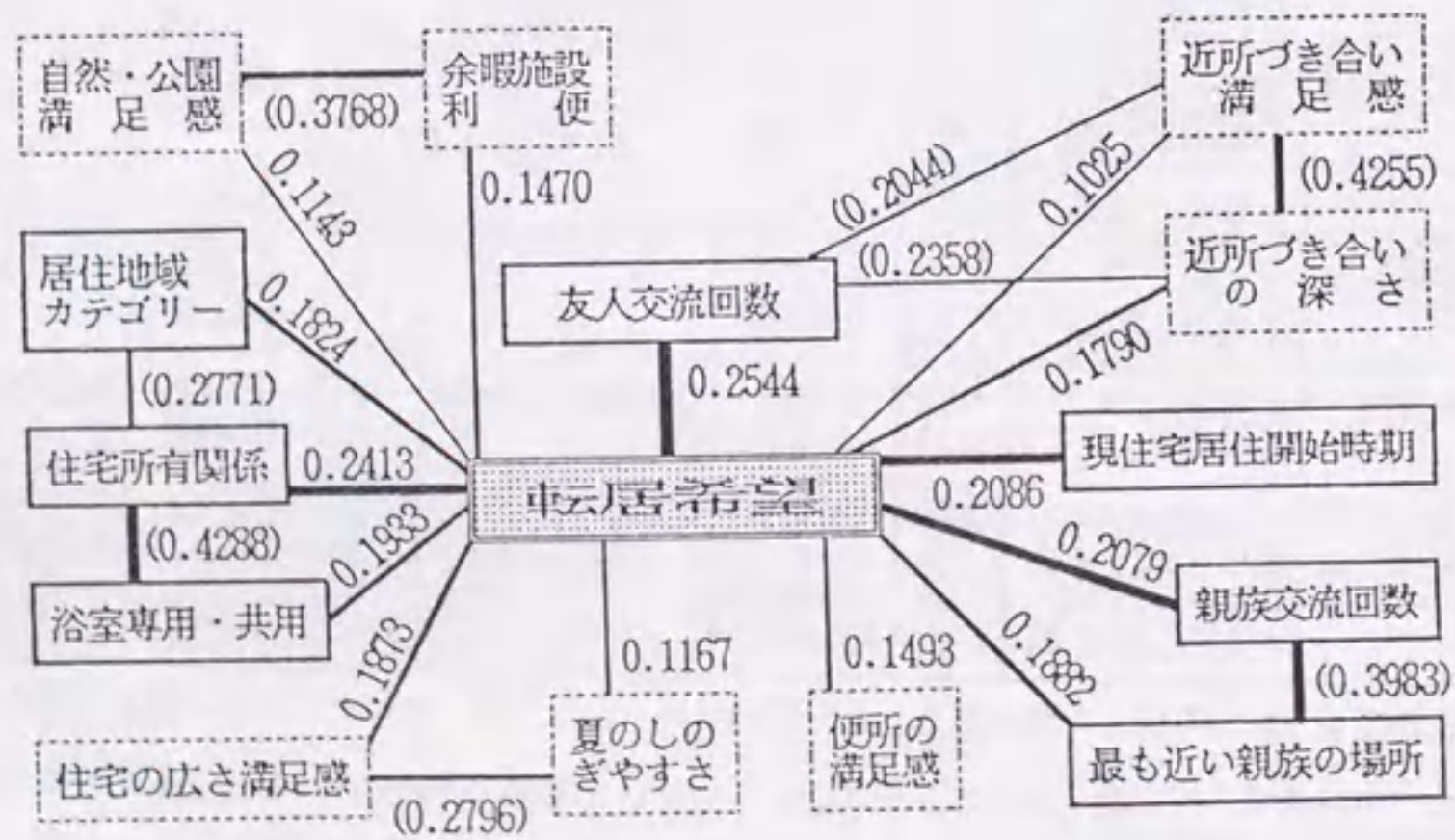


図3-9 転居希望主要要因の連関図—山口市—



○ 不安感頻度 ■ 住宅所有関係 △ 友人交流回数
▲ 親族交流回数 □ 現住宅居住開始時期

図3-10 各カテゴリー別転居希望布置図

挙げた要因のうち九つをピックアップ（健康関連は「健康状態認識」に代表させた）してそれを説明変数とし、「不安感を感じる頻度」を外的基準とした数量化Ⅱ類分析の結果が表3-5であるが、ここにおいても同様の傾向を指摘できる。また「最も近い親族の場所」の「親族無し・他県」において不安感スコアが高いのが注目される。J・タンストールは、孤独不安（loneliness）と社会的孤立（social isolation）が関連性があることを明らかにしているが³⁾、本研究においてもそのことが確かめられた。

次に、転居希望を外的基準にし客観的要因を説明変数にした数量化Ⅱ類分析を表3-6に示す。ここでは「友人交流回数」や「親族交流回数」「最も近い親族の場所」などの人間関係が重要であることが現れている。交流の少ない人、親族が離れていたり無い人、すなわち社会的に孤立した人において転居希望のスコアが高い。また「現住宅居住開始時期」が最近の人においても転居希望スコアが高く、住み慣れや地縁が定住志向を高める傾向があることを示している。

「住宅所有関係」では借家層において転居希望が多い。

以上で見てきた主要要因の連関の関係を図3-8と図3-9に示す。実線で囲んだのが客観的要因、破線のそれが主観的要因である。括弧の付いた数値はクramer関係係数を、括弧の無い数値は偏相関係数を示す。要因間を線で結んでない所は、関連が無い（係数が約0.1以下）ということである。この図によると、「友人交流回数」「最も近い親族の場所」「余暇施設利便」「住宅所有関係」「住宅の広さの感想」が、他の要因との関連の位置関係からいって重要な位置を占めていることが分かる。また「現住宅居住開始時期」は、他の要因との関連が弱く、独自の転居希望と結びついている。すなわち、例えば居住期間の長さが近隣の人間関係をつくり、それが転居希望に作用するといった間接的なものではなく、居住期間そのものが転居希望には重要な要素であることが、この図から伺うことができる。

図3-10は守口市について数量化Ⅱ類分析で最も関連のあった五つの要因の各カテゴリーを転居希望の三角ダイアグラムに布置したものである。不安感をいつも感じる人（健康・経済に恵まれない人に多い）、アパート・間借り層、友人や親族との交流がそれぞれ年数回以下の人、現住宅に最近住み始めた人に転居希望が高いことを示している。

3-4 定住志向に関するまとめ

以上から得られた主要な知見をまとめると、次のようになる。

① 定住志向、すなわち住み慣れた住宅・地域に出来るかぎり長く住み続けたいという志向は、高齢者の最も広範で基本的な住要求である。

② 他の高齢者の階層から比べると単身高齢者は、居住の不満が転居希望に転化しやすいが、しかし最も広範な要求が「定住」であることに変わりはない。「地縁」の状態と「現住宅居住期間」の長短は転居希望に強い影響を及ぼしている。居住期間が長く、地縁性の強い人ほど定住志向が強い。

③ 社会的に孤立した状況に置かれることは、「不安感」ばかりでなく、転居希望をも高める要因となる。単身高齢者の定住志向に応えるためには、親族との近接した地域的位置関係や、友人との交流が活発化するような住宅・施設計画が大変重要であることがデータの的にも確かめられた。親族交流の状況よりも友人交流の方が、転居希望の出方を大きく左右している。

④ 余暇に利用できる施設や公園などに対する要求は、単身高齢者の住要求の中では比較的高い位置にある。

⑤ 「住宅の広さ満足感」や、これとやや関連の見られる「夏の過ごしやすさ」は、住宅の物的状態の中では最も転居希望に結びつきやすい要因である。特に後者は、単身高齢者の住宅に関する不満度の中でもウエイトの高い要因であるので、重視する必要がある。

⑥ 「不安感」は単身高齢者の転居希望を高める要因である。「不安感」を高める主要な要因は健康と家計である。とくに前者の影響は大きい。単身高齢者の定住を保障するためには、健康問題を含めたセキュリティ・システムづくりが重要であることが、データの的にも確認された。

注

1) MHLG:Housig of Old People,Circular No.18/57,p2

2) A.Butler,et al.:Sheltered Housing for the Elderly -Policy, Practice and the Consumer,George Allen & Unwin,1983,p151

3) A.Tinker:Staying at Home -Helping Elderly People,HMSO,1984

4) 前田大作:老人のリロケーション・エフェクトー特別養護老人ホーム入所の場合,社会老年学,№16,東京大学出版会,1982,p3

5) 近江隆ほか:転居発生の態様とその要因分析,日本建築学会論文報告集,1980.4

6) 「転居希望」は、調査票で、「今の住宅から、どこかほかへ移りたいと思うことはありますか」という問いに対し、「いつも思う」「時々思う」「思わない」の三つの選択肢の中から回答するという形式できいている。

7) 図3-4は、不満率が低いほど転化性が高い、と読み取れなくもない。このことに関連しては、不満のある事項について、その実現性が容易な場合には欲求に、困難な場合

にはあきらかに転化する傾向があることを指摘した（高阪「ひとり暮らし老人の住宅事と若干の提言」第26回住宅問題研究発表会梗概集、1978.2）。今回の場合、他の調査地の結果（図3-5～図3-7）がこの傾向を明確には示さなかったため、これを法則的なものとして確認するには至らなかった。

- 8) ただし、中野区調査での評価は「困っていること」に○印を付けた結果であり、他の調査地が四段階で尋ねているのとは異なっている。
- 9) 各調査の時期と図3-4から図3-7までを照合すると、「夏のすごしやすさ」が必ずしも調査時期の影響で高い数値になっている訳ではないことが分かる。
- 10) 「畳数」は「寝室、居間、食事室、洋間など（玄関、台所、納戸、土間、店舗などは含めない）」の広さの合計であり、畳の無い部屋は畳数に換算している。
「身体能力」は、中野区調査では歩行能力（4段階）、三都市調査では歩行・階段昇降・布団敷きの合計点をランクづけ（3段階）、東和町調査では「からだのはたらき」についての自己評価（4段階）によった。
- 11) 関連係数、相関係数の見方の表現は、次のように考えている。
0.0～0.1：関連ない、0.1～0.2：ごく僅かに関連、0.2～0.4：やや関連、0.4～0.7：かなり関連、0.7～：かなり強く関連
- 12) 質問紙では「近くの緑や公園」としている。
- 13) J・タンストール：老いと孤独—老年者の社会学的研究、光信隆夫訳、垣内出版、1978、pp119-129

第4章 親密別居志向

4-1 親密別居の研究動向	73
4-2 親密別居概念と調査カテゴリー	74
4-3 同別居の現状	74
(1) 同別居現状の規定要因	76
(2) 親密別居と疎遠別居	76
4-4 同別居志向の特徴	78
(1) 同別居現状と同別居志向の関連	78
(2) 同別居志向の規定要因	80
1) 一般高齢者について	
2) 単身高齢者について	
3) 同居高齢者について	
4-5 親密別居志向に関するまとめ	90

4-1 親密別居の研究動向

住宅政策や住宅計画を立案する際には、世帯構成の動向の把握が欠かすことのできない作業である。現今の急速な高齢化の進行の中で、この作業はより一層重要になっている。なかでも高齢者と子供あるいは親族との居住形態の動向をできる限り正確にとらえておくことは、今後の政策と計画を誤りなく効率的に進めるうえで重要な作業課題である。

現代ヨーロッパ社会では、高齢者ケアの基本は在宅主義（施設収容主義の否定）に置かれている。これは、高齢者の多数が近隣に居住する親族に支えられて生活しており、また高齢者自身もその居住形態を希望している、という事実認識を理論的な根拠の一つ¹⁾にしている。この事実認識は、戦後から1960年代にかけての次のような多くの調査研究によって確かめられてきた。

第一は、1948年のJ. H. Sheldon による、「(高齢者)をめぐる親族間の緊密な日常的な接触、交流、援助の存在」(山室周平²⁾)についての注意の喚起である³⁾。Sheldon は同時にそこにおいて、いわゆる「スープのさめない距離」「歩いて5分程」⁴⁾を調査カテゴリーとして提起している。

続いて、M. Young やP. Townsendは1950年代に、東ロンドンなどの大都市での調査に基づいて、extended family (拡大家族)の存在とその概念を提起している。「『拡大家族』というのは、ひとつまたは二つあるいはそれ以上の世帯に住み、通常ひとつの地域に居住し、『おたがいに毎日あるいはほとんど毎日会う』、直接家族より、より包括的な親族の集団」⁵⁾のことである。P. Townsendは、この拡大家族が広範に存在していることを根拠にして、それまで主流であった施設収容主義に対して、在宅主義の施策の重要性を提起している。

1960年代にはL. Rosenmayrらが、ウィーンやケルンなどの調査をもとにintimacy(-but) at a distance (親密別居⁶⁾)という概念を提起している。子供と「いくらかの距離は保つが、孤立しない」「子供の近所に住まいを構える」⁷⁾ことが高齢者の要求であり、事実そのように住んでいる人が多数であることを証明した。L. Rosenmayrらのこの概念は、J. H. Sheldon の主として物理的なニュアンスの表現(いわゆる「スープのさめない距離」)や、P. Townsendらの家族形態面からの表現(「拡大家族」)に対して、物理的な距離感と人間関係的な距離感を併せた表現になっている。

そして1968年にはE. Shanasらのいわゆる三国調査によって、親密別居が欧米に普遍的な居住形態であることが確かめられた⁸⁾。

先に述べたように、ヨーロッパの在宅主義の基礎には、以上の調査で確かめられた親密別居の現実およびその認識がある。ひるがえって我が国の場合、在宅福祉の方向が強調さ

れてはいるが、高齢者の居住形態の現実や方向性がどの程度それを要請し、あるいは逆にそれによってカバーできない部分はどこにあるのかが、必ずしも明らかにされているとはいえない。高齢者の住宅・施設施策の点からもこのことの検討が必要である。

4-2 親密別居概念と調査カテゴリー

intimacy at a distanceの概念は社会学や老年学などの領域で、1970年前後から我が国にも紹介されていた⁹⁾。そして、別居と同居の二つの概念のみではなく、別居の中の特定の居住形態である、いわば親密別居的な概念が、この頃以降提案されることになる。森岡清美による「分居」¹⁰⁾、三浦文夫による「準別居」¹¹⁾などがそれである。

このように、親密別居的な概念が我が国でも早くから、理論カテゴリーとしては紹介ないし提案されていた。しかしこの概念は、調査カテゴリーとしては十分に活用されてこなかったようである。調査の選択肢のカテゴリーとしては同居と別居の二つのみが使われることが多く¹²⁾、その結果、同別居意識としては「同居志向」の強さが高齢者の意識実態以上に現われたと思われる。なぜなら、別居概念の中には本来、親密別居(近居や隣居)をも含んでいるのであるが、「別居」という言葉の持つどちらかという冷たい響きや、遠居になりがちな我が国の別居の実態から、「同居か別居か」の二者のみを示しその中の択一を問われたら、同居を選択するように偏らざるをえないと思われるからである。

以上のことから、同別居志向¹²⁾の調査カテゴリー(選択肢)としては、「同居」「隣居」「近居」「遠居」の四つあたりを設定することが必要になる。本研究では以上のことに基づき、4つの選択肢(「ひとつ屋根の下で同居—同居」「隣どうしあるいは離れ—隣居」「歩いて行ける所で別居—近居」「遠くはなれて別居—遠居」)を設け、特に親密別居に近いであろう「隣居」「近居」の存在に特に着目して分析をした。

4-3 同別居の現状

本研究では前述のように「隣どうしあるいは離れ」を「隣居」として、同居や近居とは別の概念として扱っている。その根拠は第1に、山口県調査の結果において全体の28.0%という無視できない割合の高齢者が隣居志向を持っているということ、第2に、次に述べるように、隣居が同居や近居とは実態的にも差異が認められる、という二つの要因に基づいている。

実態の差異について調べた結果を図4-1に示す。同居・隣居・近居の実態については、とくに隣居の場合、質問紙の質問から直接的に正確な状況を把握するのに困難があったので一例えば、実態は隣居と思えるのに回答は同居と答えているなど、いくつかの関連す

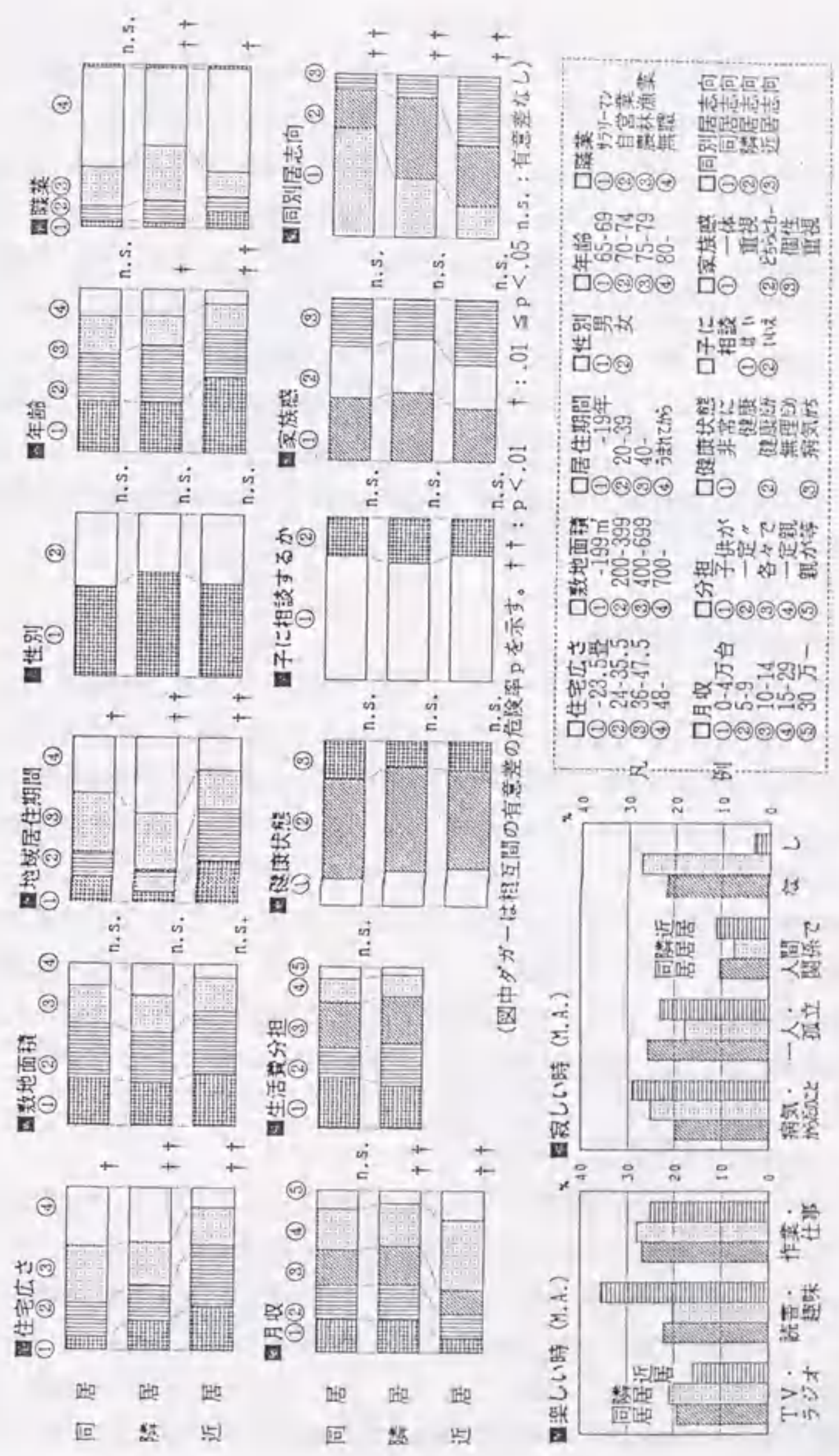


図4-1 同居・隣居・近居の現状の各種要因別比較

る質問をクロスすることによって正確な実情を得るように努めた。その結果、同居 623人（「子供がいる」と答えた人のうち53.5%）、隣居 127人（同10.9%）、近居 148人（同12.7%、遠居と不明は22.9%）が精選された。図はそれに基づいた分析である。

この結果、隣居と同居では、 χ^2 検定で危険率が5%未満で有意差の認められる項目がいくつかあり、また同別居志向においては1%未満の有意差を示したことから、隣居を同居とは別個のグループとして考えても良いであろうと判断した。特に、隣居の高齢者は他に比べて、現在の地域に長く住んでいる人が多いこと、自営業や農林漁業の人が若干多いこと、男性が若干多いこと、そして孤立を感じる事が同居に比べて少ないこと、が特徴として認められた。ただし、図を見れば明らかなように、隣居は全体としては近居よりも同居に近い傾向を示していることにも注意する必要がある。従って以上のことから隣居は、実態面では同居に近い面を多く持っているものの、志向と実態の両面から判断して、独自のカテゴリーとして扱っても良いであろう、と考えた。

(1) 同別居現状の規定要因

同別居現状は、図4-2に示すように、極めて地域差が大きい。特に郡部については差が顕著であり、市部が全体として同じような傾向を示すのに対し、郡部は日置町のように同居が極めて優勢な地域と、東和町や美川町のように遠居が優勢な地域、それに平均的な地域とに分かれる。東和町、美川町で遠居が多い理由は、戦後および高度経済成長期にとりわけ激しい人口減少が進行し、青年・若年層の多くが町外に出たからであろう。

高齢者の年齢階層によっても同別居現状には差が見られ（ χ^2 検定の危険率—以下pと略す—=0.000、クラマー関連係数—以下cと略す—=0.112）、比較的若い高齢者において近居や遠居が多く、高齢になるほど同居が多くなる傾向が見られる。性別にも差があり（p=0.001 c=0.114）、男性は女性に比べ、同居が少なく遠居が多くなっている。

(2) 親密別居と疎遠別居

別居の場合、子供との物理的および社会的距離において、大きく言って二つのグループに分かれる。それは「親密別居」と「疎遠別居」である。

図4-3に別居の高齢者について、子供（アンケートでは「最も交流の頻繁なお子さん」）との物理的距離と親子の交流頻度との関係のクロス集計結果を示す。（親子の交流頻度は「子供が親を訪問する回数」とする。これと「親が子供を訪問する回数」とは、cが0.610と相関性がかかなりあるので、交流頻度は前者のみを扱う）。このクロス集計によると、物理的距離と交流頻度は、cが0.605で、相関性がかかなりある。すなわち、親子の

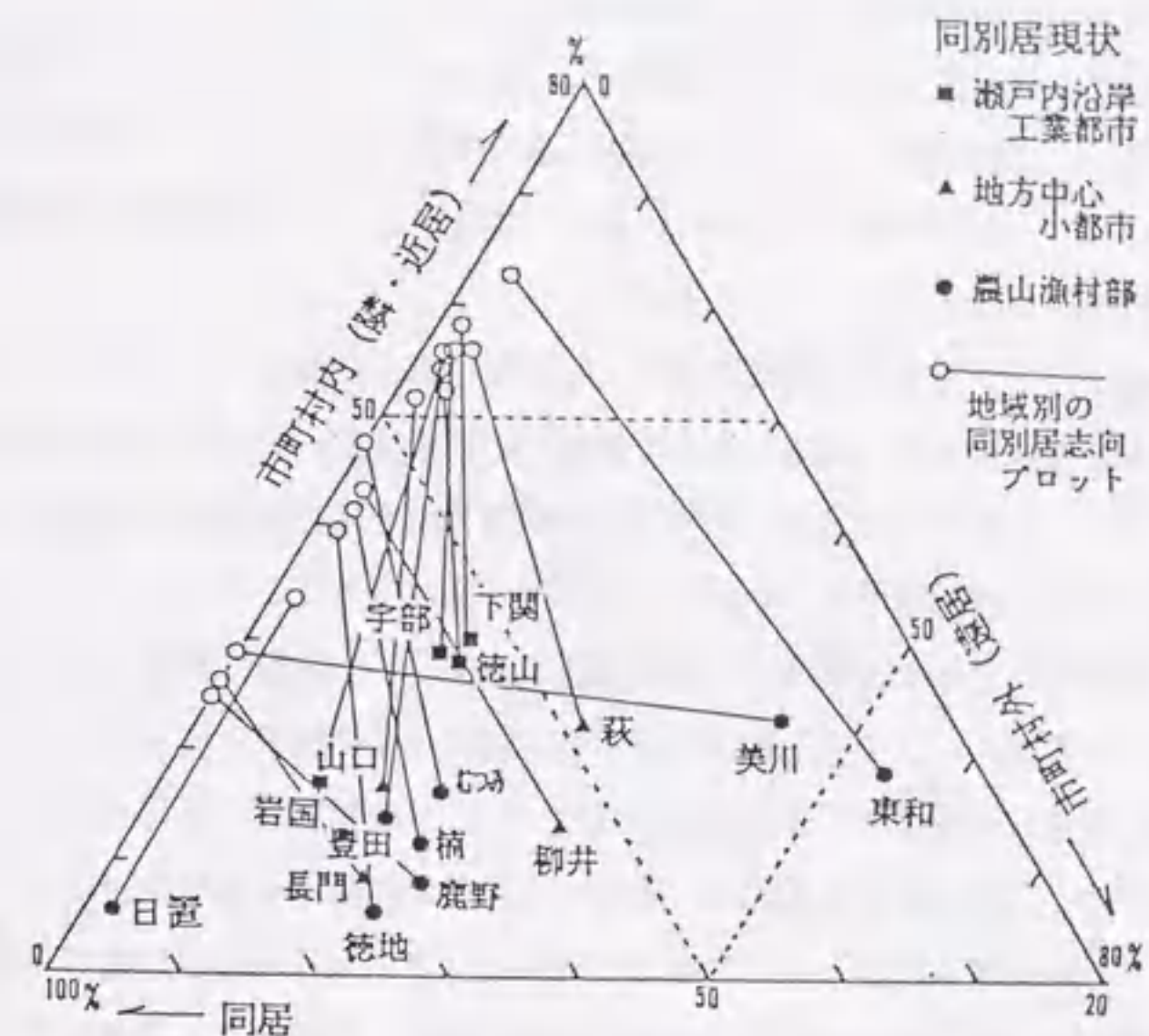


図4-2 同別居現状・同別居志向の地域別布置図

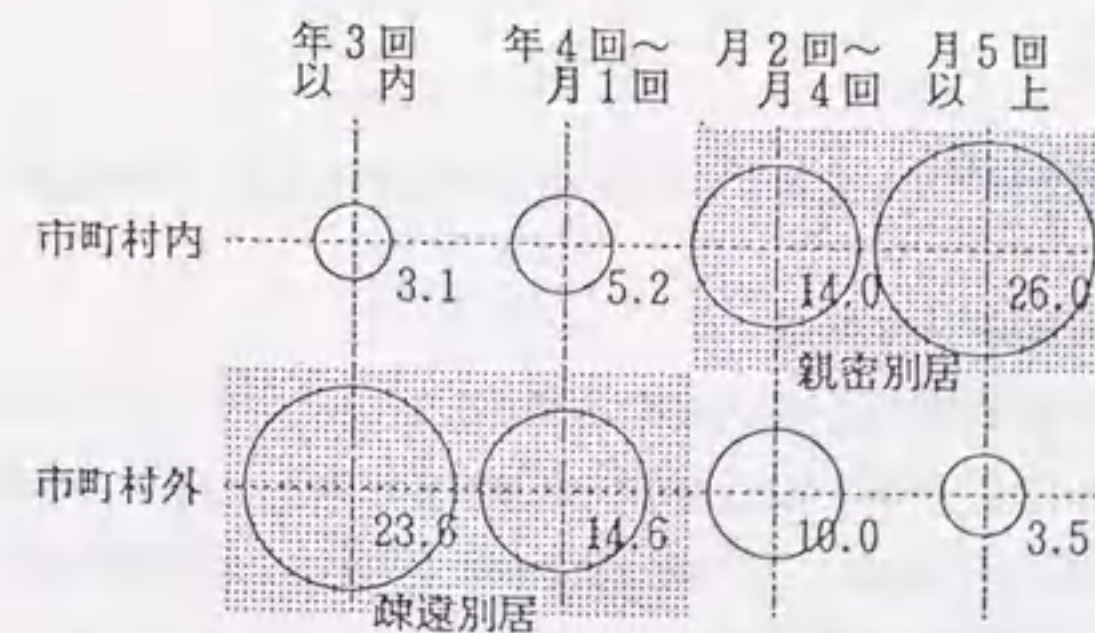


図4-3 子供の居住地と子供の訪問回数の関連（別居高齢者・山口県調査）

交流頻度は両者の物理的距離に大きく規定されていることが分かる¹⁴⁾。また別居の親子は、比較的近くに住み良く交流している前述の intimacy at a distance (親密別居) に該当するグループ (40.0%) と、逆に距離的に遠く交流が疎なグループ (38.2%) との、大きな二つのグループに明確に分かれていることが分かる。ここでは前者を「親密別居」、後者を「疎遠別居」と名付けることにする。

この二つのグループの形成に影響するかもしれない要因に関して、2グループの数値について χ^2 検定を試みると、地域 (調査対象の16の自治体別) が $p=1\%$ 未満での有意差を示すのみである。住宅所有関係、現住宅居住期間、現地域居住期間、住宅広さ、年齢、性別、職業、収入、健康状態は、いずれも有意差が認められなかった。ただし、性別における男性、職業における農林漁業で、疎遠別居を形成しやすい傾向が若干見られた。

地域別に二つのグループの発生状況を見ると、図4-4の結果となった。すなわち、「親密別居」は瀬戸内沿岸の工業的な都市部に¹⁵⁾、「疎遠別居」は郡部や経済活動が停滞的な地域中心小都市に多く見られた。楠町だけは他の自治体と離れた所にプロットされているが、これは同町に隣接して宇部市や小野田市などの比較的経済活動が活発な瀬戸内沿岸の工業的な都市があり、子供がそれらの都市に住み、比較的良く交流しているためであろう。楠町では、前に規定した意味による親密別居が25.1%、疎遠別居が18.8%に対し (この値がプロットの場合)、子供は市町村外に住んでいながら月2回以上の比較的活発な交流をしている高齢者が43.8%もいることに、そのことが現れている。そうしたことを考慮に入れると、楠町のプロットは、実態としては大きく右 (すなわち親密別居) にシフトしても良いものであろう。なお日置町は有効な反応総数が3人と少なかったのでプロットしなかった。

4-4 同別居志向の特徴

(1) 同別居現状と同別居志向の関連

地域別の同別居現状と同別居志向の関連は、図4-2に示したとおりである。美川町、鹿野町、長門市を除いて、全体としては現状と比較すると隣居・近居への志向が強いことが分かる。同居志向の強い地域は、美川町に典型的に見られる。美川町は銅山の閉山等で、高度経済成長期に山口県内でも最も急速に過疎化が進んだ自治体であるが、そうしたこともあって、別居とりわけ遠居の高齢者が多いという実態があるにもかかわらず、意識面では相変わらず同居を志向するという、実態と意識の乖離が生じたのであろう。

図4-2では隣居志向と近居志向を一括して扱っているが、その二つの間には前述のよ

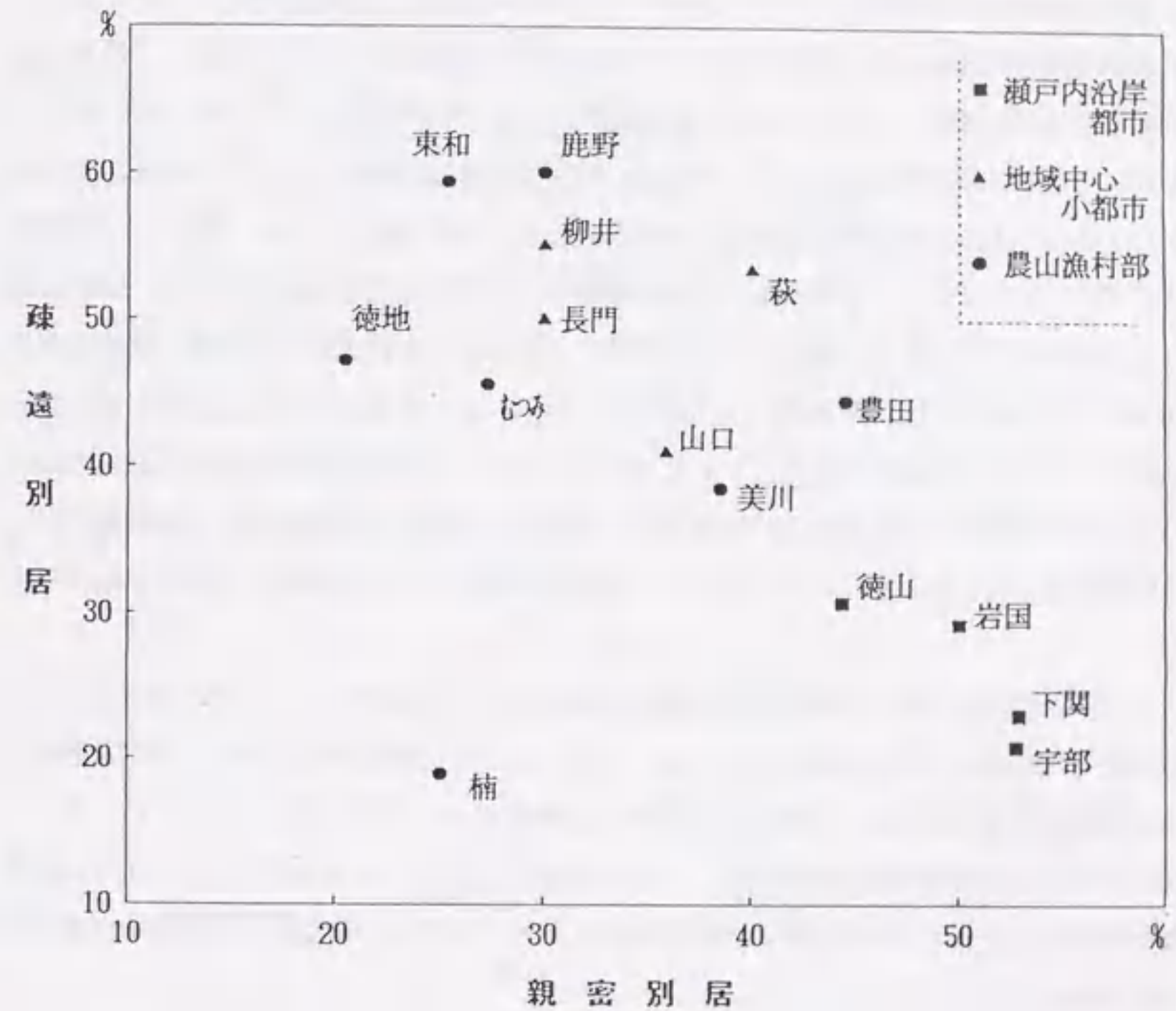


図4-4 親密別居・疎遠別居の発生率の地域別布置図 (山口県調査)

このような手続きにより、一般高齢者、単身高齢者、子と同居している高齢者（以下、同居高齢者と略す）について、同別居志向の規定要因を検討する。

1) 一般高齢者について

山口県の調査に基づく一般高齢者についての関連要因検討の結果を表4-1に示す。表のうちアステリスクに数値の付いた要因は、相関性はあるが、表の下に書いた理由によってⅡ類分析から外したので、ここでそれぞれの特徴を触れておきたい。

現住宅居住期間は、現地域居住期間と同様、短いほど近居志向が若干強くなる。ただしⅡ類分析で見ると、これらの言うならば「地縁性」の指標はスコアレンジは余り大きくなく、同別居志向に対する寄与は小さい。

家族観は「家族の一体性」重視の人が同居を、「家族各人の個性」重視の人が近居を志向する傾向があった。現在の同別居状況と将来の同別居予定は、いずれも同別居志向とかなり相関性がある。

子供が訪ねてくる回数では、まったく少ない人と週数回の頻繁にある人において、同居志向が弱くなる傾向があったことは注目される。また前者では近居志向が、後者では隣居志向が若干多くなっていた。この原因は恐らく、前者は同居を諦めざるをえない状況に、後者は親密別居への一定の満足感にあると思われる。

表4-1によって選定した要因を説明変数とするⅡ類分析の結果が図4-7である。これによると、同別居志向に最も寄与の高いアイテムは居住地域、第二は収入、第三は子供の居所であった。

居住地域では全体的に言って、郡部や地方中心的小都市が同居志向を、東和町が近居志向を強く示した。東和町は、老年人口比率が全国一の自治体であり、また海外移民や子息を都会に出すことが戦前から大変盛んな土地柄もあって、郡部であるにもかかわらず住民意識はかなり自立心の旺盛な都市型の傾向が強い地域である。それがこのスコアに現れていると思われる。収入は、多いほど近居志向、少ないほど同居志向が強くなっている。子供の居所では、町内・市町村内に子供がいる高齢者において近居志向の傾向が現れている。

そのほかでは、カテゴリー・レベルで借家層とくに公営住宅入居層において近居志向が強く見られる。また居室の広さにおいて、狭い層ほど近居、広い層ほど同居の志向が見られる。職業では、サラリーマンが結構強い同居志向を示している。また世帯型では片親十子の世帯が三世帯以上で強く同居志向を示すのが注目される。

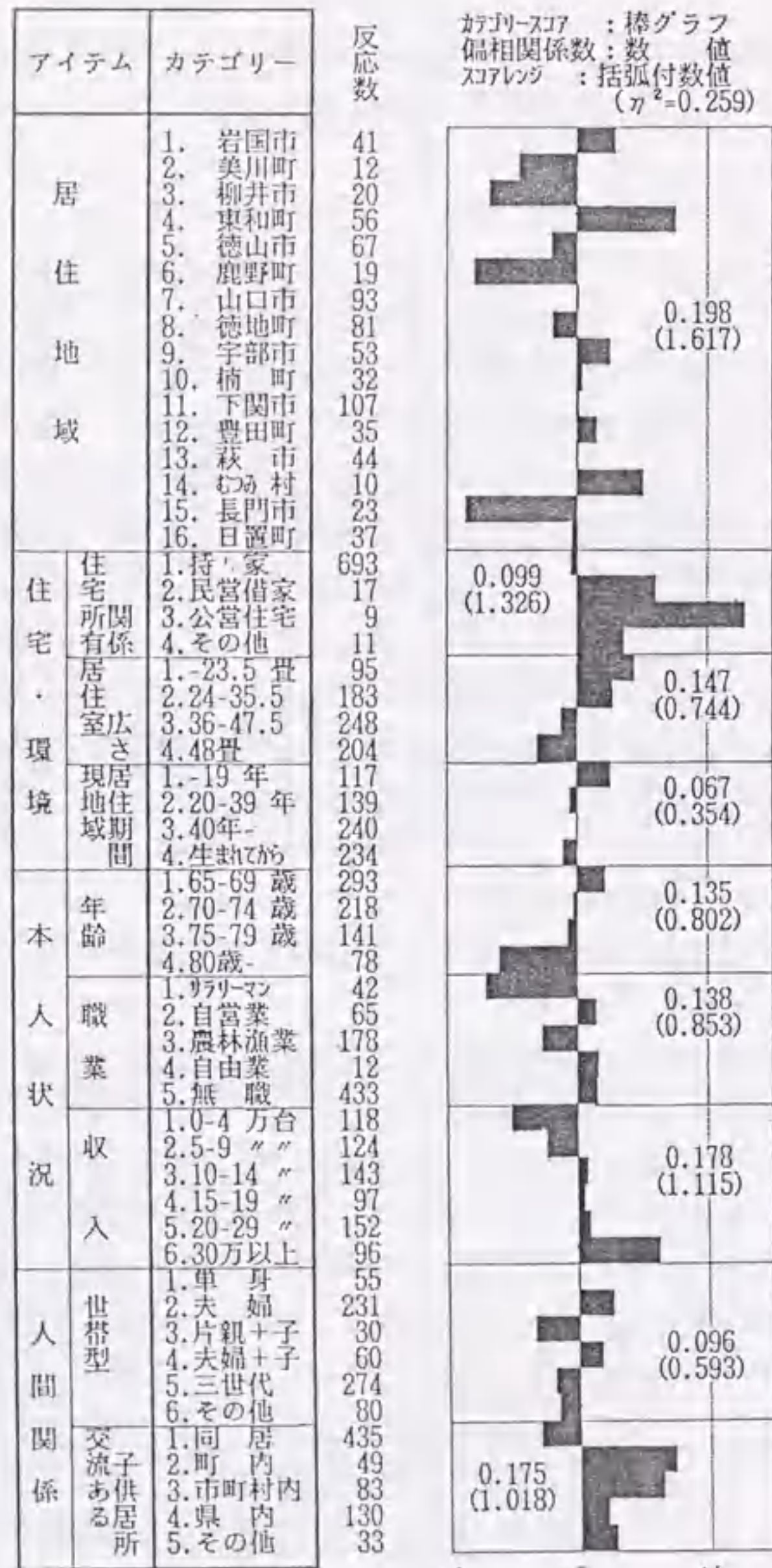
2) 単身高齢者について

単身高齢者は、図4-8に見るように、都市的な地域ほど近居志向が強くなっている。表4-2に示す関連要因検討では、守口市・山口市と東和町とが同時に行われた調査でな

表4-1 一般高齢者の同別居志向（*）の関連要因検討

アイテム	分析内容	クramer係数	危険率	Ⅱ類分析項目
居住地域（市町村）		0.181	0.000	○
住宅・環境	住宅所有関係	0.130	0.000	○
	居室広さ	0.192	0.000	○
	住宅満足度	0.072	0.031	
	環境満足度	0.061	0.106	
	現地域居住期間	0.171	0.000	○
本人状況	現住宅居住期間	0.088	0.003	○
	年齢	0.118	0.000	○
	性別	0.034	0.546	
	職業種別	0.098	0.031	○
	収入	0.181	0.000	○
人間関係	健康状態 ^{a)}	0.025	0.881	
	家族観 ^{a)}	0.152	0.000	○
	現在の同別居状況	0.399	0.000	○
	世帯型	0.239	0.000	○
	交流する子供数	0.291	0.000	○
人間関係	将来の同別居予定	0.277	0.000	○
	近所づきあい深さ	0.375	0.000	○
	近所づきあい深さ	0.064	0.411	

*同居・隣居・近居・遠居の4つうち1つを選択する形で問うたが、遠居の回答は極めて少数(2.0%)であったのでここから除外した。
 ・子供のいない人は少数(5.6%)だから分析から除外。
 ・○印をⅡ類分析項目(説明変数)とする。一印は相関が小さいか、あるいは以下の理由により、除外する。
 *1 現地域居住期間と相関が強いので(c=0.573)、Ⅱ類分析で見ると現地域居住期間のみ使う。
 *2 外的に見て判別できない(客観的でなく主観的な指標なので、Ⅱ類分析からは除外した。
 *3 「世帯型」で代替できない項目なので、Ⅱ類分析では「世帯型」のみを使う。
 *4 「交流する子供数」との相関が強い(c=0.605)ので、Ⅱ類分析では「交流する子供数」のみを使う。
 *5 「現在の同別居状況」との相関が強い(c=0.847)し、客観的指標ではないので、Ⅱ類分析では「現在の同別居状況」(*3により「世帯型」)のみを使う。
 a) 「家族の一体性」か「家族各人の個性」か、どちらを重視するかをたずねた結果。



・カテゴリースコアは、プラスが「近居志向」の、マイナスが「同居志向」への寄与の強さを示す。

図4-7 一般高齢者の同別居志向の数量化II類分析 (山口県調査)

いため、地域別の同別居志向の比較検討はできなかったが、同時に行った三つの都市（守口市、山口市、門真市—門真市は回収率が低いので関連要因検討の対象には入れなかった）について、都市別と同別居志向とをクロス集計すると、 $c=0.105$ $p=0.050$ となった。従って、上記の理由でここでは居住地域を検討要因に含めていないが、単身高齢者についても地域の要因は同別居志向に影響を与えていることが分かる。

表4-2によると、各調査地ごとに同別居志向に相関する要因はまちまちである。この結果は、単身高齢者の同別居志向の要因は説明しがたいと見れなくもないが、むしろそれよりも、一般高齢者についてもそうであったように、また前記の都市別と同別居志向とのクロス集計の結果にも表れたように、それだけ居住地域により同別居志向には差があると見ることも求めているのであろう。

前述の一般高齢者では同別居志向との相関が見られた居住室の広さ、年齢、生活費（一般高齢者では「収入」）については、単身高齢者では相関が確かめられなかった。逆に、一般高齢者では相関の見られなかった健康状態が、単身高齢者では若干の相関の存在を示している。

図4-9のII類分析によると、親族交流、友人交流、健康状態の三つの要因が偏相関係数とスコアレンジが高いが、前二者はカテゴリーによるスコアの出方が調査地域によって異なっている。たとえば、東和町では親族交流が年3回以下の高齢者の近居志向と友人交流が年3回以下の人の同居志向とが明確であるのに、他の地域ではそうでもない、などである。健康状態については、どの地域も同じような傾向が見られる。健康状態が良い層で同居志向がかなり高いスコアで現れており、逆に悪い層では近居志向が見られる。「晩年型同居」論¹⁷⁾は、高齢者の「晩年」、すなわち配偶者と別れて単身になったり、あるいはそれに加えて虚弱になったような場合に、単身高齢者自身が同居を希望するであろうことを前提的な仮説としていると思われるが、単身高齢者の一般的な心理はむしろその逆の可能性もあることをこの結果は示唆している。

3) 同居高齢者について

同居しているにもかかわらず同居を志向しない場合の要因を主として探るために、一般高齢者の中から同居高齢者のみを抽出して分析し、一般高齢者との差異を検討した。関連要因検討では、一般高齢者においては別居のケースに関連がないため取り挙げなかった要因（高齢者専用室状況）を入れ、逆に同居の場合検討の必要のない要因（現在の同別居状況、最も近くの交流ある子供の居所、その子供が来る回数）を除いた。

関連要因検討の結果（表4-3）は、一般高齢者においては同別居志向との相関の見られた、現住宅居住期間、職業種別、世帯型、において相関が無くなり、新たに、高齢者専

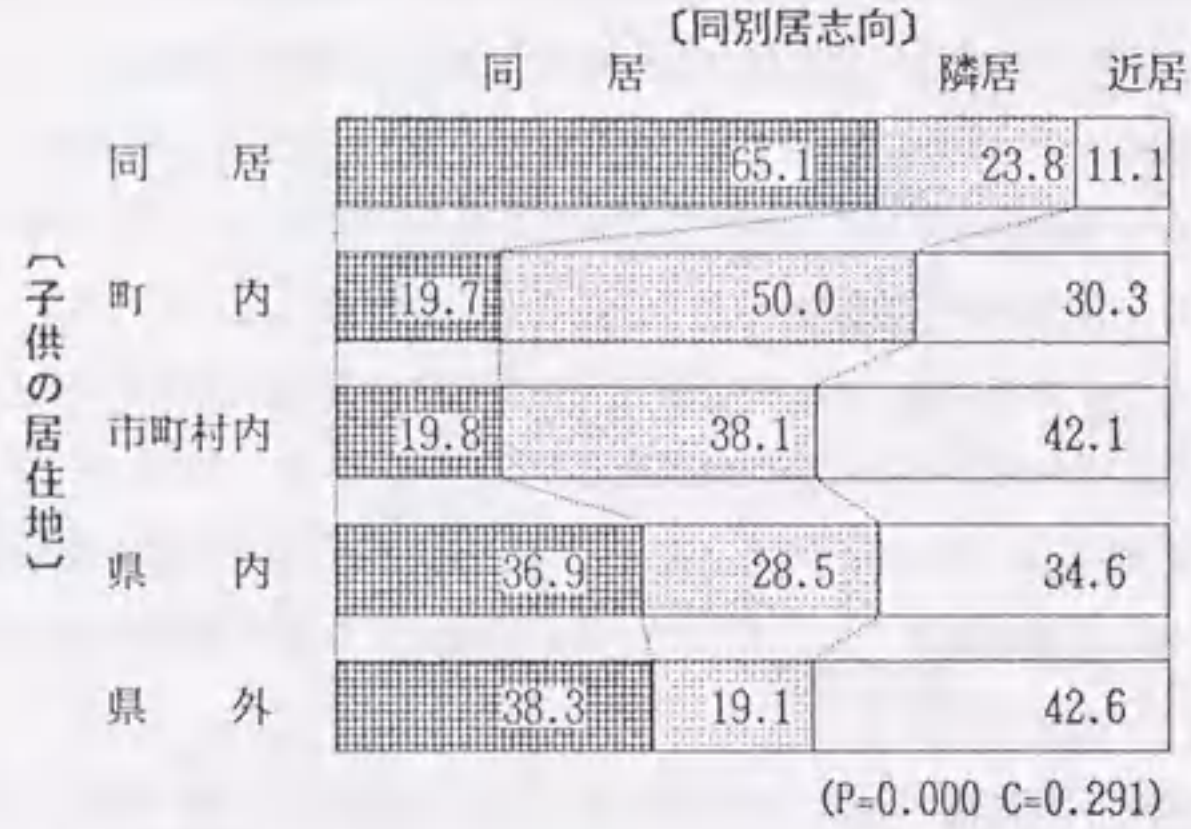


図4-8 子供の居住地と一般高齢者の同別居志向の関連性 (山口県調査)

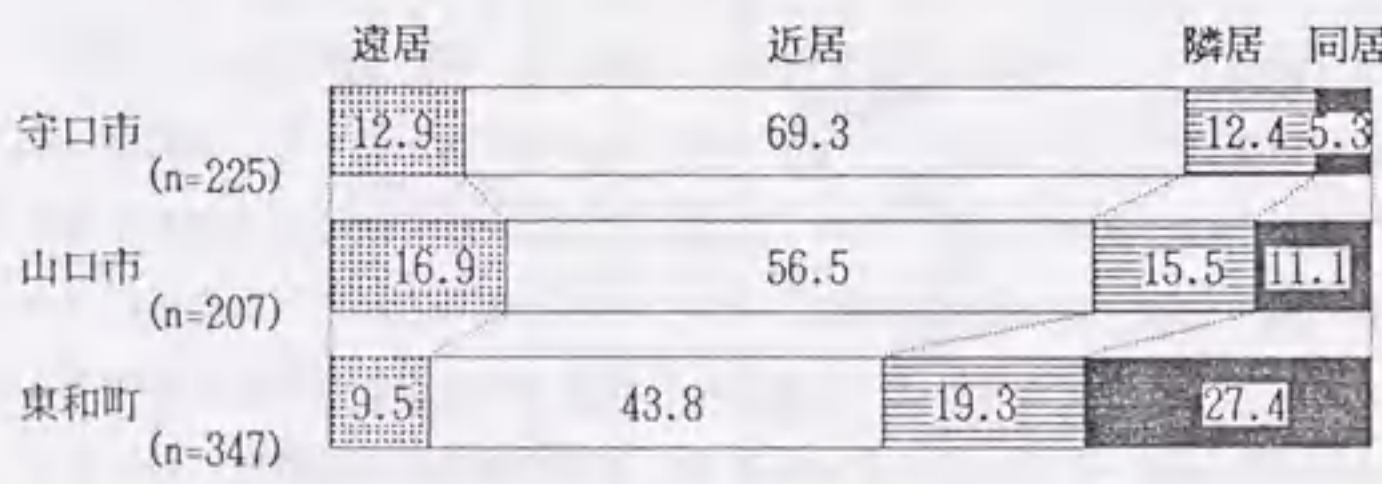


図4-9 単身高齢者の地域別同別居志向

表4-3 同居高齢者の同別居志向の関連要因検討

アイテム	分析内容	クramer-関係数	危険率	Ⅱ類分折項目
住宅・環境	住宅所有関係	0.170	0.301	○*1
	居住室広さ	0.104	0.094	○*1
	高齢者専用室状況	0.175	0.001	○
	住宅満足度	0.191	0.000	○
本人状況	環境満足度	0.195	0.000	○*2
	現地域居住期間	0.171	0.002	○*2
	現住宅居住期間	0.143	0.007	○
	年齢	0.016	0.927	○
人間関係	性別	0.148	0.005	○
	職業種別	0.022	0.660	○
	収入	0.063	0.732	○
	健康状態	0.195	0.002	○
人間関係	家族観	0.029	0.802	○*2
	世帯型	0.225	0.000	○
	子供との親密性	0.108	0.230	○
	将来の同別居予定	0.120	0.005	○*2
人間関係	近所づきあい深さ	0.393	0.000	○
	近所づきあい深さ	0.076	0.516	○

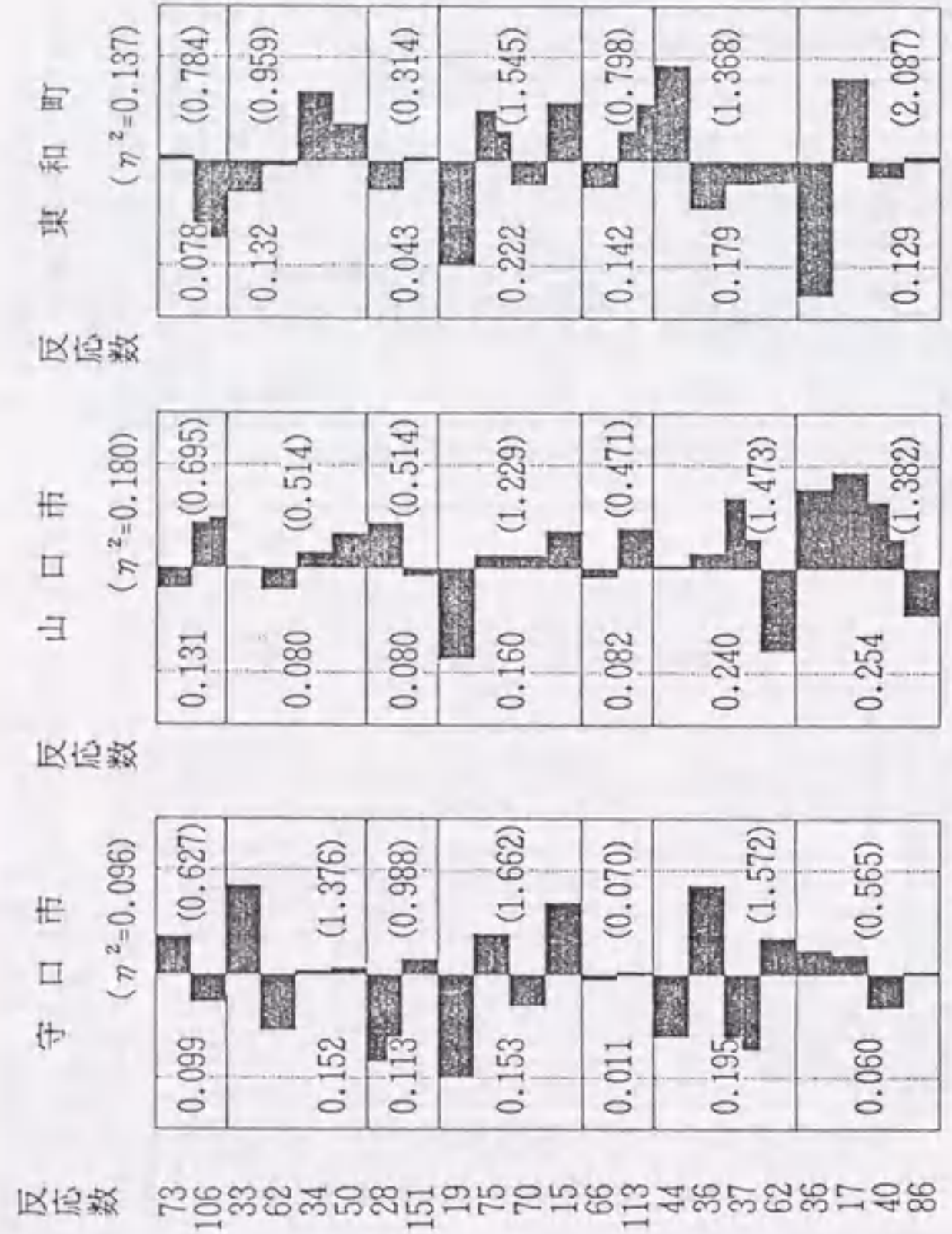
○印をⅡ類分折項目 (説明変数) とする。○印は相関が小さいか、下記の理由により、除外する。
 *1 危険率は大きい、クramer-関係数が一程度あり、客観的指標であるのでⅡ類分折項目とする。
 *2 相関性は比較的高いが、主観的指標であるので除外する。

表4-2 単身高齢者の同別居志向の関連要因検討

調査地	分析内容	守口市		山口市		東和町		Ⅱ類分折項目
		クramer-関係数	危険率	クramer-関係数	危険率	クramer-関係数	危険率	
住宅・環境	住宅所有関係	0.150	0.170	0.311	0.000	0.110	0.270	○
	居住室広さ	0.116	0.452	0.104	0.701	0.128	0.444	○
	設備設置状況	0.124	0.610	0.165	0.189	0.149	0.259	○
	住宅満足度	0.133	0.264	0.110	0.661	0.157	0.035	○
本人状況	環境満足度	0.159	0.104	0.127	0.491	0.164	0.014	○
	現住宅居住期間	0.119	0.399	0.183	0.014	0.140	0.024	○
	年齢	0.123	0.605	0.099	0.915	0.112	0.213	○
	性別	0.288	0.000	0.144	0.232	0.132	0.125	○
本人状況	職業有無	0.044	0.934	0.114	0.443	0.059	0.770	○
	生活費	0.142	0.328	0.107	0.865	0.129	0.112	○
	健康状態	0.098	0.720	0.127	0.362	0.154	0.008	○
	孤独不安感状態	0.134	0.255	0.115	0.554	0.162	0.133	○
人間関係	出身地	0.143	0.212	0.108	0.514	0.164	0.009	○
	同居開始時期	0.109	0.500	0.090	0.776	0.144	0.038	○
	親族交流回数	0.196	0.003	0.134	0.276	0.106	0.315	○
	最も近い親族場所	0.192	0.004	0.100	0.725	0.139	0.061	○
人間関係	友人交流回数	0.088	0.830	0.200	0.004	0.090	0.571	○
	外出時間の多さ	0.113	0.502	0.118	0.494	0.094	0.569	○

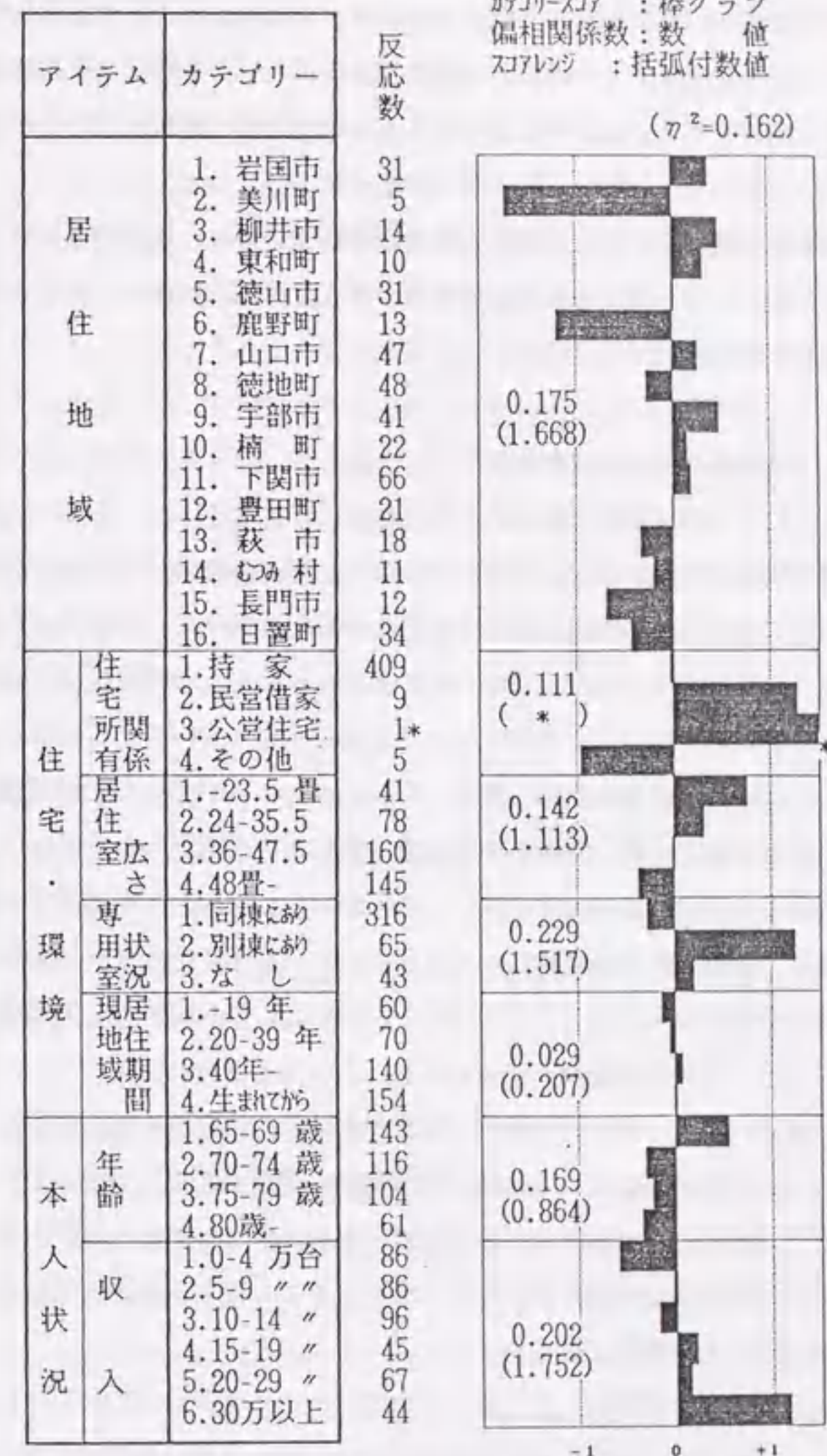
* 数量化Ⅱ類分折を行うための基準は、クramer-関係数が0.2以上あるいは危険率が1%未満か、危険率が1~3%が2箇所以上とした。
 *1 「親族交流回数」との相関関係が強い (守口市について、c=0.474)、「友人交流回数」との比較もあり、「親族交流回数」のみで見ることとした。

アイテム	カテゴリー
住宅・環境	1. 持家
	2. 借家
	1. 終戦前から
	2. S30年代から
本人状況	3. S40年代から
	4. S50年から
	1. 男
	2. 女
人間関係	1. 良い
	2. 普通
	3. やや悪い
	4. 悪い
人間関係	1. 県内(町内)
	2. 県外(町外)
	1. 年3回以下
	2. 1-2月に1回
人間関係	3. 1-2週に1回
	4. 週数回~毎日
	1. 年3回以下
	2. 1-2月に1回
人間関係	3. 1-2週に1回
	4. 週数回~毎日



・棒グラフはカテゴリースコア、数値は偏相関係数、括弧付数値はスコアレンジを示す。
 ・カテゴリースコアは、プラスが「近居志向」、マイナスが「同居志向」への寄与が強いことを示す。

図4-10 単身高齢者の同別居志向の数量化II類分析



・カテゴリースコアは、プラスが「隣居志向」「近居志向」の、マイナスが「同居志向」への寄与が大きいことを示す。
 ・*印は反応数が小さいため、評価できないことを示す。

図4-11 同居高齢者の同別居志向の数量化II類分析 (山口県調査)

用室状況が同別居志向に関連する要因として加わった。Ⅱ類分析では(図4-10)、一般高齢者とほとんどおなじ傾向を示したが、民営借家、高収入の同居高齢者において、隣居・近居志向がとりわけ強く出ていることが注目される。このことは、今後高齢者の経済的な自立が高まってゆくとともに、同居している人もふくめて、隣居・近居への志向が強くなるであろうことを示している。

高齢者専用室が別棟の人において隣居・近居志向が強いのは、比較的現状肯定の傾向があるためであろう。クロス集計の結果では別棟の場合、同居志向が40.6%、隣居志向が41.6%、近居志向が17.8%であった。

4-5 親密別居志向に関するまとめ

以上から得られた主要な知見をまとめると、次のようになる。

① 同別居現状と同別居志向は地域性が強い¹⁷⁾。経済活動の活発な地方都市においては、現状において親密別居の傾向が強く、またその志向も強いことが確認された。農村地域においては、東和町や美川町のような一部の地域を除いて、現状は同居が強い。しかし志向としては、美川町を除いて、現状に比べると親密別居へ向いている地域がほとんどである。このことは特に都市部において強く、L. Rosenmayr らが主として都市部の調査に基づいて指摘した「(親と子が) いくらかの距離は保ちたいが孤立したくはない、という願いが高齢者の最も代表的な意見である」¹⁸⁾ ことが、ここにおいても確認された。親密別居志向の内容は、隣居志向と近居志向がほぼ半々になっている。親密別居志向の特に強い層は、公営住宅や借家の入居者、子供が隣居・近居の人、単身高齢者や夫婦高齢者などである。遠居志向は、現状が遠居の人においても、ほとんど見られない。

② 現状が別居の場合、親子の物理的な距離が親子の交流頻度を強く規定していることが確かめられた。別居の高齢者の現状は、親密別居と疎遠別居の二つのグループにかなり明瞭に分けてとらえることが出来た。この分岐の最も大きな要因は地域性であり、親密別居が経済活動の比較的活発な地方都市に多く見られるのに対し、疎遠別居は過疎地や停滞的な地方都市において優勢的に見られる。

③ 同別居志向の規定要因は、上で述べたもののほかに大きなものとしては、高齢者の収入(多いほど近居志向、少ないほど同居志向。この傾向は同居高齢者においても、多いほど隣居・近居志向が強くなり、同様である)、住宅の広さ(狭い層において近居志向が強い)が挙げられる。単身高齢者は都市的な地域ほど近居志向が強くなる傾向がある。また健康状態の悪い層においてむしろ近居志向が強くなり、「晩年型同居」論等との関係において注目される。

④ 以上のように、調査カテゴリーとして隣居・近居のような親密別居的な概念を入れて分析すると、全体としてはその方向への志向が強いことが分かった。とりわけ都市部や別居の場合、あるいは高齢者の経済的な自立が強まった場合にその傾向が強くなるということは、今後、長期的には高齢者の別居化と経済的自立が強まることが確実視される中で、特に都市部において親密別居のための居住施策体系の確立が強く求められていることを、この結果は示している。また、農村部においては、高齢者が望んでいない疎遠別居が、現実にはかなり広範に見られる。その面からも、子供が近くに住めるような総合的な施策の樹立が待たれていると言えよう。また親密別居のなかの隣居については、その志向が一定の規模で存在し、実態としても独自のものを持つということから、その概念を分析に加えた。今回の質問紙の内容からでは、その独自性や意義を明らかにするまでには至らなかったが、その志向の存在、農村部における隠居慣行との関係、あるいは主として都市部におけるペア住宅や二世帯住宅の帰趨¹⁹⁾ との関係で、高齢者居住の独自の概念領域として注目すべきであろうと思う。これについては今後の研究課題にする必要があると考える。

注

- 1) 他の理論的根拠としては「ノーマライゼーション」理論や、施設入居による「インスティテューショナルライゼーション」の回避、あるいは比較的元気な高齢者を施設に入居させることのソーシャル・コスト面でのデメリット、などが挙げられる。
- 2) P. タウンゼント、山室周平監訳：居宅老人の生活と親族網、垣内出版、1974、における山室による解説「本書について」より、p. 10
- 3) Sheldon, J.H.: The Social Medicine of Old Age, 1948
- 4) 森幹郎：老人問題解説事典、中央法規、1984、p376
- 5) P. タウンゼント、山室周平監訳：前掲書、p. 151
- 6) 森幹郎の訳による。森幹郎：老人問題の周辺、老人生活研究所、p. 25
- 7) Rosenmayr, L. & Kockeis, E.: Propositions for a Sociological Theory of Aging and the Family, International Social Science Journal, Vol. XV, No. 3, UNESCO, 1963, pp. 418-419
- 8) Shanas E. et al.: Old People in Three Industrial Societies, Atherton Press, 1968
- 9) 例えば、佐口卓・三浦文夫・森幹郎：老人はどこで死ぬか、至誠堂、1970、p. 79、など。
- 10) 森岡清美：高齢化社会における家族の構造と機能、社会福祉研究、第19号、1976

- 11) 三浦文夫ほか：老後の生活と保障、家の光協会、1973
- 12) 例えば、西下彰俊：三世代の女性における同・別居意識の研究、老年社会学、No19、東京大学出版会、1984、直井道子ほか：老人の同別居の現状と今後の動向、老年社会学、No21、1984。ただし前者では、別居を近居・遠居に二分することを、検討課題として提起している。なお奥山正司：中高年女性の生活と老後不安(1)、老年社会学、No17、1983、では別居を「近い所に別居」「離れた所に別居」「老人ホームに入りたい」の三つに分けている。
- 13) これは従来、一般的には「同別居意識」と呼ばれてきた。しかし「意識」は元来極めて複雑な要素から形成されている概念であると思うので、本論では、単にアンケートの回答であることを考慮して「志向」という表現にした。
- 14) 単身高齢者調査においても、親族との物理的距離と親族交流頻度のクロス集計のcが、山口市 0.398、守口市0.474 で、かなり関連がある。また東和町においても0.203 と関連が見られた。
- 15) 石原清行らは、金沢市の単身高齢者において、本論で言うところの親密別居形態が多く見られること、および、空間距離と親子の接触機会の多さには密接な関係があることを指摘している。(石原清行・豊田淳一ほか：既成市既成市街地における一人暮らし高齢者の住まいに関する考察・その1、日本建築学会大会学術講演梗概集、昭和63年、8023)
- 16) 例えば、増田光吉：老親と子、家族病理の社会学、培風館、1980、p.129
- 17) 清水浩昭は、全国的レベルにおいて、家族構造や同別居現状、同別居志向が地域的に多様であることを指摘している。清水浩昭：世帯および家族の構造、高齢化社会への道、中央法規、1982、p.143
- 18) Rosenmayr, L. et.al. : op. cit., p.418
- 19) 英国においても日本におけるペア住宅に該当するものが1950-60年代のニュータウン開発期を中心に供給された時期がある。それを granny annex と称している。その帰趨や現代的評価は、DoE, Housing the elderly :how successful are Granny Annexes? HDD Occasional Paper 1/76, HMSOに詳しい。著者の Anthea Tinkerは、調査に基づく様々な問題点を挙げながらも、高齢者が自立した生活を維持しながら家族や親族の近くにとどまることを可能にする点で、granny annexの価値は過少評価されるべきでない、としている。

第5章 住宅立地

5-1 住宅立地に関する研究動向	95
5-2 立地希望の特徴	96
(1) 居住地域希望	97
(2) 老若混住割合希望	97
(3) 環境や施設との関係	99
5-3 住宅立地に関するまとめ	109

5-1 住宅立地に関する研究動向

高齢期の住宅立地のあり方に関する論考は、定住志向（第3章）や住戸規模（第6章）についてと同様、英国において最も進んでいる。英国の以前の住宅主掌官庁である住宅・地方自治省（MHLG）が発行したサーキュラー等の文献では、高齢期の住宅立地について、次のように述べている。

・高齢者の住宅は、教会、購買施設、娯楽センターに行きやすい所に置かれるべきである。隔離されることが幸せだと高齢者自身が思っているとは、私たちは考えていない。私たちは、高齢者が若い人と混合して住めるような小規模世帯向け住宅団地を、地方自治体が供給することを、勧告したい。少ない戸数の小住宅は、街のなかにほど良く溶け込むにちがいない(1944)¹⁾。

・高齢者の居住施設が店舗とバスに近接しているべきことが、まずもって第一に重要な事柄である。さもないと、高齢者の自立性が低下し、戸外活動にたずさわることが少なくなってしまう。このことは、地域によっては、市街地中心部にある既存の大きな住宅を改良する方が、新しい住宅を建てるよりも時には好ましいであろう、ということの意味している。新しい住宅は隔離されたコロニーとして建てられるべきではなく、ほかの住宅の中に散在させるか、一般団地の中の一部として、例えば多くても20戸を超えない程度の管理しやすいグループとして建てるべきである(1957)²⁾。

・どのような敷地を選ぶにしても、それはいつも手近に交通の便と店舗とがあるものでなければならない(1960)³⁾。

・計画は以下のものについて便利な立地になっているか。(a) 店舗、バス停、教会、パブ、郵便局…買い物は、高齢者に残された最後の外出行動であり社会的接触の機会であろう。利用圏は0.6kmが最大限であり、経路は交通から安全で、できる限り急勾配を避けるべきである。(b) 友人や親類が訪問しやすいか(1969)⁴⁾。

こうした立地に関する一般的な指摘に関して、Edgar A. Roseは、125（団地）のシェルタード・ハウジングの125人のウォーデンと、そのうち10（団地）の入居者から50%を抽出した164人の入居者に対する質問紙調査を実施し、次のような結論を得ている。

・（ウォーデンの回答では）建物そのものの立地よりもバスの料金や本数のほうが、不満足の原因になることが多かった。……立地の問題点としては、薬局への近さが最も多く挙げられ、次いでタウン・センター、郵便局への距離が指摘されている⁵⁾。

・（入居者の回答では）立地に関しては、その把握のためには様々な論点があり、相互に関連したいくつかの要素があることが明らかになった。問題点としては、薬局とタウン・センターへの距離が多く挙げられた。調査対象となった建物のそれぞれのセンター

までの距離はさまざまであったが、この距離は入居者が表明した満足度の程度とは必ずしも相関したわけではなかった。いくつかのケースでは、近くにほかの店舗があることや、良好なバス・サービスがあることが、センターそのものまでの距離の遠さを補ってしまっていた。……教会と郵便局の便利さは、明らかにそれらまでの距離に相関していた。入居者たちは、それらが1.2km以上離れると、不便であると判定している。……歩行をめぐる問題点は、おおよそ3つのカテゴリー——交通量の多さと道路横断の困難さ、急勾配、舗装の悪さ——に分けることができる。……足りない施設としては、郵便局、薬局、生鮮食料品店、が最も多く指摘されている⁶¹。

以上から、英国における高齢者の住宅の立地は、郵便局、薬局、教会、バスの便（行き先、本数、料金の良いこと）、そしてタウン・センターへの行きやすさが最も大きな問題のようである。なお、英国の郵便局は、年金等の支払い窓口の役割もしており、その点わが国とは違いがあるので断っておきたい。

他施設との連関や若い層との混住の面から考えた立地論の研究動向は以上に述べたとおりである。他施設との連関の面のわが国における研究は、主として施設の社会化・地域化論の一部として論じられているが、その地域化論も「施設開放論」的な色彩が強く、従来施設が持っていた機能の一部を地域に転嫁し、それを通じて施設と地域の結合をはかってゆくという視点は弱かったと思う。その点で次のような指摘は、立地論の観点としても重視すべき事柄であろう。

・入居者の社会的活動の中心として住棟内に共用室を設置するよりも、その住棟そのものを、できる限り広い利用圏をもつ一般のコミュニティ施設に、最大限近づきやすい所に配置することの方がむしろ良い⁷¹。

5-2 立地希望の特徴

住宅の立地を、ニーズの点から検討する際の主要な要素は、次の4つであろう。

① 居住地域希望……高齢者はどのような地域（都市か農村か等）に住むことを希望しているか。

② 老若混住割合希望……どのような住民構成のコミュニティに住みたいか。とくに高齢者と若い世帯の混住の割合に対するニーズはどうか。

③ 同別居意識……子供や親族との居住形態（同居・隣居・近居・遠居）の検討。

④ 環境や施設との関係……自然環境や利便施設などとの関連の検討。

③はすでに第4章で検討したので、ここでは①②④の点について検討することにする。

(1) 居住地域希望

三都市調査と東和町調査において「もし好きな所に住めるとしたら、どのような住宅の場所がよいか」（三都市）「老後を送るのに最も望ましい住宅の場所」（東和町）をきいたが、それに対する回答は図5-1の通りである。「その他」の具体的記述の中で目立ったのは「ふるさと」であった。また山口県調査においては、「郊外か都心か」「農村部か都市部か」をきいた。その結果は図5-2、図5-3である。

これらを見ると、自らがいま住んでいる所に似た所を選択する人が多いことが分かる。高齢者の居住地域希望に関する通念は、一方では彼らが「農漁村などの静かな所を好む」といういわば「田園志向」と、他方では「住み慣れた場所を好む」という「定住志向」の二つの志向が強いとされてきた。本結果は、都市部の高齢者は主として都市部を、農漁村部の高齢者は農漁村部を選択する傾向を明瞭に示している。従って先の通念のうち、少なくとも単身高齢者の中では「田園志向」は一般的なものではなく、「定住志向」が支持されていることが明らかとなった。

なお図の中で「東和町（全体）」とあるのは、東和町の高齢者のいる世帯すべてが調査対象母集団であることを示す。他は単身高齢者が対象集団である。

(2) 老若混住割合希望

地域コミュニティの希望を、高齢者と若い世帯の混住の割合に対する希望で尋ねたもので、全体の結果は図5-4のようになった。50~60%程が「高齢者と若い世帯が半々ぐらいの所」を選んでいる。東和町では「できるだけ高齢者がまとまる」が単身高齢者で21.1%と他に比べて多い。

高齢者が多いことを選択する人（以下「高齢者派」と呼ぶ）と若い世帯が多いことを選択する人（同「若者派」）がどうした要因で分かれるかを見るために、「高齢者がまとまる+高齢者が多い」グループと「若い世帯がまとまる+若い世帯が多い」グループを外的変数とする数量化Ⅱ類分析を行った（「半々がよい」はデータから外した）。その結果は表5-1に示す通りだが、これから次の諸点が明らかになった。

① 人間関係では、「親族交流回数」が多い程「高齢者派」が多い傾向が、守口市、山口市において見られる。また「人的交流タイプ」（「人的交流タイプ」の分類は、友人・親族ともに2週に1回以上行き来のある人を「全般交流」、同じくともにひと月1回以下を「疎交流」、親族とは2週に1回以上だが友人とはひと月1回以下の人を「親族交流」、逆に友人とは2週に1回以上だが親族とはひと月1回以下の人を「友人交流」とした）における「疎交流」型は「高齢者派」である可能性が高いことが明瞭に現れている。

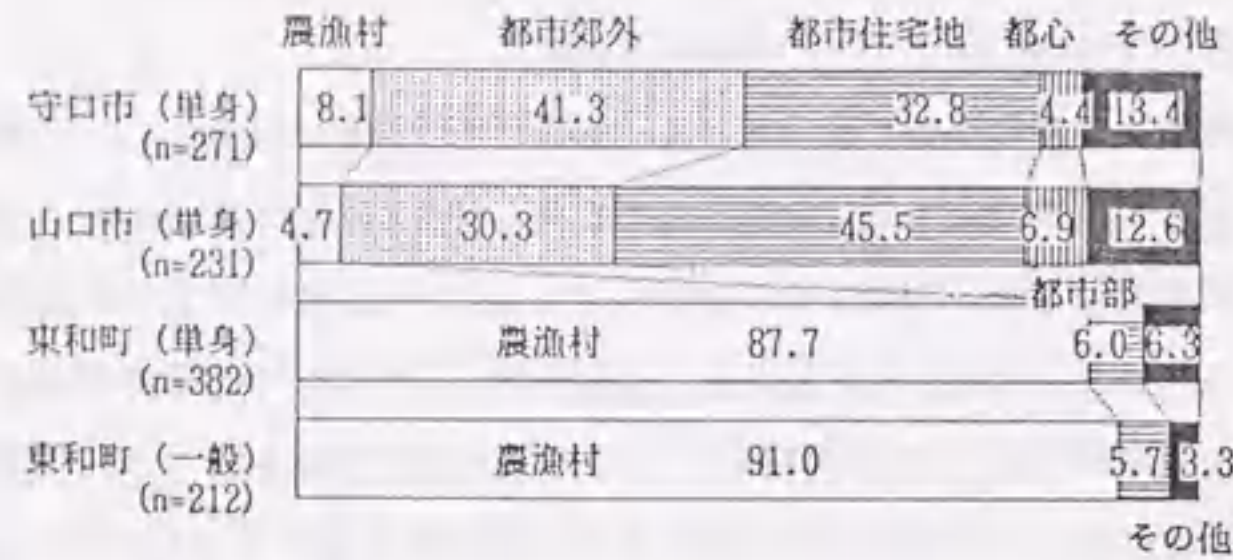


図5-1 住宅立地希望

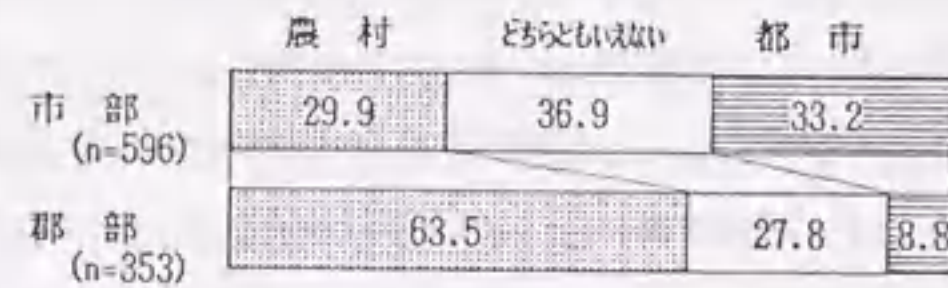


図5-2 住宅立地希望—郊外か都心か—

(山口県調査 p<0.01)

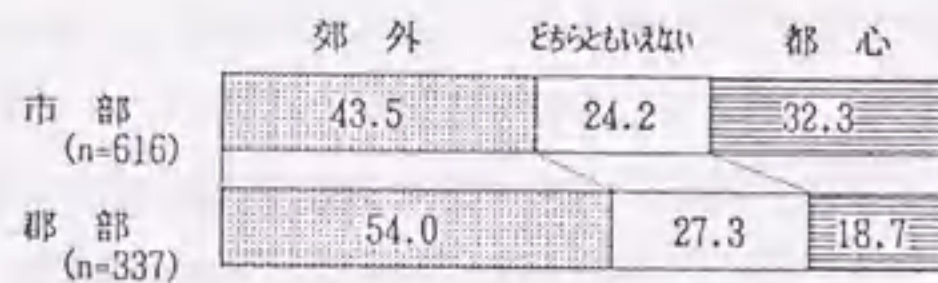


図5-3 住宅立地希望—農村か都市か—

(山口県調査 p<0.01)

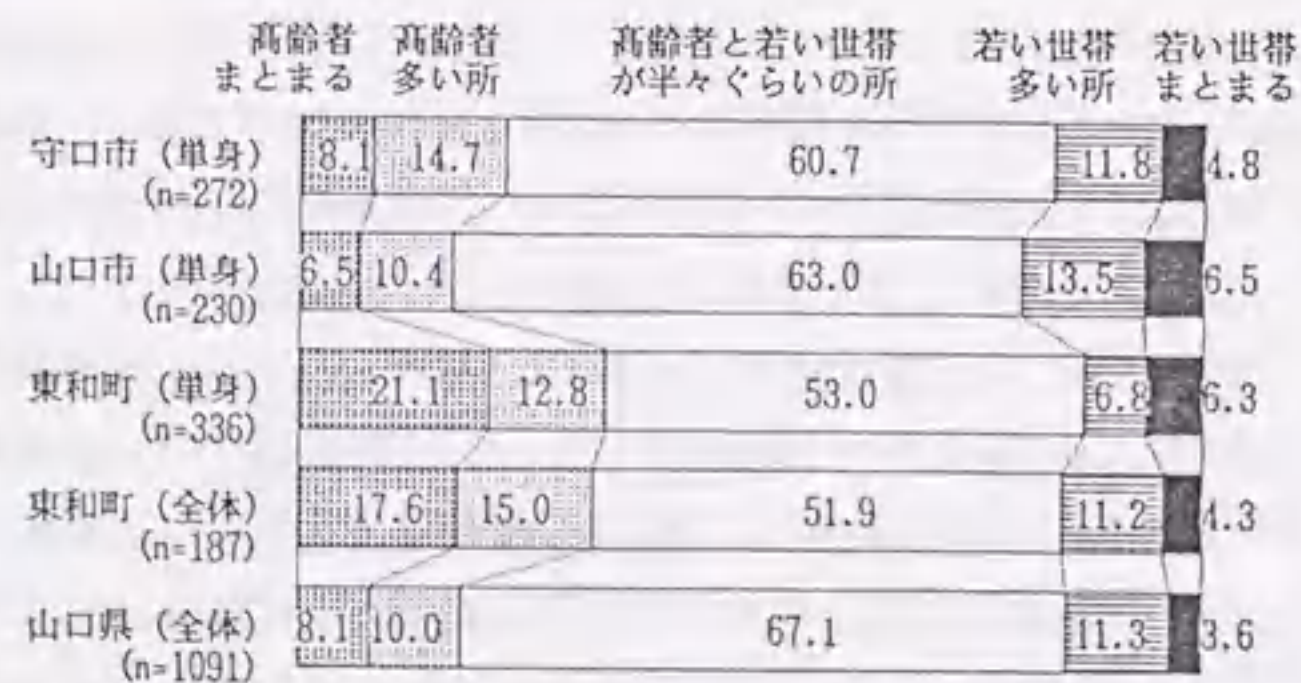


図5-4 高齢者と若者の混住割合の希望

② 属性においては、性別で、男が「若者派」の、女が「高齢者派」の傾向が見られる。また出身地が現住所に近い人において「高齢者派」である傾向が高い。

③ 山口市の「昼数」、東和町(単身)の「外出時間」は、レンジ、偏相関係数ともに高いが、他の調査地と比較すると、明確なものとは言い難い。東和町(高齢者のいる世帯)のレンジ・偏相関係数の1~3位は、いずれも反応数が小さいカテゴリーが含まれているため、評価しなかった。

④ 以上(表5-1)は客観的アイテムを説明変数とした分析だが、各種満足度等の主観的アイテム(生活満足度、つき合い満足度、家計状態認識、健康状態認識、孤独感頻度、不安感頻度、の六つ)を説明変数として分析すると、相関比が、守口市: 0.114、山口市: 0.036、東和町(単身): 0.061、同(全体): 0.106、偏相関係数も大きくて0.25程であり、全体としてこうした主観的アイテムとの相関は無いと判断できる。

次に、老若混住割合希望と同別居志向の関係を示したのが図5-5である。単身高齢者について見ると、守口市では老若半々で近居が良いとする傾向が強いが、山口市、東和町と農村部に行くほど同居が多くなる。しかし、老若混住割合は半々が良いとする人がやはり多数を占めている。

(3) 環境や施設との関係

表5-3から表5-5までと図5-6から図5-8までは、山口県調査における高齢者の環境評価(表の中のアイテムの当てはまるものに○を付ける)を因子分析したものである。おのおの、瀬戸内沿岸都市、地域中心小都市、農山漁村部の結果を示している。

これらから明らかになることは、まずどの地域においても、高齢者は利便施設の評価において最もまとまった反応を示しており、寄与率の数値に見るように、この因子によって環境評価の50%ないし60%までのところを説明しているということである。このことは、高齢者の生活にとって病院、商店、役場といった施設へのアクセシビリティが、どの地域においても大変重要であるということを示すものである。ついで第二には、都市部においては公園緑地が、小都市や農山漁村部においては集会施設が重きを占めている。

このように利便施設は環境評価の重要な因子ではあるが、「環境」に対する満足度を決める要素としては、図5-9に見るように、役場への利便性を除くと利便施設の果たす役割は小さく、交通事故の危険性や緑の多さ、災害の危険といった要素が満足度の決定に大きな役割を果たしている。このことは、アンケートの回答者が「あなたのまわりの環境は満足か」と尋ねられた場合の「環境」という概念のイメージが大きく影響していると思われる。すなわちこの場合の「環境」でイメージしているのは、自然環境などの物的な環境

表5-1 混住割合の希望(外的変数)の数量化II類分析

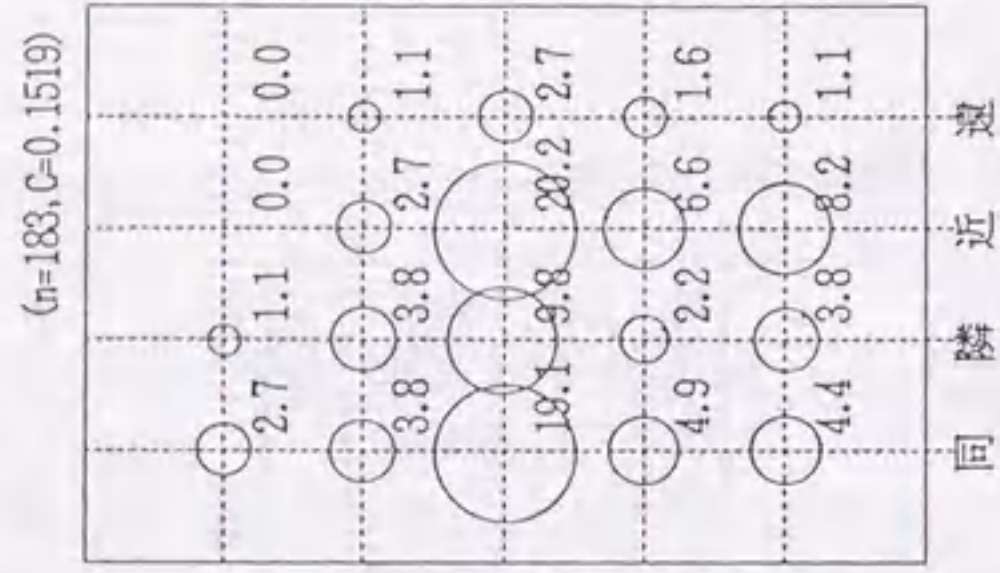
変数 内容	平 均 高 齢 者												高齢者のいる世帯			
	守口市 (相対比 0.409)				山口市 (相対比 0.386)				東和町 (相対比 0.317)				東和町 (相対比 0.486)			
	反応数	カテゴリスコア	レンジ	偏相関係数	反応数	カテゴリスコア	レンジ	偏相関係数	反応数	カテゴリスコア	レンジ	偏相関係数	反応数	カテゴリスコア	レンジ	偏相関係数
住宅所有関係	1.	31	0.0276		45	0.1551		89	-0.0744		59	-0.0744				
	2.	31	-0.3507		17	0.0456		40	0.3537		24	0.6846				
	3.	24	0.3855	1.5805 (4)	4	-0.7847	2.9653 (5)	13	0.5093	0.5837	0.1232	1	4.3035	4.4679 (1)	0.4124 (3)	
	4.	1	1.2357		2	-2.2102		13	-0.4725		8	-0.0900				
住宅及びそれとの関係	1.	40	-0.0120	0.0396	10	1.6650	1.9639	16	-0.1574	0.8678	0.2054	3	-2.7338	3.4184 (2)	0.5150 (1)	
	2.	27	0.0199		19	-0.2765		40	0.3537		24	-0.6846				
	3.	19	-0.0087		31	-0.2839		23	-0.2157		25	-0.3004				
	4.	4	0.0276		13	-0.1639		13	-0.4725		8	-0.0900				
居住開時期	1.	14	0.3535	1.0979	16	-0.1138	0.7786	48	-0.0349	0.5673	0.1114	34	0.5079	1.7362 (2)	0.4970 (2)	
	2.	26	-0.5406		26	0.1366		27	0.2384		11	-0.6893				
	3.	20	-0.3809		18	-0.3523		12	0.0109		6	0.2278				
	4.	30	0.5574		13	0.3963		15	-0.3279		9	-1.2283				
世帯構成	1.	30	0.2154	0.3231	20	0.0683	0.0941	28	0.1899	0.2618	0.0715	22	-0.0328	0.0618	0.0192	
	2.	60	-0.1077		53	-0.0258		74	-0.0719		38	0.0190				
	3.	44	0.0000	0.2908	24	0.4479	0.7308	15	-1.1836	1.2334 (3)	0.3098 (1)	13	0.2324	0.5130	0.1655	
	4.	33	-0.0822		34	-0.2519		30	0.3501		16	-0.2806				
親族交流頻度	1.	25	0.6774	2.1117 (3)	17	3.9237	6.1634 (3)	16	0.2310	0.3681	0.0670	13	-0.5200	1.0922	0.3108 (5)	
	2.	25	-1.1955		12	-2.0633		13	-0.1371		14	-0.5632				
	3.	17	-1.4343		21	-2.2397		32	-0.0679		17	-0.0877				
	4.	22	0.0811		23	-1.9317		41	0.0063		16	0.0302				
友人交流頻度	1.	24	0.1761	2.1502 (2)	9	-14.0761	17.218 (2)	4	0.4655	1.7751 (2)	0.2275 (3)	3	0.5979	1.1301 (5)	0.2523	
	2.	12	-1.6315		6	-13.6535		6	1.6314		9	0.0949				
	3.	21	0.5187		16	3.1427		13	-0.0230		12	-0.5412				
	4.	83	0.1351		44	2.9777		79	-0.1437		36	0.1008				
人的交流頻度	1.	29	0.5138	1.1606 (5)	38	-1.3471	22.232 (1)	68	-0.0695	2.7507 (1)	0.2837 (2)	30	-0.0219	0.4774	0.1311	
	2.	10	-0.0580		6	16.5084		5	-2.1572		3	-0.0304				
	3.	25	-0.6558		22	-5.6340		24	0.5035		18	-0.1315				
	4.	26	0.0798		7	10.7924		5	0.2542		9	0.3459				
居住開時期	1.	2	-2.6310	2.9876 (1)	1	-2.3981	2.6999 (4)	5	0.6471	1.0232 (5)	0.1559	-	-	-	-	
	2.	16	0.3566		18	0.1493		25	-0.3761		25	0.0232				
	3.	32	0.2283		22	-0.3018		25	0.0232		47	0.1189				
	4.	40	-0.1937		32	0.1965		47	0.1189							
世帯構成	1.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	0.1931	1.5032 (4)	0.2357	
	2.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	0.0544			
	3.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-0.2177			
	4.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	0.0547			
	5.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-0.0797			
	6.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-1.4001			
性別	1.	25	-0.1355	0.1905	14	-0.1017	0.1258	16	0.8273	0.9812	0.2133 (4)	36	-0.4163	1.0408	0.2939	
	2.	64	0.0550		59	0.0241		86	0.1530		24	0.6245				
年齢	1.	30	-0.3755	0.7984	17	0.0209	1.0713	25	-0.3965	1.0770 (4)	0.1906	14	0.6355	1.0036	0.3089	
	2.	26	0.0656		26	-0.5710		27	-0.0484		16	-0.3811				
	3.	15	0.4109		18	0.5003		34	0.0165		19	0.0387				
	4.	9	0.2894		12	0.4511		15	0.6505		11	-0.3403				
住居事無	1.	71	-0.0129	0.0613	55	0.0659	0.2871	39	-0.0617	0.0099	0.0294	20	0.2455	0.3683	0.0931	
	2.	19	0.0484		18	-0.2012		63	0.0382		40	-0.1228				
出身地	1.	28	0.3818	0.5542	58	-0.1787	0.8096	80	0.1792	0.8308	0.2104 (5)	52	0.1518	1.1384	0.3158 (4)	
	2.	62	-0.1724		15	-0.6909		22	-0.6516		8	-0.9066				

◇ 「高齢者がまるとまると高齢者が多い」と「若い世帯がまるとまると若い世帯が多い」を分離。
 ◇ スコアは、プラスが多いほど高齢者がまるとまるとを望む傾向が強いことを示す。
 ◇ 網点の付いてある箇所は、反応数・カテゴリスコア・レンジ・偏相関係数の四つを総合的に判断して、明らかに相関が認められる箇所、および特徴のある傾向が見られる箇所を示す。カッコ内の数値はレンジや偏相関係数の順位を示す。

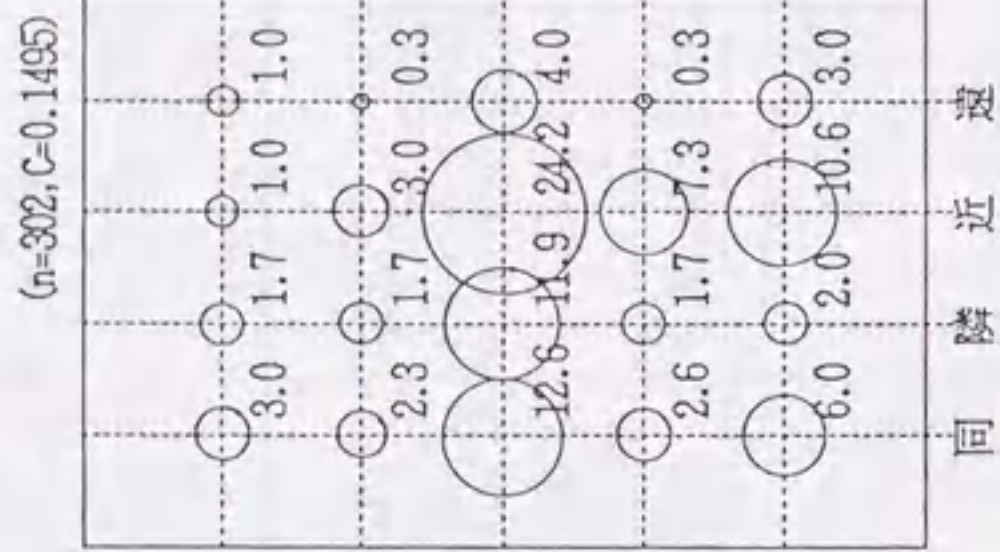
表5-2 番号・カテゴリ対照表(表5-1用)

住宅所有関係	1. 持家(持家) 2. 借家(借家ほか) 3. アパート・間借 4. 公営住宅 5. その他	親族交流・友人回人数	1. 年数回以下 2. 1-2月に1回 3. 1-2週に1回 4. 週数回以上	性別	1. 男 2. 女
畳数	1. 10.5畳未満(-18畳未満) 2. -14畳未満(-30畳未満) 3. -24畳未満(-48畳未満) 4. 24畳以上(48畳以上)	人的夕交流頻度	1. 全般交流 2. 親族交流 3. 友人交流 4. 疎交流	年齢	1. -69歳 2. 70-74歳 3. 75-79歳 4. 80歳-
居住開時期	1. -終戦 2. S.20.30年代 3. S.40年代 4. S.50年代-	同居開時期	1. -終戦 2. S.20.30年代 3. S.40年代 4. S.50年代-	住居事無	1. 無し 2. 有り
身能力	1. 虚弱(悪い・やや悪い) 2. 自立(普通・良い)	世帯構成	1. 単身 2. 夫婦 3. 夫婦+子 4. 片親+子 5. 三世代 6. その他	出身地	1. 県内(町内) 2. 県外(町外)
外出時間	1. -1.9時間(2時間以内) 2. -3.9時間(4時間以内) 3. 4時間以上(6時間以内) 4. - (6時間を超える)				カッコ内は、東和町についてのカテゴリの内容。 カッコの無いアイテムは、守口市・山口市・東和町ともに、同じカテゴリの内容である。

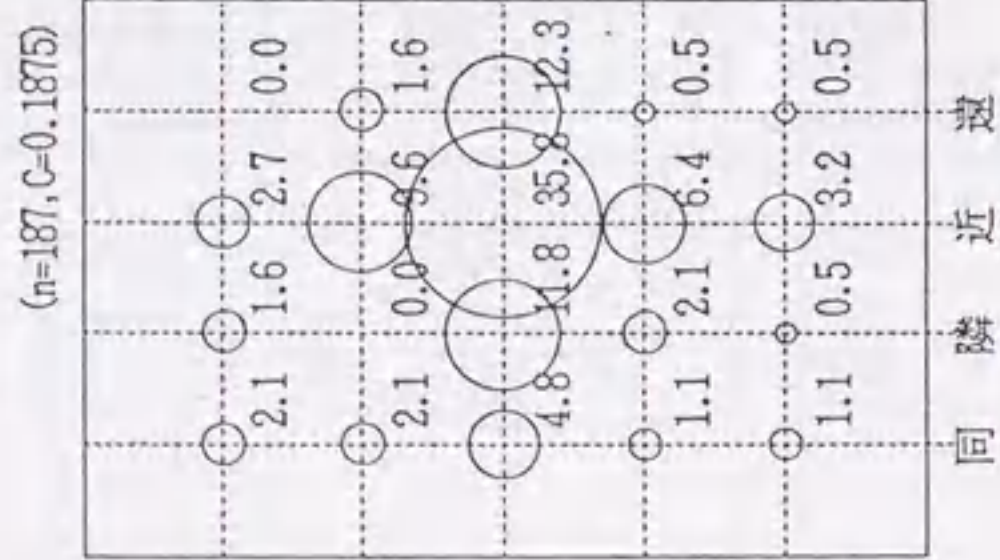
〈東条町一丁目全体〉



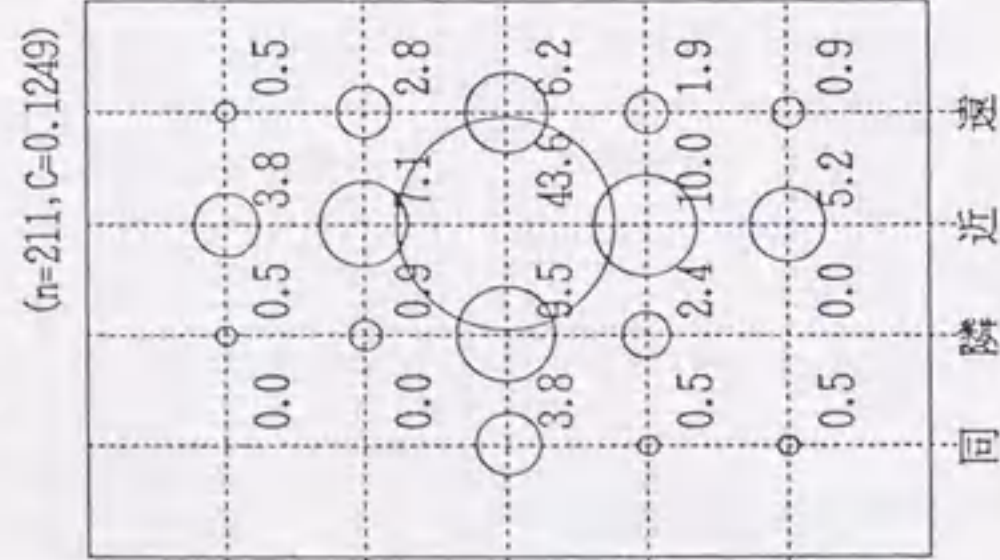
〈東条町一丁目単身世帯〉



〈山口市〉



〈守口市〉



若い世帯
まとまる
若い世帯
多い
半々
高齢者
多い
高齢者
まとまる
〔老若混住割合希望〕

同居 近隣 遠く
居 居 居
〔同別居志向〕

(枠内の数値は各々について総数に対する割合を、右上かっこ内の n は回答総数を、C はクラマラーの関連係数を示す。)

図5-5 高齢者と若者の混住割合の希望と同別居志向

表5-3 環境評価因子分析—瀬戸内沿岸都市—
(バリマックス回転後)

因子 アイテム	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子
商店遠い	0.7046	0.0167	0.0150	0.0386
病院遠い	0.6927	0.0449	0.0887	0.0425
役場遠い	0.6817	0.1253	0.0331	0.1265
交通不便	0.6355	-0.0755	0.1876	0.1236
通勤遠い	0.2248	0.0085	0.0807	0.2047
緑少ない	-0.0259	0.5016	0.0929	0.0377
公園少ない	0.1066	0.3886	0.0780	0.2143
交通事故	-0.0725	0.3850	-0.0893	0.0211
友人少ない	0.1317	0.2620	0.1175	0.0245
災害危険	-0.0049	0.1850	0.6222	0.1438
坂や段差	0.1338	-0.0154	0.3580	-0.0585
集会所	0.1098	0.1639	-0.0228	0.5913
寄与率	56.9 %	22.7 %	12.6 %	7.9 %
因子解釈	利便施設	公園緑地	自然条件	集い施設

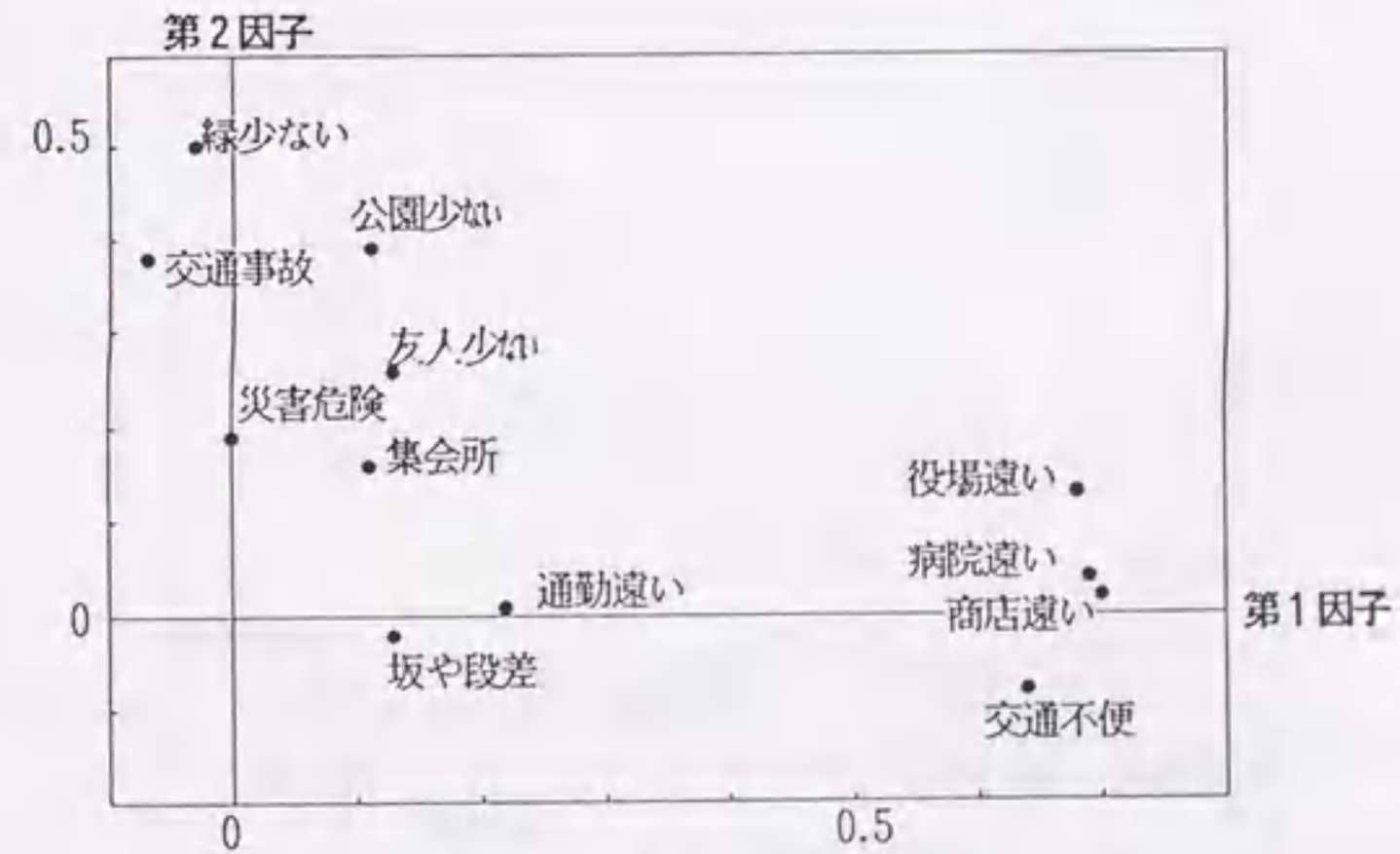


図5-6 環境評価因子分析の布置図—瀬戸内沿岸都市—

表5-4 環境評価因子分析—地域中心小都市—
(バリマックス回転後)

因子 アイテム	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子
役場遠い	0.7499	0.0826	0.0047	0.0895
商店遠い	0.7011	-0.0121	-0.0301	-0.0680
病院遠い	0.6817	0.0369	-0.0779	0.0571
交通不便	0.5789	0.0457	0.1779	-0.1953
通勤遠い	0.4241	0.0284	0.3109	-0.0312
集会所	-0.0175	0.8172	0.0653	0.1650
坂や段差	0.2025	0.2509	0.0962	-0.1601
災害危険	0.0639	0.0944	0.6190	0.0939
緑少ない	-0.0347	-0.0595	0.0775	0.4265
公園少ない	-0.0005	0.2362	-0.0076	0.3767
友人少ない	0.1856	0.0769	-0.1139	0.2620
交通事故	-0.1308	-0.0107	0.1723	0.2559
寄与率	53.1 %	23.1 %	12.6 %	11.1 %
因子解釈	利便施設	集い施設	自然災害	公園緑地

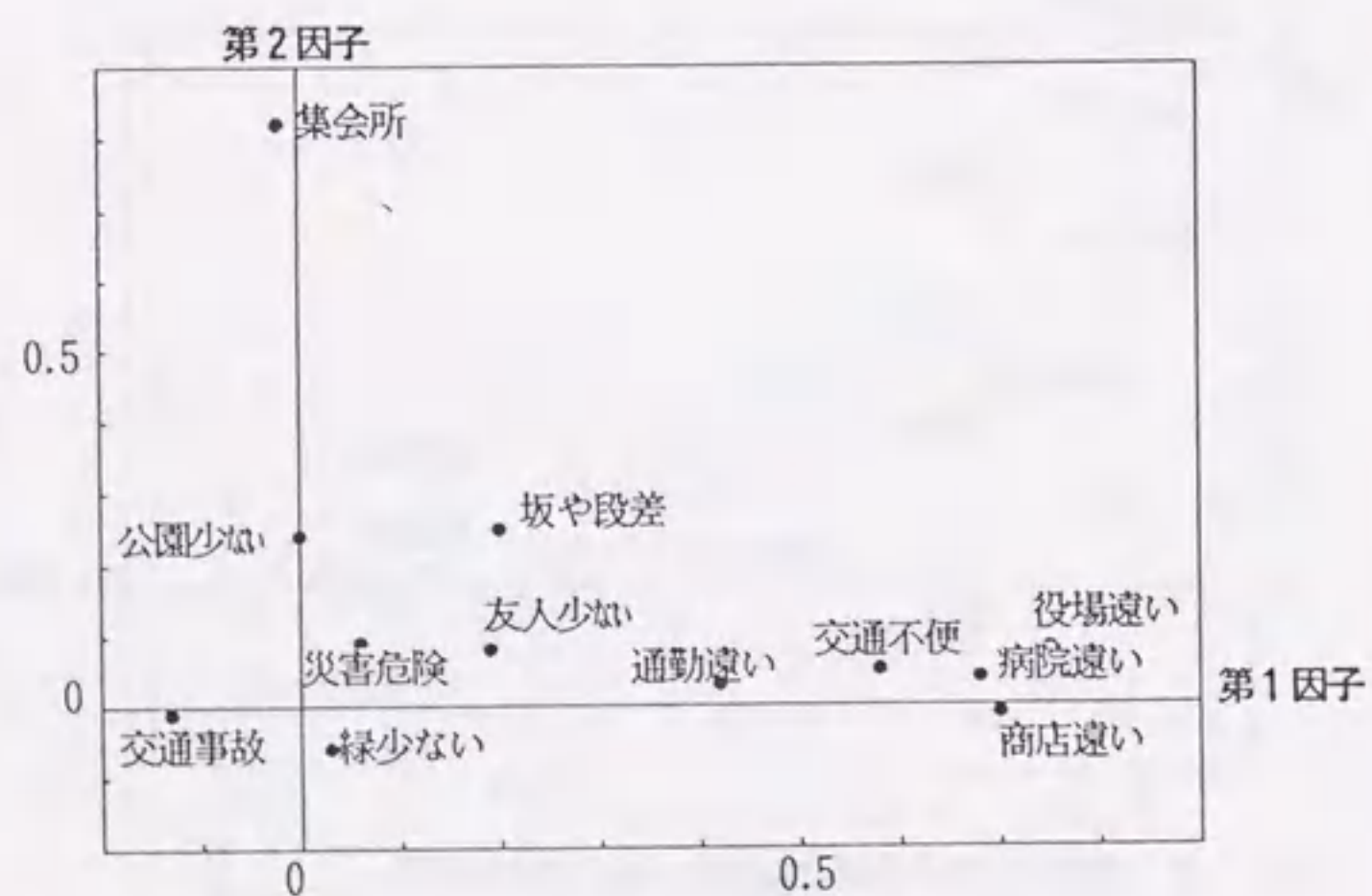


図5-7 環境評価因子分析の布置図—地域中心小都市—

表5-5 環境評価因子分析—農山漁村部—
(バリマックス回転後)

因子 アイテム	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子
病院遠い	0.6535	0.0314	0.1855	-0.1011
交通不便	0.6415	0.0907	0.1672	0.0493
商店遠い	0.6411	0.1436	0.1872	-0.0281
役場遠い	0.6347	0.1183	0.0033	-0.0412
公園少ない	0.0771	0.6392	0.1311	0.1199
友人少ない	0.1670	0.4059	-0.0986	-0.0164
集会所	0.0216	0.3549	0.1709	-0.0404
災害危険	0.0352	0.0333	0.4239	0.0183
通勤遠い	0.2745	0.1208	0.3628	-0.1099
坂や段差	0.2216	0.0559	0.3511	0.0353
緑少ない	0.0676	-0.0542	-0.0231	0.5007
交通事故	-0.1399	0.0893	0.0248	0.4386
寄与率	59.4 %	18.6 %	12.1 %	10.0 %
因子解釈	利便施設	集い施設	自然条件	緑地など

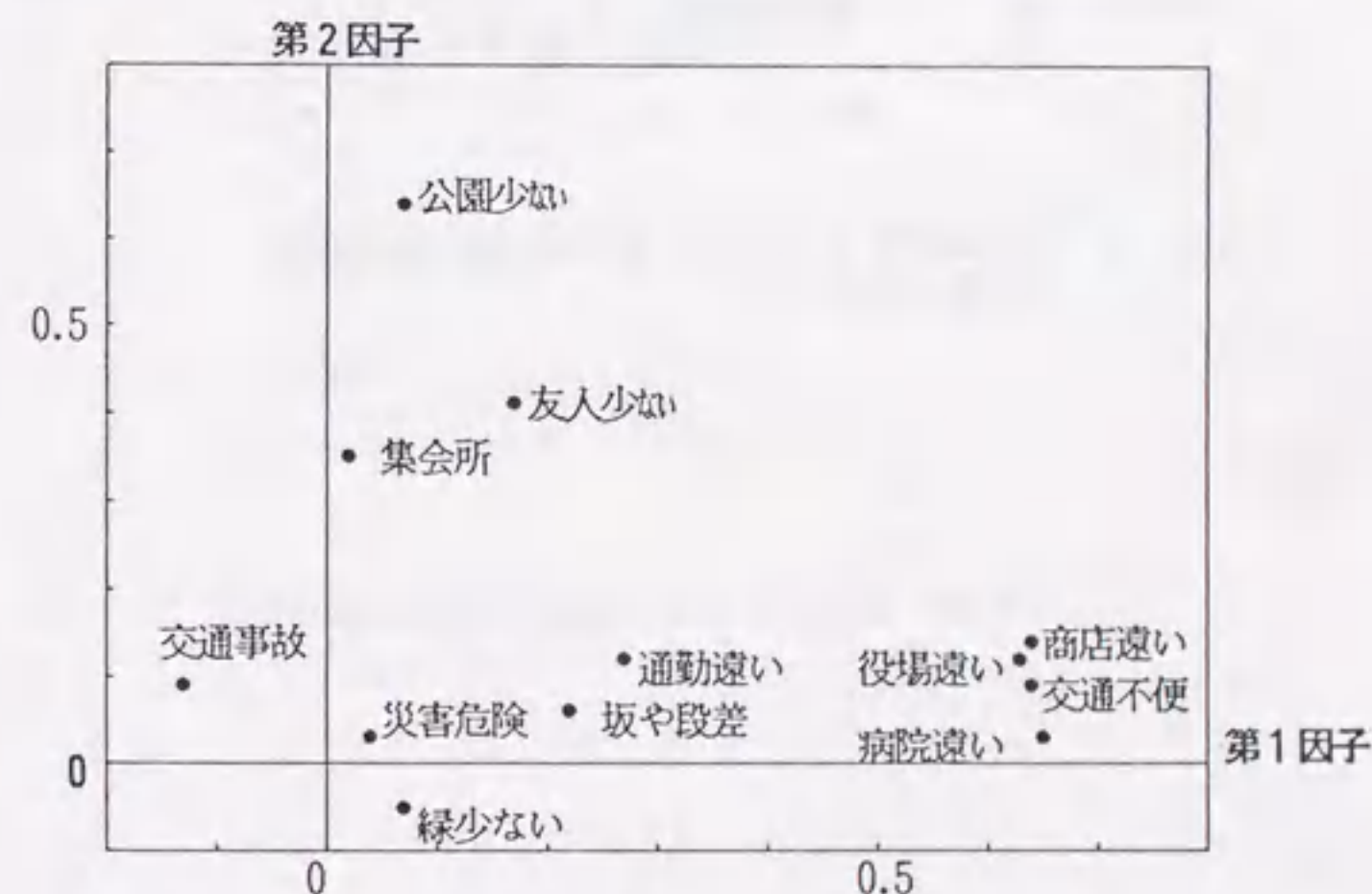


図5-8 環境評価因子分析の布置図—農山漁村部—

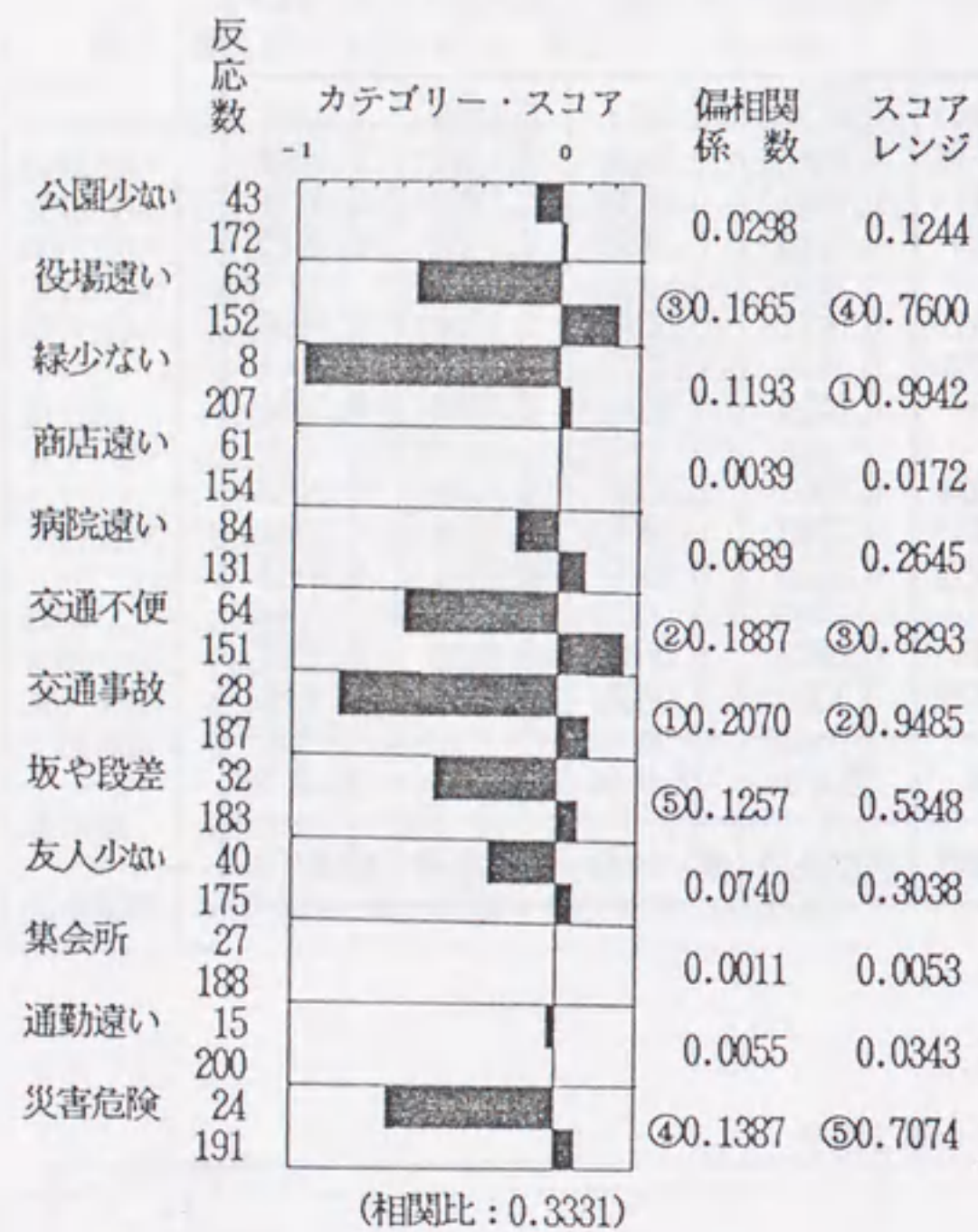


図5-9 環境満足度(外的変数)と環境評価(説明変数)の数量化II類分析

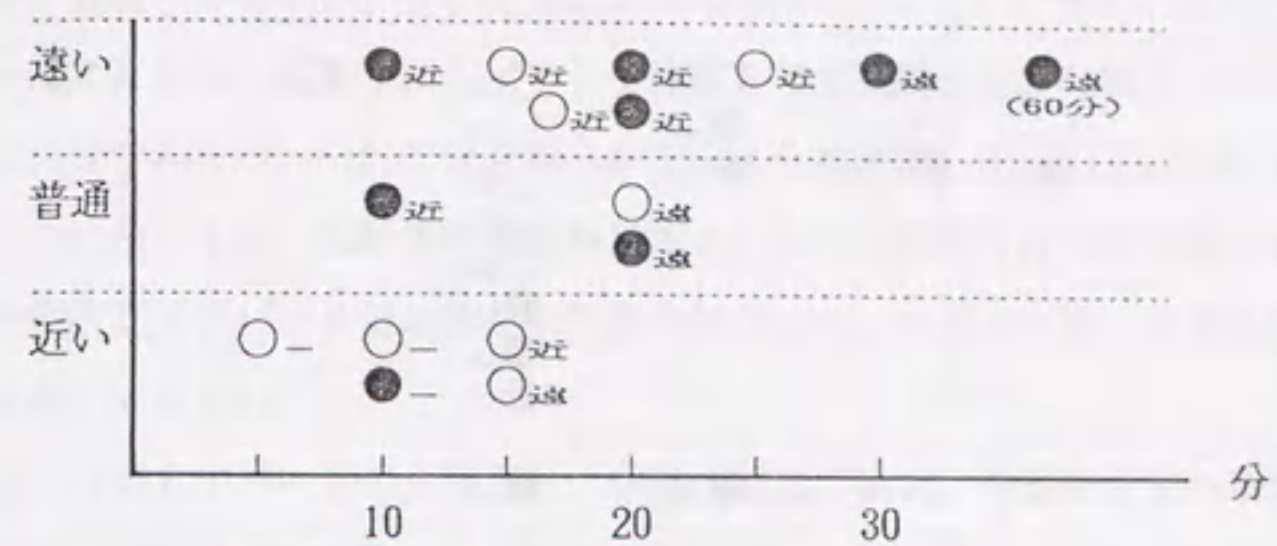


図5-10 徒歩による施設到達時間と遠さの感覚—病院—

凡例(図5-10~図5-13)

- : 階段昇降を手すりなしでできる。
- : 同、手すり・手助けがいる。
- ⊖: 老人アパート入居前は近かった。
- ⊕: 同、普通だった。
- ⊗: 同、遠かった。
- : 同、自宅にあった。
- : 同、不明

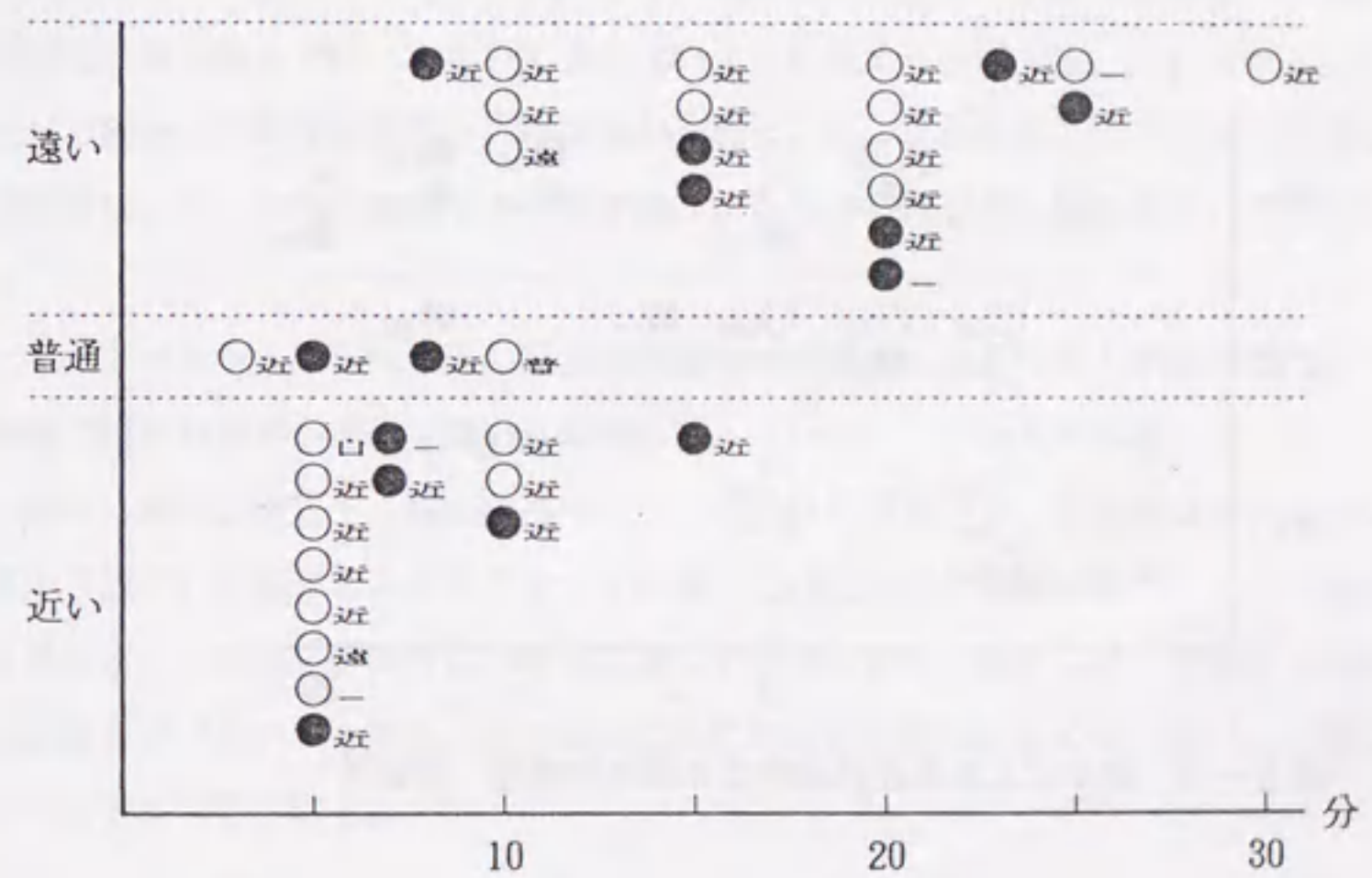


図5-11 徒歩による施設到達時間と遠さの感覚—銭湯—

ない。「高齢者派」は「人的交流タイプ」における「疎交流」型、女性、出身地の近い定住的な人、の中で少し多く見られるが、全体としては少ない。

③ 利便施設については、高齢者の関心も高く重要な要素である。特に病院、商店、そして特に単身高齢者にとっては入浴施設、が重要である。都市においては、どのような施設も徒歩による利用において20分以上は「遠い」と感じるようである。

注

- 1) Ministry of Health: Design of Dwellings, HMSO, 1944, p24
- 2) Ministry of Housing & Local Government : Further Recommendations on Design for the Housing of Old People, Appendix to Circular 18/57, 1957, p3
- 3) MHLG: More Flatlets for Old People, HMSO, 1960, p5
- 4) MHLG: Housing Standards and Costs -Accommodation Specially Designed for Old People, Circular 82/69, p15
- 5) Edgar A. Rose : Housing for the Aged, Saxon House, 1978, p21
- 6) E. A. Rose : op. cit., pp27-28
- 7) Dilys Page : Sheltered Housing, p34

第6章 住戸規模

6-1 研究等の動向	113
(1) 海外について	113
(2) わが国の場合	115
6-2 単身高齢者の規模要求	117
(1) 検討要因	117
(2) 規模感想	118
(3) 食寝分離	124
(4) 家具保有	124
(5) 規模感想と適正規模意見	124
(6) 就床様式	129
(7) 居住地域	129
6-3 住戸規模に関するまとめ	129
補説 英国シェルタード・ハウジングの住戸規模の発展	133
(1) はじめに	133
(2) 慈善住宅	133
(3) 高齢者住宅の初期	134
(4) シェルタード・ハウジング	134
(5) SH建設の本格化	136
(6) サーキュラー69年82号	141
(7) 多様化の模索へ	141

6-1 研究等の動向

(1) 海外について

高齢者の住宅計画について、最も多く研究・検討を積み重ねている国は英国であろう。英国では、高齢者向けの住宅の必要性和若干の設計留意事項、そして夫婦と単身の高齢者向けの居住室の規模の基準を、すでに1944年に中央住宅審議会(CHAC)のいわゆる Dudley Report¹⁾で発表している。そこで提起している床面積の最低基準は次の通りである。

夫婦……居間—160ft²(14.9m²) 寝室—120ft²(11.1m²)

単身……居間—150ft²(13.9m²) ベッド・リセス—50ft²(4.6m²)

1961年にはParker Morris Report²⁾が出されるが、そこにおいては数値として住戸規模を提起してはいないが、規模に関わる次のような指摘をしている。

・一般に、元気な高齢者の要求を考慮して建てた住宅は小さなものようであるし、高齢者住宅の現在の床面積の規準は、生産年齢にある夫婦向けのそれよりも低くなっている。しかしこれが正しいとは私達は考えないし、私達の勧告はこのような方法での差別をするものではない。……高齢者に必要な特別な設備を含めて、できるかぎり若者にも高齢者にも等しく適するように計画し設備することを確保することが、賢明であろう。

・共用の便所が(高齢者向けの)小フラットのデザインの本質的な特徴であるとみなすべきではないであろう。

・(高齢者夫婦向けにも多く採用されている)ベッド・リセスによる設計は、経済的であるし、独立寝室よりも暖かいと主張されてきた。しかし、この設計は夫婦を完全に満足させているとは見えないし、いくらかの高齢者はこれを好んでいないように思えた。将来、手頃な暖房方法が得られさえすれば、ベッド・リセスには何の利点もなくなるであろう。

その後1969年に、このParker Morris Reportを受けて、住宅・地方自治省(MHLG)サーキユラーの69年82号が発行される³⁾。ここでは、あらたに住宅を必要としている高齢者を、activeとless activeに分け、そのそれぞれについて表6-1のような住戸規模を提起している。この基準は、非営利の住宅建設をする際に住宅公庫(Housing Corporation)を通じて政府から助成金を得るための条件ともなっており、それ以後の高齢者向け住宅の規模に大きな影響を及ぼしたものである。(この中でless active向けとされたのが、いわゆるシェルタード・ハウジングである。シェルタード・ハウジングについては本章の最後に補説を設けた。)

この基準では、前述のParker Morris Reportの指摘があつてのことであろうが、夫婦向

表6-1 MHLGサーキュラー69年82号住宅基準概要

カテゴリー	カテゴリー1		カテゴリー2		
対象	active		less active		
住宅タイプ	設備専用住戸 (フラット・バンガロー)		集合小フラット (小フラット)		
居寝タイプ	1人	2人	1人	2人	
	BSR	OBR+SR	BSR	OBR+SR	
最低必須面積 (m ²)	ネット面積	30	44.5	27	39
	一般 収納庫	フラット 2.6 バンガロー 3	フラット 3 バンガロー 4	1.9	2.5
	合計面積	フラット 32.6 バンガロー 33	フラット 47.5 バンガロー 48.5	28.9	41.5
便所	専用	専用	専用	専用	
浴室	専用	専用	共用	専用	
ウォークイン 居住施設・共用室・緊急通報装置	オプション		必置		
共用洗濯室	—		必置		
ゲストルーム	オプション		オプション		
ウォークイン 執務室	—		オプション		

BSR : Bed-Sitting Room (居間兼寝室)
 OBR : One-Bedroom (独立一寝室)
 SR : Sitting Room (居間)

けには独立寝室タイプのもを要求している。しかし単身向けにはやはり居寝室タイプとしている。とはいっても、やはり単身にとっても居寝室タイプは評判の良いものではなかったようである。Sandra C. Howellは、米国においてであるがその調査にもとづいて、ワンルーム型住戸 (efficiency units) はプライバシーの面から特に単身の婦人高齢者に人気が悪く、独立寝室か、せめてベッドの隠せる広いコーナーを要求していることを明らかにしている⁹⁾。同様のこともあってであろうが、英国環境省 (DOE:MHLGの後身) は1980年に1人向け住戸の基準に次のような修正を加えた。「地方自治体がそれを望むならば、単身高齢者向けとして居寝室でなく独立寝室を供給してもよい」「独立寝室にし、専用浴室を組み込み、69年82号サーキュラーで示したよりも少ない面積の一般収納庫を備えた場合の……1戸の合計面積は通常最低限34m²は必要となろう。」⁵⁾

このようにして、英国の公的資金による賃貸住宅の単身高齢者向け基準は34m² (内法面積) になっている。ちなみに他のヨーロッパ諸国では、スウェーデン、デンマーク、西ドイツの単身高齢者向け公的賃貸住宅が最近では通常40~50m² (内法) になっている^{6) 7)}。その具体的な事例を表6-2に示す。

(2) わが国の場合

1986年度を初年度とするわが国の第5期住宅建設5か年計画は、都市居住型および一般型の誘導居住水準の考え方を導入するとともに、新たに、高齢者を考慮した居住水準の目標を設定した。水準設定のアプローチ方法には第3期5か年計画以来基本的な変化はなく、家族生活と住み方を考慮し、食寝分離、就寝分離、コミュニケーション・スペースの確保と、性能・設備等への配慮を基礎としたものとなっている⁸⁾。

この五か年計画における「中高齢単身世帯」を考慮した居住水準の設定アプローチに関しては、一般 (若年) 単身世帯向けの水準に高齢者向けを配慮しての「上積み」をするという方法を採用している。その「上積み」の要因と内容は、高齢者の住戸内生活時間が長いこと、くつろぎの場の必要、生活財の多さを配慮した上での、食事室兼台所の確保 (最低居住水準) や拡大 (誘導居住水準)、収納スペースの拡大 (誘導居住水準)、専用浴室の確保 (最低居住水準について、誘導居住水準ではもともと確保) である。

このようにして主として高齢者の生活構造に依拠して設定された居住水準ではあるが、中高齢単身世帯に関しては、その根拠はいまひとつ明確さを欠いている。その原因の最大は、「上積み」の基礎を成している一般 (若年) 単身世帯向け居住水準の根拠が、必ずしも明確でないことによる。もとより単身世帯の場合、複数人数世帯においては食寝分離、就寝分離、コミュニケーション・スペースの確保等の水準設定の理論的根拠があるのに比

表6-2 西ヨーロッパ諸国の援助付高齢者住宅の内容と規模

国名	援助付高齢者住宅名称	専用住戸部分				共同施設										備考				
		居住者人数	居室数	浴室数	洗面室数	共同食堂	談話室	集談室	娯楽室	診療室	足浴	OT	PT	洗濯室	美容室		小売店	EC	援助施設	その他
英国	ケルパフ・ノック	1-BSR 2-B+L	1-◇ 2-□	BT SH	BT SH	厨房のみ	○	△	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○		(1)
スウェーデン	サービス・ハウス	1-BSR 2-B+L	1-◇ 2-□	BT SH	BT SH	大食堂 小食堂	○	○	○	と用 共	○	○	○	○	○	○	○	○	図書室 77/77	多く併-設、例
デンマーク	ケルパフ・ノック	B+L	□	SH	SH	○	○	○	○	と用 共	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Rygdcentret, Mollegartenの例
西ドイツ	老人居住ホーム	B+L BSR	□	SH	SH	○	○	○	○	と用 共	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Polz-Urbech 老 人センターの場合 (2)
スイス	老人向集合住宅	1-BSR 2-B+L	□	BT	BT	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	77/77 プール	(2)
オランダ	サービス・ホーム	1-BSR 2-B+L	◇	SH	SH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	De Drie Hoven 老人センターの 場合 (2)
オーストリア	年金受給者ホーム	ALC+L	◇	SH	SH	○朝食 屋夕食 は配達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Laaerbergの年金 受給者センターの 場合 (2)

BSR: 居寝室
B: 独立居室
L: 居間
ALC: 数人専用コテージ

□: 台所
◇: 小台所
BT: 浴槽
SH: 入浴用シャワー

○: 大体ついている
△: 時々ついている
×: ほとんど無い
便所は各住戸専用は○

NI: ナンナーム
OH: 老人ホーム

OT: 作業療法室
PT: 物理療法室
EC: 緊急通報装置

・公共センターは改修中心に掲げた。
・空白部分は確認できないことを示す。
・「備考」の施設名は「共同施設・サービ
ス」の記載内容を初級施設が採ったことを示す。

(資料) (1) 高阪・相馬「英国・米国のおける老人住宅政策に関する研究」(2) L. Goldenberg: Housing for the Elderly-New Trends in Europe, Garland STPM Press, 1981

べて、単身であるが故にそれを適用しがたいという問題がある。すなわち単身高齢者の住戸の広さに対するニーズに関しては、現在何らかの根拠づけが求められている状況にあると言えよう。

6-2 単身高齢者の規模要求

(1) 検討要因

規模ニーズの解明の手掛かりになりそうな要因は、図6-1に示すものである。

検討すべき要因は、まず基礎的な生活に関する事柄である。その第一は、食寝分離の検討である。単身世帯であるから食寝分離は必要でないとか、あるいはワンルームでも良いとも考えられなくもない。しかしワンルームに関しては、前述のように特にプライバシー上の問題から、欧米では敬遠されている実状がある。また食寝分離についても、食事スペースには接客やくつろぎの機能が、就寝スペースには他のプライベートな行為のための機能が求められることがあるので、単身だからといって一概に不必要と言い切ることは困難なようである。そこでここでは、この食寝分離について、住戸規模の実状との関係から検討することにする。

第二は、基本的な家具の保有を手がかりにした検討である。生活は家具の機能に支持されつつ営まれている。住戸のスペースはこの必要な家具を収容する役割をも持っている。ここではこのことに着目して、単身高齢者が必要とする家具と、それを収容するための住戸規模について検討を試みた。

接客・人的交流、余暇活動、設備、収納と住戸規模ニーズとの関連については、本研究で採用している調査の方法が、アンケート調査法の中でも質問紙郵送法に依っているという制約もあり、本研究では直接的には取り上げることができなかった。間接的には、前二者は食寝分離と規模ニーズの関連の中に、後二者は基本的家具保有のそれに、一部は含まれることになるであろう。

以上の基礎的な要因にたいして、ニーズにバラエティを与えるかもしれない要因として、就床様式(ベッドの有無)、在宅時間の多少、居住地域(都市か農村か)、主体の条件(身体能力、性別、年齢、独居開始時期)を検討した。

そして、以上の要因を規模ニーズに投影させる媒介として、あるいは直接的に、規模に関する認識(現住戸の規模に関する感想—以下「規模感想」、単身高齢者にとっての適正な住戸規模についての意見—以下「適正規模意見」)を指標的に用いた。

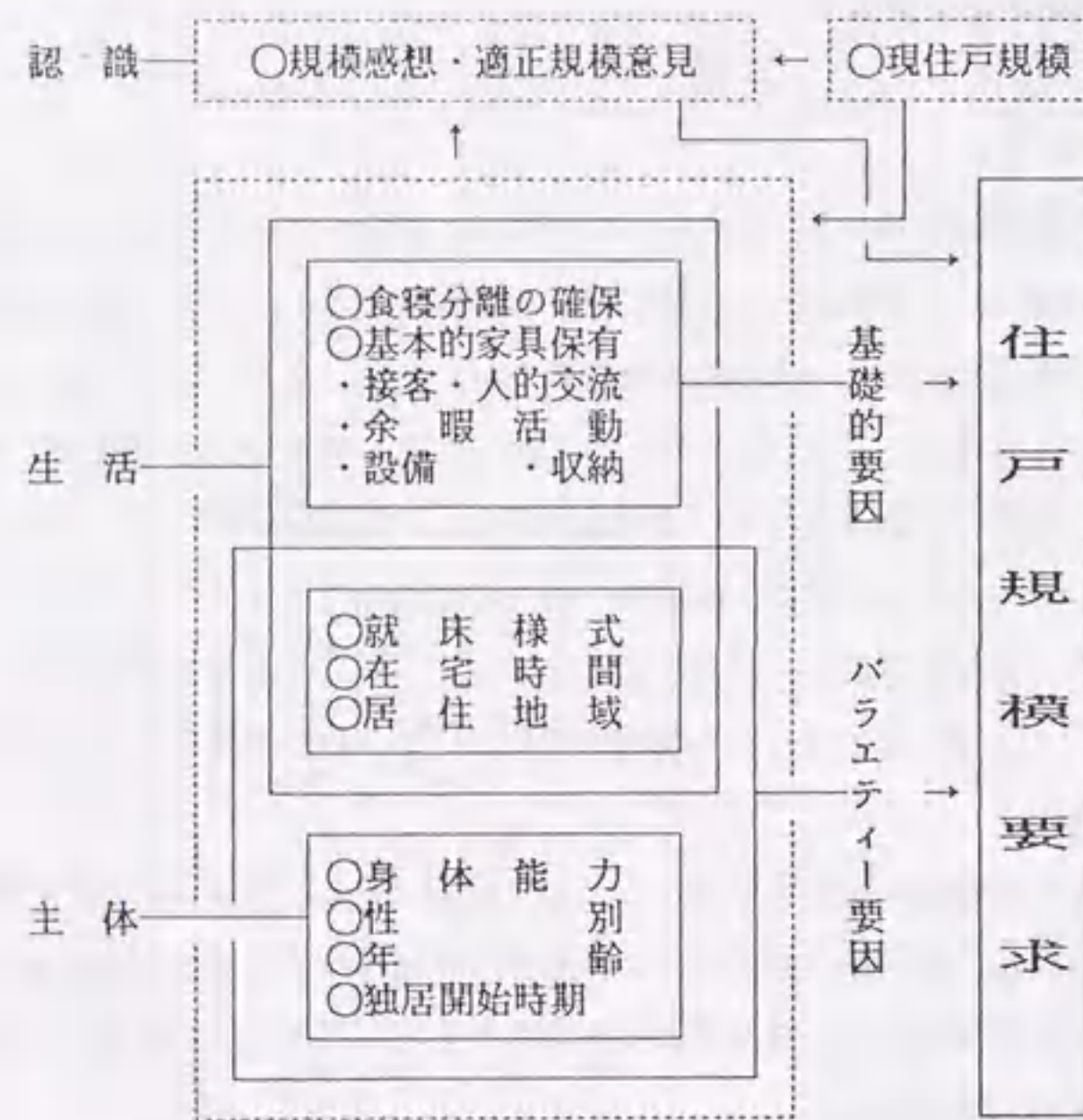


図6-1 単身高齢者の住戸規模要求に関する検討要因
(○印は本論文で検討した要因)

(2) 規模感想

現状の住戸規模に対する感想（「広すぎる」「広い」「ちょうど良い」「狭い」「狭すぎる」の5段階で回答）と、それに影響を与えると思われる各種要因との関連性は、表2のとおりである。身体能力（中野区に関しては歩行能力）、性別、年齢、独居開始時期といった主体に関する要因は、本調査では規模感想との関連は見られなかった。すなわちこれらの要因は、現状の広さについて、その感想を左右する程のものではないということである。なお身体能力に関しては、調査の対象が一般住宅に住んで自立生活をしている単身高齢者であり、中・重度の身体障害者や寝たきりの高齢者は恐らく回答していないことに注意する必要がある。

外出時間（逆に言えば在宅時間）の多少に関しては、守口市、門真市、山口市については、外出時間が長いほど「ちょうど良い」が減少し、「広い・広すぎる」と「狭い・狭すぎる」の両方が増加する傾向が若干現れていた。東和町においてはその傾向は見られなかった。この結果は、都市部においては住戸規模が不適切であると外出時間が長くなる結果をひきおこすことを意味するのかもしれない。

現住宅居住期間や家計状態は、表6-3に見るように規模感想と強い関連が見られるので、ここで触れておきたい。この詳細を図6-2、図6-3の三角ダイアグラムに示す。前者では、東和町を除いて、現住宅に古くから住んでいる人において「広い・広すぎる」が多く、逆に最近現住宅に住みはじめた人に「狭い・狭すぎる」の傾向が顕著に見られる。後者では、これも東和町を除いて、家計状態が「苦しい」人において「狭い・狭すぎる」を訴える傾向が強い。東和町は農漁村部であるだけに、こうした傾向が都市ほど強く出ないのであろう。

規模感想に強い関連のある上述の要因について、どの要因（アイテム）のどうしたカテゴリーが、「広い」「狭い」の感想にどの程度影響を及ぼしているかを総体的に見るために、関連の確かめられた要因の揃っている中野区の調査を使い、 χ^2 検定の危険率 0.001%未満の要因を説明変数とし、規模感想を外的変数とする数量化Ⅱ類分析を試みた。その結果が図6-4である。

この結果は、第一に、居室規模が規模感想を決定的に規定すること。これに対して、室数はほとんど関係のないこと。第二に、居住期間の短い人において狭さを感じている人が多く、高齢期に安定した住居を得られない単身高齢者の住宅事情の厳しさが現れているおり、それは家計状態のスコアにも見られること。第三に、家具数の少ない人において広さの、多い人において狭さのスコアが出ていることは、住戸の狭い人ほど保有家具数が少ない（図6-8）ことから見ても、注目されること。以上のことを示している。

表6-3 規模感想と各種要因との関連性

項目	分折 地域	χ ² 検 定					クラママー関連係数						
		中野区	守口市	門真市	山口市	東和町	中野区	守口市	門真市	山口市	東和町		
住宅	居住室規模	+++	+++	+++	+++	+++	+	+	+	+	+	+	+
	居住室数	+++	+++	+++	+++	+++	+	+	+	+	+	+	+
	食寝分離状況	+++	+++	+++	+++	+++	+	+	+	+	+	+	+
住	保有家具数	+++	+	-	-	-	+	+	+	+	+	+	+
み	ベッドの有無	+	-	-	-	-	+	+	+	+	+	+	+
方	現住宅居住期間	+++	+++	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
主	身体能力	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
体	性別	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
	年齢	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	独居開始時期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外	出 時 間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家	計 状 態	+++	+++	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+

・χ² 検定は危険率の値により次の印にした。p < 0.001: + + + 0.001 ≤ p < 0.01: + + 0.01 ≤ p < 0.05: +
 ・クラママー関連係数は値により次の印にした。0.30 ≤ c: + + + 0.20 ≤ c < 0.30: + + 0.15 ≤ c < 0.20: +
 ・-印は、該当項目を該当調査地では調査しなかったことを示す。



図6-2 現住宅居住期間と規模感想

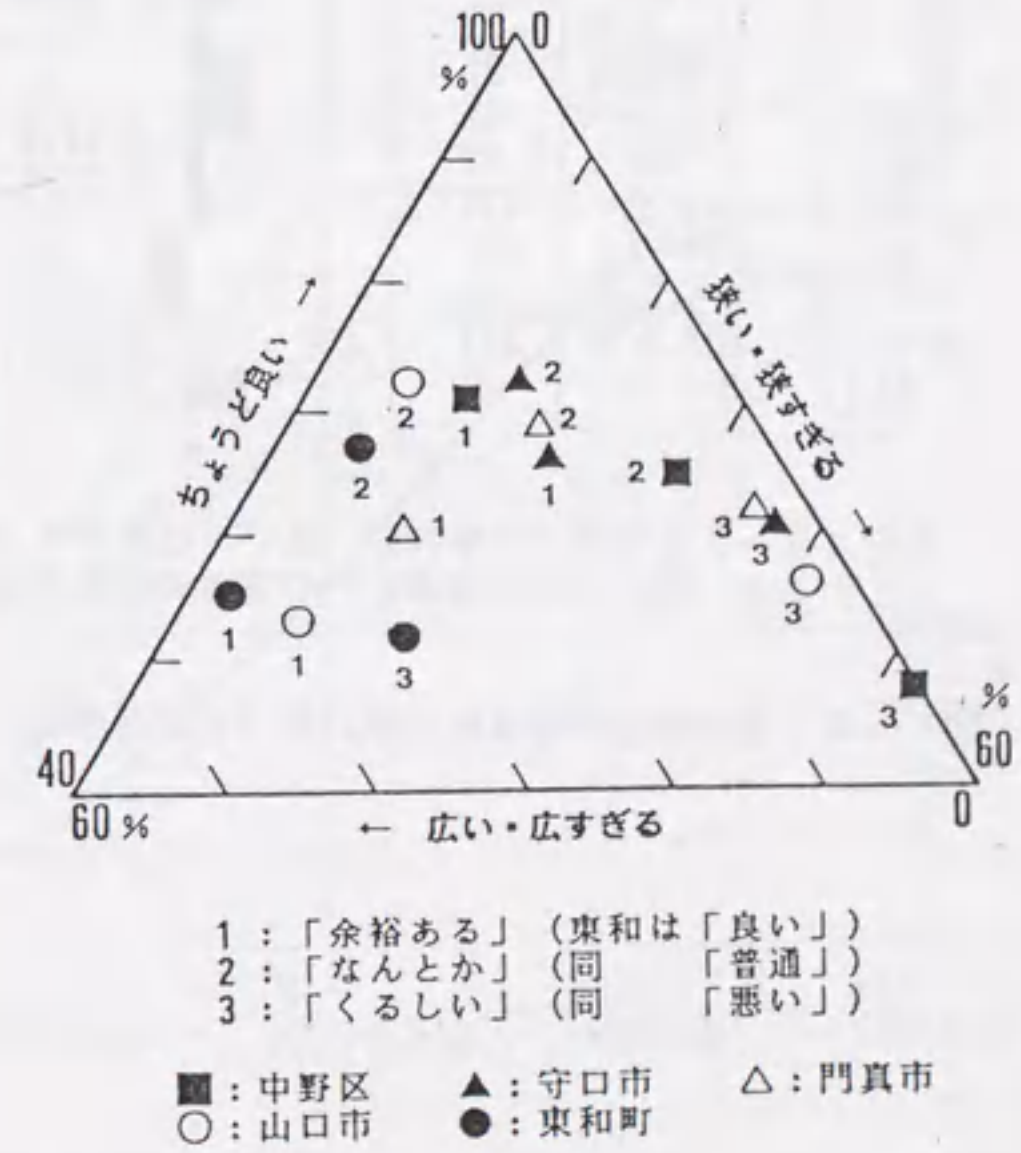
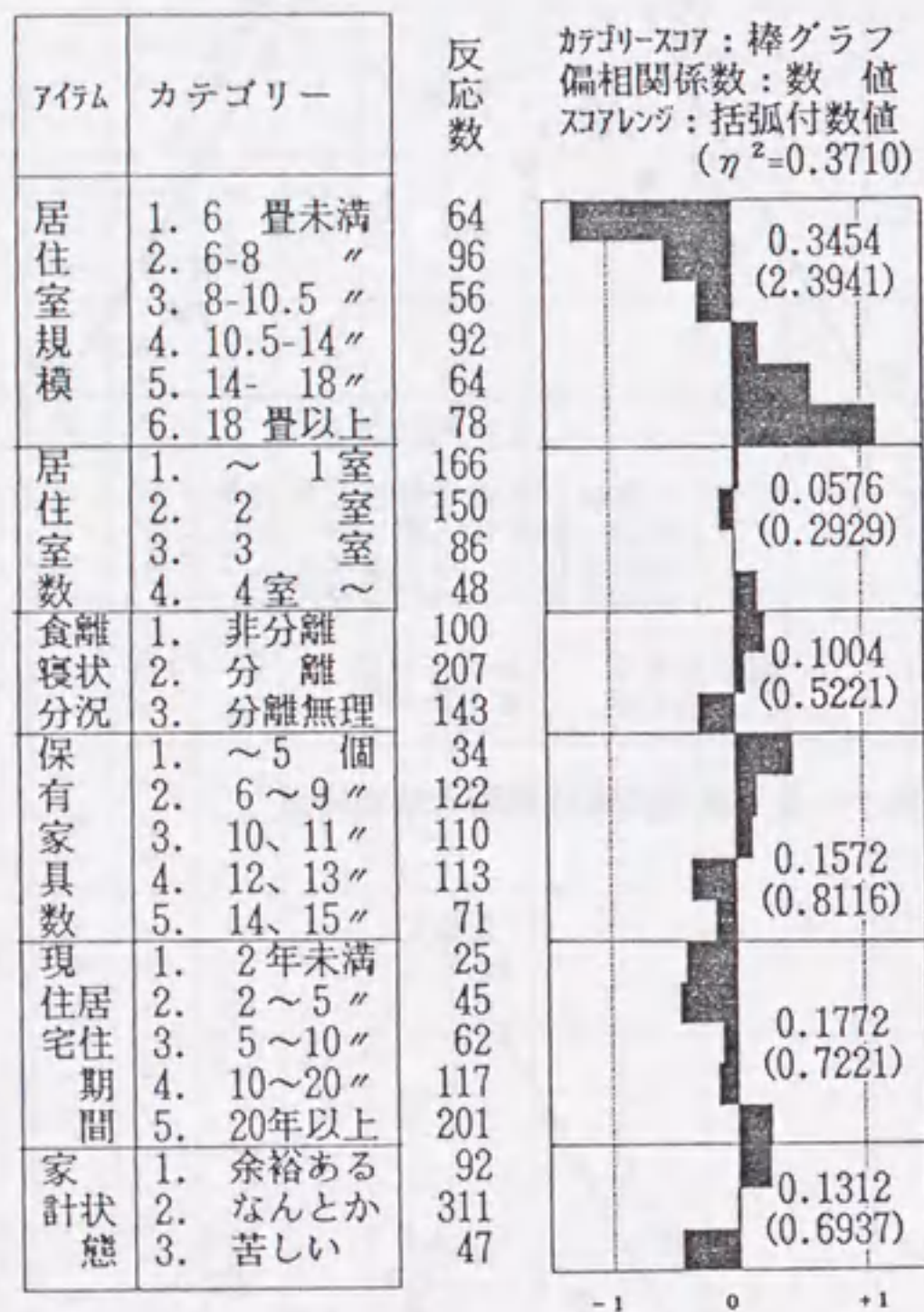


図6-3 家計状態と規模感想



・カテゴリスコアは、プラスが「広い・広すぎる」の、マイナスが「狭い・狭すぎる」への寄与の強さを示す。

図6-4 規模感の数量化II類分析(中野区調査)

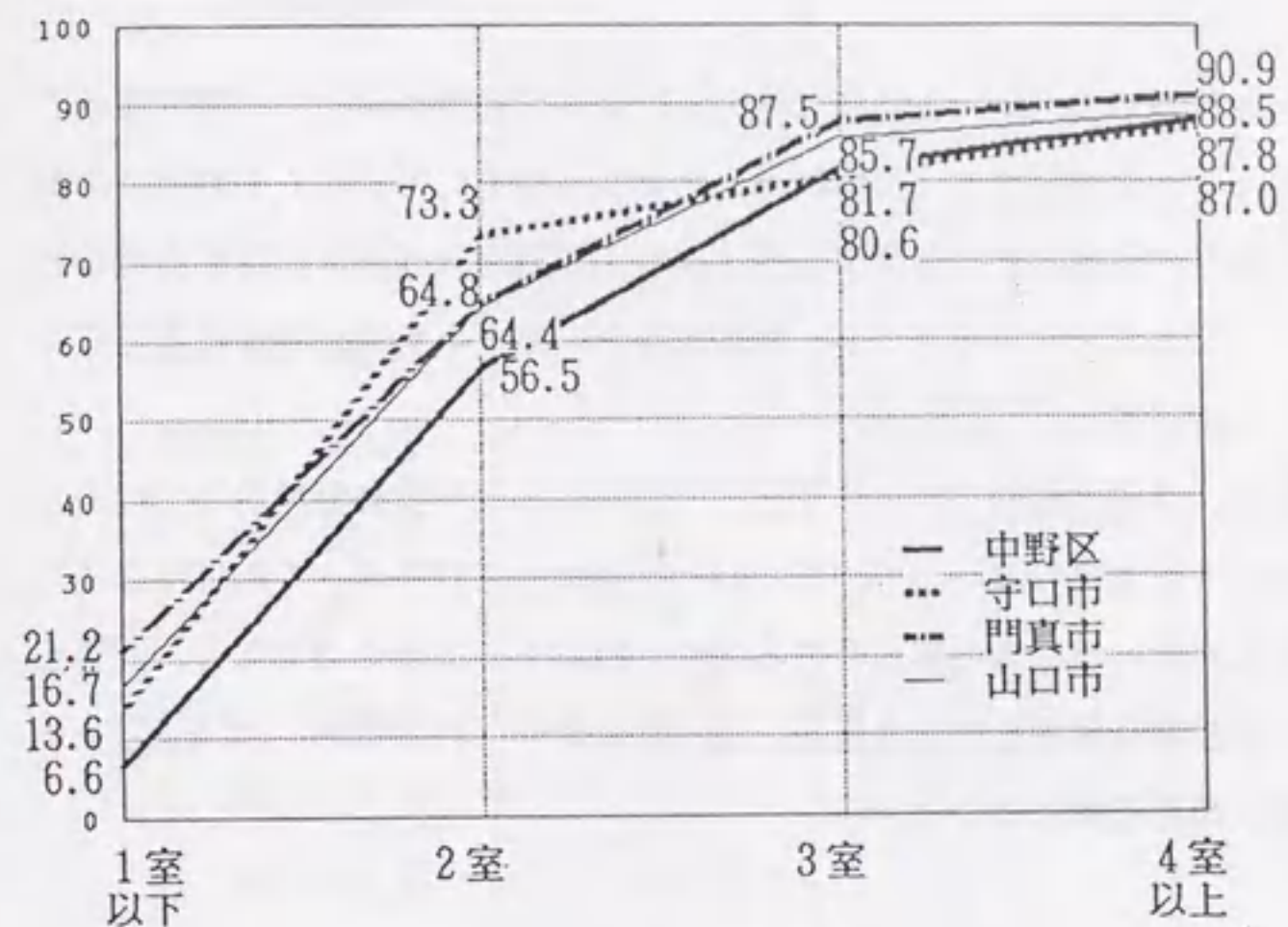


図6-5 居室数と食寝分離率

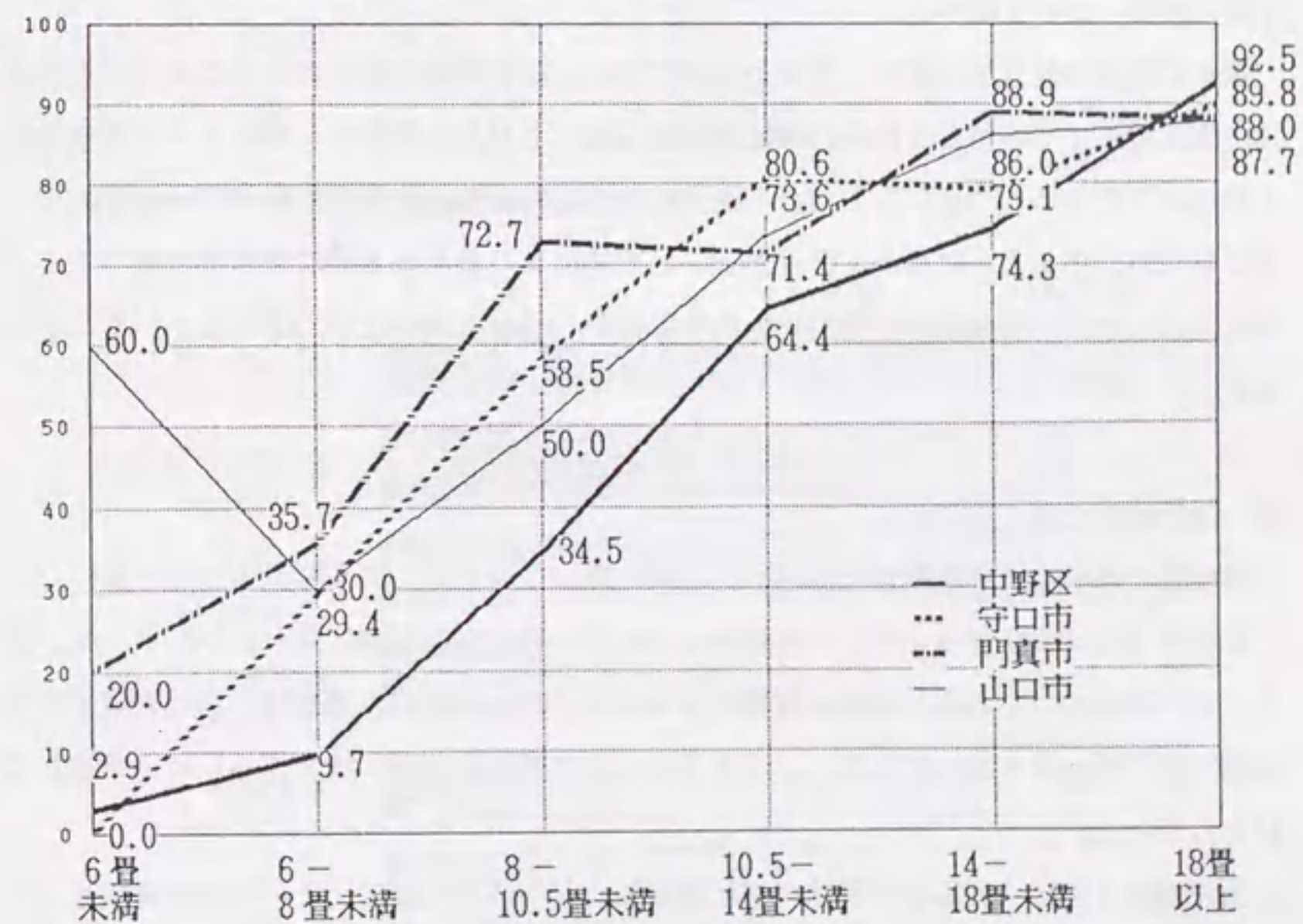


図6-6 居室規模と食寝分離率

(3) 食寝分離

図6-5と図6-6に見るように、居住室（住宅統計調査の定義による）の数や規模（畳数）が多くなるほど、食寝分離率（全体に占める食寝分離をしている人の割合）は高くなっている。すなわち、前述のような食事スペースおよび就寝スペースに対する他の目的を含めた多様なニーズもあってであろうが、単身世帯といえども食寝分離は基本的なニーズであることを、この結果は示している。

居住室数別によると、2室では多くが、3室以上ではほとんどが食寝分離をしている。なお、1室以下においても食寝分離をしているという回答が見られるが、これには2室をワンルーム式にして住んでいる場合も考えられるので、誤記として扱うのではなく、回答をそのままに示した。居住室規模別では、8畳以上10.5畳未満では約半数が、10.5畳以上においては多数が食寝分離を達成している。

(4) 家具保有

単身高齢者世帯が保有するであろう基本的な家具のうち、床面積を占有するであろう点で考慮しなければならないもの15点を質問紙に列挙し、個々の保有状況および保有個数を中野区調査において調べた。

個々の家具の保有率は図6-7のとおりである。保有率が50%を超えるのは上から11点目の洗濯機までであり、これら11個は内容から見ても単身高齢者の生活にとって基本的なものばかりである。つぎにこの15点の家具のうちの保有個数と居住室規模の関連を図6-8に示すが、見るように極めて関連が強い。前述により最も基本的な家具を11個とすると、それ以上の個数をほぼ確実に収容できると思われる居住室規模は10.5畳以上ということになる。

(5) 規模感想と適正規模意見

現住宅の規模に関する感想は前述の5段階で聞いている。このうち「ちょうど良い」「広すぎる」「狭すぎる」の三つの感想について、居住室規模別に見たのが図6-9、図6-10、図6-11である。居住室規模が「ちょうど良い」という感想は、10.5畳以上18畳未満の所で最も多くなっており、「広すぎる」は18畳以上で、「狭すぎる」は6畳未満で目立っている。

適正規模意見は、回答者の現状の居住室規模に左右されるので、その二つの要因をクロスさせ、現状居住室規模が適正だとする意見が最も集中するところに注目するのが良いであろう。図6-12はその意味から中野区の結果について作成したものである。これによる

家具名 (全体保有率)	女 (n=423) %	男 (n= 96) %
テレビ (91.5%)	94.3	79.2
たんす (90.9)	94.8	74.0
食器棚 (89.4)	92.4	76.0
冷蔵庫 (88.8)	91.0	79.2
扇風機 (82.9)	85.6	70.8
やぐらたつ (80.2)	82.5	69.8
ストーブ (77.1)	78.7	69.8
テーブル (69.4)	71.4	60.4
仏壇 (69.2)	73.8	49.0
鏡台 (68.4)	76.4	33.3
洗濯機 (55.7)	58.9	41.7
つくえ (45.5)	43.5	54.2
本棚 (44.7)	43.5	50.0
ミシン (26.0)	29.1	12.5
ベッド (24.7)	26.0	18.8

図6-7 種類別家具保有率（中野区調査）

	1-5個	6-9個	10-11個	12-13個	14-15個
6畳未満 (n=74)	25.7	56.8	9.5	6.8	1.4
6-8畳未満 (n=102)	11.8	49.0	25.5	12.7	1.0
8-10.5畳未満 (n=60)	6.7	35.0	40.0	16.7	1.7
10.5-14畳未満 (n=106)	1.9	16.0	33.0	37.7	11.3
14-18畳未満 (n=70)	4.3	22.9	45.7	25.7	1.4
18畳以上 (n=80)	1.3	1.3	11.3	35.0	51.3

図6-8 居住室規模と家具個数（中野区調査）
(0.0000%で有意、クramer-関連係数: 0.3447)

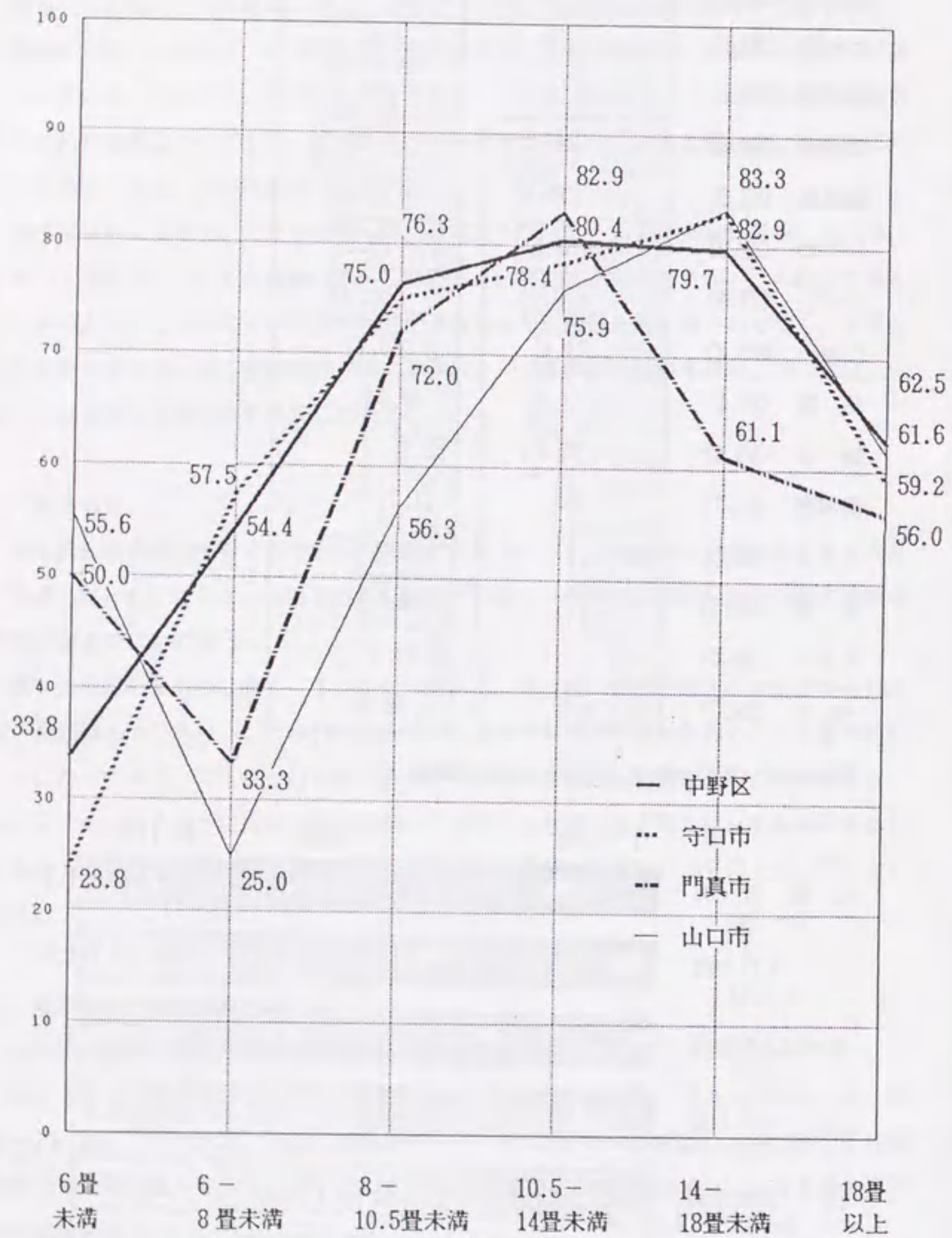


図6-9 居室規模と規模感想—ちょうど良い—

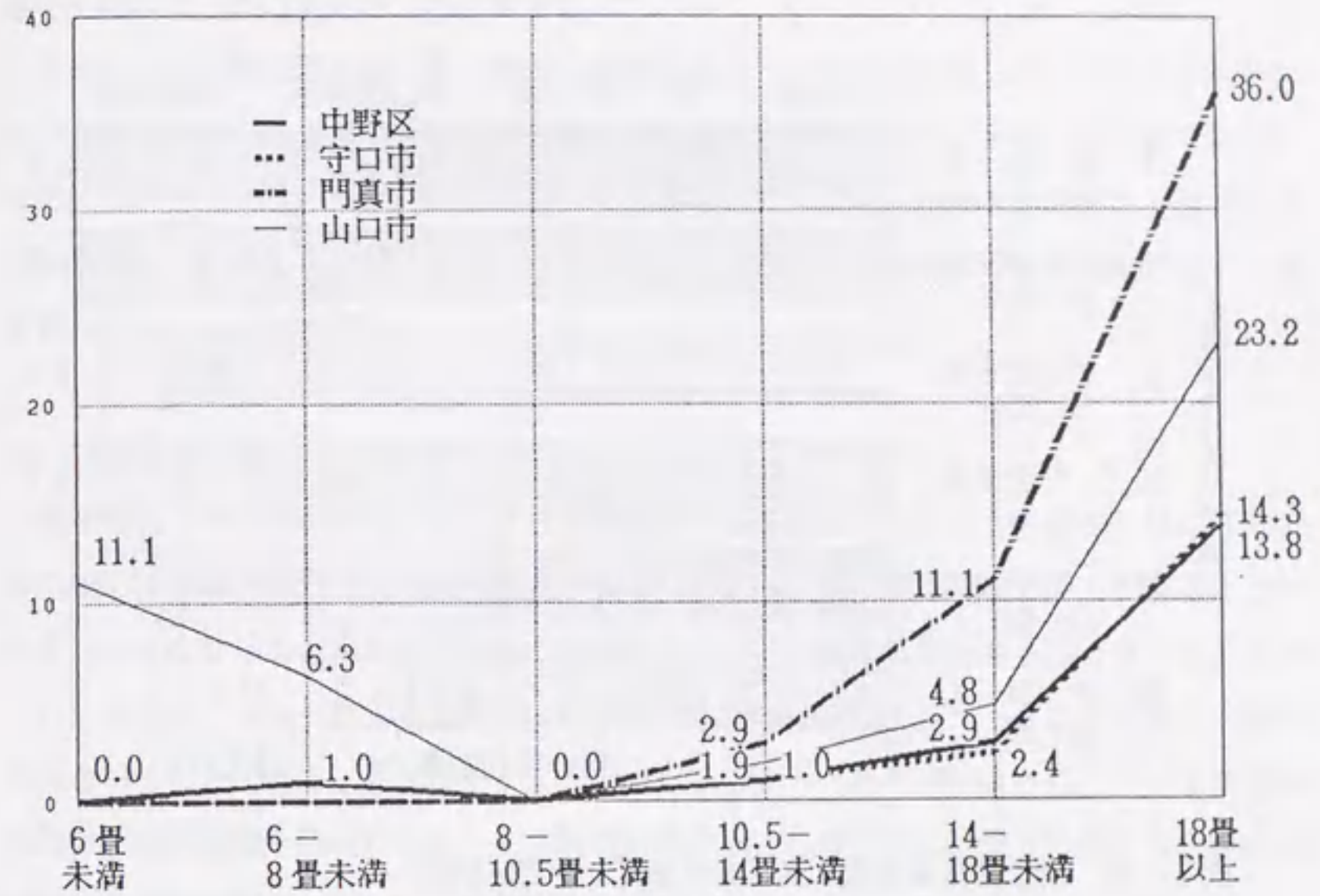


図6-10 居室規模と規模感想—広すぎる—

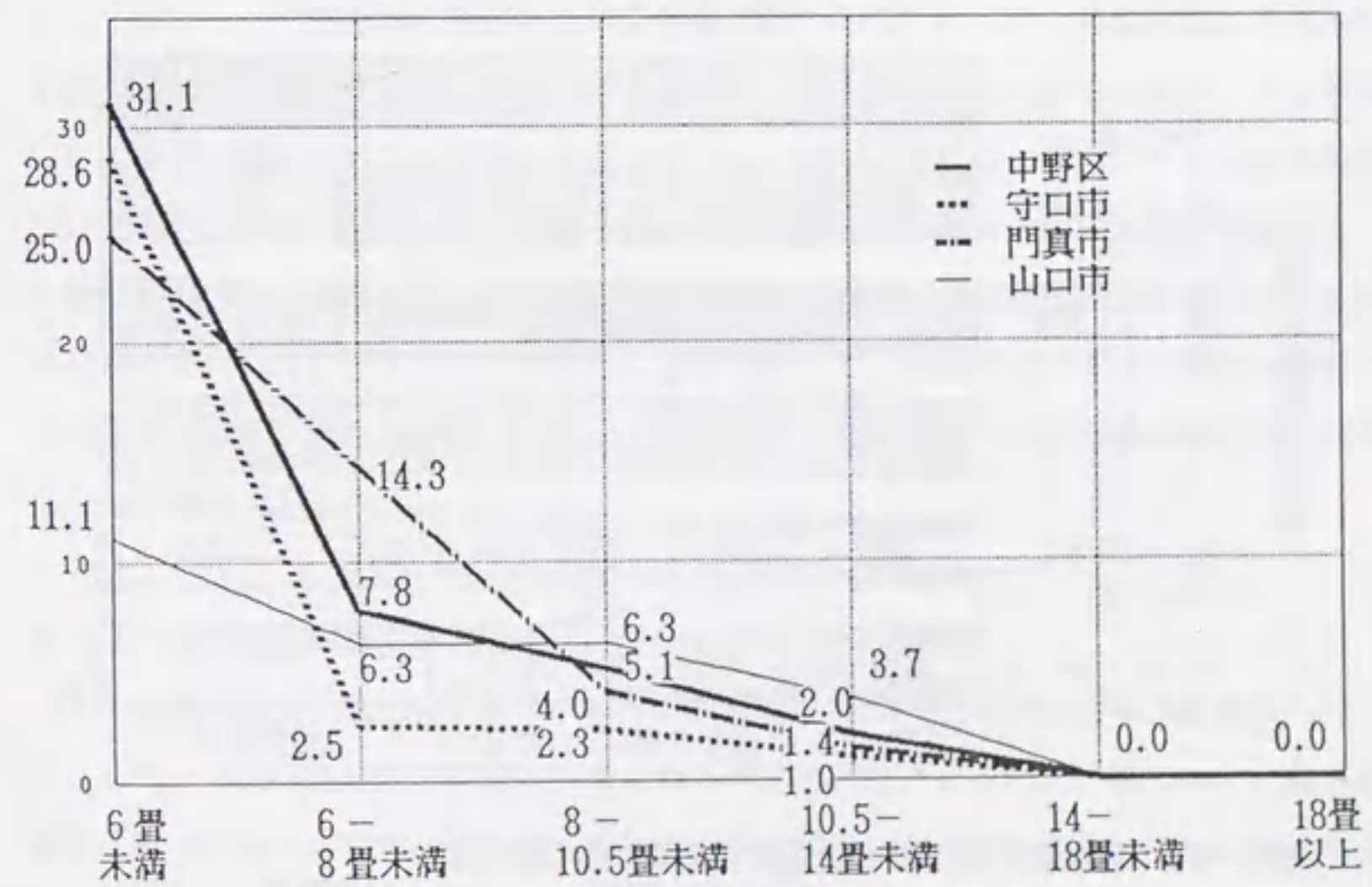


図6-11 居室規模と規模感想—狭すぎる—

〈適正規模意見〉

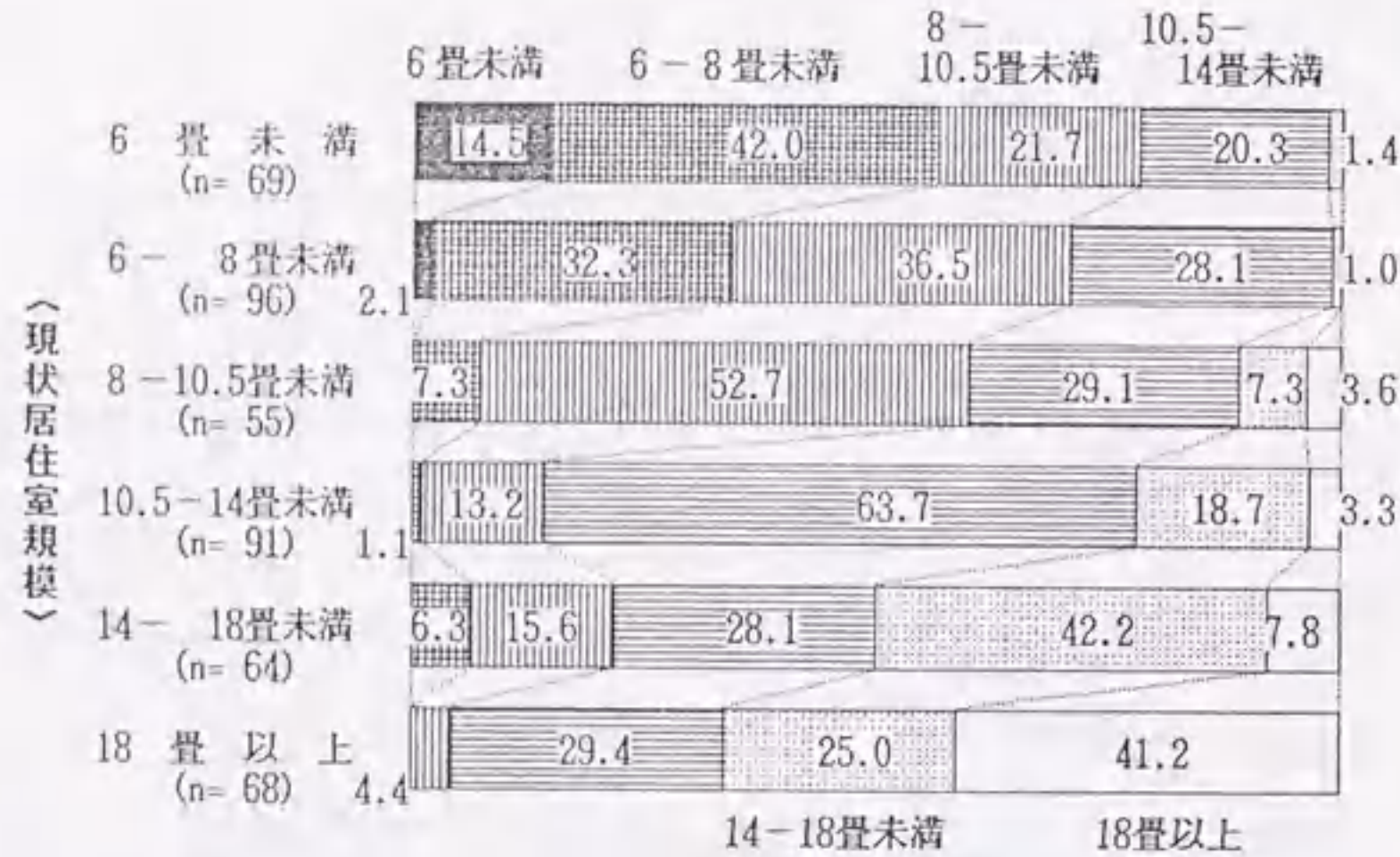


図6-12 現状居室規模と適正規模意見—中野区調査—
(0.0000%で有意、クラマー関係数:0.4005)

〈適正規模意見〉

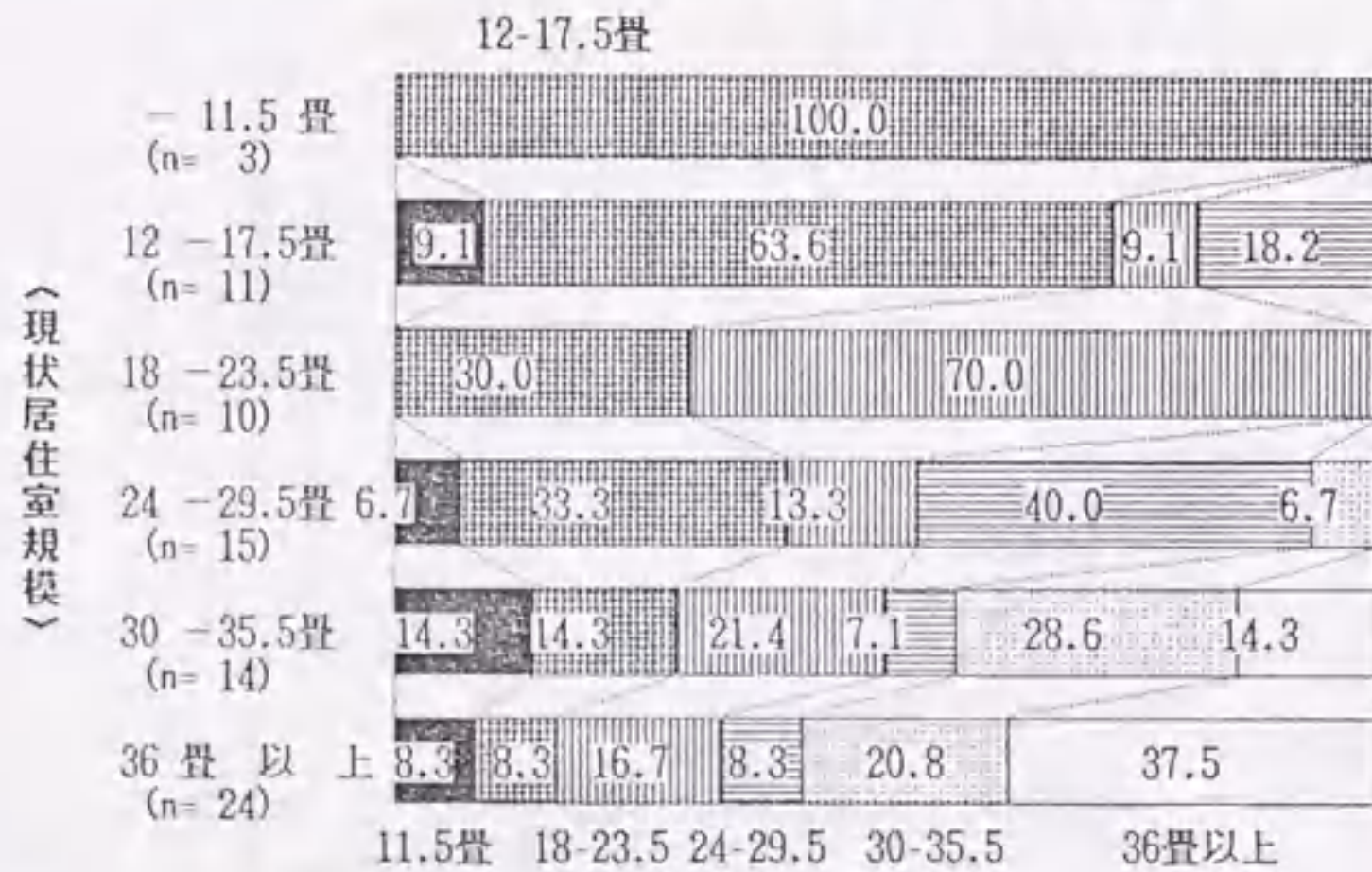


図6-13 現状居室規模と適正規模意見—山口県調査—
(0.0000%で有意、クラマー関係数:0.3987)

と、10.5畳以上14畳未満が、居住者自らが現状の居室規模を適正規模とする回答が最も集中している(63.7%)ところである。

中野区という都会部に対して、地方(農村部と地方小都市)に関してこのことを検討したのが図6-13の山口県についてである。回答者数が少ないので、きれいに収束するという形にはなっていないが、12畳以上23.5畳未満のあたりで現状規模を適正であるとする意見が集中していることが読み取れる。すなわち、地方では都会部よりも若干広めなところを良しとしているようである。

(6) 就床様式

就床様式(ベッドか布団か)によって規模ニーズは異なってくる。図6-14はベッドの有無による適正規模意見の差異を見たものである。(この調査ではベッドが有ることが必ずしもその使用を意味しないという問題はあるが、一応の傾向を知ることはできる)。これによると、ベッドがある場合には確実に10.5畳は必要だということが、見掛け上は言えるということである。見掛け上と言うのは、次の図6-15で示すように、ベッドの有無は現状居室規模と関連が強く、その現状規模が適正規模意見に反映する部分も大きいと言えるからである。

(7) 居住地域

以上は主として都市部に居住する単身高齢者についてであるが、農漁村部は現住宅規模や意識・居住慣習の違いもあり、自ずと規模ニーズも異なってくる。このことは前述の山口県調査(農村と地方小都市)の検討からも一定明らかになった。図6-16は東和町についての規模感想である。「ちょうど良い」のピークは18畳以上24畳未満の所にある。これを先程の図6-9等と比較すると、6畳ないし8畳分ほど東和町の方が高くなっている。ちなみに東和町は、一本釣漁家が多いことも手伝って、農漁村部にあっては住戸規模の小さい地域である。これらのデータから、農漁村部は都会部に比べて要求が大きめに出てくることは確かである。

6-3 住戸規模に関するまとめ

① 食寝分離は、第一に、食事スペースに接客・くつろぎ等の機能が、就寝スペースにプライベートな行為のための機能が含まれる可能性が大きいことと、第二に、分離可能な単身高齢者の多くが食寝分離を行っているという実態からして、個々にはワンルーム化した住み方があったとしても、基本的には単身高齢者にとっても基礎的な住要求として位置

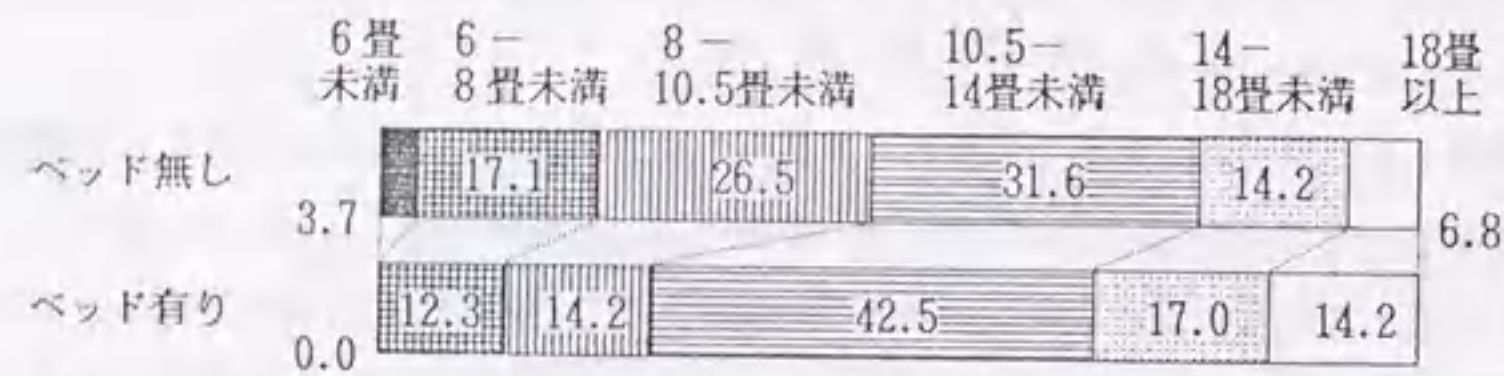


図6-14 ベッドの有無と適正規模意見 (中野区調査)
(0.0000%で有意、クラマー関連係数: 0.2021)

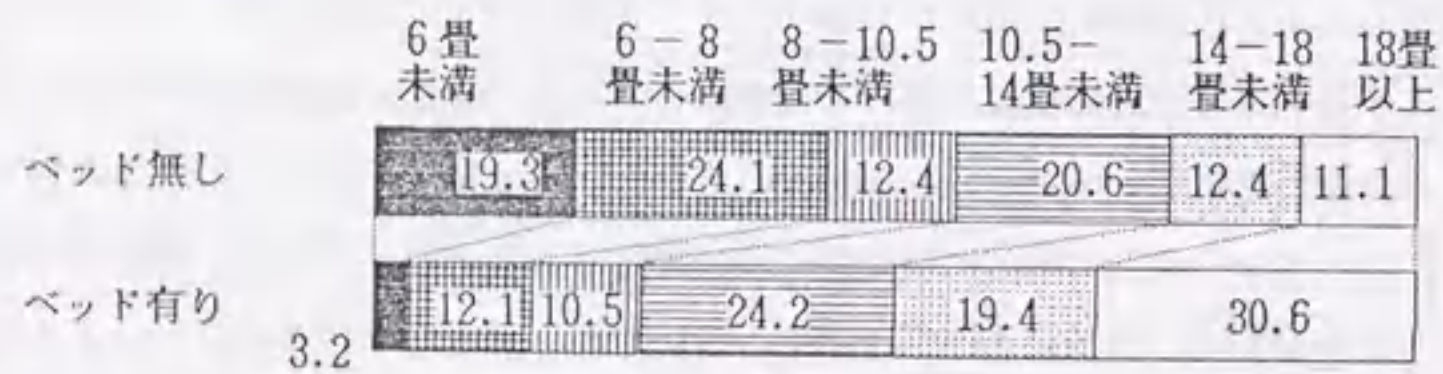


図6-15 ベッドの有無と現状居室規模 (中野区調査)
(0.0000%で有意、クラマー関連係数: 0.3107)

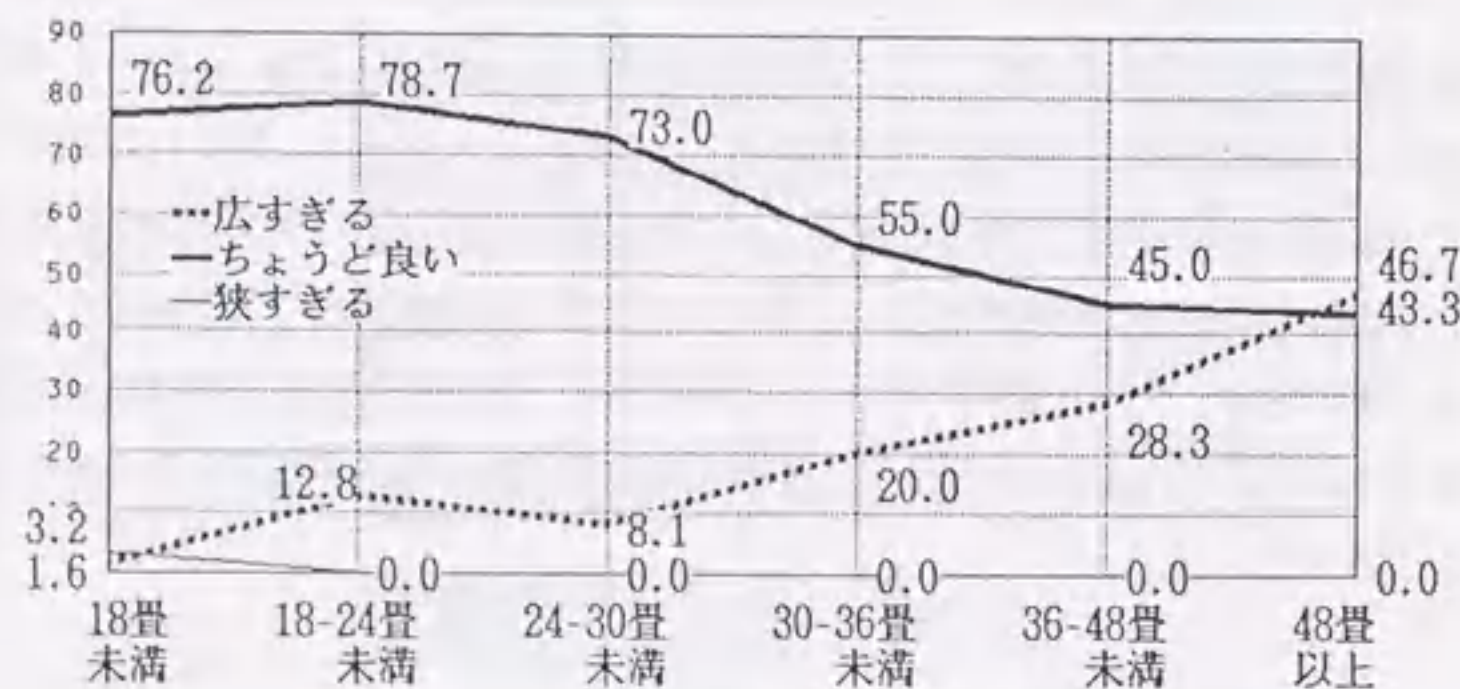


図6-16 規模感想と居室規模—東和町— (単身高齢者調査)
(0.0000%で有意、クラマー関連係数: 0.2072)

つけられる必要があろう。データの面からも、条件さえあれば多くの単身高齢者食寝分離をしていることが確かめられた。食寝分離を多くの単身高齢者が達成できるために求められる居室規模は、2室以上、合計10.5畳以上である。

② 単身高齢者が生活する上で基本的に必要な家具を収容するために必要な居室の規模は、10.5畳内外以上である。

③ ベッド使用者については最低限10.5畳の居室が単身高齢者の要求である。

④ 都市部の単身高齢者が適当と認識している居室規模は、10.5畳以上18畳未満が最も多い。農漁村部ではこれよりも大きくなる。

⑤ 以上、食寝分離、家具保有、規模認識の三つの点から言って、現時点では、都会部に居住する単身高齢者の住戸規模の要求は、居室にして10.5畳 (17.5㎡)、居室面積率を60%程と仮定した場合の住戸専用面積で30㎡ (壁心計算) 程ということになる。これは、最初に述べた第五期住宅建設五か年計画の中高齢単身世帯向けの最低居住水準 (25㎡) よりも少し大きな値、同じく都市居住型誘導水準 (43㎡) を下回った値である。農漁村部は都会部よりも大きな値の要求となっている。

ちなみに国際的には、これらから考えても、都会部の単身高齢者が必要としている30㎡程の値は、妥当なものとして位置づけることができるであろう。

注

- 1) Ministry of Health, Central Housing Advisory Committee: Design of Dwellings, HMSO, 1944, p24
- 2) Ministry of Housing and Local Government: Homes for Today & Tomorrow, HMSO, 1961, p14
- 3) MHLG: Housing Standards and Costs -Accommodation Specially Designed for Old People, Circular 82/69, 1969
- 4) Sandra C. Howell: Designing for Aging -Patterns of Use, The MIT Press, Cambridge & London, 1980, pp156-158
- 5) Department of the Environment: The Housing Cost Yardstick and Standards and Costs for Old Person's Dwellings, DOE Circular 1/80, 1980
- 6) 高阪謙次ほか: 老人と生活空間, ミネルヴァ書房, 1984, p262
- 7) 早川和男, 塩崎賢明, 鈴木晃: ジュリスト増刊総合特集, 30, 1983, p60
- 8) 住宅宅地審議会: 新しい住宅事情に対応する住宅・宅地政策の基本的体系についての答申 (昭和60年)

(1) はじめに

本節では、第6章への補説として、単身高齢者・夫婦高齢者向けの住宅として世界で最も早くから計画と供給を進めてきた、英国のシェルタード・ハウジングについて、主としてその住戸規模の発展について検討したい。

1940年頃の近代的な高齢者住宅の黎明から今まで、英国の高齢者住宅の歴史はまだ漸く40数年を数えたにすぎない。しかし、この40数年はこの分野で世界の先進の役割を果たしてきた年月でもあった。この間、紆余曲折はありながらも、70年代の前半まで一貫して高齢者住宅は増加し続けてきた。とりわけ70年代前半の5年間は顕著である。

70年代の後半以降、英国にも深刻な財政危機が訪れた。これもあって、急騰していた高齢者住宅建設のフローは減少する。それとともに、高齢者住宅—とくにシェルタード・ハウジング—に一元化しているという批判もあった高齢者居住対策は、その多元化も含めて新たな道が模索されている。

とはいえ、シェルタード・ハウジングの経験には、多くの教訓が残されている。ここでは、こうした英国の高齢者住宅の発展を、シェルタード・ハウジングの規模の問題を中心に振り返る。

(2) 慈善住宅

ヨーロッパの歴史の中で高齢者住宅の原初的なものは慈善住宅 (almshouse) やその類似のものであった。英国では、慈善住宅は中世のエリザベス救貧法(1601)の時代以前まで遡ることが出来るが、盛んになるのはビクトリア朝時代(1837-1901)である。

ビクトリア朝時代、一部の熟練労働者は、労働能力を失った際收容される可能性のある救貧院の困苦やスティグマ(恥辱)から逃れるため、互助的に寄附金を出し合い慈善住宅をつくった²¹⁾。あるいは資本家が慈善や「贖罪」のために建設することもあった。慈善住宅の建物は次のようなものであった。

チューダー王家の時代の伝統的な慈善住宅は自立的な生活の営める住居であったが、この同じ原則は19世紀も引き継がれた。ビクトリア期の慈善住宅は小住宅の家並に造られ、各住戸にはそれ専用の入口ドアがあった。水源は共同ポンプであった²¹⁾。

しかしこれらは「入居者のニーズに適した住まいという考え方が起こるはるか以前に建てられたものであり、多くは首を折るおそれのある階段やお粗末な壁をもっている²¹⁾というものであった。

慈善住宅は、特に高齢者の為というものではなかったが、高齢者が入居する場合が多かった。第2次大戦に至るまでは、住居に困る高齢者にとって実質的な「住まいの唯一の道」³⁾であった。大戦後は高齢者住宅への要請が強まるが、それに応えるため古い慈善住宅を改修・改造などして高齢者のニーズに応える努力がなされた。図6-17はその改修の一例である。

(3) 高齢者住宅の初期(1940年頃)

戦前においては「高齢者の住要求に適合するよう意図して作られた住宅」という考え方が、すなわち高齢者住宅の概念はオーソライズされていなかった。それが英国で成立するのは1940年頃のことである。

1940年には、ナチスによるロンドン大空襲が始まり、老人問題が顕在化・激化した。その中で全国老人福祉協議会(NOPWC)が創立され、翌41年にはその下に住宅小委員会が設けられた。この時期に高齢者住宅の問題に貢献の大きかったのはOlive Matthewsである。彼女は後のgranny annexの最初の提唱者だと思われるが、30年代の初期から高齢者のための住宅の必要を訴え、'Plus Granny Flat'運動などに力を注いだ。

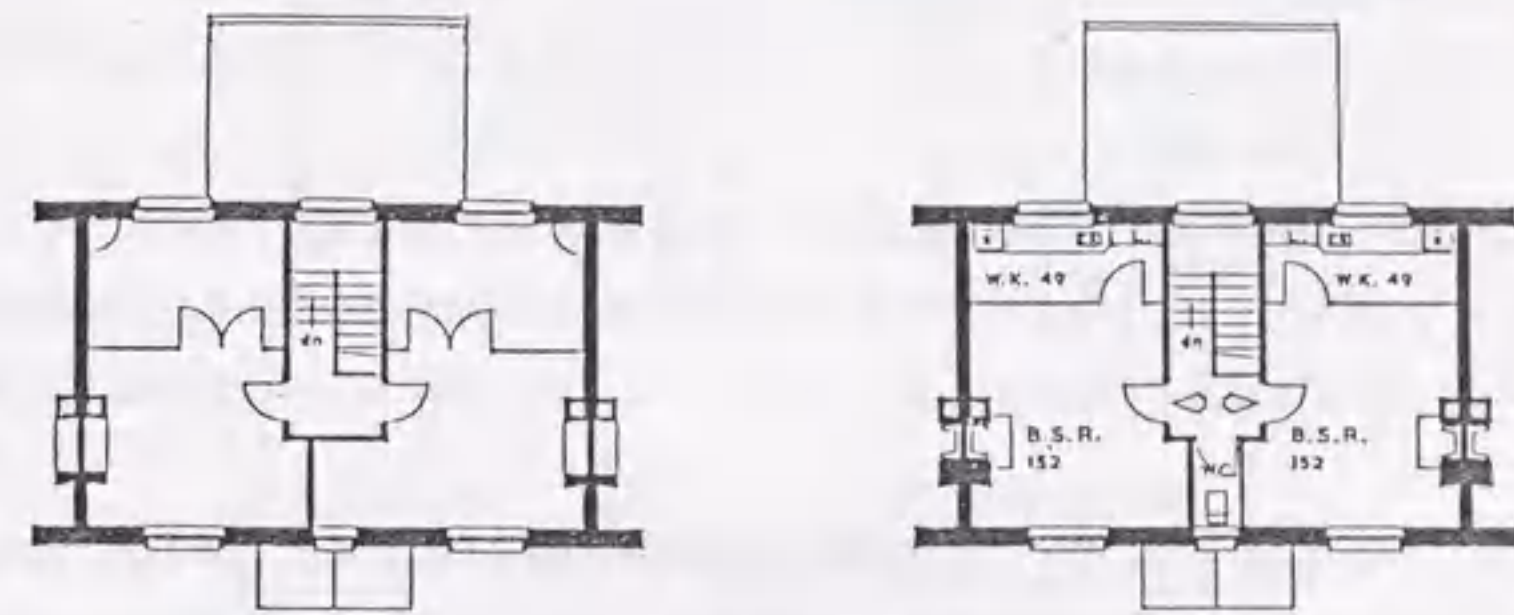
NOPWCは保健省中央住宅審議会(MOH, CHAC)の住宅デザイン小委員会から、高齢者の住宅に関する意見書の提出を求められた³⁾。44年のCHACの小委員会報告(Dudley Report)にはこの意見書の内容が反映されていると思われる。その「高齢者施設」の章では「高齢者のニーズに適応した小住宅」について述べている⁴⁾。政府機関の公刊文書の中で高齢者住宅について述べたのはこれが初めてであろう。

そこでは高齢者住宅の備えるべき特性として、立地上の配慮や「段差のないこと、オープンの高さの適当なこと、掃除のしやすい暖炉の火格子、燃料庫の利用のしやすさ、浴槽の上にハンドレールを設けること」などを挙げ、居住部分の推奨面積を夫婦・単身別に、提示している(本章冒頭、p113)。

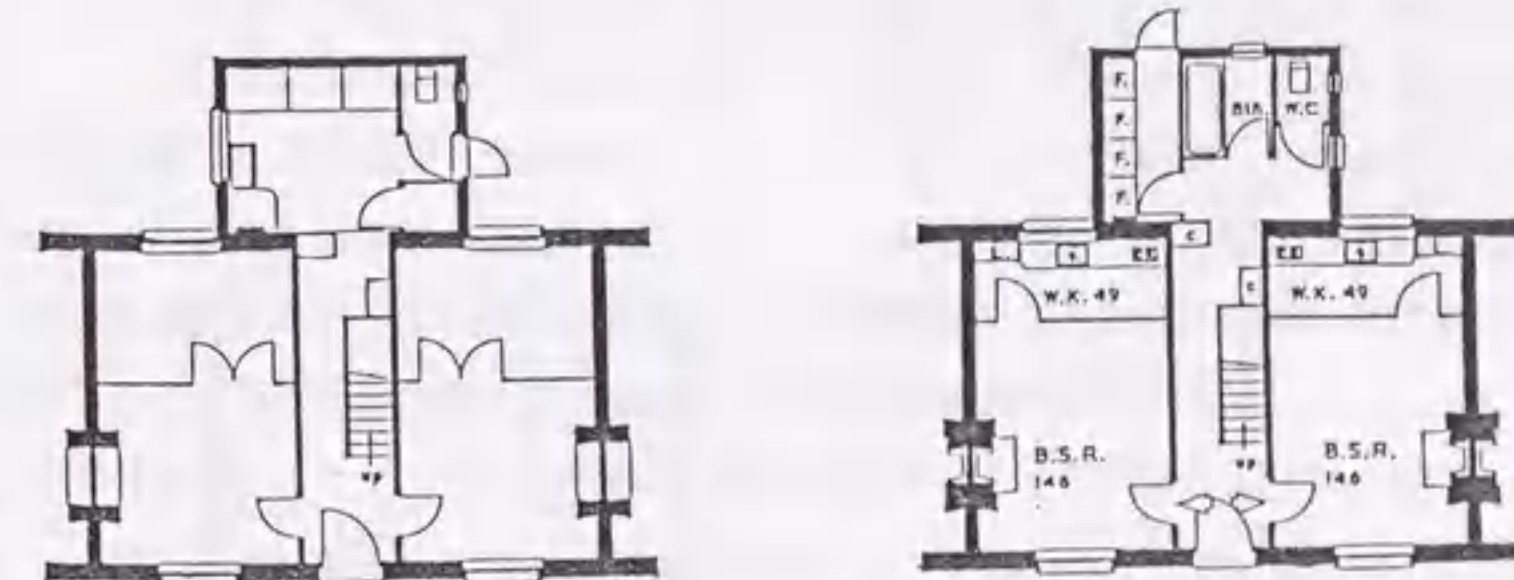
(4) シェルタード・ハウジング(～1950年代)

戦後は建築資材不足等の状況から、高齢者住宅の新築は極めて難しかった。しかし一部では、現在の英国の高齢者住宅のデザインと政策の基礎をなす取り組みも行われていた。

1948年にスターミンスター・ニュートン市会は全国で初めて、高齢者向けバンガロー住宅団地に、住み込みのウォーデン(入居者と建物に関する一般的で非専門的な管理を仕事とするスタッフ)1人を配置した。これがシェルタード・ハウジング(以下SHと略す)の草分けであるという説が英国で普及している。その後 Peter Townsend が The Last



FIRST FLOOR PLANS



GROUND FLOOR PLANS

改修前

改修後

St. Pancras Almshouseの改修前後の平面。改修前は内部配水管や入浴設備、換気のある食糧庫はなく、便所も4戸にひとつであった。改修は、各戸への暖房設備の改善、内部の温冷水供給、流し(図中S)と水切り板の設置、そして換気付きの食糧庫の設置を含め実施された。浴室は4戸にひとつ、便所は2戸にひとつ付けられ、居寝室(図中B S R)が広げられた。図中の数値は面積(ft²)を示す。(MHLG: New Homes for Old-Improvements and Conversions, HMS O, 1954より) (改修設計: Matthews & Son, RIBA会員)

図6-17 Almshouse とその改修後

Refuge (1962年発刊)においてここを紹介し⁹⁾、60年代からのSH普及の礎になる。

50年代の中頃から後半にかけては、中央政府が高齢者住宅の建設に公式に乗り出す。54年の保健省(MOH) フィリップ委員会報告⁶⁾、56年の同ギルバート委員会報告⁷⁾は、高齢者向けの特別設計の住宅が必要であること、それがコミュニティの中に設置される必要があること、を述べている。

56年にはまた住宅・地方自治省(MHLG)から高齢者住宅の事だけを扱った初めてのサーキュラー⁸⁾が出された。これは各自治体から高齢者住宅に関する情報を求めることを主眼としている。中央政府の指導性のあるサーキュラーとしては、翌年の二つのものが重要である。

その二つのサーキュラー^{9) 10)}は政府助成金や改造補助金の受給条件をゆるめ、高齢者住宅(とくにSH)の建設を促進するように措置した。また前者は、(州担当の)福祉当局から(市町村担当の)住宅当局にウォーデン配置コストの補助金を出すよう督励している。後者は、SHを中央政府として初めて奨励し、またDudley Report から13年ぶりに高齢者住宅のデザインにも言及している。

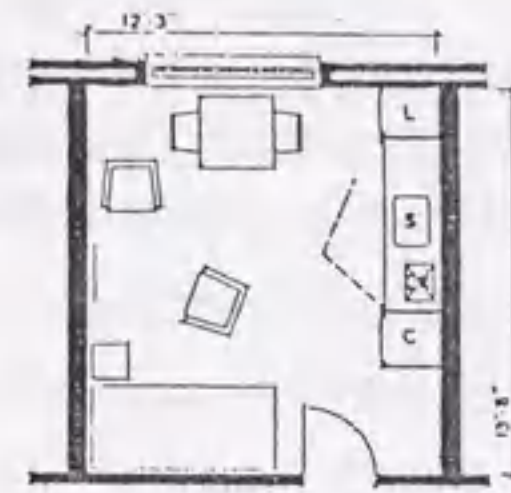
そして58年には、高齢者住宅のデザインに関する小冊子が、建築家等の一般向けに中央政府から初めて公開された。MHLGのFlatlets for Old People がそれである¹¹⁾。これは1940年頃以降の高齢者住宅デザイン論究の一つの結実と位置づけられよう(図6-18、図6-19)。しかし、住戸規模の推奨値はDudley Reportのそれに比べて若干少なくなっている。戦後の住宅難や資材不足などが影響しているのであろう。またここにおいては、夫婦向けにもベッド・リセスを推奨し、独立寝室にしていけないのが特徴である。

以上のように50年代後半には、中央政府レベルにおいては、高齢者住宅建設の経験の集約、デザインの考え方のまとめ、SHの推奨、法制的な一定の整備が図られ、研究者の中でも高齢者住宅のデザイン研究が、50年代末から60年代初頭に、ひとつの盛り上がりを見せた¹²⁾。

(5) SH建設の本格化(60年代)

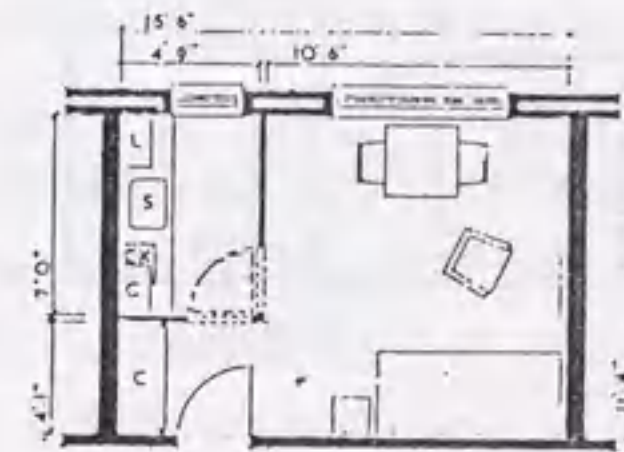
住宅や福祉の関係者がSHの必要性を認識するのに大きな影響を与えたのが、前に述べたP. Townsendの著書である。その中で彼は、自立生活可能な人に対する老人ホームの弊害を実証的に指摘し、その人々のためにウォーデンの援助の受けられる集合高齢者住宅SHを強く推奨した。

1960年には、前述のMHLGのデザイン小冊子に引き続き、デザイン小冊子 More Flatlets for Old Peopleが同じくMHLGから出された¹³⁾。その主要な目的は「前回推奨した住棟規



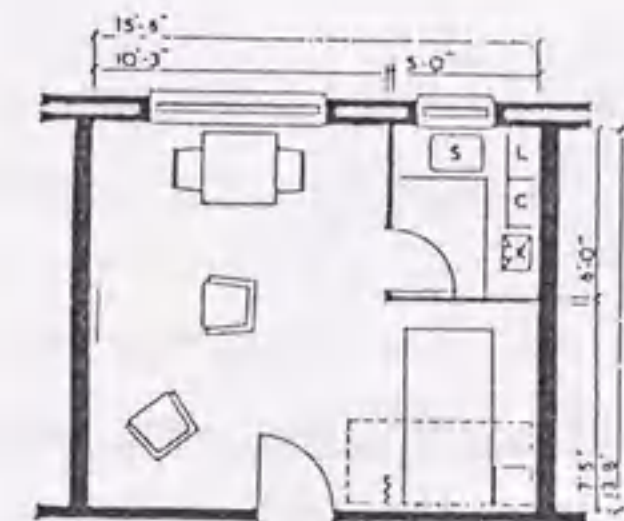
単身者向け住戸(1)

居寝室 140ft²(13.0m²)
全面積 167ft²(15.5m²)
換気装置付きの台所のセットが、折り畳み扉で仕切れる形で居寝室に置いてある。最小タイプ。



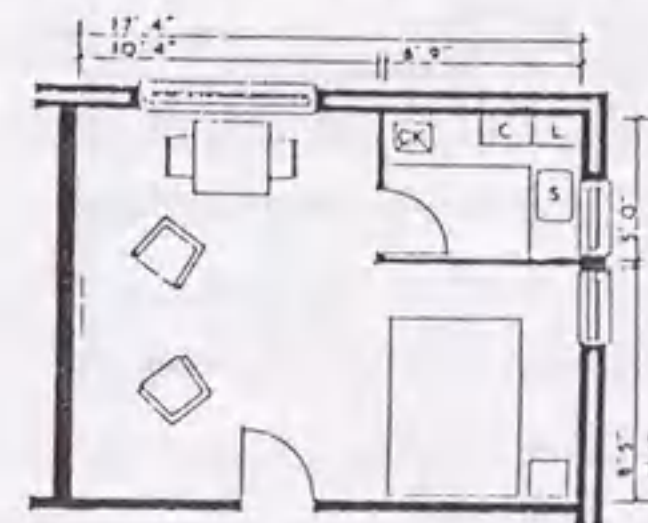
単身者向け住戸(2)

居寝室 140ft²(13.0m²)
台所 33ft²(3.1m²)
全面積 176ft²(16.4m²)
居寝室が玄関ロビーに開口のある、独立台所のもの。



単身者向け住戸(3)

居室 140ft²(13.0m²)
ベッド・リセス 39ft²(3.6m²)
台所 30ft²(2.8m²)
全面積 212ft²(19.7m²)

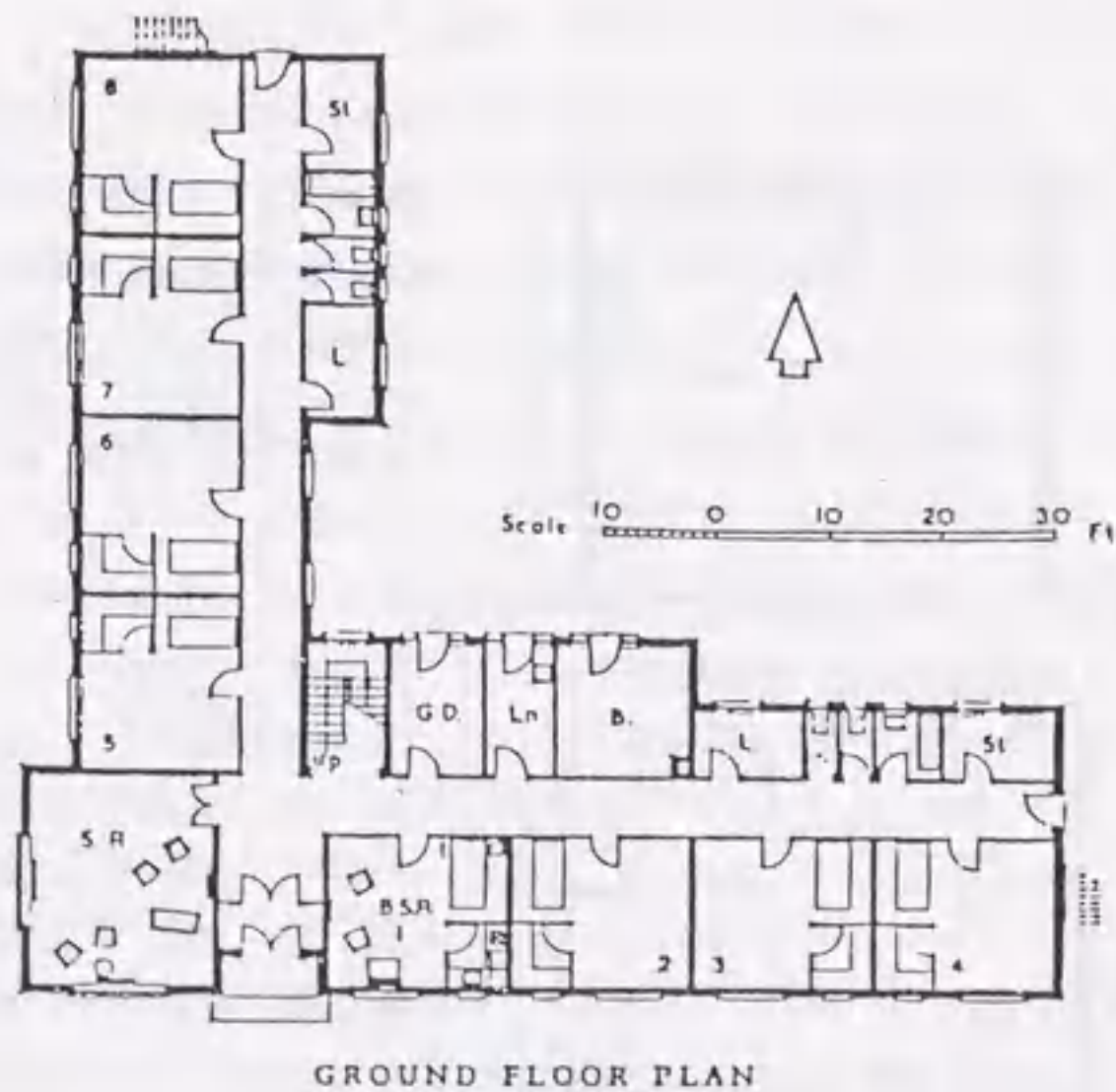
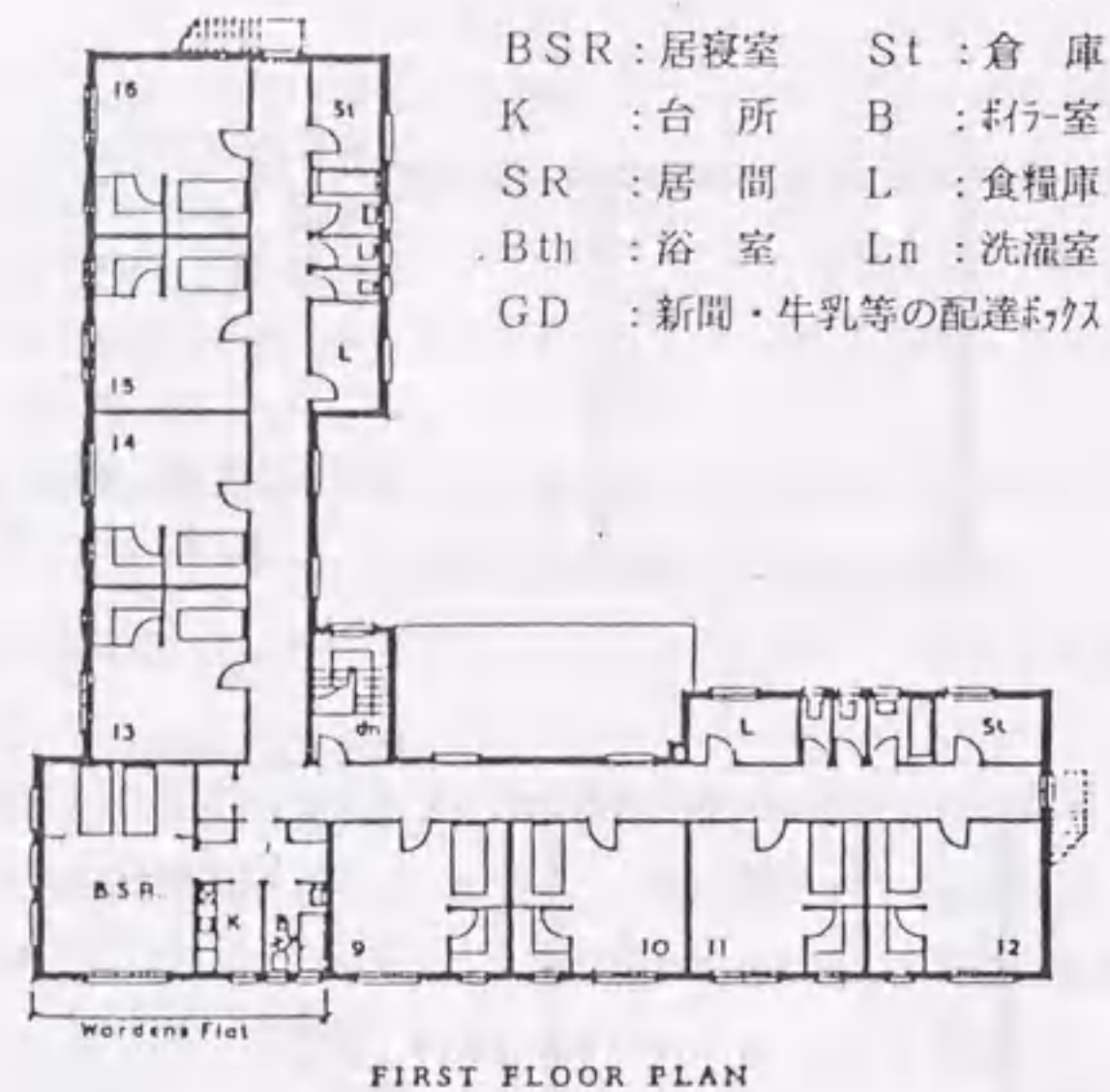


二人向け住戸

居室 141ft²(13.1m²)
ベッド・リセス 59ft²(5.5m²)
台所 34ft²(3.2m²)
全面積 237ft²(22.0m²)

(L:食糧庫、S:シンク、CK:加熱調理器、C:戸棚
MHLG: Flatlets for Old People, HMSO, 1958 より)

図6-18 1958年当時推奨された住戸タイプの例



(前図の単身者向け住戸(3)の平面を基礎に、16戸の計画
 MHLG: Flatlets for Old People, HMSO, 1958 より)

図6-19 1958年当時推奨された住棟計画のひとつ

模よりも小さなそれへの要請が幾つかの地域で出てきた」ので「より小規模な住棟の計画について」述べることにあった(図6-20、図6-21)。住戸規模については、単身者向けには新しい数値を推奨してはいないが、夫婦向けとしては、次のように新たな考え方をのべている。

(Flatlets for Old People ではダブル・ベッドの寝室にはベッド・リセスを推奨したが) その利点の議論は、独立寝室に比べて居間の暖房を寝室部分にも使えて暖かい、というものであった。しかし中央暖房方式になると、この利点は失われる。それよりも二人の場合、衣服着脱の際のプライバシーが必要であるし、病気の場合などは独立寝室が威力を発揮する。従って夫婦向けには独立寝室を供給するほうが良い。その際少なくとも、寝室には 120ft²、居間には 140ft² 必要である。

1962年にはMHLGからSome Aspects of Designing for Old Peopleと Grouped Flatlets for Old Peopleの二つのデザイン小冊子が出された^{14) 15)}。前者は、高齢者の人体測定学的・生理学的・心理学的等の視点から、デザインのあり方を提起している。後者は、58年のデザイン小冊子に沿って建設された公営高齢者住宅についての社会学的調査の成果である。これは直接的にはスティビネジ・ニュータウンの中の高齢者住宅建設の必要からまとめられた。

そして後日、完工後のニュータウンのその高齢者住宅を社会学者と建築家が共同調査した結果が、デザイン小冊子 Old people's flatlets at Stevenage としてMHLGから66年に発行されている¹⁶⁾。

61年に出されたMHLG-CHAC のParker Morris Reportは、70年代まで影響力を持った中央政府の住宅政策に関する包括的文書として知られている¹⁷⁾。その中で高齢者居住に関しては、概要で次のように述べている。

・高齢者の要求は多様である。(1)自分の人生を送った家に留まりたい人、(2)管理の容易な適切な住居があれば元気にやれる人、(3)少し弱いが手近かに援助が得られる特別設計の住宅であれば自立してやってゆける人、がいる。

・MHLGが推進している小フラットは、必要時に手伝うウォーデンが手近かにおり、他の入居者との友誼が得られ、また小さくて管理のしやすい住居として、少し体力の衰えた高齢者たちの要求に応えている。

・高齢夫婦向け住戸のベッド・リセス形式は独立寝室よりも暖かく経済的だと主張されてきた。しかし入居者を満足させているとは思えない。手ごろな暖房方法があれば、この形式には何の利点もなくなる。



図6-20 1960年当時推奨された小規模住棟計画のひとつ
(単身高齢者向け住戸8戸の計画、MHLG:More Flatlets
for Old People, HMSO, 1960より)

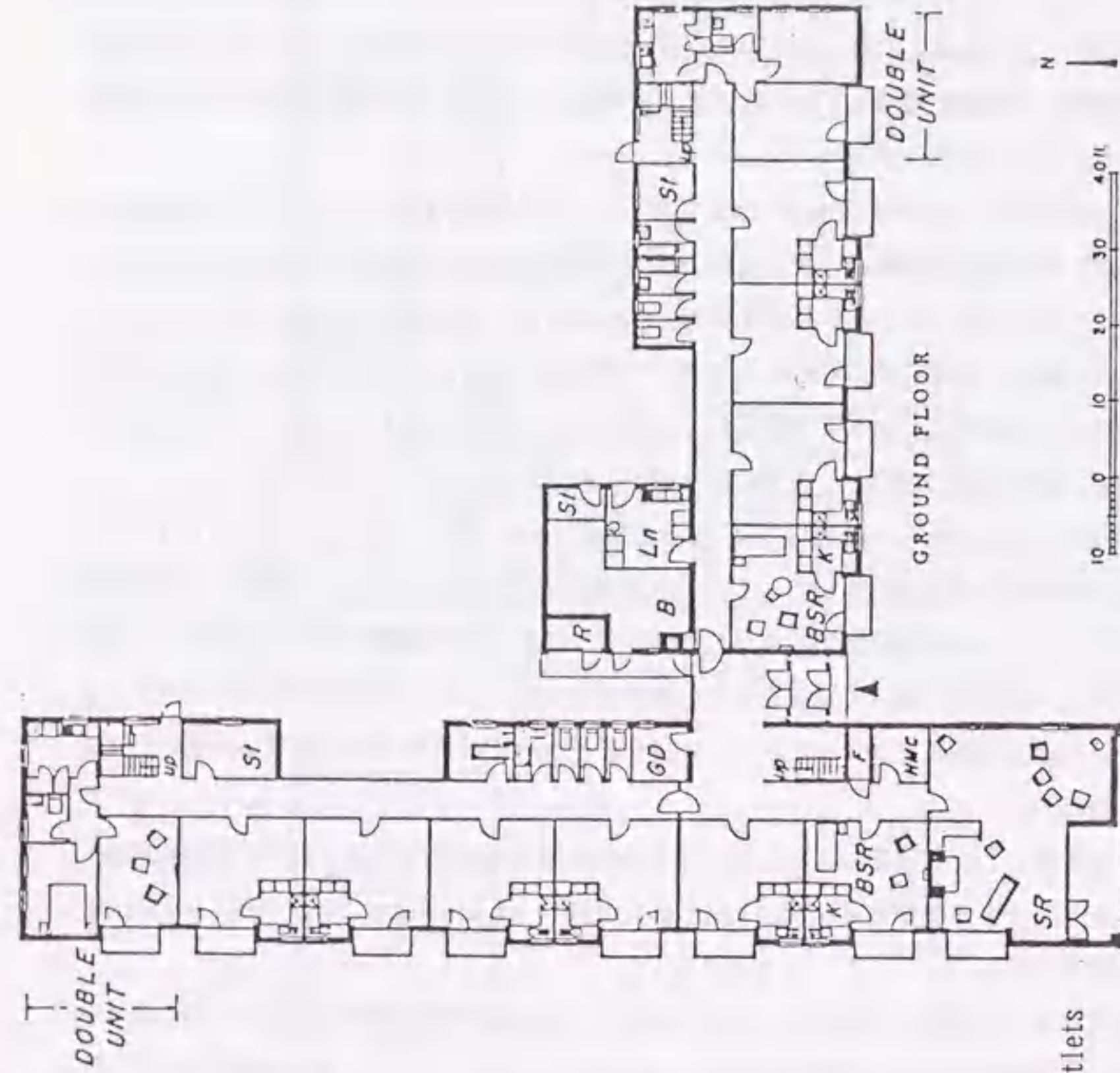


図6-21 1960年当時推奨された住棟計画の1階平面図
(同前書より)

(6) サーキュラー69年82号

このParker Morris Reportの政策を推進するために、67年にMHLGからサーキュラーが発行された¹⁸⁾。高齢者住宅に関しては、ここでは設備専用住戸のスペース基準が示されたのみである。高齢者住宅の包括的基準は2年後のMHLG Circular 82/69に示された¹⁹⁾。

このサーキュラーの特徴は、公営高齢者住宅に関し、第一に、最低必須基準を定め、それを条件に補助金や貸付金の申請・認可を可能にし、すなわちデザインやスペース基準と財政・資金政策とを結合させたことである。これによって基礎的な質の確保が容易になる。しかし他方では最低基準が唯一の基準になる傾向を生み、多様なニーズに見合う多様な住宅の供給を阻害したという批判を生み出すことになる。

第二は、Parker Morris Reportでは前述のように高齢者の要求を三つに分けたが、この後二者をそのまま二つの住宅タイプに重ね、元気な人はカテゴリー1に、少し弱い人はカテゴリー2に、としたことである。その概略は表6-1に示したとおりである。カテゴリー2はウォーデン・緊急通報装置付きであるから、SHである。

カテゴリー1はParker Morris Standardどおりだが、カテゴリー2はそれを若干下廻っている。設備はカテゴリー2の1人用住戸が共用浴室であることを除いて、便所、浴室とも専用とされている。

カテゴリーを二つに分けたことが、このサーキュラーに対するその後の批判の主要な点となる。それは、元気な高齢者と少し弱い高齢者をどう区別するのか、また前者が後者になった場合どうするのか、といった問題である。また両カテゴリーを通じて、2人用には独立寝室としているが、1人用とされる居寝室スタイルは、特にベッド・リセスのプライバシーの面から不都合である、またカテゴリー2の1人用住戸の共用浴室も望ましくない、とする意見も強い。

80年に環境庁(DOE)は1人用住戸の基準に修正を加え「単身高齢者向として独立寝室を供給してもよい」「独立寝室・専用浴室にし、69年82号サーキュラー以上の収納部分の場合、1戸の総面積は最低限34m²は必要となろう」²⁰⁾とした。この時点で、選択的にせよおよそParker Morris Standardが適用されるに至る。

69年82号サーキュラーの特徴の第三は、全体で85項目に及ぶ詳細な設計チェック・リストを示したことである。このチェック・ポイントに対して全体的には高い評価が寄せられているが、窓掃除に対する配慮が不足しているなどの指摘もある²¹⁾。

(7) 多様化の模索へ(70年代～)

サーキュラー69年82号は、その後住宅協会の住宅にも適用され、広く影響を与えるもの

となった。住宅協会への財政的援助等の法制的な整備もあって、70年から75年にかけて高齢者住宅の建設は「熱狂的」と評される程に急速に進んだ。しかし財政危機もあり、75年以降これが急速に減少する。

75年頃には一方では、高齢者居住対策がSHに集中しすぎているのではないかという批判も出はじめ²²⁾、それ以降は高齢者居住対策の多様化が見られる。その主要なアイデアは、SHを除くと、次の二つである。

・very sheltered housing…extra care sheltered housing とも呼ばれている。伝統的なSHから踏み出し、入居者の超高齢化に備えて、ウォーデンの増員・24時間体制化や介護部分の充実を図るものである。

・sheltering in your own home … staying putとも呼んでいる(第3章参照)。一般住宅において、給食サービスやホーム・ヘルプなどの従来の在宅サービスに加えて、住宅改善や緊急通報装置、巡回ウォーデンを配するもの。SHでのサービスは在宅でも出来るという考えから生まれた。

注

- 1) リチャード・J・クーツ：イギリス社会福祉発達史、星野政明訳、風媒社
- 2) Cathing up with the middle ages, New Age, Vol.5, Age Concern, 1978-79
- 3) N・ロバーツ：老人問題、三浦文夫監訳、東大出版会
- 4) MOH, CHAC: Design of Dwellings, 1944
- 5) P. Townsend: The Last Refuge- A Survey of Residential Institutions and Homes for the Aged in England and Wales, Routledge & Kegan Paul, 1962
- 6) MOH: Report of the Committee on the economic and financial problems of the provision for old age, 1954
- 7) MOH: Report of the Committee of enquiry into the cost of the National Health Service, 1956
- 8) MHLG: Circular 32/56
- 9) MHLG: Circular 18/57
- 10) MHLG: Circular 55/57
- 11) MHLG: Flatlets for Old People, HMSO, 1958
- 12) 例えばその成果として Vere Hole: Some aspects of housing for old persons, 1 & 2, AJ, April 20 & 27, 1961 (2の方の邦訳—金子吉衛：英国における老人住宅の使用状況とこれに対する意見、住宅金融月報、1963.4)や Mary Empson: The Housing Needs



図6-22 Anchor住宅協会のカテゴリー2の基準による住宅

of Old People, AJ, May 11, 1961 (邦訳-金子吉衛:老人住宅に要求される諸問題、住宅金融月報、1963.2)がある。

- 13) MHLG: More Flatlets for Old People, HMSO, 1960
- 14) MHLG: Some Aspects of Designing for Old People, HMSO, 1962
- 15) MHLG: Grouped Flatlets for Old People, HMSO, 1962
- 16) MHLG: Old people's flatlets at Stevenage- an Account of the Project with an Appraisal, HMSO, 1966
- 17) MHLG: Homes for Today & Tomorrow, HMSO, 1961
- 18) MHLG: Housing standards, costs and subsidies, Circular 36/67
- 19) MHLG: Housing Standards and Costs- Accommodation Specially Designed for Old People, Circular 82/69
- 20) DOE: The Housing Cost Yardstick and Standards and costs for old Person's Dwellings, Circular 1/80
- 21) Geoffrey Easton: Standards for Old People's Housing, Housing Review, March 1978
なおこのレポートはMHLGサーキュラー69年82号の全体にわたった評価と問題点の指摘をしている。
- 22) Alan Butler et al.: Sheltered Housing for the Elderly- Policy, Practice and the Consumer, George Allen and Unwin, 1983

第7章 単身高齢者向け住戸の平面

7-1 はじめに	147
7-2 準個室型養護老人ホーム	147
(1) 調査の概要	147
(2) 結果と考察	148
7-3 老人アパート	156
(1) 分析の方法	156
(2) 分析結果	156
7-4 炭鉱住宅・改良住宅	163
(1) 調査の概要	163
(2) 結果と考察	163
7-5 民営借家	167
(1) 調査の概要	167
(2) 結果と考察	167
7-6 農漁村における持家	173
(1) 調査の概要	173
(2) 結果と考察	173
7-7 住戸平面に関するまとめ	177
(1) 多様な住み方への対応	177
(2) 生活行為と平面	179
(3) 安全性と避難	180

7-1 はじめに

この章では、さまざまな種類の住宅や居住施設における単身高齢者の住み方や、英国の高齢者向け住宅の検討により、単身高齢者向けの住戸の平面のあり方について考察することにした。

対象としては、まず単身高齢者向けの施設や住宅として準個室型養護老人ホームである長崎県香焼町立ゆたか荘と中野区老人アパートである。ここでは極小の居室や1居室（1K）における住み方が検討できる。つづいて炭鉱住宅とその改良住宅における単身高齢者の住み方であり、ここでは2ないし3居室（2Kと3K）における場合を考察する。以上はいわゆる型計画に基づく住戸や居室であり、同じ間取りについても検討できる。次に、民営借家と農漁村における持家について、一つひとつの事例にもとづいて平面計画上の課題を抽出したい。

7-2 準個室型養護老人ホーム

(1) 調査の概要

ここでは、長崎県香焼町の町営養護老人ホーム「ゆたか荘」における入居者の住み方から、単身高齢者の住戸計画のあり方を検討する。ゆたか荘は図1-2の平面構成になっており、1人居室は3畳の部屋である。踏込み部分や押入れ等を含めた1人当たり居室部分床面積は7.285㎡であり、個室形式の養護老人ホームとしては数少ないものの一つ（全国の10%ほど）ではあるが、単身向けの個室としてみれば極小空間であると言えよう。ここでは、こうした極小空間における単身高齢者の住み方から、この階層の住戸計画の留意点を抽出したい。

ゆたか荘の居室は個室が46室、2人室が2室であるが、この個室のうち、夫婦1組が入居している対の2室、空室2室、入院中・外泊中各1室計6室を除く40室を対象とした。うち回答の得られた33室についての住み方とアンケート面接調査を分析の対象とする。

ゆたか荘はほかの養護老人ホームと違い、運営においては入居者の自由度が大きく、日課などはむしろ軽費老人ホームA型に近い。しかし個室の大きさ等の問題から規制もあり、就寝はすべて布団と決められ、すなわちベッドは禁止であり、居室内ではテレビ、ストーブ、やぐらこたつの使用は禁止されている。居室には、隣室と共有の踏込みがあるほかに、収納空間として幅半間の押入れ、その下に2段の押入れ、押入れ上の天袋、廊下側窓下の地袋（1間のうち半間はラジエーターのスペース）がある。調査は1981年の2月8日から11日にかけての冬季の4日間に行った。居室以外の、管理棟、コモン・スペース、寮母室、

食堂の使い方は図7-1、図7-2、図7-3のとおりである。

(2) 結果と考察

1) 入居者の所有しているモノ

表2-3は、採取した住み方図から、そこに見られるモノを一覧にしたものである。ただし押入れの中は採図できなかったので掲載していないが、ヒアリングによると布団と衣類がほとんどである。表のように、狭い居室の中に極めて多様なモノがあることが分かり、単身高齢者の生活の総合性をうかがうことができる。この入居者には親族が近くに住んでいる人が多く、その多くは家財・衣類等をその親族の家に預け、時々入れ換えることにより狭さをカバーしている。「入居の際、できれば持ってきたかったもの」は、半数程が「なし」と答えたが、あとの多くは「タンス」「洋服タンス」と答えている。洋服タンスは、調査した33人全員が持って（持ち込んで）おらず、それに近いものとしてロッカーが2人あるのみであり、3畳という限界を示している。タンスに次いで「鏡台」の答えが多かった。一部に「ベッド」の答えがあったことは見落せない。小さな平卓とポット、ほうき、ゴミ入れは施設側から支給されている。椅子式の机やテーブルは、所有者がなかった。

次に、主要なモノの個人別所有状況を一覧にしたのが、表7-1である。施設側からの支給品は掲載していない。ここで特徴的なのは、モノの所有・持ち込み状況の男女差である。調査した33人の性別は女性27人、男性6人であったが、表に明瞭に表れているように、女性はモノが多く男性は少ない。どの種類のモノについても、そのことが言える。

2) 住み方の男女差

男女差はモノの保有状況だけでなく、壁面、床面の利用状況にも認められる。すなわち、女性は壁面を家具寄せと装飾に使い、床面は空けている傾向が強いのにに対し、男性は壁面を衣類等のつり下げ、床面をモノの“置き場”として使う傾向がある。図7-4と図7-5にその典型を示した。総じて女性の方が「生活の場」への志向と要求が強いといえよう。

3) 北寄りの生活ゾーン

一般に高齢者は、昼間は南寄りないし窓寄りで生活する傾向があるとされている。しかしここでは、図7-6にも見られるように生活が「北」側ないし奥側に寄っている。その理由としては、① 窓がむしろ東向に近く、窓の外が避難通路ともなるベランダで、しかも良い眺めがさほど得られるわけではない。従って、日光・眺望等の面でのメリットが窓側に少ない。② 暖房具（ラジエーター）が北側に設置されており、またやぐらこたつ等の自前の暖房具が禁止されていることもあって、ラジエーター近くで生活する傾向にな

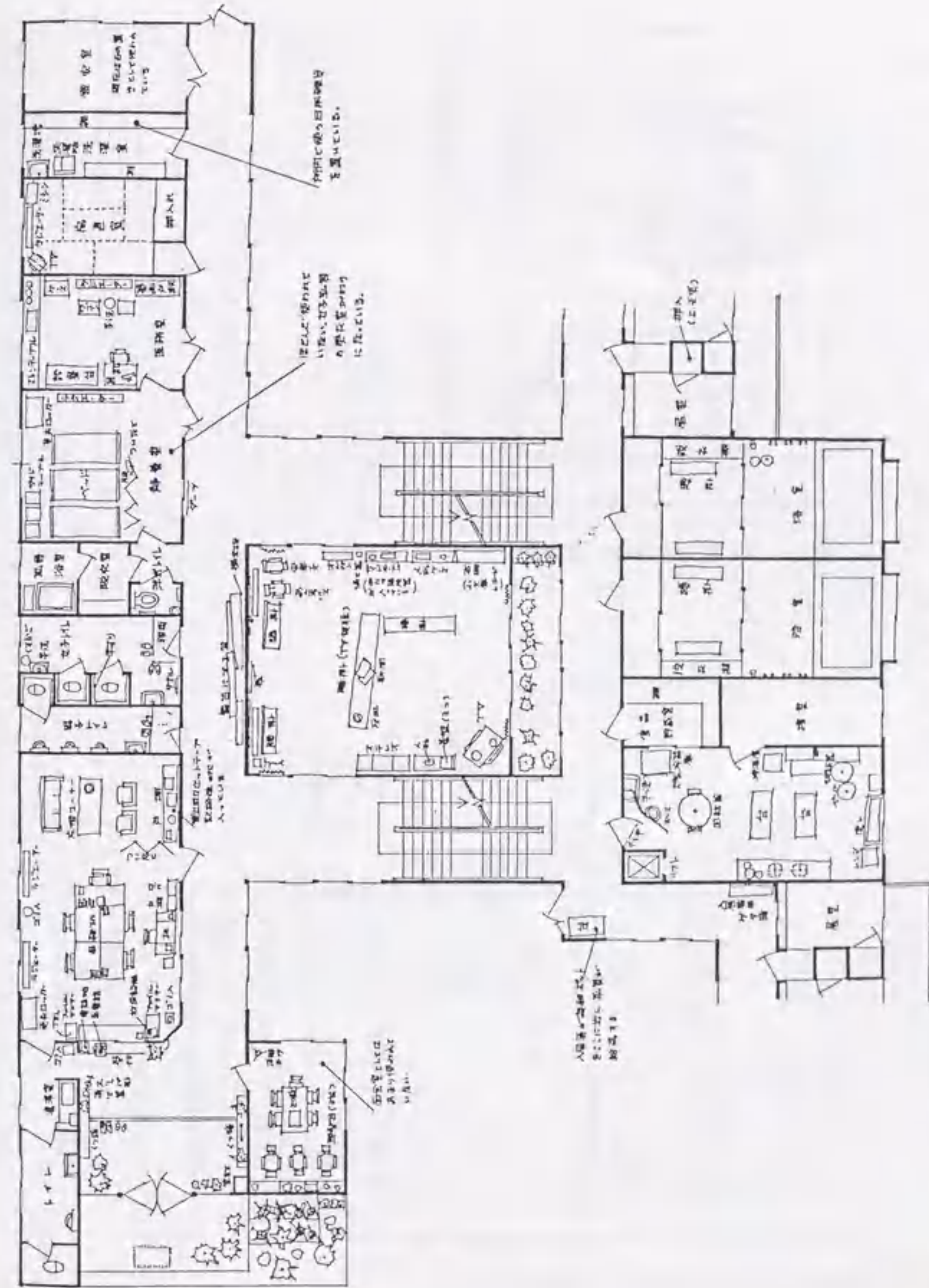


図7-1 ゆたか荘の管理部分とコモン・スペースの使い方

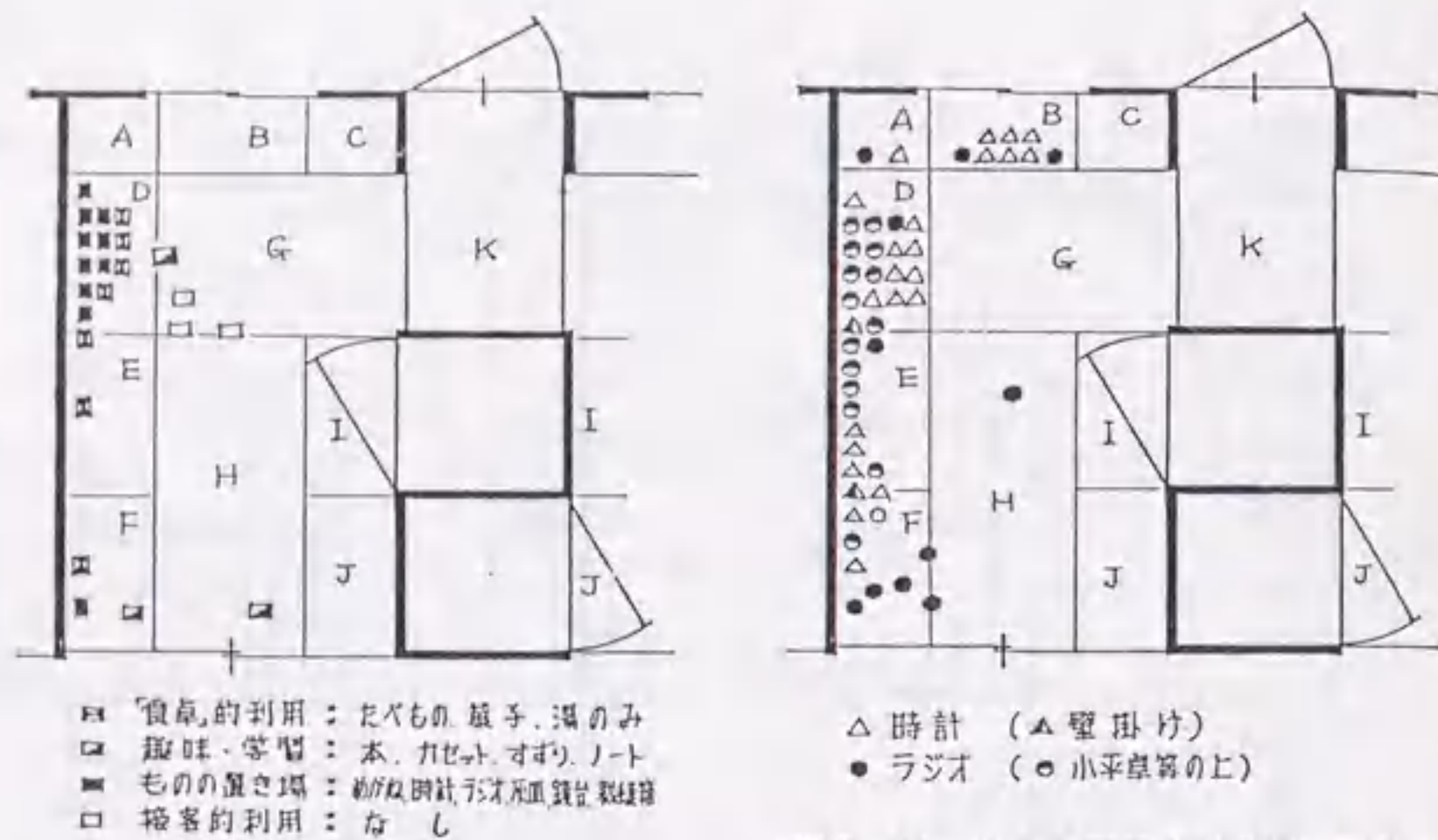


図7-10 ものの配置と住み方—小平卓の位置と利用—

図7-11 ものの配置と住み方—時計・ラジオ

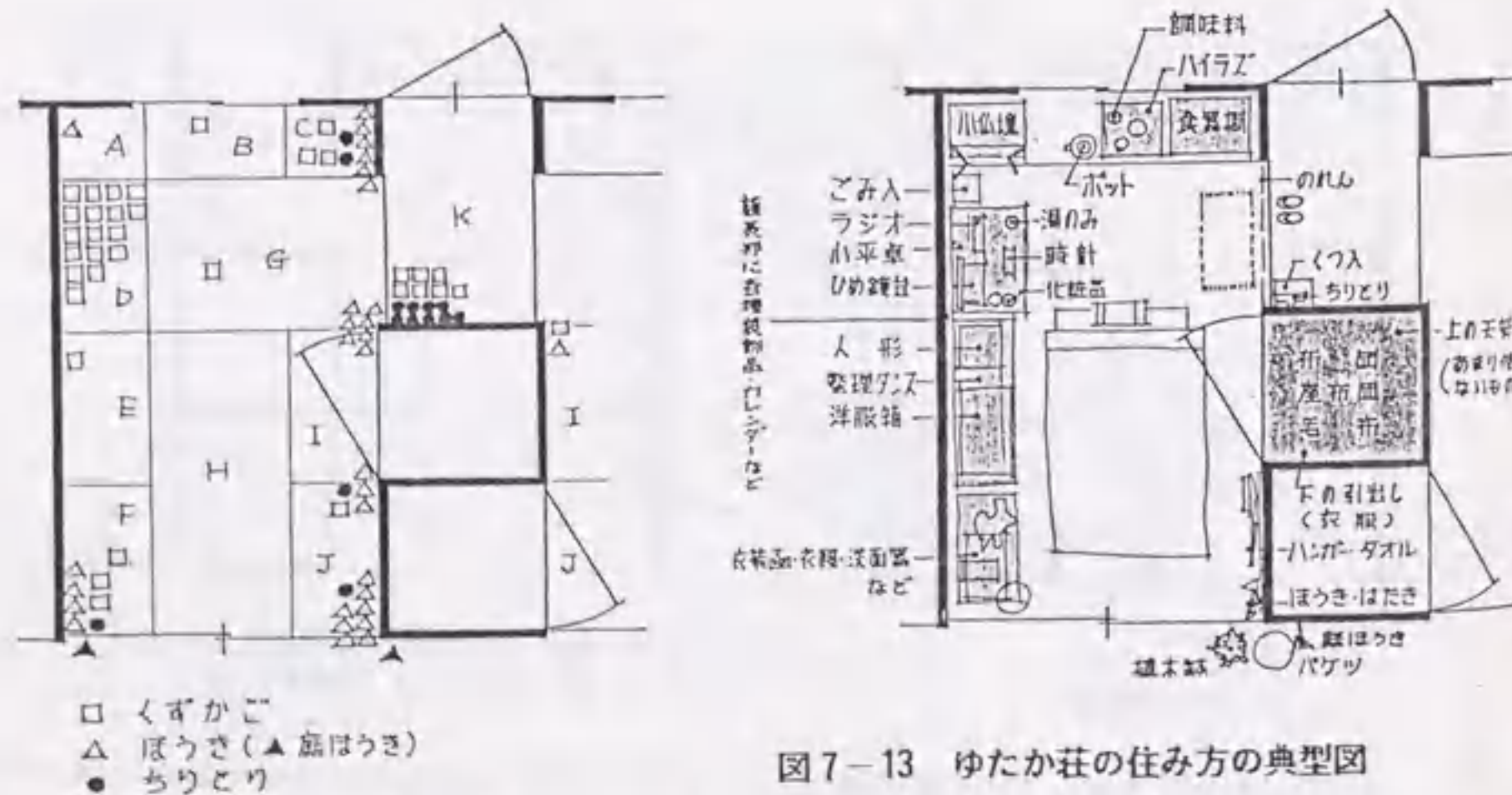


図7-12 ものの配置と住み方—清掃用具—

図7-13 ゆたか荘の住み方の典型図

る。事実、調査時期が真冬であったこともあって、調査した人のうちの数人は、ラジエーターのすぐ前で一時にはラジエーターを抱えるように一生活していた。③ 体操などの日課や集会室でのテレビ視聴、あるいは三度の食事など、日常生活の多くの部分が廊下側から出ていった所で行われることが多く、それとの関係で廊下側に室内生活が引き寄せられていることが考えられる。これらのことから、高齢者は窓寄りの生活を好むかもしれないが、条件によってはそうではないところで生活のバランスが成立してしまうことがあることを、この事例は示している。

4) 家具の配置パターン

各居室の固定的な家具の配置が、多くが図7-6のパターンに近いことがこの特徴である。その理由は次のことにある。① 基本的には、配置のバラエティを許す居室の広さがないこと。② 整理タンスを置くことの出来る場所が、コンセントの位置との関係で規定されており(図7-7)、それを前提としてほかのモノの配置が決められてくる傾向がある。③ ラジエーター上の棚が小仏壇や小食器棚を置くのに適当な高さで奥行になっており、そのように利用されることが多い(図7-8、図7-9)。ただし中央部は、通風や採光のためモノを置かず空けておくことが必要である。④ 就寝スペース、動線スペースのためG~Iは空けておかなければならない。

5) 小さなモノの配置

固定的家具に比べ、小さなモノの配置にはバラエティが見られる。特に清掃関係等のモノの配置はむしろ混乱しており、計画面からの対処の必要性を示している(図7-10)。踏込み部分はそのための場所として有効であると考えられるが、この場合、共有空間であることによる隣同士の互いの自己規制で、一部に一特にちりとり置き場として一使われているほかは、ほとんど使われていない。隣室の無い端の部屋では、踏込み部分に種々のモノが置かれている。

6) プライバシーと「監視」の矛盾

踏込みを隣同士が共有することは、プライバシー上の問題を引き起こす。これに対し、視線の面では、のれんや短いカーテンを踏込みと居室の境界に吊るとか、布団を敷いた時—あるいは昼寝の時—まくらの横に「まくらびょうぶ」(図7-4)を置くとかで補っている。しかしこのようなことをすると、他方では、寮母が巡回する際の「安否の確認」にあたって、確認しにくい等の不便を招来している。準個室型にして、入居者の側からはプライバシーを守るといふ、住宅的な要求が高まっていくが、寮母の側では職務上入居者を監視することが求められているという、いわば施設的な要求が継続している状態にあり、その住宅(housing)と施設(institution)の矛盾がここに現れていると見ることができ

よう。

7-3 老人アパート

(1) 分析の方法

中野区の老人アパートは当初から単身高齢者が居住することを前提として建設されたものである。ここではその中野区老人アパートの第3次調査の結果から、入居者の住み方のうち家財道具（以下「モノ」と略す）の配置の分析を通して、住戸平面の検討をする。

老人アパートの典型的な平面は図7-15に示すようなものである。すなわち、居室部分が6畳、台所部分が3畳分、押入れ1畳分、便所0.5畳分である。居室の東あるいは西は壁面（以下「壁面側」と略す）であり、その反対側は0.5間分が壁面（以下「押入れ側壁面」と略す）、残り0.5間分が押入れとなっている。このような典型平面を持つ41事例を分析の対象にした。この間取りの内、居室、台所の平面と、居室の東西の壁面を展開図にしたものをメッシュにし、そこにモノの配置をプロットしたのが図7-14から図7-18にかけてである。

プロットに際しての約束事は、つぎのとおりにした。

- ・押入れが反対側（左側）にある場合は、裏返しにして、右側にあるものとしてプロットした。
- ・そとに出ていて目につくモノを採取した。モノの中心点が該当するメッシュにプロットした。同じモノが2個以上ある場合には、主に使われていると思われる方を採用した。
- ・壁ぎわの上の方に置いてあるモノ、壁面にあるモノは、壁面にプロットした。

図に示し、検討の対象にしたのは、保有率が50%以上になったものである。

(2) 分析結果

1) 衣生活関係

たんすは壁面側が多く利用されており、特に窓側に集中している。台所側は食器棚などがあることが多い。押入れ側壁面の台所寄りも少し利用されている。ハンガーに衣類を掛けて壁面に釣るのは男性に多く見られるが、これは押入れ側壁面に集中している。押入れ側壁面は、これ以外には釣り飾りやカレンダー・ポスターにしかまとまった利用が見られず、額長押などを使ってモノを釣りさげることに多く使われている。

衣装函や衣装箱の類は、壁面側窓寄りの床上とたんすの上、および押入れ側壁面の床上に多く見られる。鏡台や鏡は壁面側の若干台所寄りに見られる。

2) 食生活関係

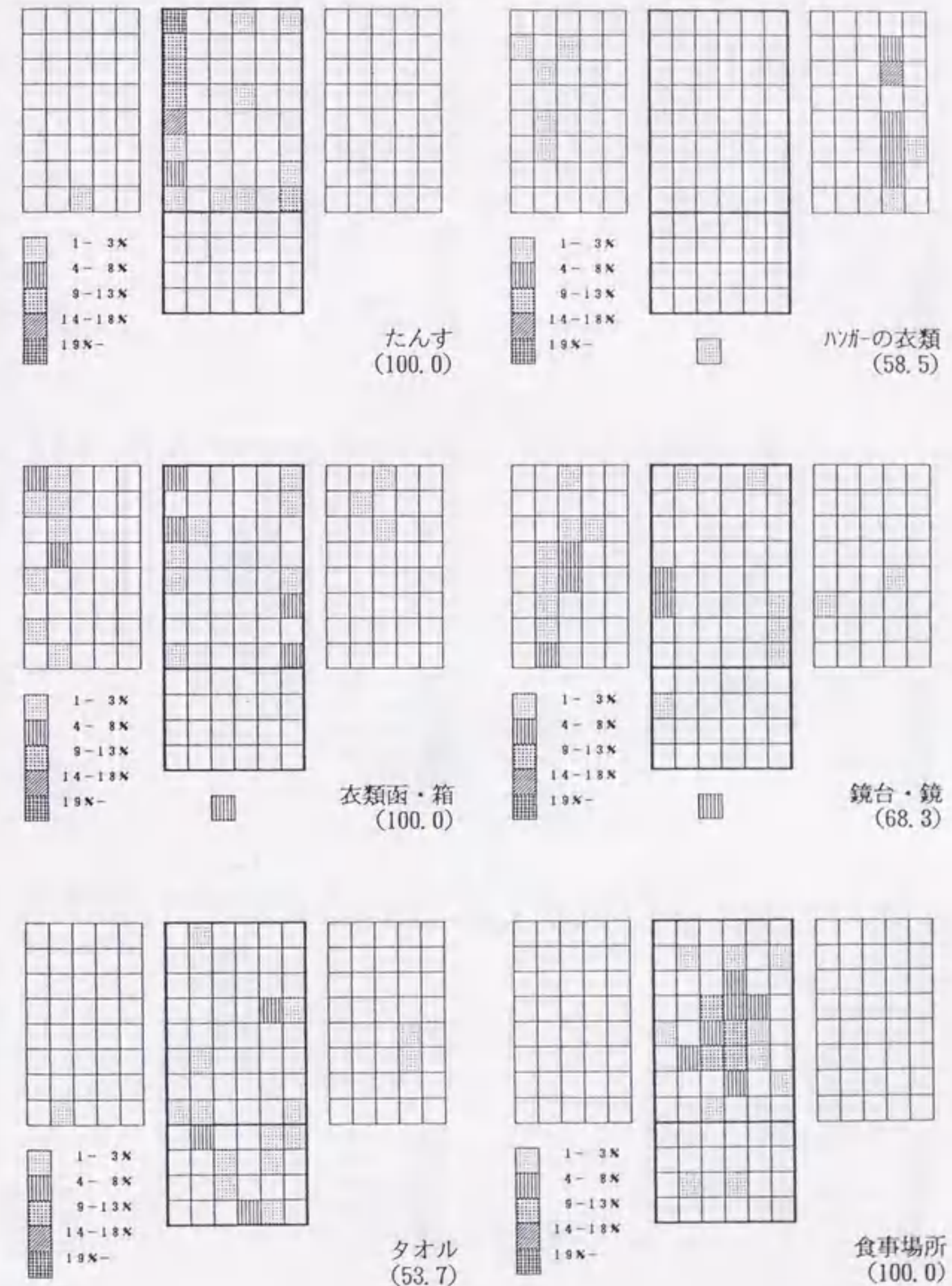


図7-14 老人アパート家財道具配置状況-1-

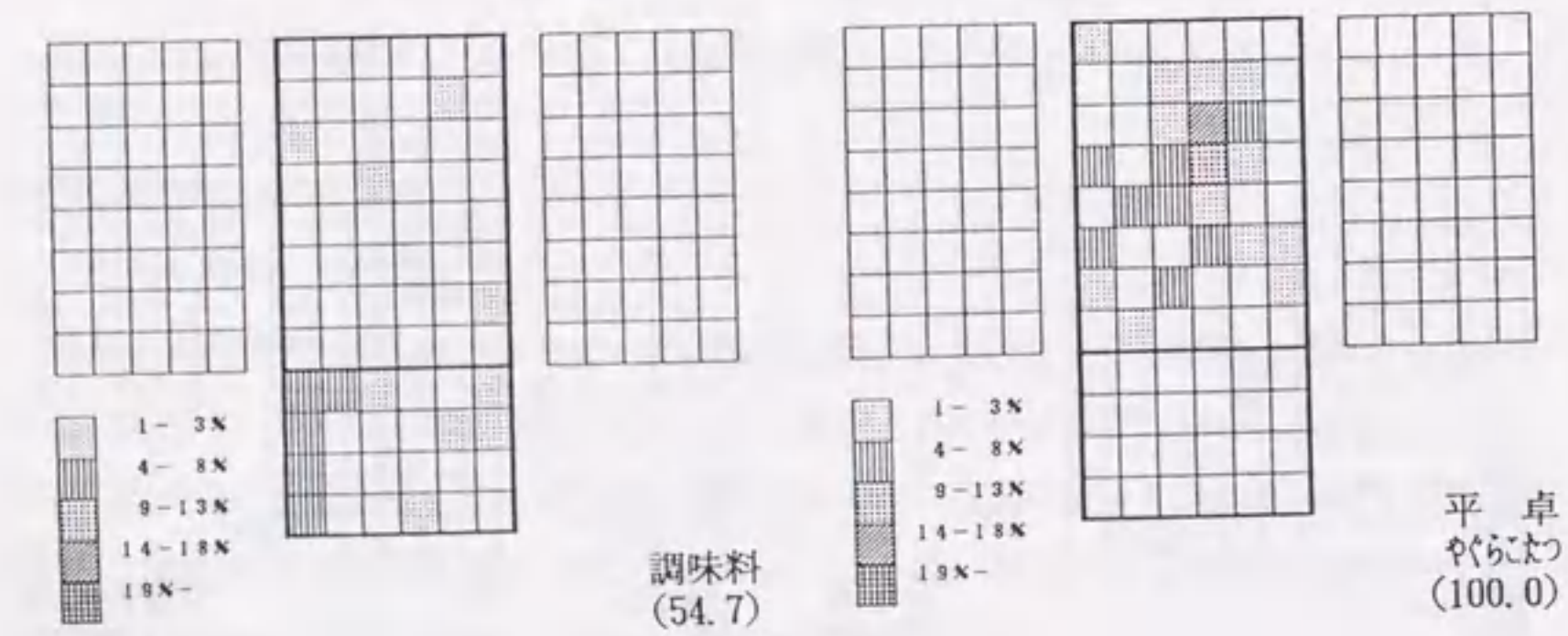
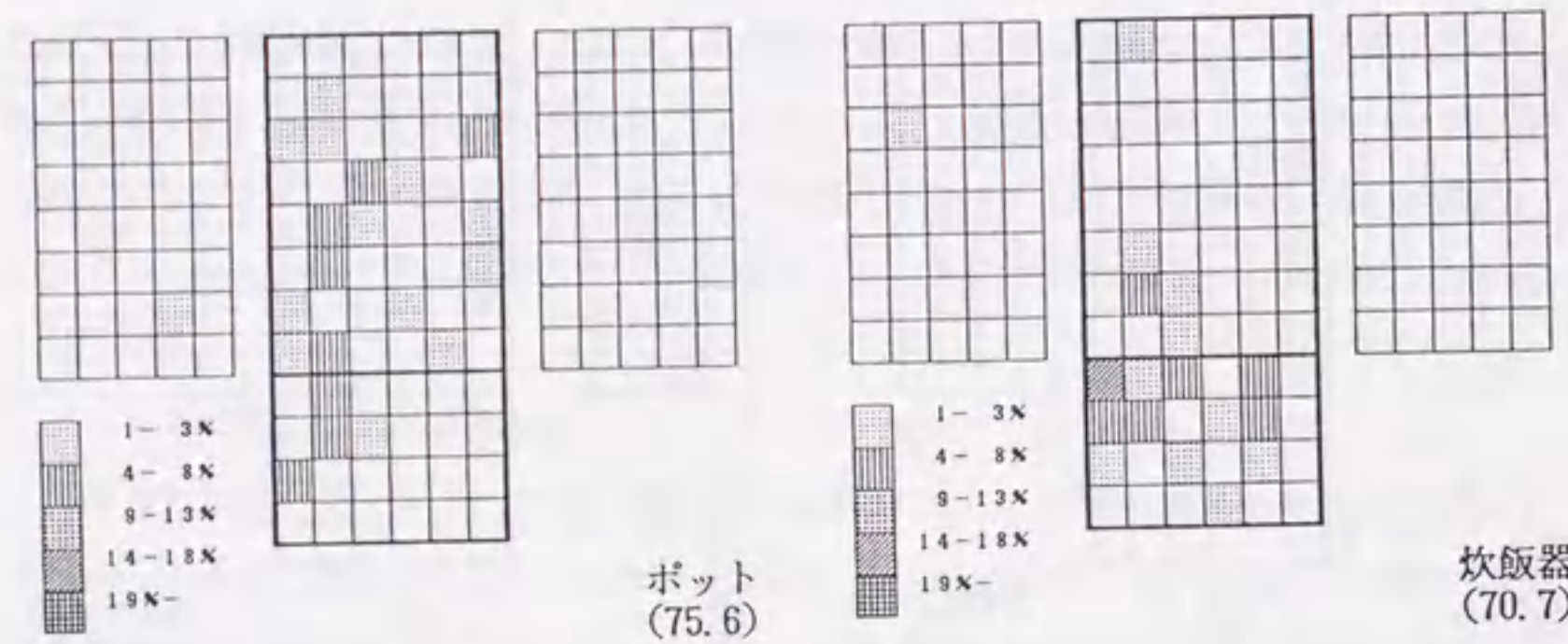
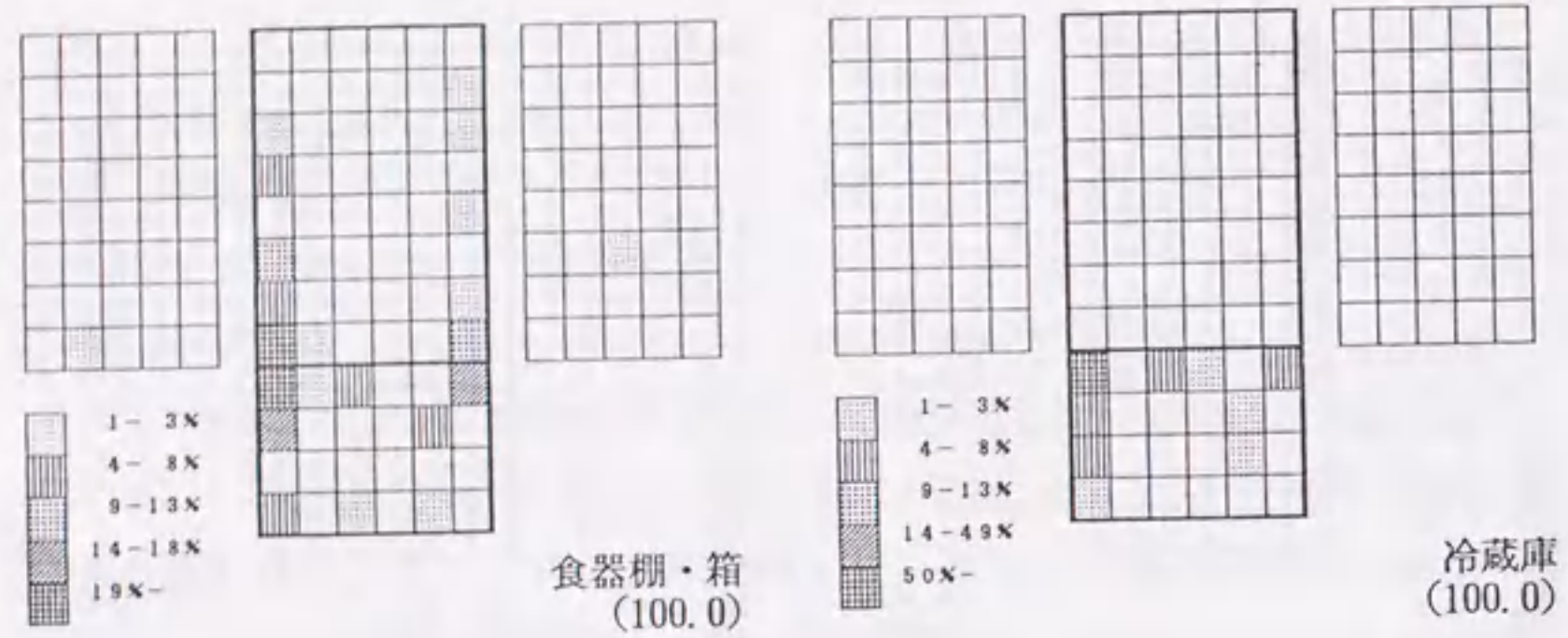


図7-15 老人アパート家財道具配置状況-2-

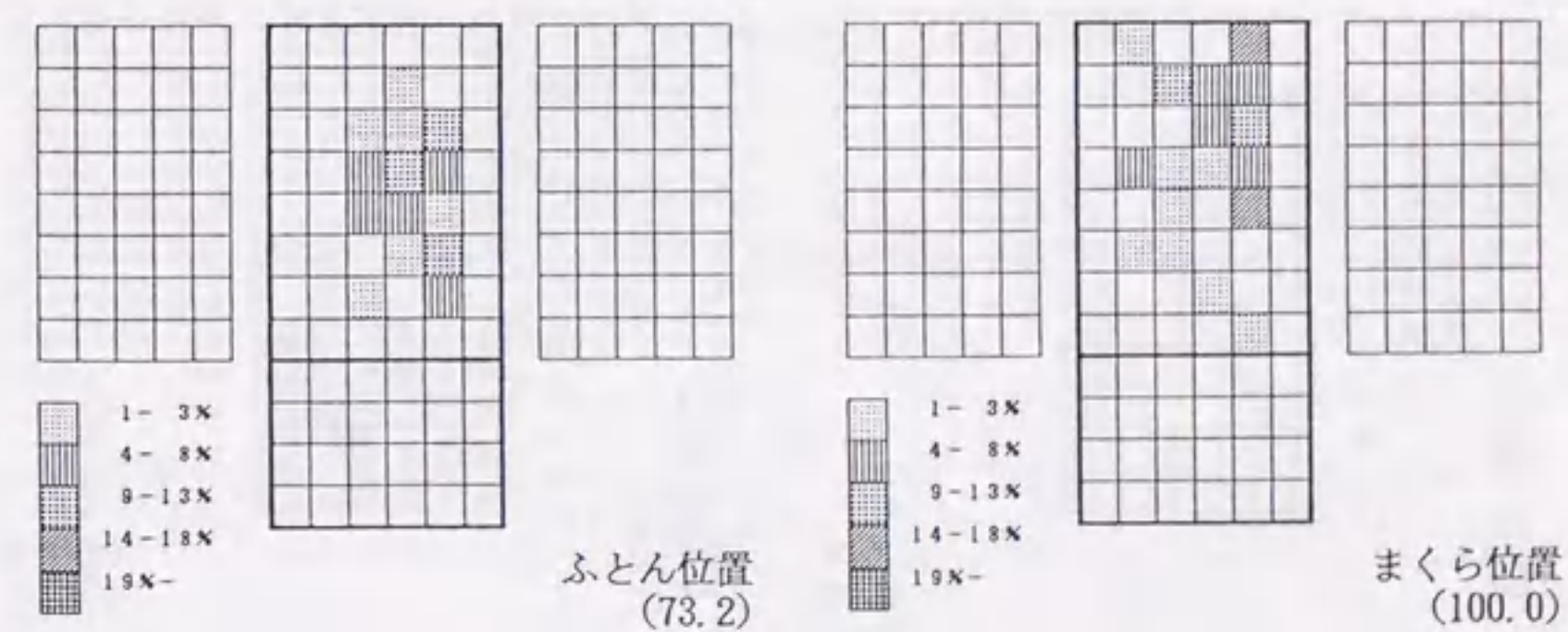
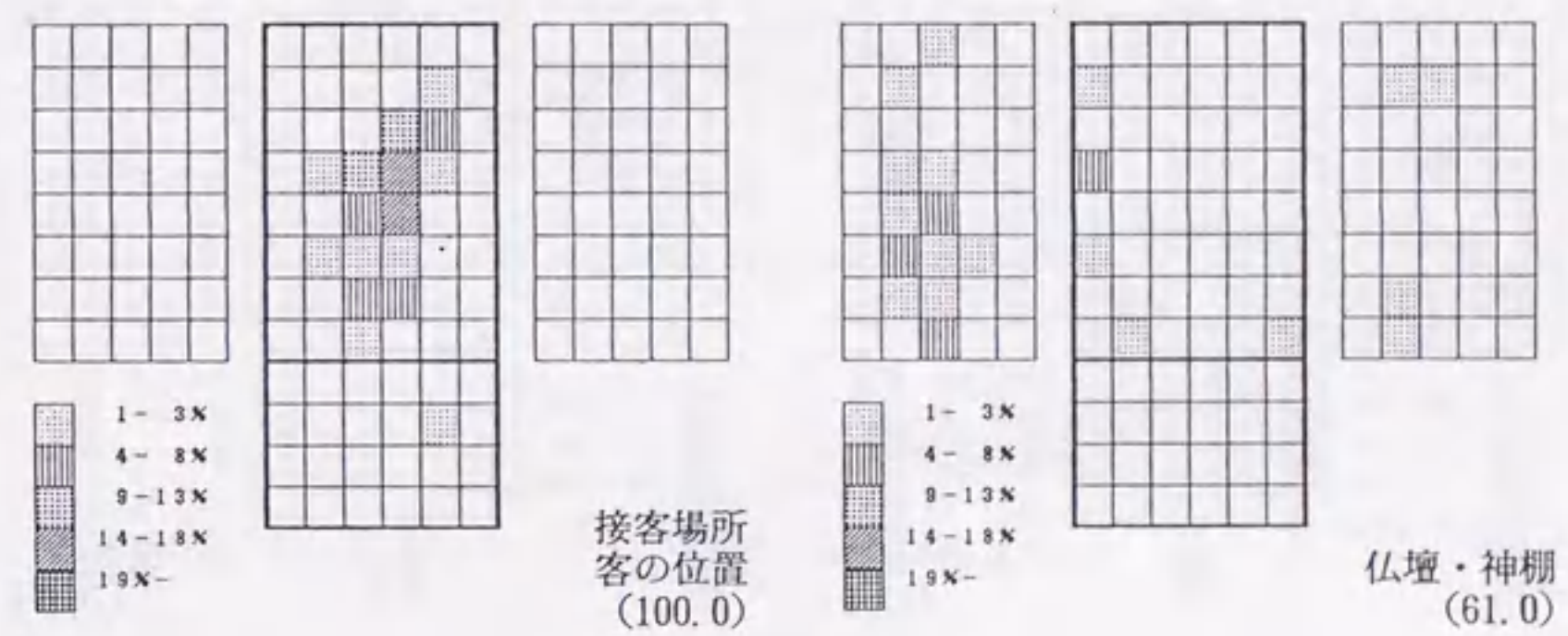
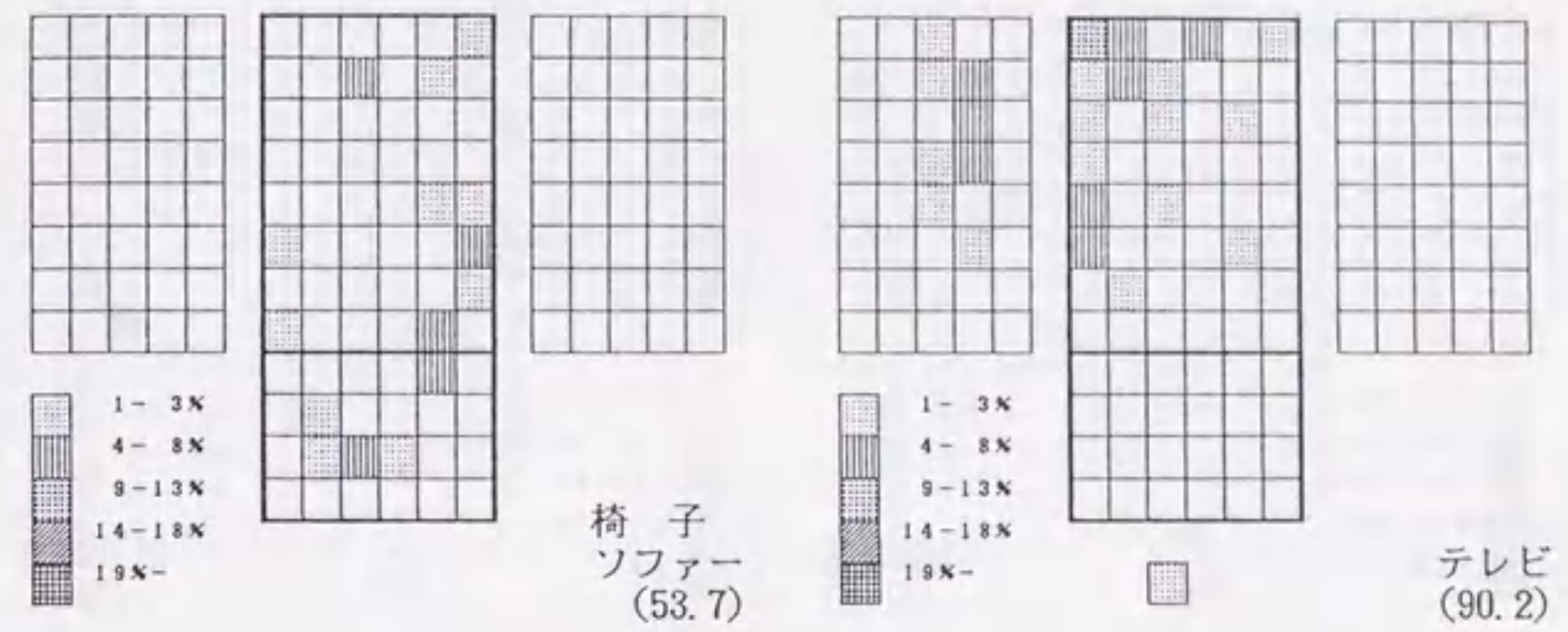


図7-16 老人アパート家財道具配置状況-3-

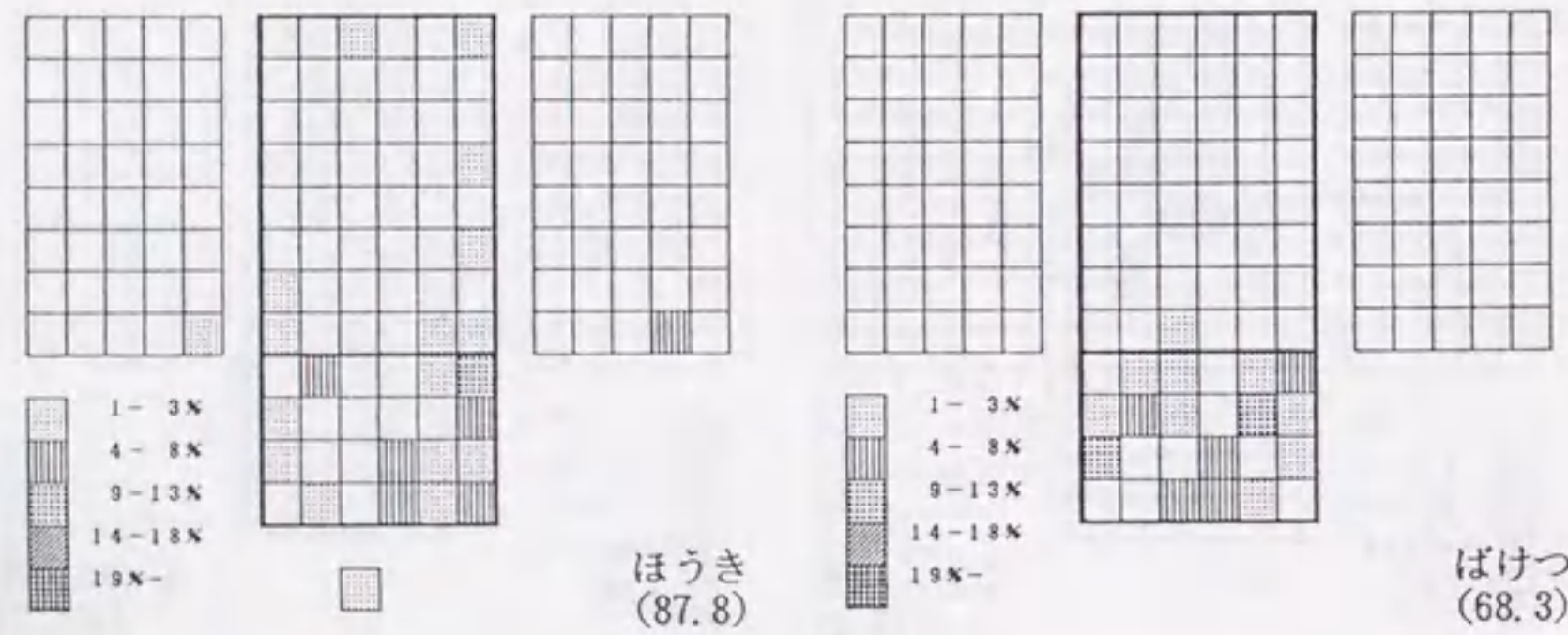
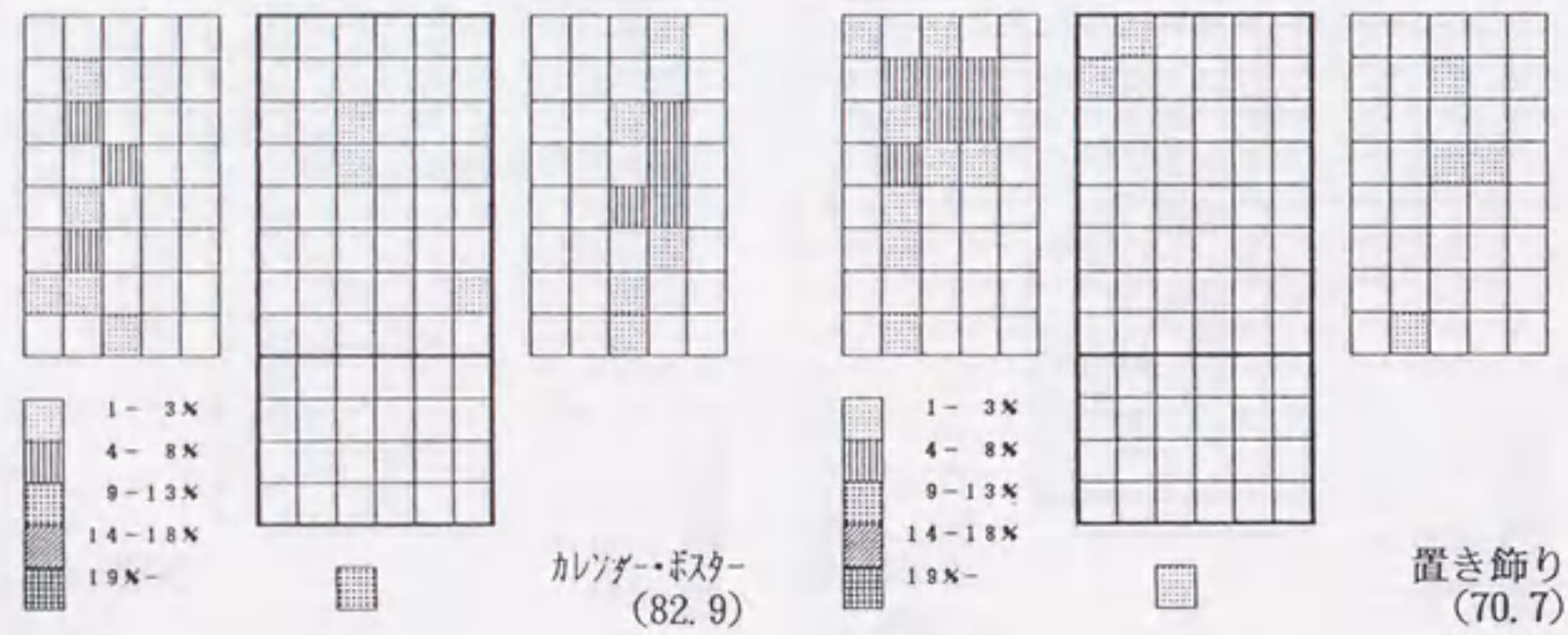
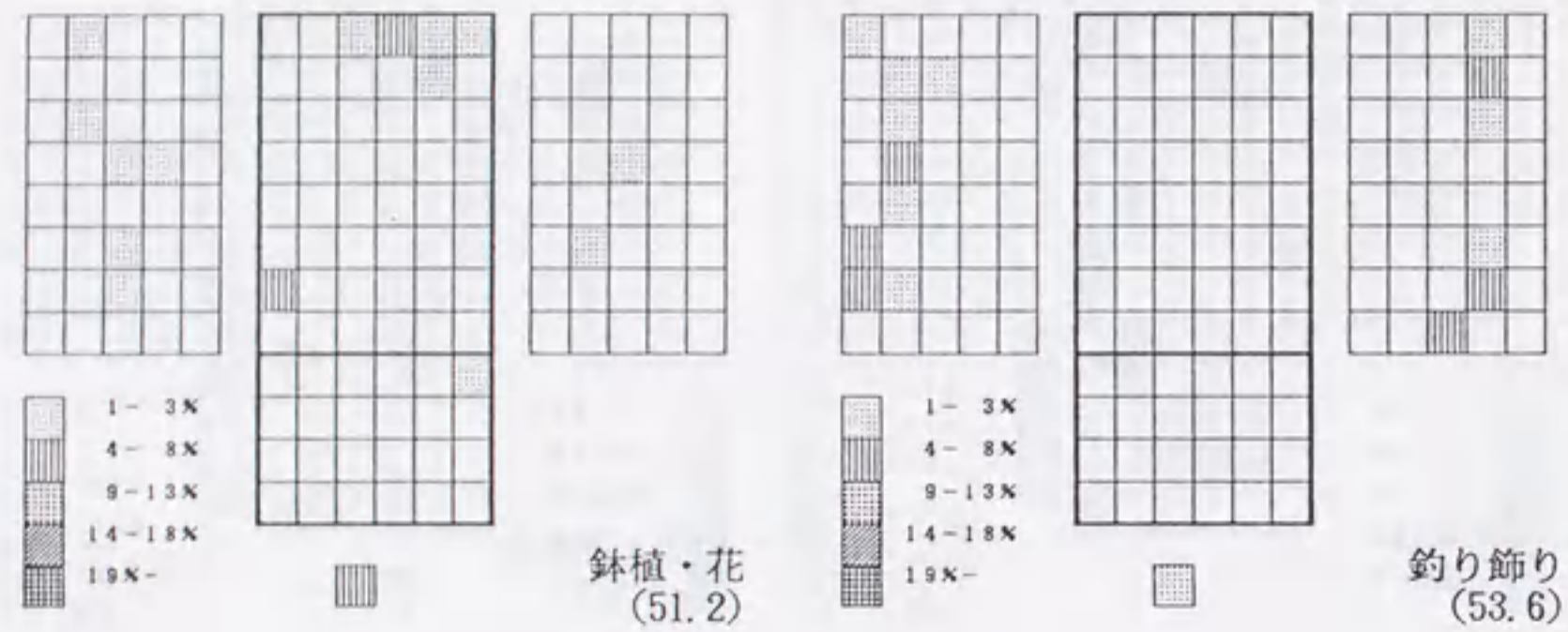


図7-17 老人アパート家財道具配置状況-4-

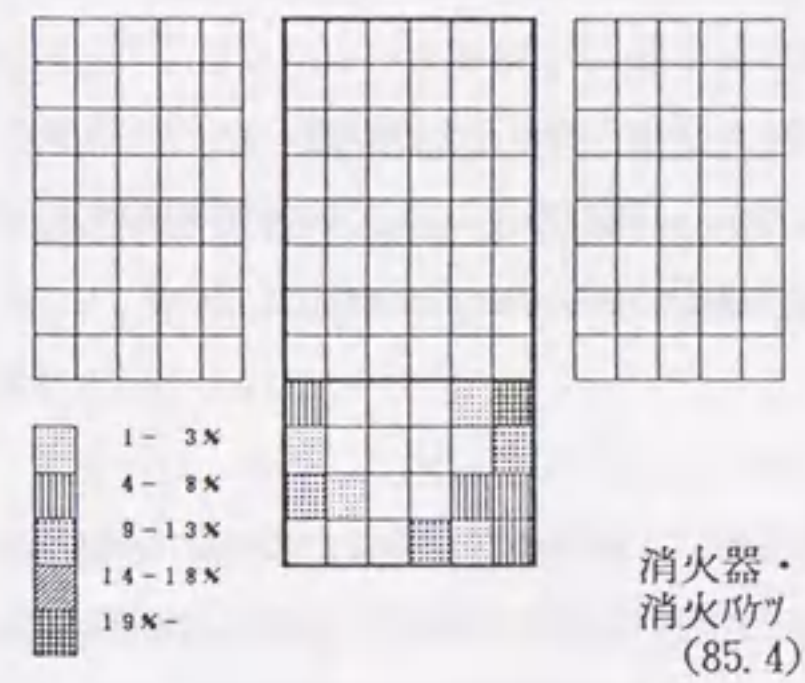
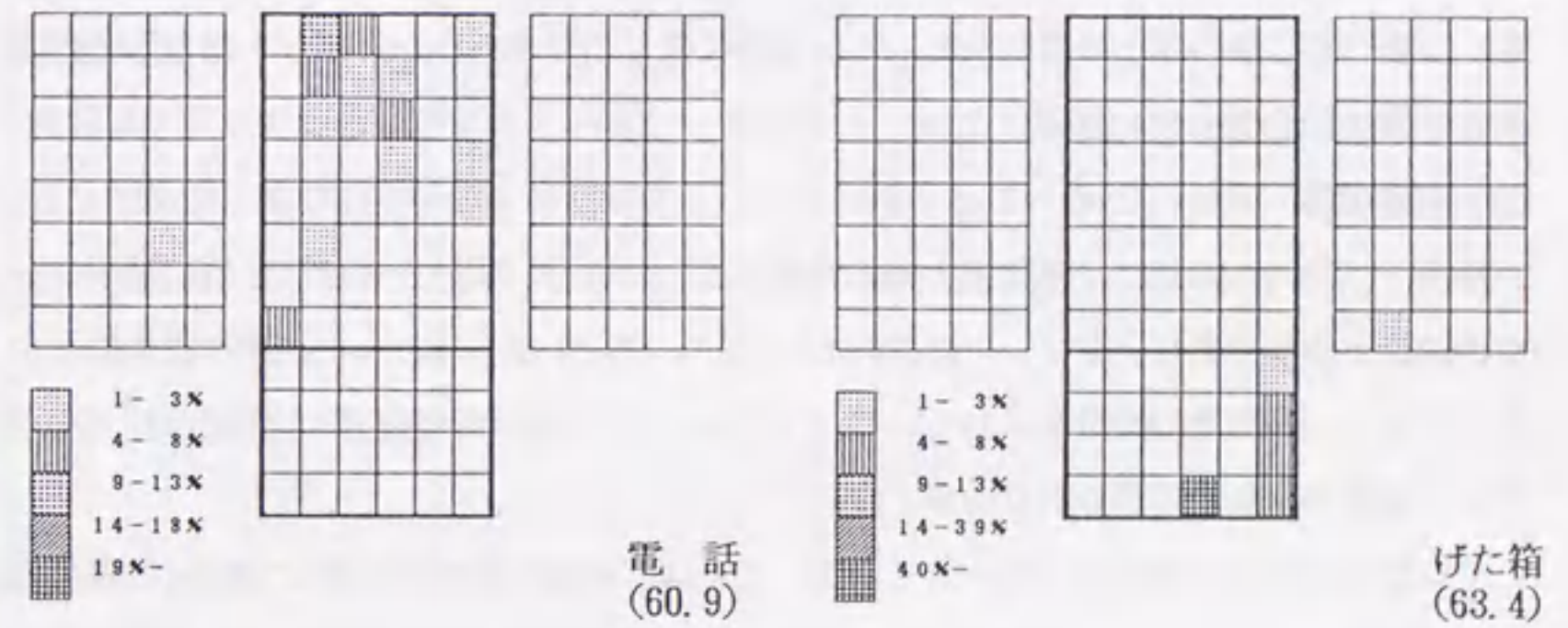
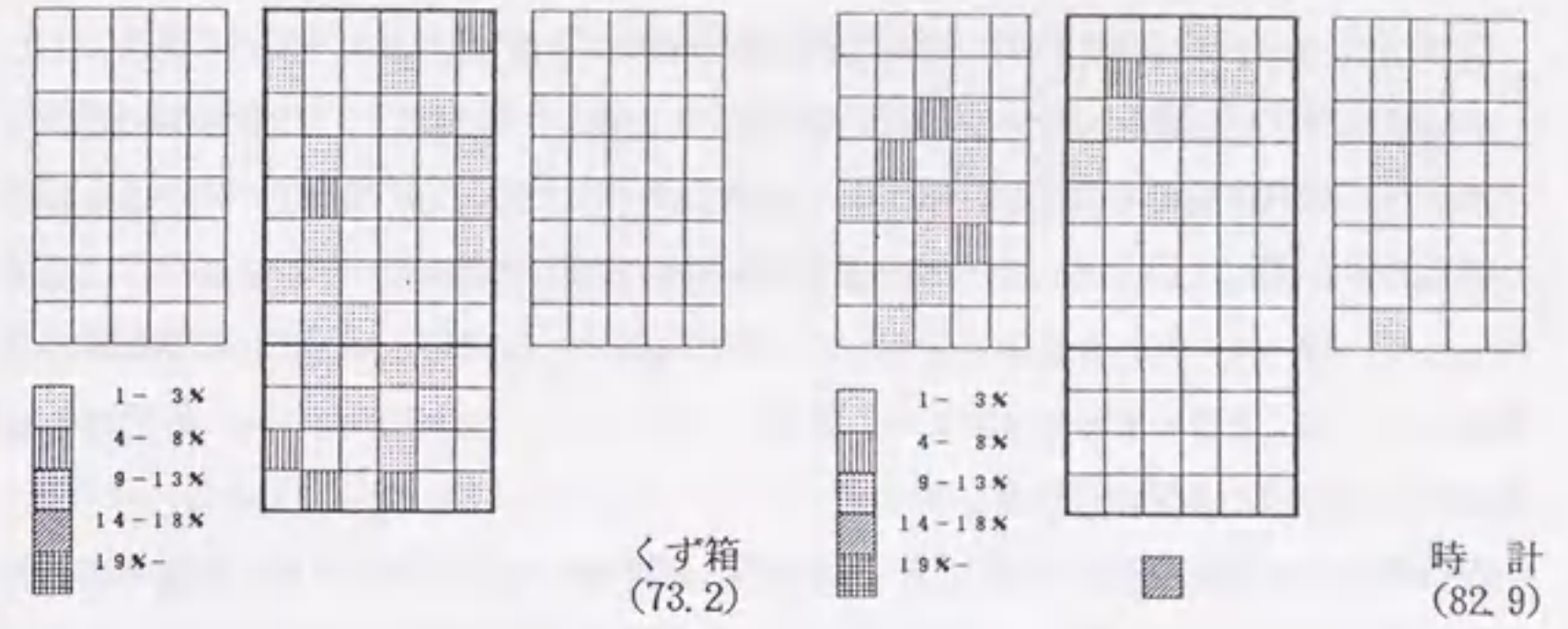


図7-18 老人アパート家財道具配置状況-5-

食事場所(図7-14右下)はほとんどが居室であり、台所は少ない。平卓・やぐらごたつの場所(図7-15右下)やテレビの位置(図7-16右上)を見ると、食事場所・食卓・テレビの関係が密接であることが分かる。米国においては単身高齢者の間でテレビを見ながらの食事が広範に見られ、そのために折り畳み式の簡易な足の付いたお盆がテレビ視聴用として、TV tray という通称で売られているという¹⁾。わが国においても単身高齢者の生活にテレビは定着しており(表2-1参照)、やぐらごたつなどがTV tray の役割をも果たしている、ということであろう。

食器棚などの食器の収納具は、台所と居室の台所寄りの両方に見られる。冷蔵庫はすべて台所に置かれており、居室には見られない。炊飯器はおもに台所である。複数人数の世帯ならば居室に炊飯器を持ち込むケースもそれなりにあると思われるが、単身高齢者の場合には食べるご飯の量との関係もあって、台所に置くのであろうか。ポットはむしろ居室の方に置かれるケースが多い。

3) 姿勢家具・テレビなど

椅子、ソファの類は、半数以上の入居者が置いており、案外と多い。台所に置いているのは椅子のみであり、ソファは置いていない。台所の椅子はおもに調理作業の際に使われており、高齢者の特徴を示している。ソファは1人掛けの小さなものばかりであり、テレビを見る時などに使われている。

テレビは壁面側の窓寄りに集中している。これは、光線の加減(昼間でもテレビを見ることが多く、外の光により画面が見づらいのを特に嫌う)と、アンテナ端子の位置によるのであろう。なおテレビの位置を図にプロットする際に、テレビ台の上にある場合は床上にあるものとし、モノの上にある場合には壁面として記入した。

接客は1例を除いて居室で行われている。その1例は、食事を台所に置いたテーブルで行っており、そこで接客も行うというものであった。居室と台所の間仕切を開け放ってワンルーム的に使っているため、食事・接客の場所の狭小感は和らげられている。

仏壇、神棚は壁面側の台所寄りが多い。

4) 就寝

布団を敷く場所は、押入れの前が多い。その部分には出来るかぎりほかのモノを置かないようにしているようである。また地震に備えて、家具が倒れてきそうな所には布団を敷かないようにしている高齢者もいる。枕の位置は布団より窓側に寄った所が多い。これには、いわゆる「北枕」のことが影響しているであろう。

5) 装飾

鉢植えや花(仏壇のお花を除く)は、約半数の高齢者が置いている。窓際の床上にも多

いが、家具の上なども見られる。和紙人形などのピンナップや額飾りなどの釣り飾りは、両方の壁面の台所寄りに多く見られる。カレンダーやポスターは、同じく両方の壁面の中央あたりに多い。図7-17左中では床上にも印があるが、これは机上式のカレンダーや日めくりである。人形ケースなどの置き飾りは壁面側窓寄りに集中している。テレビの上に置くことが多いことも、このことの原因であろう。

6) 掃除

ほうきの置場は、主要には入口付近であるが、台所から居室の台所側に多く見られる。バケツは台所の床上がほとんどであるが、置き方としては収まりの悪いケースがほとんどである。くず箱は床上の全体に見られ、流し周りを除いて、どこかに集中しているという様子が見られない。しかしバケツに比して、収まりの悪さは見られない。

7) その他

時計はテレビの近くに置かれているケースが多い。電話は端子との関係で図7-18左中のような場所に集中している。げた箱は入口付近に集中している。区役所から配給されている消火器ないし消火バケツは入口付近ないしは台所の隅の部分に置かれることが多い。

7-4 炭鉱住宅・改良住宅

(1) 調査の概要

前の二つの節は主として単身高齢者を対象とした住宅と居住施設の検討であったが、本節以降の三つの節は、本来家族向けないし不特定の階層向けに建てたものに、単身高齢者が残ってしまったという事例である。

炭鉱住宅とその地域には、炭鉱の閉山ののち、従業員とその家族で地元に残った人たちが居住し続けた。しかしその後の世代交代があってからは、若い世代の多くは炭鉱住宅に残らず、地域は高齢化していった。当然の帰結として世帯規模は縮小化し、単身高齢者が多く生みだされた。

本節では、そうした炭鉱住宅における単身高齢者の居住の事例から、同じ間取りに住む旧炭鉱住宅の3つの事例と、改良住宅の4つの事例から、平面計画の面における特徴的な傾向を把握したい。その際とくに、前節の老人アパートが居室は1室であったのに対し、本節の対象は2室ないし3室あること、また改良住宅の台所は単身者が使う場合にはDKとして使える広さがあり、老人アパートとは違いがあること、に注目して考察したい。

(2) 結果と考察

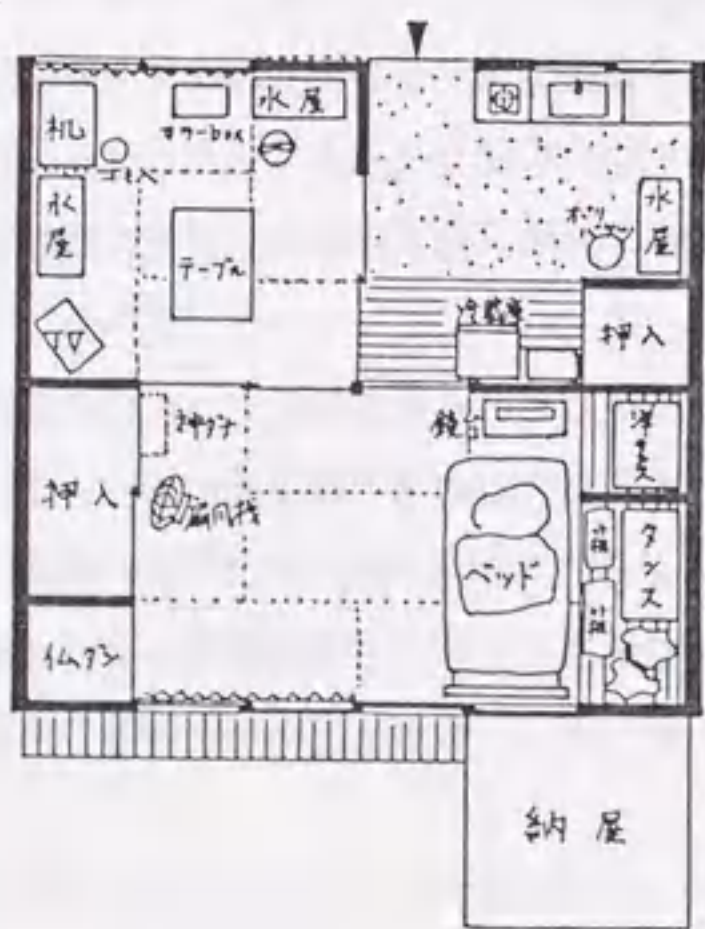
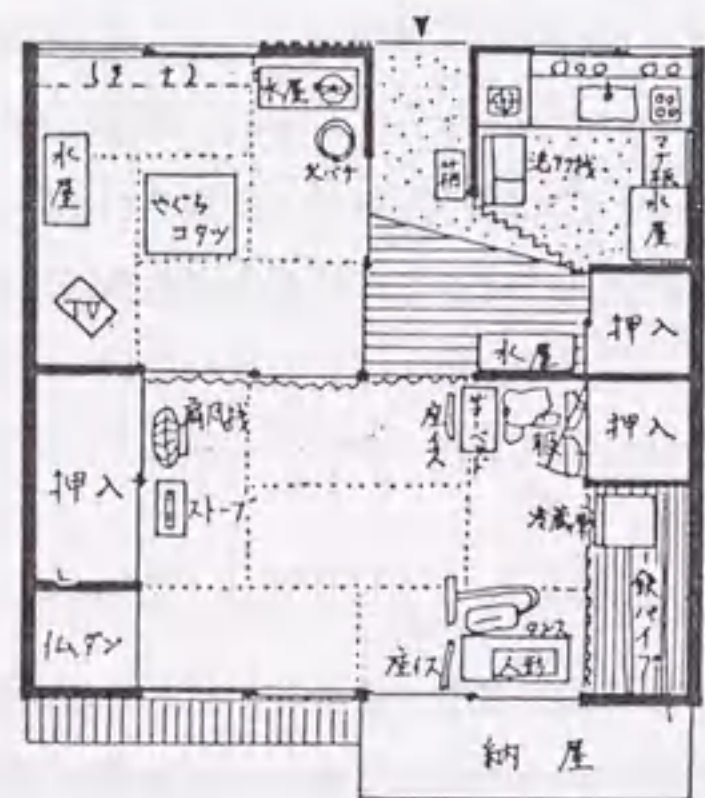


図7-19 旧炭鉱住宅における単身高齢者の住み方

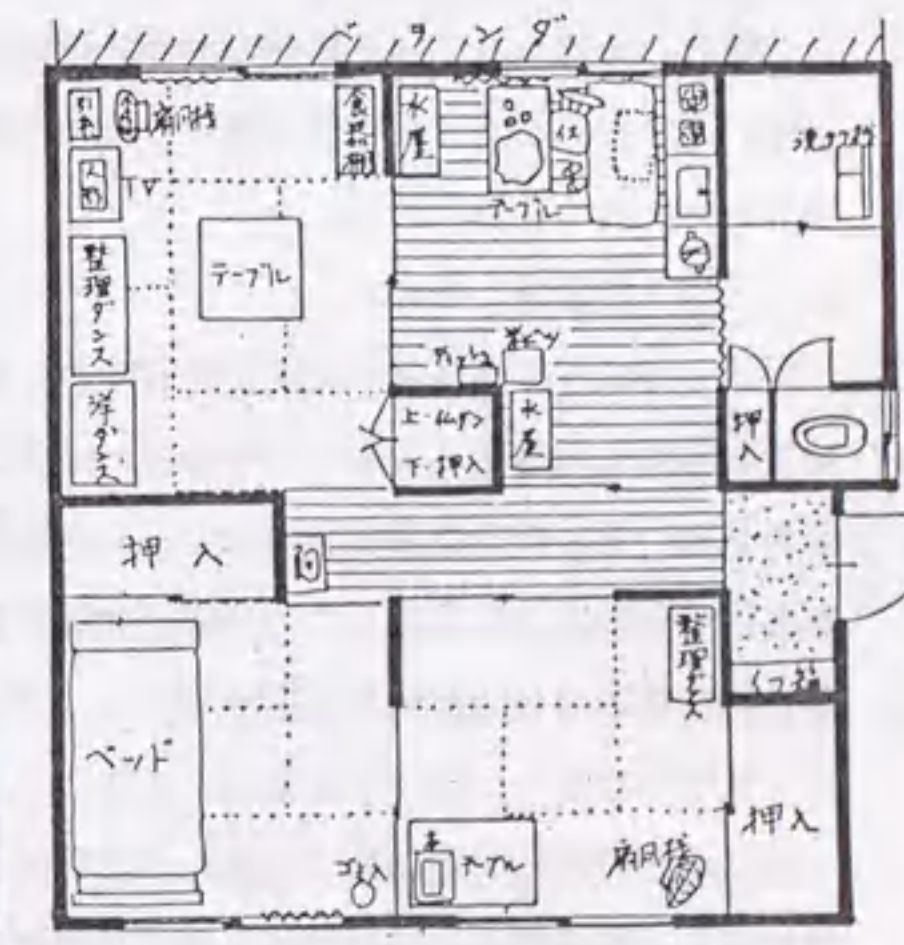
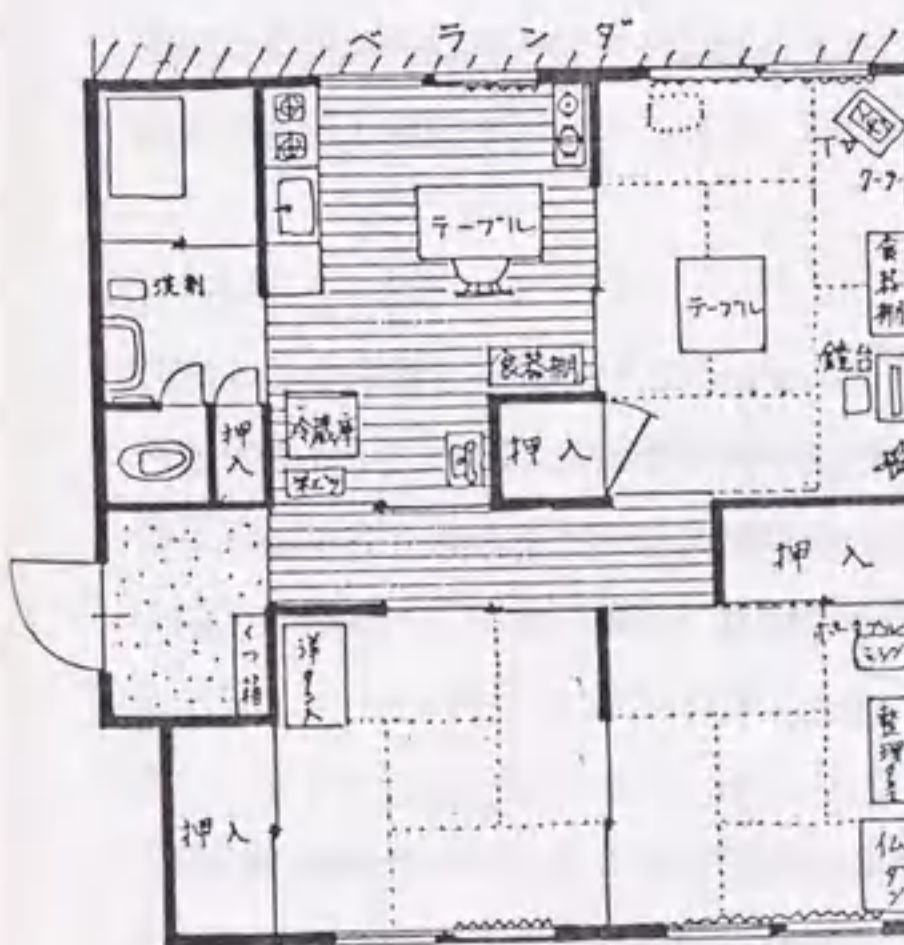
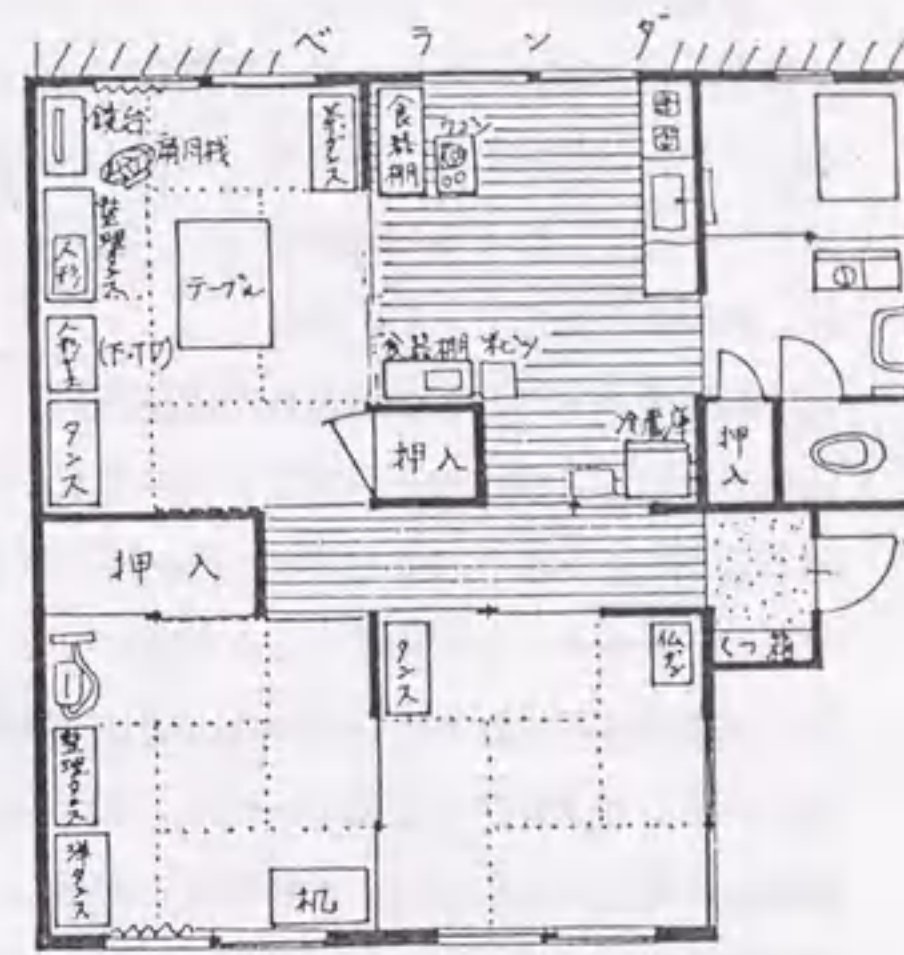
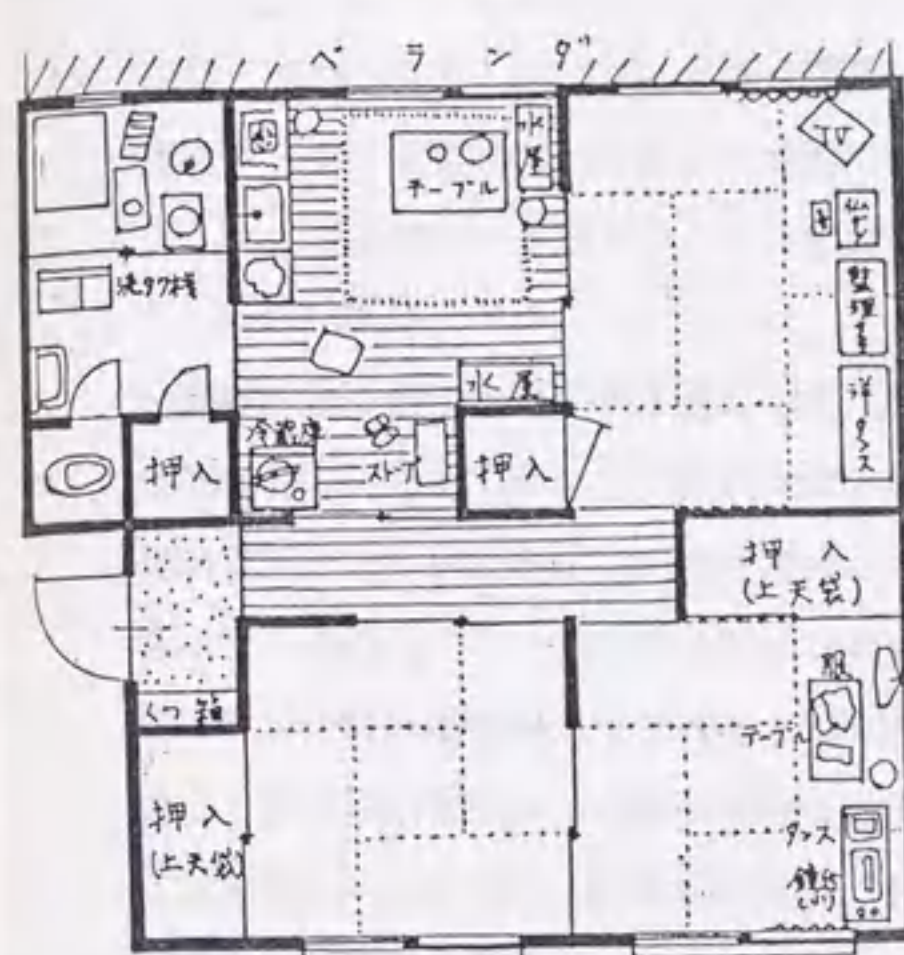


図7-20 改良住宅における単身高齢者の住み方

1) 食寝分離

図7-19と図7-20の7つの事例のすべてが、食寝分離をしている。これには押入れや台所の位置が関係しているかもしれないが、居室が複数ある場合には単身といえども食寝分離を達成しようとする傾向として、注目すべき現象であろう(図6-5参照)。

2) 食事の場所とテレビの位置

中野区老人アパートの場合には台所が3畳分、そこに食卓テーブルを置くには困難があり、そうしているのは41事例中2事例のみであった(図7-14右下)。うち1事例は前述のようにワンルームにして狭小感を補っている。炭鉱住宅は図7-19のように土間台所であり、食卓テーブルを置くことができない。改良住宅はそれに比べて、食卓テーブルを置く余裕が台所にある。この場合、図7-20のように4事例中2事例が椅子式テーブルを置き、そこで食事ができるようになっている。また1事例(図の左上)は台所にマットを敷き、平テーブルを置いて食事をしている。このことは、間取りの条件さえ許せば単身高齢者のなかには茶の間式の食事様式ばかりでなく、DK式のそれを選択する可能性、あるいは両方の様式を併用する可能性が充分にあることを示している。とくに併用が多くなるであろうことを、これらの事例は示唆している。

DK式や併用式になった場合のテレビの位置であるが、この3つの事例では居間ないし茶の間として使われている北側の部屋に置いている。これにはアンテナ端子の位置も関係していようが、こうした室数と間取りの条件があれば、DKにテレビを持ち込む可能性は少ないであろうと思われる。

3) 「第3の居室」の用途

図7-20に示す改良住宅には、居間ないし茶の間に使われている居室と寝室として使われている居室以外に、もう一つの居室がある。それは4事例とも玄関脇の4.5畳の部屋が該当している。この改良住宅は新しく、入居者も入居後間もないためであろうが、この居室が何らかの用途に定着している様子は窺えず、1事例が「仏間」的な、1事例が「書斎」的な用途の萌芽が見える程度である。

4) 仏壇の位置

ゆたか荘では33人中19人(57.6%) (表7-1) が、中野区老人アパートでは61.0% が仏壇ないし神棚を保有していたが、この7事例では全員が仏壇を保有している。このうち炭鉱住宅の3事例はすべて6畳の居室の仏壇置き(床の間としても使える)に置いているのに対し、改良住宅では4事例がすべてパラバラで、居間の中、居間の押入れの上段、寝室、「第3の居室」となっている。

仏壇に定位置を想定するのが平面計画の上で良いことかどうかは分からないが、ゆたか

荘(図7-9)と炭鉱住宅で定位置が得られていることは、参考になる事例であろう。

7-5 民営借家

(1) 調査の概要

本節における分析の対象は福岡市東区馬出地区の民営借家に居住している生活保護受給の単身の中高齢者である。調査対象数は10戸であり、そこで住み方の採図と、住要求と不満のヒアリングを実施した。調査期間は1977年1月26日から28日にかけてと3月25日である。

対象が生活保護需給世帯であり、また地区が非戦災の旧くからの住宅地域であることもあり、調査した住宅はいずれも老朽した古いもので、いわゆるアパート形式としてしっかりしたものでもなく、9戸が設備共同、1戸は台所・便所ともに揃ってはいるが、極めて貧弱なものであった。従ってむしろ矛盾が出る場所は明確に現れているので、計画課題の抽出をしやすい面もあった。

以下、住戸平面計画上の論点が表れていると思われる事例6例をとりあげ、調査結果を考察したい。この地域は九州大学などの学生の下宿が多いこともあって、銭湯や食堂、日用品店などが充実しており、病院も多いことから、単身高齢者にとっても生活しやすい環境である。

(2) 結果と考察

① Ksさん(図7-21)

73歳、女性、甲状腺障害。北西向きの6畳1室、間借り。趣味は押し絵で、そのスペースも確保している。全体に小きれいに住んでいる。「煮炊きを台所でできず、室内でせねばならないので不便で困る」というように、台所が広いにもかかわらず、ガス台が置けるようになっていず、住み方に混乱をきたしている。夏は部屋中に西日が入り、風通しが悪く、暑くてかなわないので、隣のおばあさんの部屋へ避難すること。

便所は共同になっており、その管理問題で隣室の母子家庭と時々いさかきがあるとのこと。本調査10例中女性は3例であるが、この3例とも揃って共同便所の管理問題を不満としてあげ、逆に男性は共同便所が6例あったが、だれも管理問題を指摘しなかったのが注目される。男性はそうした仕事から自然と外れている状況があるためと思われる。

押し入れは間口が一間あるが、階段下なので実質は半分以下で、使いづらいとのこと。住み方についての考えは「先が長くはないので、高価なもの、不要なものは寄せないよう

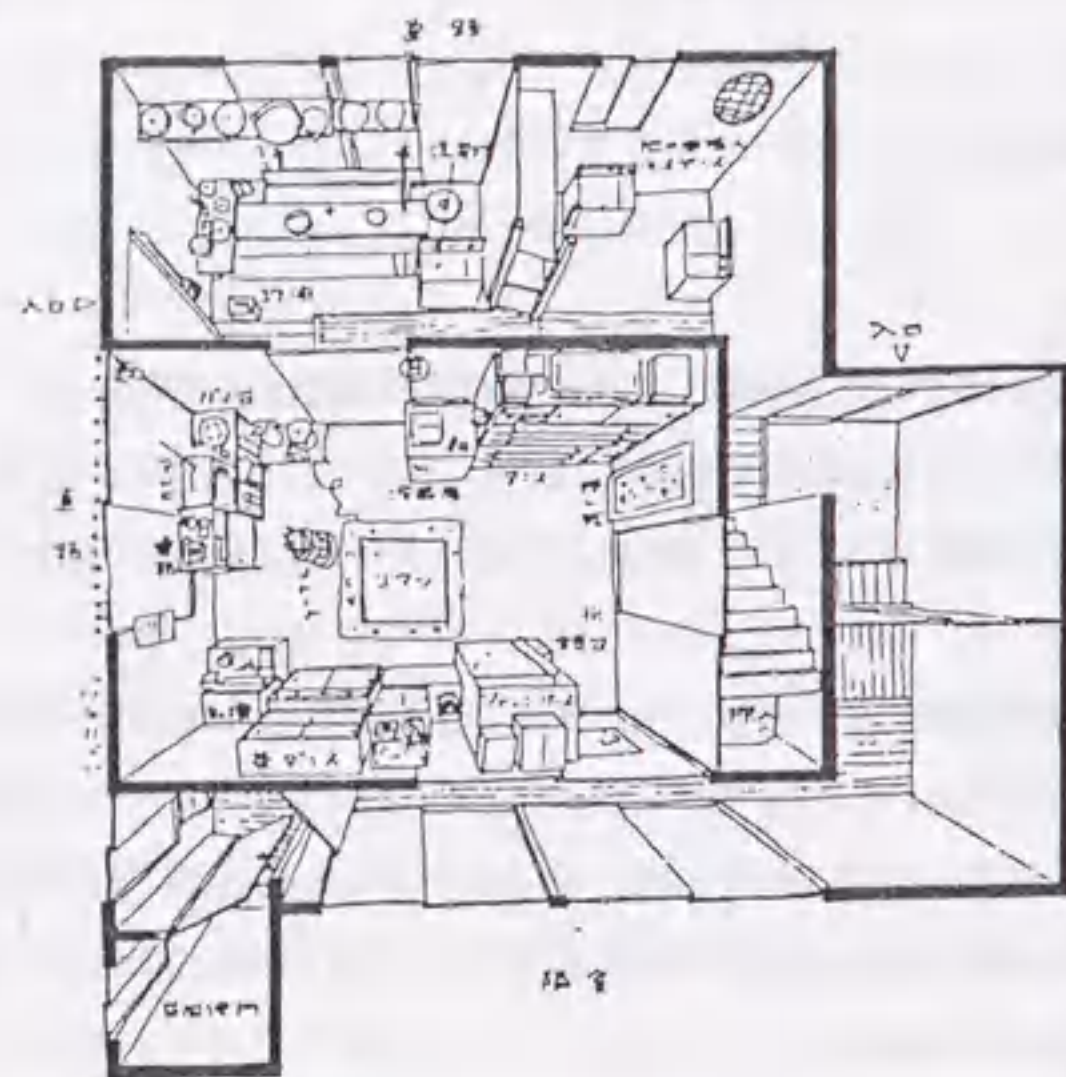


図7-21 民営借家における住み方—Ksさん

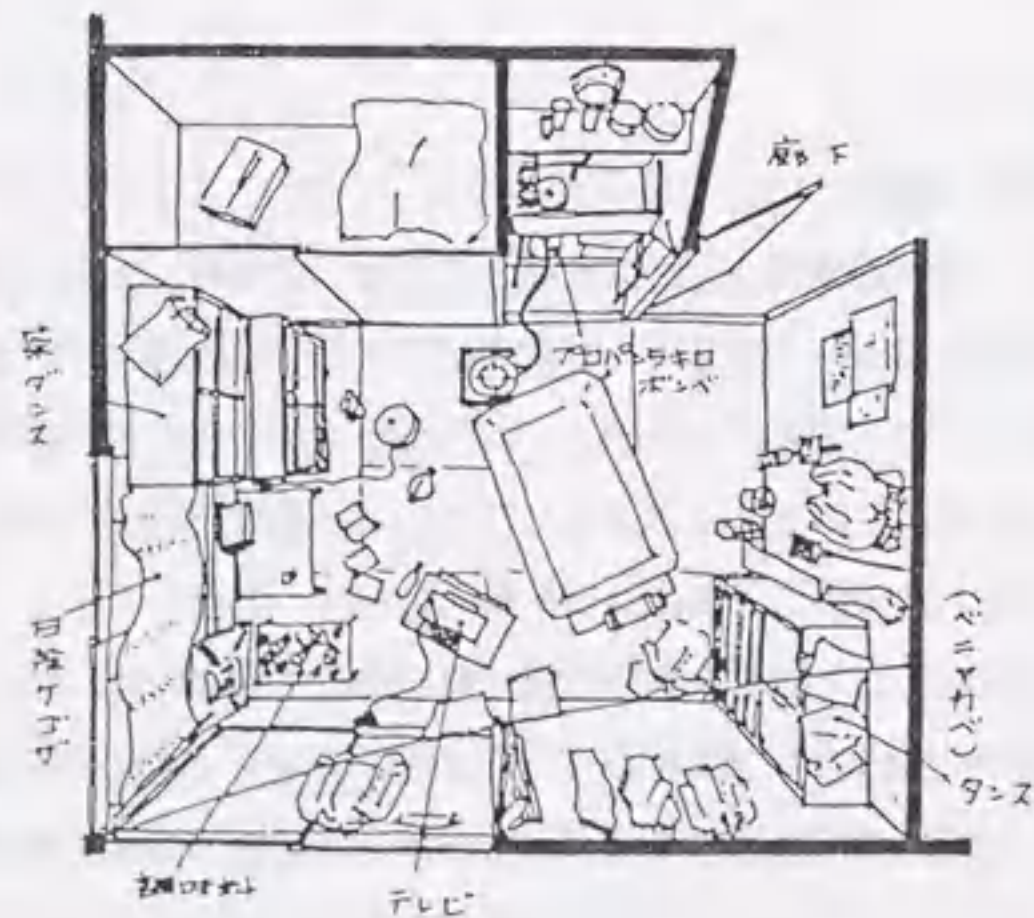


図7-22 民営借家における住み方—Msさん

にしている」ということであった。

洗濯はこのKsさんは洗濯機でしているが、調査した10例中5例 (Ms, lh, Sm, Tk, Im各氏) はたらいであった。たらいか洗濯機かには男女差や年齢差は見られないようである。このことは、単身高齢者は洗濯物が少ないのでたらいで良い、ということの意味しているのではない。事実、たらいの人は特に冬季の不便を訴えており、lhさんなどは、洗剤の入った湯や水に洗濯物を一昼夜漬けておき、落ちやすくなった所で簡単にもみ洗いするなど、できる限り冷たい水に手が触れないよう洗濯している、とのことである。たらいの5例は、その図を検討すると、自分の洗濯機を置ける場所がないのである (1例は場所がないのに洗濯機であるが、それは隣接している某事務所の洗濯機を使っているためである)。単身高齢者にとっては洗濯機とそのスペースは必須であるといえよう。

② Msさん (図7-22)

62歳、男性、心臓が悪い。このあとに続くlhさん、Smさんと同じアパートである。倉庫を改造して「アパート」にしたものである。6畳1室で2階にある。窓は南西向きで、西日除けのために窓にござを吊るしている。産業道路に窓が面しているため夜の3時頃まで騒音でやかましい。ベニヤ壁のため、ものをつるす釘を打ちつけるのに困るとのこと。室内は殺風景で雑然としている。

台所用の熱源として5キロのプロパンガスボンベが室内に置いてあり、そこからガスコンロを引いているが、「以前、操作ミスでドカンとなり、ボヤにもならなかったが、恐かった」とのこと。10キロボンベだと屋外にボンベを置かねばならず、そのほうが安全ではあるが、配管工事費や敷地の関係で、室内に置いても良い5キロボンベの方が安直である。こうしたことから5キロボンベを室内に置いている人が対象10例中4例もあった。ほかの台所用熱源は、室外置きの10キロボンベ2例、電気コンロ1例、カセットボンベ1例、石油コンロ1例、某事務所と共用の都市ガス1例である。

③ lhさん (図7-23)

64歳、男性、心臓と目が悪い、歩行困難、うでの力が弱い。前のMsさんの隣室。6畳1室、窓は北西向き。以前、団地に住んでいたが、団地は大変便利だった。「(風呂など)こんな不便な生活は生まれてはじめて」とのこと。からだが虚弱なのに2階に住んでいるので、階段の昇り降りが大変困難である。2階にある共同の便所へ行くのも困難なので、部屋の中にポータブルトイレとし瓶を置いている。洗濯機を置く場所がないので、たらいで洗っている。押入れは一段しかなく不便である。

住み方は、手近にいろいろなものを、きちっと置き、あまり動かなくても生活できるよう工夫していることがうかがえる。整理整頓もできている。

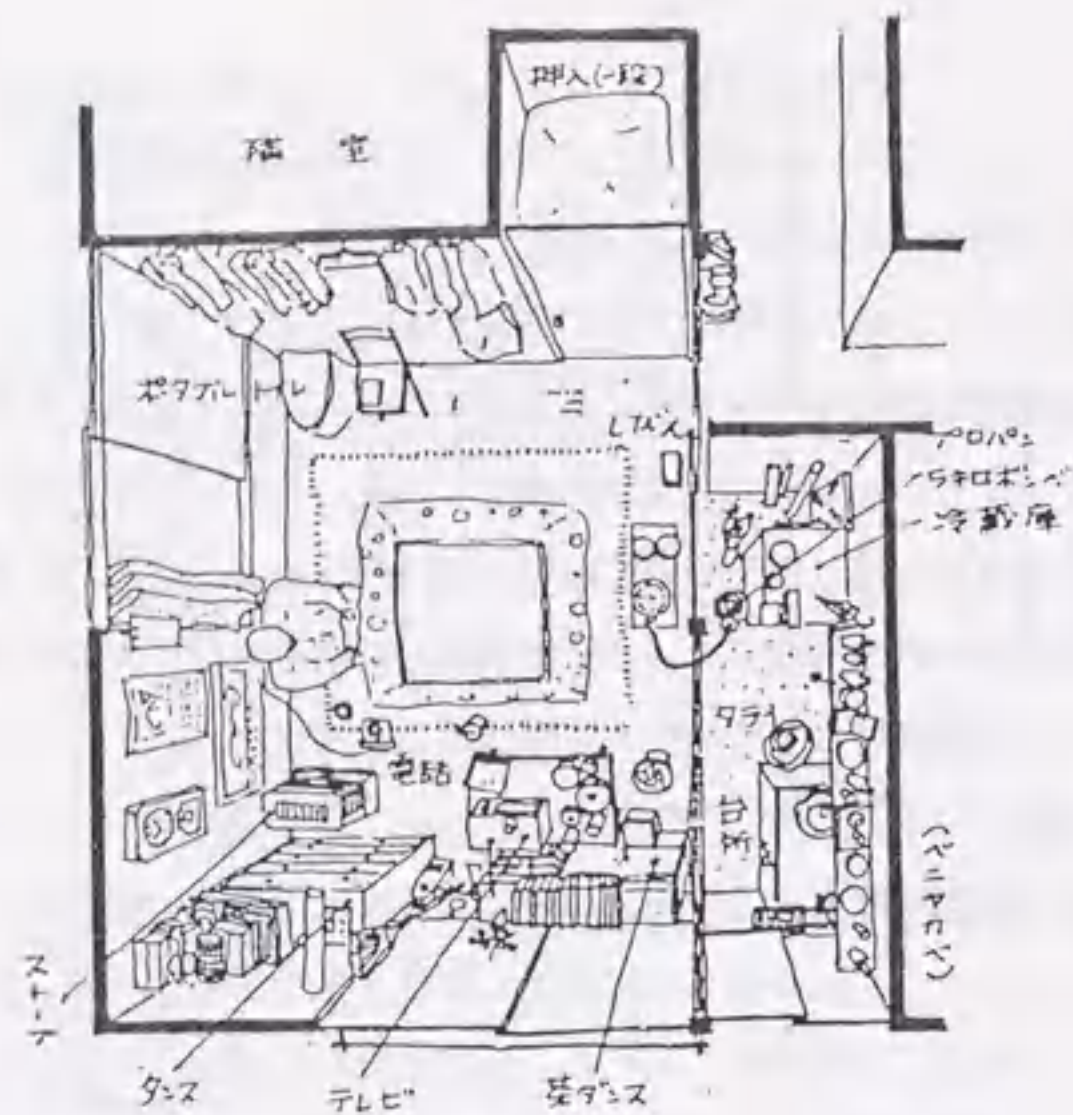


図7-23 民営借家における住み方—Ihさん

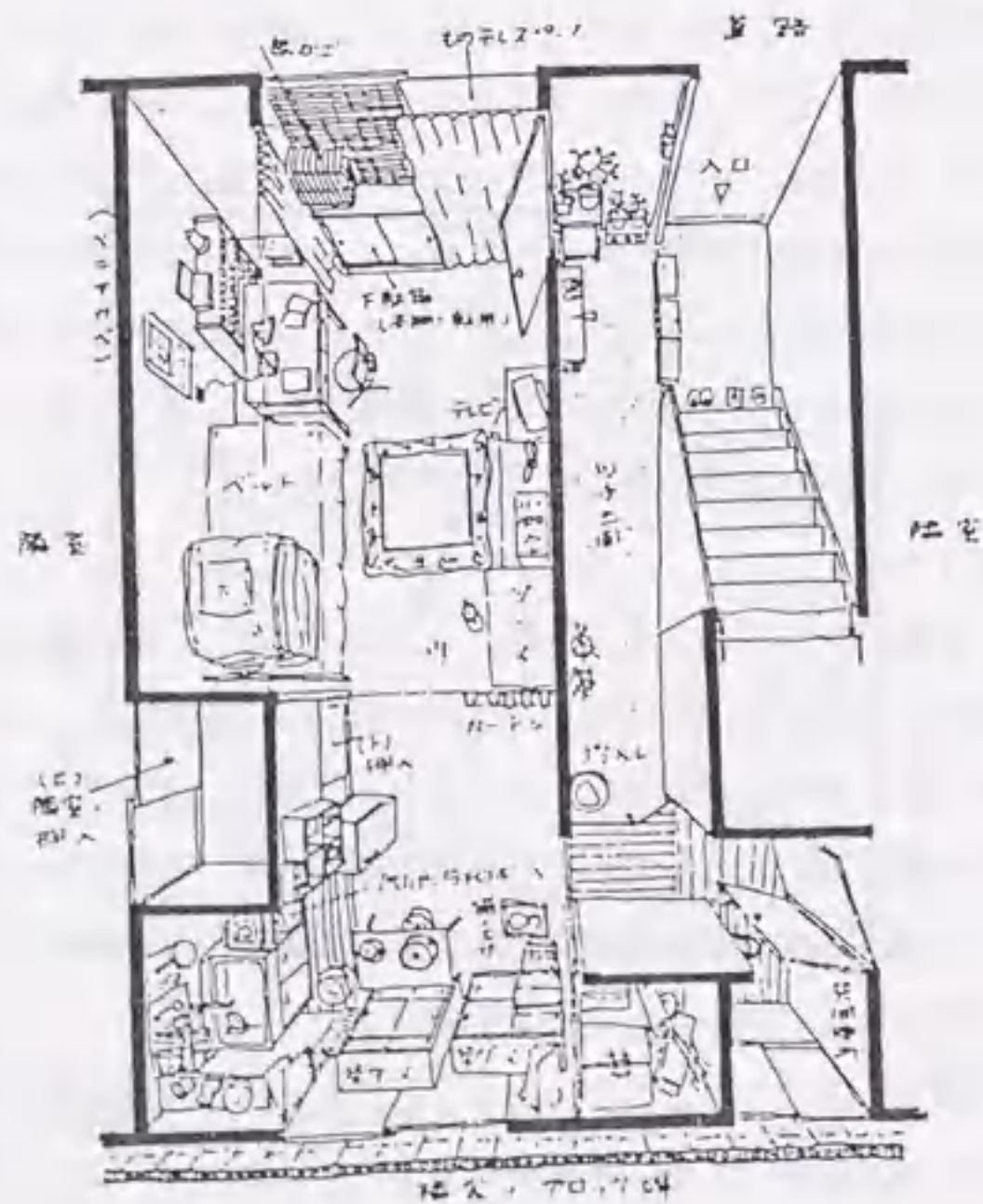


図7-24 民営借家における住み方—Tkさん

④ Tkさん(図7-24)

39歳、女性、椎間板ヘルニアを患っている。6畳と3畳の2室をワンルーム化して使っている。1階。病弱である。通院の便のため、今の所を選んでいる。病気のため、就寝はベッドにしている。夏は西日が入り大変暑く、また南側の窓が隣家のブロック壁でふさがれているので風は抜けない。女性のひとり住いのため、共同便所使用の際の不安や、泥棒などの不安を訴えている。住み方としても、図のように、物干しスペース、ベッドと机、台所など、随所にカーテンの目隠しを用意しているのが目立つ。

⑤ Isさん(図7-25)

63歳、男性、難聴、手が不自由、歩行困難。4.5畳と3畳の2室をワンルーム化して使っている。間借り、2階西向き。数年前まで鉄工関係の技師をやっており、その頃揃えたしっかりした家具がある。「今ではこんな家具はとでも買えない」とのこと。布団は敷きっぱなしだが、室内の整理整頓はしっかり行われている。

水まわり(台所・洗濯・便所)はすべて階下であり、ほかの同居者と共同で使っている。足が不自由なのに階段を昇り降りしなければならないので不便している。それもあって、煮炊きだけは2階の廊下部分に石油コンロを置き、そこで行っている。これも灯油を入れたりするのが不便で、ガスコンロにしたいとのことである。

押し入れが狭かったので、これを拡張した。布団の出し入れは、手が不自由なので大変である。階段が滑ると危ないので、すべり止め用にマットを敷き、足下が暗いので階段上の蛍光灯の取付けを自分で行った。

⑥ Imさん(図7-26)

74歳、女性、パーキンソン病。Imさんの住んでいる「アパート」は、もともとは倉庫だったのを元に、家主が大工なので、転用材などを使いながら1室ごとを継ぎ足しながら作ったものとのこと。従って「アパート」の通路は迷路のような状態になっている。「アパート」内の11戸には「ステンレス流し」が一応全戸についているが、専用便所のあるのは2戸のみであり、家主も含めて残りの9戸は1階の土間通路に面した共同便所を使っている。建築材料は柱・梁類はほとんど転用古材、壁は内側ベニヤ外側トタン、建具類も転用のものが多い。

この一室にImさんは住んでいる。比較的古くにつくられた部屋で、Imさんがここに住んでから10年以上たつ。2、3年前までは2階に水が来てなく、ナガシもなかったので、階段下の土間で炊事もすべてやっていた。今はナガシがあるので炊事は2階でしているが、洗面とぞうきん水は今も下でとっている。数年前にパーキンソン病にかかり、手や足が不自由になった。

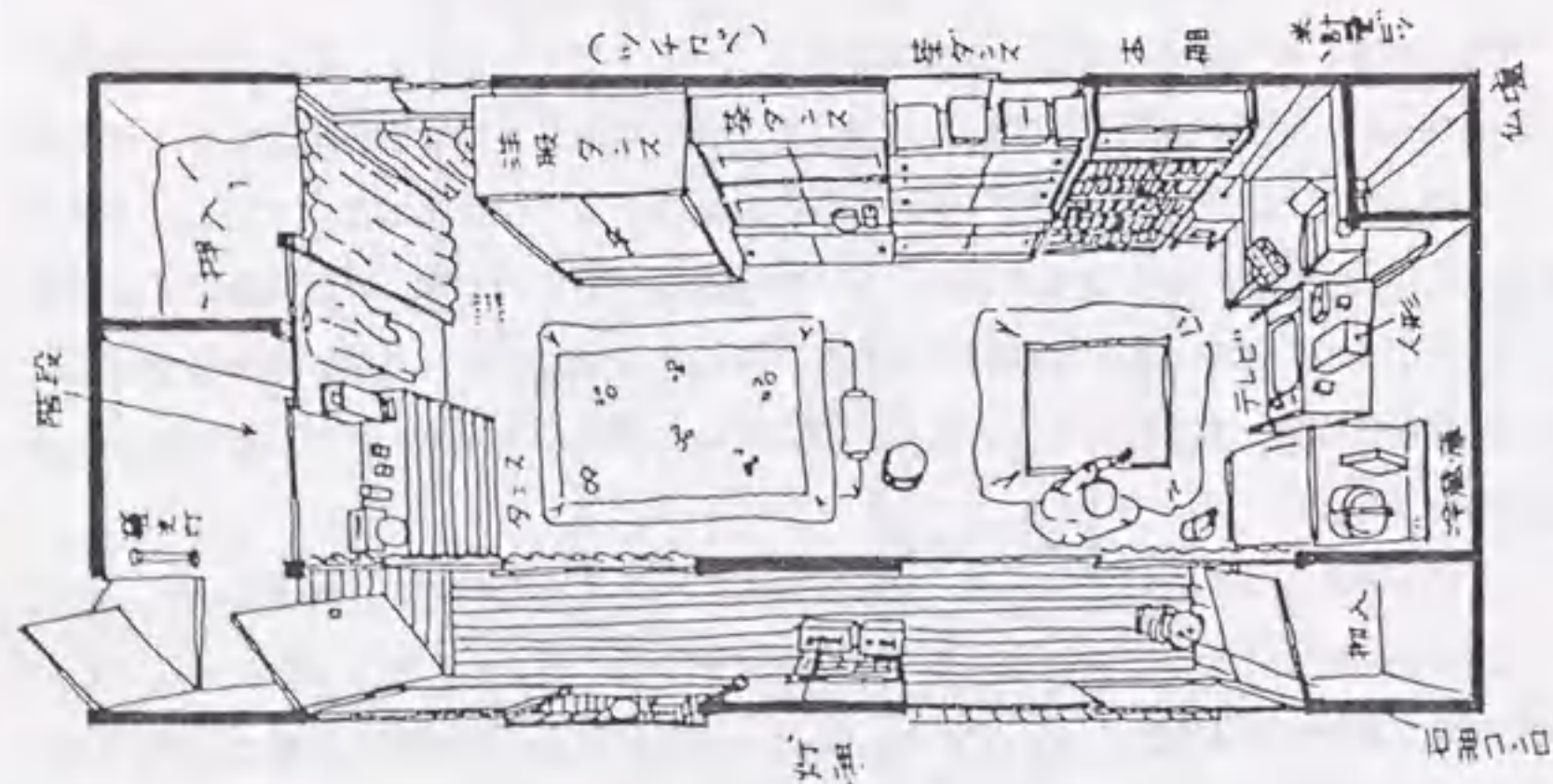


図7-25 民営借家における住み方—Isさん

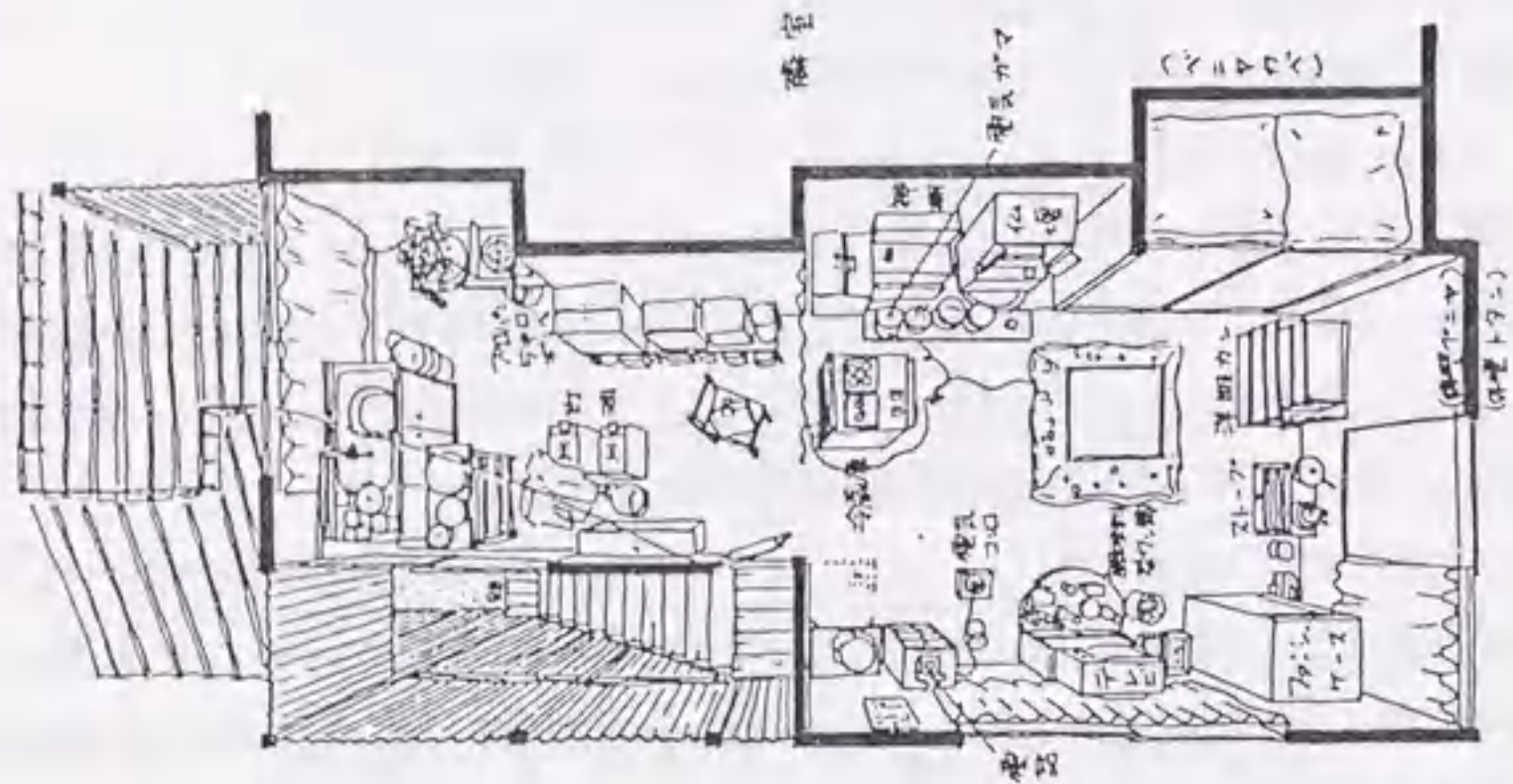


図7-26 民営借家における住み方—Imさん

一番の心配事は火事だということ。それは、自分のからだは急いで歩くことが出来なくなっていること、階段が急であること、密集地で材質と作りが燃えやすいから火が出たらまわりが速いこと、プロパンや灯油など危ないものを部屋に持ち込んでいること、そしてアパートの入居者自体の生活管理能力に自分を含め問題があるからだと言う。共同便所の管理にも問題が多いようである。

7-6 農漁村における持家

(1) 調査の概要

本節では、1987年11月と12月に実施した山口県の農漁村における持家の調査(表1-4参照)のうち、単身高齢者5戸について、その住み方の分析を通して平面計画の留意点を考察したい。

(2) 結果と考察

① 東和町沖家室本浦Kmさん(図7-27)

持地持家・木造2階建・戸建・住戸面積90㎡程・敷地面積63㎡。畑仕事。

東和町には、全国でも最も多い比率で高齢者のみの世帯(別居世帯)がある。子供たちのほとんどは、都会にでて新たな世帯をつくる。しかし、お盆には多くが帰ってくる。従ってその受け入れが、ここの住生活での大きなテーマである。このことは東和町に限らず、農山漁村地域や、あるいは都会も含めて、単身高齢者や夫婦高齢者世帯の、大きな共通的な住生活上のテーマであろう。

Imさん方では今年(1987年)のお盆は15人泊っていった。このうち5人が自分の直接の子供とその家族である。あとの10人は縁者だが、みな実家みたいに思っやって来る。その中には、もともと沖家室出身だが両親が亡くなり住宅も壊れてしまって、帰る家のない人もいる。寝るのは2階の2室と1階の座敷などで雑魚寝をする。みんな焼肉なんかを持ち寄って、海岸でバーベキューなどをやったり、カラオケをやったりで、大変楽しい。

住宅の問題では、トイレが戸外にあり夜は暗いし寒いので、中に入れたいとのこと。浄土宗の仏壇と神棚などがセットでビルトインされている。

② 東和町沖家室本浦Knさん(図7-28)

持地持家・木造2階建・戸建・1938年建設・70年改築(通り庭を、床を張って台所と玄関の畳の間にした)・住戸面積86㎡・敷地面積150㎡。一本釣漁業と1反の畑仕事。去年奥さんを亡くして、その後一人暮らしをしている。それまで家事は、ボタン付けも

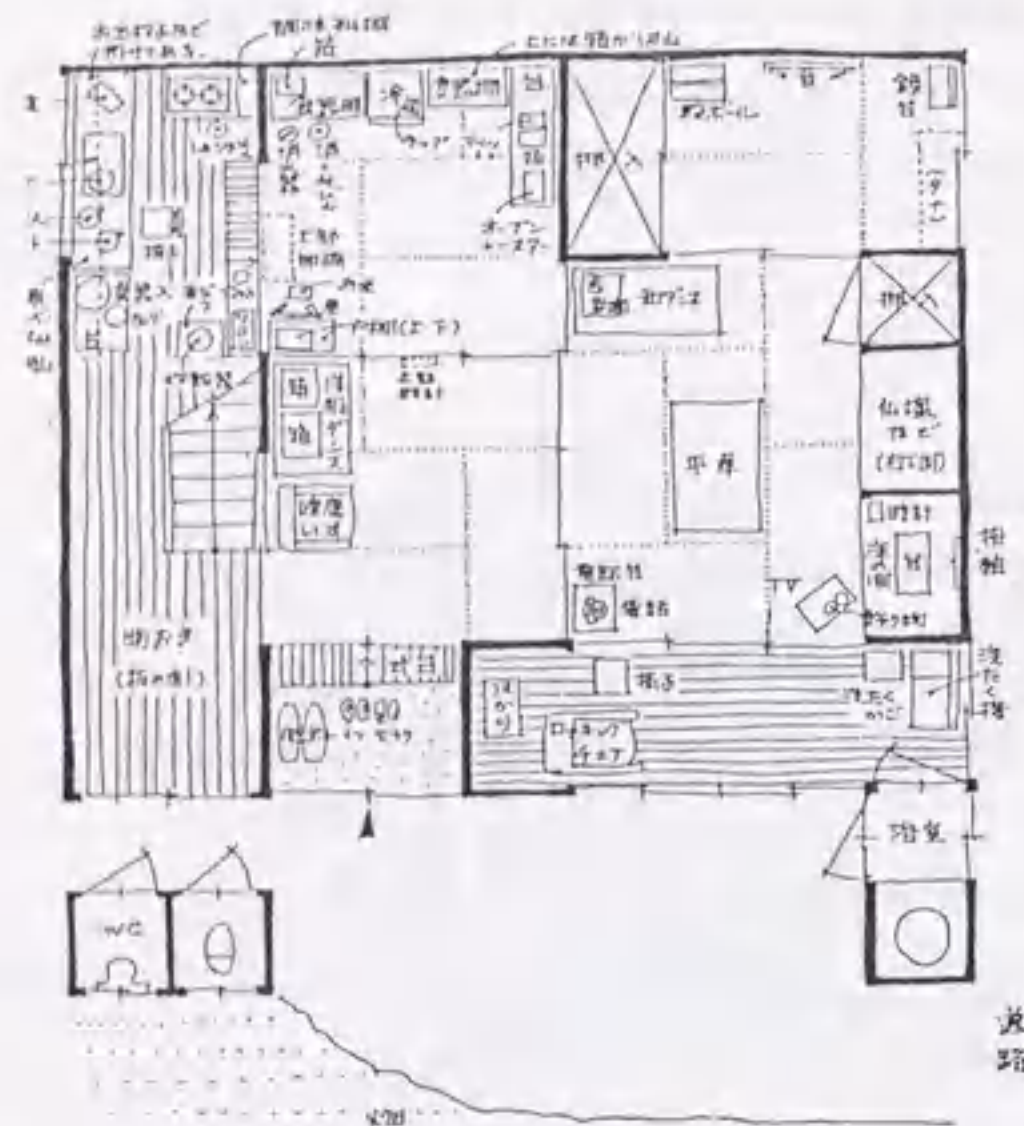


図7-27 農漁村持家における住み方—Kmさん

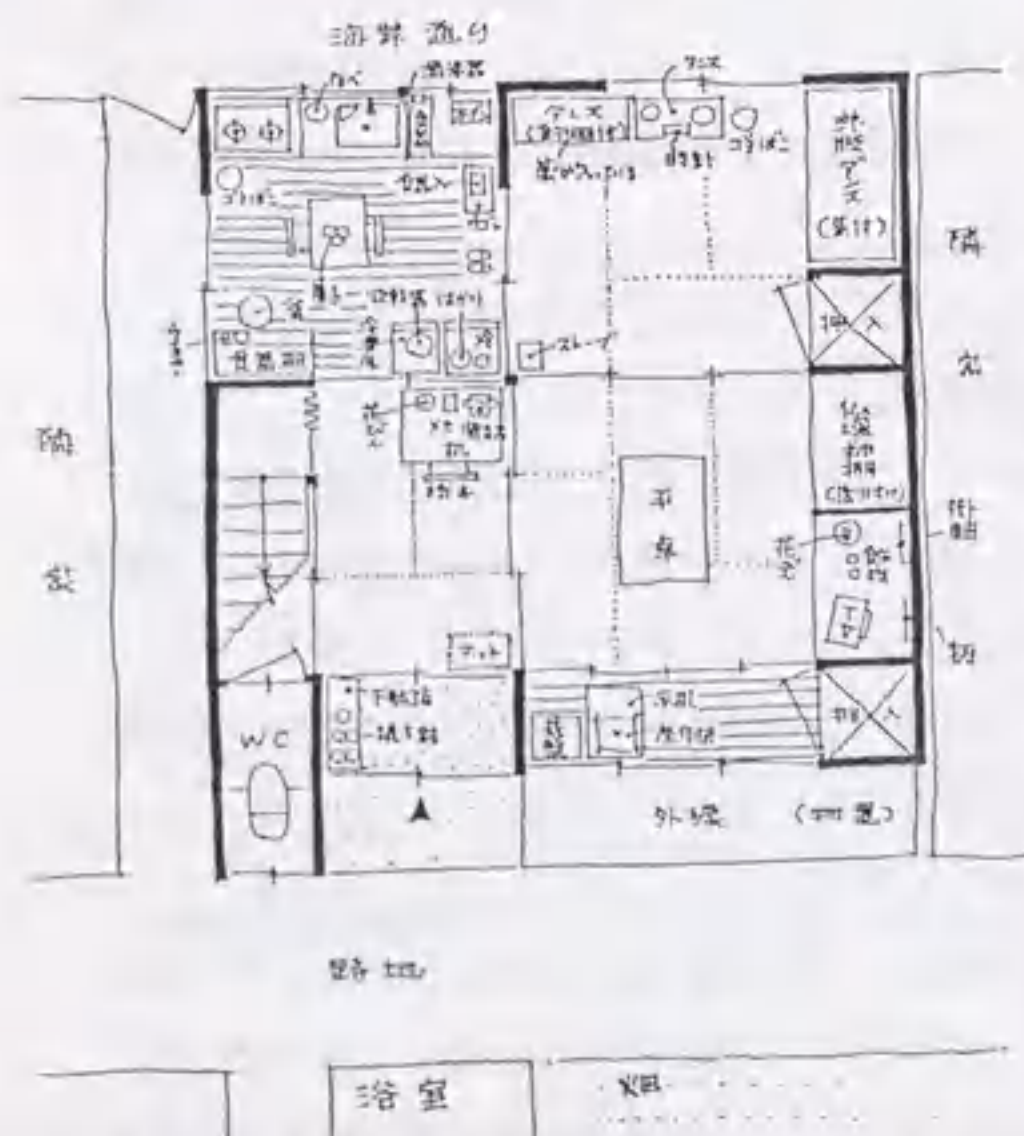
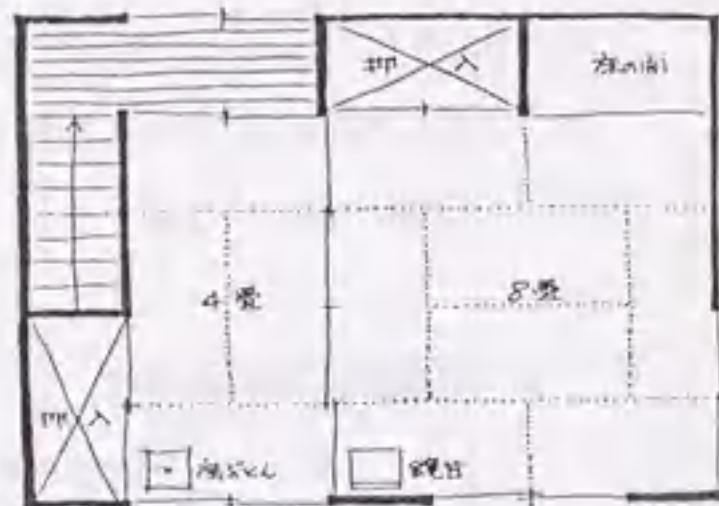


図7-28 農漁村持家における住み方—Knさん

やったことがないほどにまったく出来なかったので、大変苦勞した。ようやく自炊・つくり・洗濯などに慣れ、今はさほど不自由を感じないまでになったとのこと。Knさんは根が几帳面なのであろうか、もともと生活管理はほとんどしつけていないにも関わらず、現在は小奇麗に住んでいる。同居ははじめから望んでいないし、息子が帰ってくることもないと思うとのこと。

Knさんの場合、大竹市に住んでいる60歳の友人が、週1回ほどの割合で魚釣りにきて、その時には舟を出してやるのだが、終わってから将棋を打っていく。ときには泊まってゆく。これが楽しみとのこと。この地域の単身高齢者には、特に男性の場合、こうした友人を持っていることが多いようである。これにも見られるように、単身高齢者の場合には特に、客が泊まってゆくことを考慮することが、平面計画や住戸規模を考えるばあいに重要なことであろう。

この地域では、都会に出た人が墓や住宅の管理を残った人に委託してゆく場合が多いが、Knさんも墓を2~3基、空き家を2軒ほど、管理を頼まれている。いずれも縁続きの人とのことである。

③ 東和町沖家室本浦Smさん(図7-29)

持地持家・木造平屋・戸建・住戸面積約45㎡。畑仕事。隣の集落の洲崎に甥・姪・従兄弟がいる。

このお盆には大阪の長女と三男の家族が7人来て3、4日いたとのこと。図を見ると目を引くように、単身高齢者なのに冷凍冷蔵庫が二つもある。これは、お盆の前になると魚を買い込んで冷凍庫や冷蔵庫に貯蔵しておき、盆の客に備えるためとのこと。ほかの例でも多くが、単身高齢者や夫婦高齢者の世帯なのに冷蔵庫は大変大きい。これはこうした事情によっている。

「愛のベル」は隣のひとりぐらしのおばあさんの住宅とつながっている。緊急事態で使ったことはなく、どこかへ出かける時の合図用に頻繁に使っているとのこと。この地域のように単身や夫婦の高齢者が集住しているところでは、このような連絡手段も、高齢者の孤立の回避やコミュニケーションの促進の上で、大変有効であろう。

近所の家の普請にともなって、漁港の方の中心地に降りてゆく道が悪くなり、そのまま放置されているとのこと。足場が悪くなったので、夜は出られなくなったという。本節の住戸平面のテーマとは外れるが、高齢者にとって路面仕上げは大変重要な問題であることを示している。

④ 美川町添谷Mnさん(図7-30)

持地持家・戸建・木造平屋・住戸面積86㎡。農家。

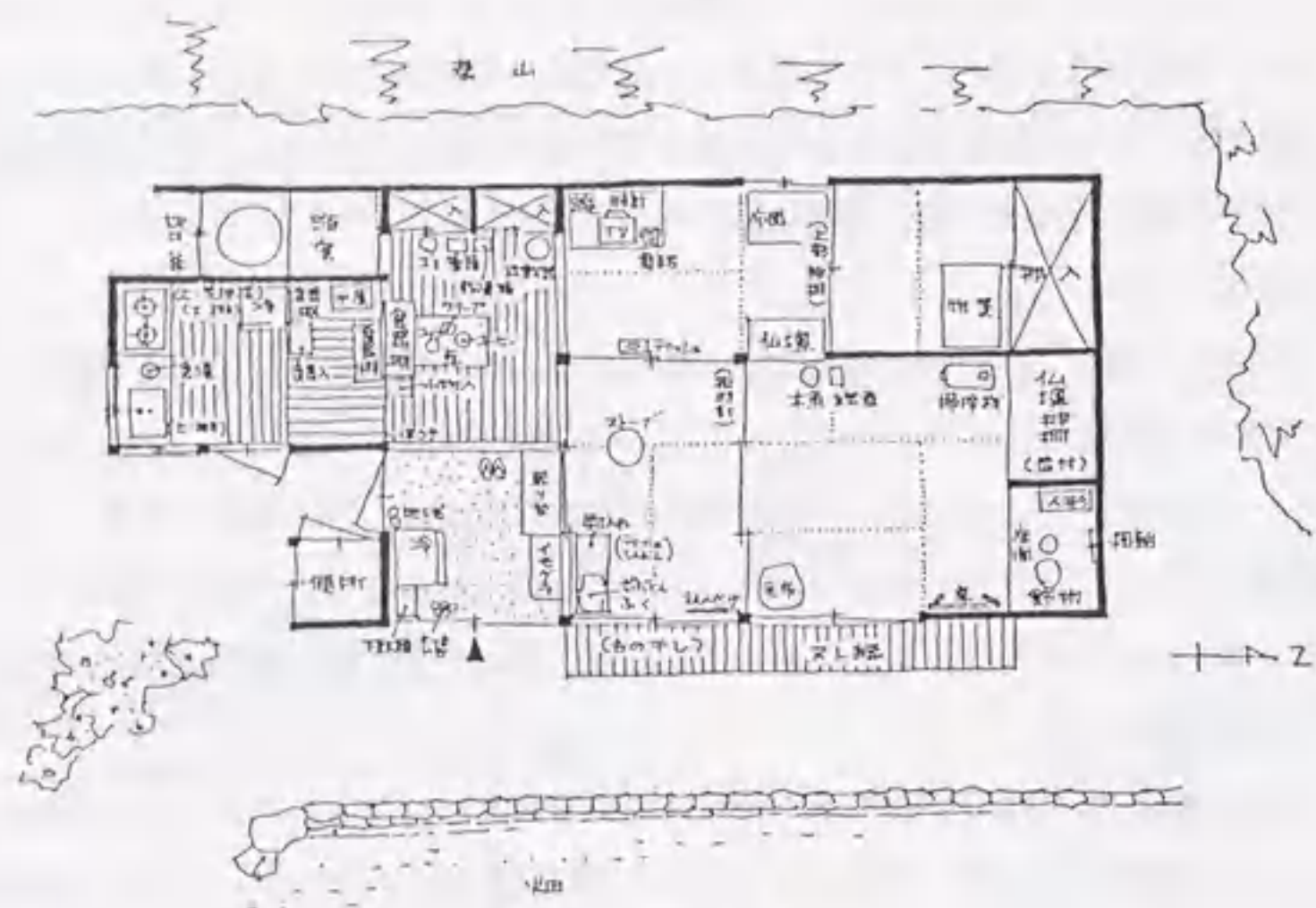


図7-29 農漁村持家における住み方—Smさん

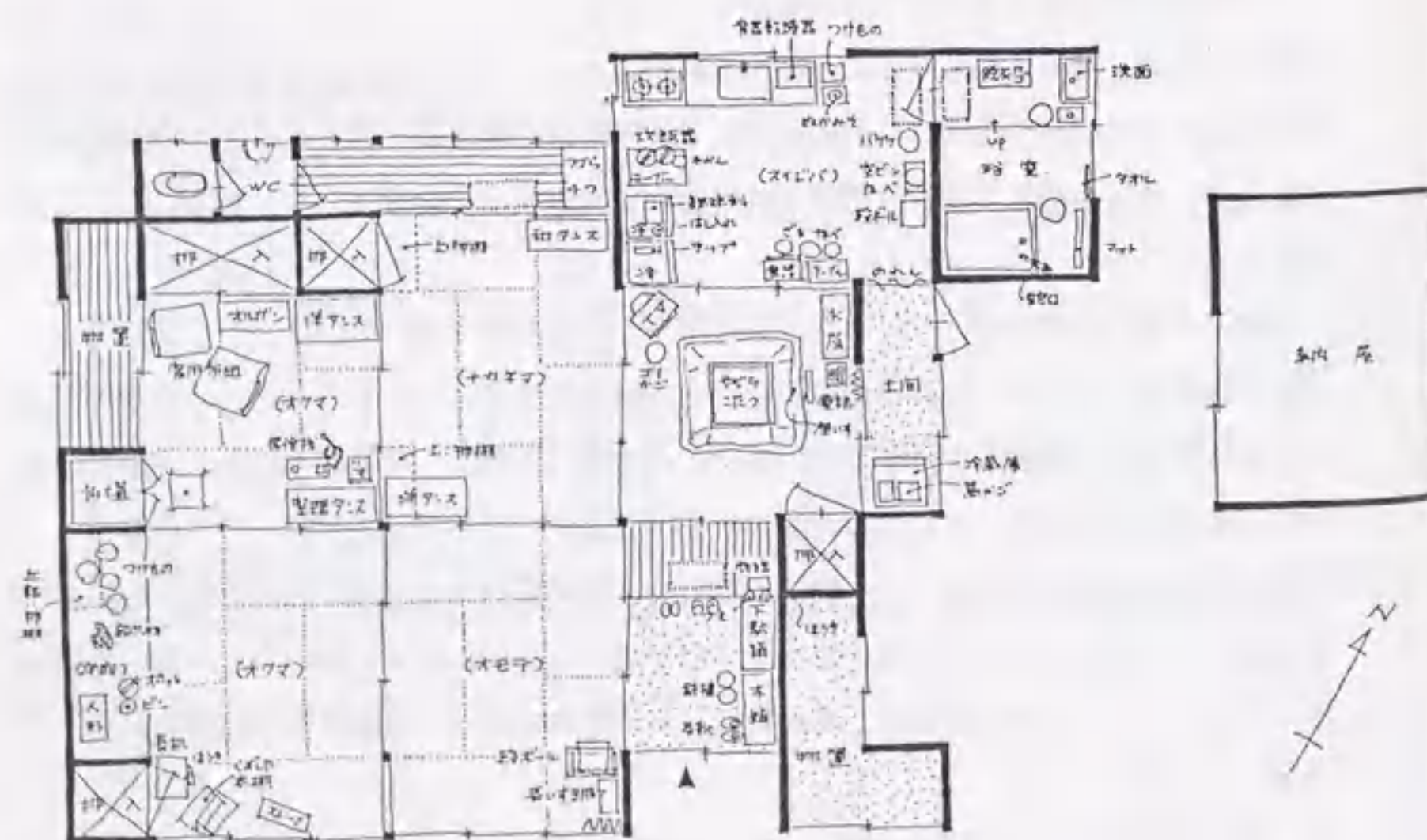


図7-30 農漁村持家における住み方—Mnさん

山奥の行き止まりといった感じのところにある住宅。これより上に家はなく、下にある隣家までは50mほど離れている。こうした状況もあって、Mnさんにとっての住宅問題は、いま以上にからだが弱った場合の問題が最大のテーマであるようである。いまは、大竹市にいる息子さんが週1回ぐらいの割合で訪ねてくるほか、ヘルパーが週1回、2日に1回程は地元の人がある。だから、ほとんど毎日誰かとは会っている。盆・正月には子供たちが帰ってくる。電話も良くかかってくるし、寂しいということはない。しかし弱ってきたら、町場のほうに降りることも考えている。この地元から出て下の町場（河山地区）に住んでいる人が、下りてきたら屋敷に住まわせてあげると言ってくれている。だから、いずれ足場の良い所へ行くという話をしているところ、だそうである。

住み方は、図の住宅の右側でほとんど生活しており、就寝はナカネマである。オクマやオモチは、盆・正月に子供たちが帰ってきたときに使う以外は、仏壇に毎日ゆくことと、あとはものが置いてあるだけである。ここも冷蔵庫が3つもあるが本来の使い方をしてるのは一つだけで、あとは戸棚代わりに使っており、その点、東和町とは違っている。

⑤ 美川町根笠Isさん (図7-31)

持地持家・木造平屋・戸建・住戸面積約60㎡。農業。

娘さんは歩いて5分ぐらいの所に住んでおり、毎日夕方地元の役場の勤めから帰ると、買い物、書き物、話し相手など、世話をやいてくれる。炊事や洗濯は自分ですが、火はなるべく使わないようにし、天ぷらなどは娘さんにやってもらっているとのこと。

足腰が不自由で、その治療のため腰を伸ばす治療機を置いている。ほかに慢性腎炎、肝炎を患っている。また鬱病があるが薬が効かなくなってきた。夜眠れないときがあるとのこと。

かなりからだの不自由だが、娘さんとの親密別居（第4章参照）により、ひとりぐらしが成り立っている様子である。住戸スペースは、ベッドや腰治療器を置くことも考えると、ひとりだけの生活としても、すなわち接客等の機能を考えなくても、この程度は必要のようである。風呂、便所、台所は、なんとか工夫して使っているとのことである。

7-7 住戸平面に関するまとめ

自立生活をする単身高齢者向けの住戸平面を計画するうえで、以上の検討から明らかとなった主要な知見は、以下のとおりである。

(1) 多様な住み方への対応

単身高齢者の住み方には、後述するような共通的な特徴や留意点もあるが、全体として

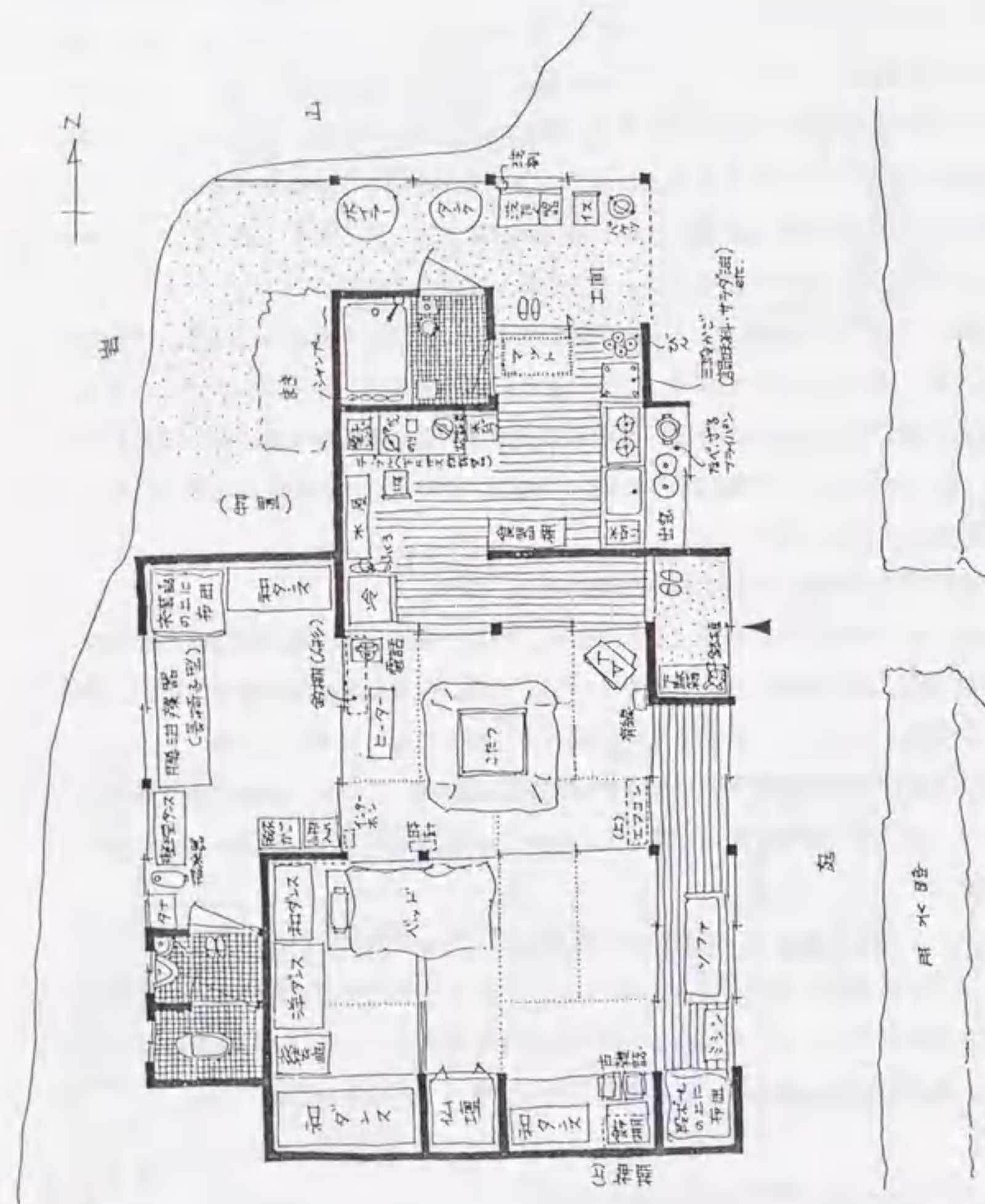


図7-31 農漁村持家における住み方—Isさん

は極めて多様な住み方をしている。その多様性の分岐の要素には、次のような事柄が見られた(第2章参照)。単身高齢者の場合、これらの要素がストレートに住み方に結びついている。

- ① 生活管理能力の差異……大きくは男女差や心身状況によってこの能力が分かれているように現象している。細かにみれば例外も少なくない。
- ② 生活スタイルの差異……戸外(戸内)での生活時間が多いか少ないか。住戸内の生活は来客が多いものであるか否か。
- ③ 起居様式の差異……就寝はベッドか布団か。日常の戸内の生活はまだ床式の人が圧倒的に多いが、一部には椅子式の人も見られる。

(2) 生活行為と平面

1) 食寝分離と就寝スペース

単身者といえども、食寝分離は基礎的な住要求であることが明らかとなった。ワンルームの場合にも、就寝のスペースは他のモノが置かれることのない場所を、押入れの近くに確保することが重要である。このことは、いずれベッド就寝化や「万年床」化が進むであろう可能性が高いことから、プライバシーの確保等の必要性も考えると、(ワンルームの場合)ベッド・リセスやアルコーブ的な場所として計画することも必要であろう。

2) 食事・テレビと炊事

食事はDK型、茶の間型、DKと茶の間の併用型が見られる。そのいずれになるかは間取りの条件によるところが大きい。茶の間型と併用型の場合には、食事をしながらテレビを見ることが多いので、その配慮が必要である。テレビは単身高齢者の場合、昼間も視聴することが多いので、窓の光が画面に反射しない位置におけるように配慮する。

炊事を椅子に腰掛けてしたり、あるいは合間に休むために腰掛けたりする行為が増えるので、台所に椅子を置くケースも多い。椅子の置ける広さを確保することが望ましい。

3) 人的交流、接客、仕事、趣味

単身高齢者の日常生活の最大のテーマの一つは、社会的な孤立を避けることである。その点で、人的交流や接客がはかりやすく、仕事や趣味のしやすい住戸の計画が重要となってくる。

電話は単身高齢者にとっては、人的交流の手段として、社会的な孤立を避ける重要な道具である。また時には緊急時の通報手段としての役割を果たすこともある—受話器を取らなくてもボタンひとつで自動通報できる電話もある。したがって昼間と就寝時に使いやすい位置に電話を置けるように計画することが大切である。

接客に関しては、時には宿泊客、仕事、趣味のために使えるスペースを持った人が調査のなかで見られたが、食寝や居間ばかりでなく、そうしたことに使える空間を確保しておくことが、とりわけ単身高齢者にとっては重要である。

4) 装飾、仏壇など

戸内生活時間の長い単身高齢者にとっては、室内の装飾や仏壇などの精神生活の空間装置がことのほか重要である。調査の結果においても、例えばゆたか荘のような極小空間においてすら、入居者は盛んに装飾をしていた。壁面や棚などで装飾のしやすい、そして仏壇や神棚を置きやすい配慮をすることが重要である。

(3) 安全性と避難

単身高齢者は、日常生活におけるさまざまな危険に対して最も脆弱な階層であり、安全性と避難の問題に関して細心の注意を必要とする階層である。

平面計画の面では、ひとつには住み方に混乱を来さない計画が重要である。たとえば図7-24、図7-27、図7-28で見たように、室内に灯油罐やプロパン・ボンベ、あるいは石油、ガス、電気のコンドロなどを持ち込まざるを得ないような状況は、危険性を大きく高めてしまう。あるいは収納が少なく室内にモノが散乱せざるを得ないような計画は、潜在的な危険性をつくりだしているといえるであろう。平面計画ではもうひとつ、2方向以上への避難路を確保することが単身高齢者に限ったことではないが重要である。図7-28のImさんは、火災などの際の実質上の避難路が急勾配の階段ひとつであることが、大きなストレスとなっていた。

注

- 1) S. C. Howell: Designing for Aging-Patterns of Use, The MIT Press, 1980, p152

第8章 ノーマライゼーション住宅計画

8-1 はじめに	183
8-2 ノーマライゼーション概念とその特徴	184
(1) ノーマライゼーション	184
(2) ノーマライゼーション概念の特徴	185
8-3 関連する概念の検討	188
(1) 統合	188
(2) 自立	189
(3) 平等	190
(4) 自己決定権	190
8-4 建築計画に関する既往の研究	190
(1) Wolfensberger の論及	190
(2) ノーマライゼーション達成のための要因	192
8-5 ノーマライゼーション住宅計画のコンセプト	193
(1) 立地論において	193
(2) 施設配置論において	195
(3) 小規模分散論	197
(4) インスティテューショナルリズムの回避 となじみやすさ	197
(5) プライバシーの保護	198
(6) その他	199
8-6 ノーマライゼーション住宅計画に関する まとめ	200

8-1 はじめに

高齢者や障害者を配慮した住宅計画の基本的な理念の議論は、わが国においては必ずしも活発に行われているとはいえない。従来すすめられてきた計画なり研究なりの基本は、経済性や効率性等の議論を別とすると、(a) 高齢者・障害者の身体的・精神的な特徴の研究と計画、(b) おなじく、その住要求や生活構造の研究と計画、(c) 「バリアフリー・デザイン」論に基づく議論、の三つであったであろう。いわゆる理念というレベルで言えば、この三番目の「バリアフリー・デザイン」論が、従来ある程度体系的に提言された唯一の考え方であろう。

バリアフリー・デザイン (barrier-free design : 障壁のない設計) の考え方は、1960年頃から形成されてきた高齢者や障害者を配慮した設計の考え方(概念)である。その内容には、建築的バリアとそれを支える社会的バリアがあるとか¹⁾、偏見と差別、依存と断絶、機能の高度化と隔離、接近性欠如、施設・設備の不足などのバリアを挙げるものとか²⁾、あるいは空間的、社会的、心理的のバリアがあるとか³⁾、がある。

この概念は以来、主として高齢者・障害者の自立の達成を制限するものを除去する方法論的な概念として、建築・住宅設計やまちづくりなどにおいてわが国においても大きな力を発揮してきた。しかこの概念にはいまひとつ曖昧さが残されている。それは「いったいバリアを取り除いた向こうに何が見えてくるのか」「バリアなるものは考え様によっては際限もなく出てくるし、いわゆる健常者にとっても建築的バリアは僅かだとは言っても必ずついてまわるのだから、何がゴールになるのだろうか」といった疑問である。すなわち、このバリアフリーの概念は、手法・方法ないし手段の概念ではありえても、目的概念としては成立しないのではないか、というものである⁴⁾。

こうした疑問に答えるのが、本章で取りあげるノーマライゼーション(normalization)の概念であろう。この概念は明らかに目的性を示す概念(目的概念)であり、その点からもバリアフリー概念やあるいはインテグレイションの概念、さらには自立という概念に対しても上位性を持っている⁵⁾。事実、ノーマライゼーション概念の包摂する住宅計画のコンセプトは、後述するように、バリアフリーのそれに比べて大きく、豊かな内容を示している。また、歴史的にも学問的にもバリアフリー概念に比べて体系性を持って論じられてきており、建築計画論的にも大いに検討に値するものである。建築・住宅計画論とこの概念とは極めて近接した関係にあり、ノーマライゼーション実現の上で建築・住宅計画の果たす役割は極めて大きい。

ところでこのノーマライゼーションの考え方と建築・住宅計画との関連について論及したものとしては、代表的には W. Wolfensberger の The Principle of Normalization in

Human Services (邦訳、中園康夫ほか『ノーマライゼーション—社会福祉サービスの本質—』)が挙げられる。そこでここでは、まず最初にノーマライゼーションの概念について整理し、続いて彼の論考を中心にノーマライゼーションと建築・住宅計画に関する既往の考え方を概説する。そしてそれらを基礎として、ノーマライゼーションと住宅計画の関連についてまとめ、今までの章での事例も検討しつつ考察することにする。

以下検討するノーマライゼーションに関する先行論文のほとんどは、四国学院大学の中園康夫教授ご自身および氏の翻訳によるものである。それらを引用するに当たっては、建築や住宅に関するテクニカル・タームを中心として、訳語や文章表現を改めた所があることを最初に断っておきたい。従って、本章における訳文の責任は筆者にある。また引用に当たって、「ノーマライゼーション」とあるところは、そのままとしている。これについては最近では、「ノーマライゼーション」という表現の方が多く見られるようである。

8-2 ノーマライゼーション概念とその特徴

(1) ノーマライゼーション

ノーマライゼーションの概念は、デンマークにおいて、精神遅滞者のケアのあり方の議論の中から生まれてきたと言われている。デンマーク社会問題省の精神遅滞児・者のための部局の主任(1959年当時) N. E. Bank-Mikkelsenが1950年代にそれを最初に提唱し、彼の尽力で、精神遅滞者サービスに関するデンマーク1959年法にこの原理がもりこまれた⁸⁾。

ノーマライゼーションの言葉自体は、1963年にノルウェーのオスロで開かれた会議で、スウェーデン精神遅滞者協会の B. A. Nirjeが初めて使用したようである⁹⁾。そして彼は1969年に、この概念を初めて体系的に論じた論文を発表した⁸⁾。また1968年にイスラエルのエルサレムで開かれた国際精神遅滞者援護団体連盟の第4回大会では、ノーマライゼーション概念に基礎を置く精神遅滞者人権宣言が採択された。この宣言の考え方は、1971年の第26回国連総会で決議された「精神遅滞者の権利宣言」に盛り込まれ、さらには1975年の国連総会において採択された「障害者の権利宣言」へと発展することになる⁹⁾。

このようにして「北欧に起源をもつノーマライゼーションの原理は、W. Wolfensbergerによってその概念が北米に紹介され、さらに北米の社会的文化的文脈のなかで再構成され、また精神遅滞児・者だけでなく、広く障害児・者福祉にたいする概念として拡大された」¹⁰⁾1970年前後のことである。「Wolfensbergerは、Bank-MikkelsenとNirjeがどちらかといえば精神遅滞者の居住施設とそのサービス及び生活条件を問題にしているのにたいして、彼はその面も含めた、より広いhuman managementにおけるノーマライゼーションの原理の適

用も考えていこうとする」¹¹⁾ところに特徴があった。

以上の提唱者によるノーマライゼーションの概念規定を一覧にしたのが表8-1である。この一覧でも分かるように、ノーマライゼーションとはBank-Mikkelsenも言うように「精神遅滞者をいわゆるノーマルな人にするを目的にしているのではない。……目標とされているのは“normalcy”ではなく“normalization”なのである。ノーマライゼーションとは精神遅滞者をその障害とともに(障害があっても)受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供することである」¹²⁾。すなわち、この概念の対象は障害者や高齢者その人ではなく、彼・彼女らの「生活」「日常生活の様式や条件」「環境」「行動や特性」「行動・外観・理解」「生活状態」などである。それらを、できるかぎり通常な状態にもっていこうというのがノーマライゼーションである。

(2) ノーマライゼーション概念の特徴

1) 普遍性

この概念は、前述のように精神遅滞者の人権を守るケアのあり方の議論を通して、そしてとりわけ施設改善の動きの中から生まれてきたものである。したがってWolfensberger以外の初期の概念規定においては、「精神遅滞者のために」というように、階層が特定される表現になっていた。また国連の「精神遅滞者の権利宣言」にもあるように、「施設における処遇が必要とされる場合」というような、施設処遇を想定したものであった。

Wolfensbergerはこれを、「対人処遇(human management)一般に最も広く適用できるように」¹³⁾意図して、表8-1にあるような定義にしている。この場合の対人処遇とは「個人、家族、その他の社会システム、あるいは社会一般の受益を願って、現状を維持したり変化させるために、社会的に認許された権限をもつ個人や機関が、個人、家族、その他の社会システムを機能するようにすること」¹⁴⁾である。従って、彼の定義におけるノーマライゼーションは、特定の階層を指すものではなく、また施設処遇ばかりでなく、福祉、教育など対人処遇全般へのひろがりをもった概念として位置づけられている。

「ノーマライゼーション原理の経済性と普遍性をふまえれば、驚いたことにそれは、いかなる分野の居住サービスにも適用できるのである」¹⁵⁾。そして以後の現実の動向においても、この概念は普遍性のあるものとして機能し、受け止められてきている。

2) 単純性と実現の困難性

ノーマライゼーションは、いわば「あたりまえの」概念である。「ノーマライゼーションの原理はそれ自体は、障害者—ここでは精神遅滞者—が、他の市民と同じ権利と義務をもつべきだという考え以上のことをあらわしているのではない。」¹⁶⁾「ノーマライゼーション

表 8-1 ノーマライゼーションの概念規定

時 期	提 唱 者	規 定	出典
50年代	Bank-Mikkelsen	精神遅滞者に可能なかぎり普通の人に近い生活を確保させる。	39)
1959	デンマーク・1959法	精神遅滞の人々のために、できるだけノーマルな生活状態に近い生活をつくりだすこと。	40)
1968	ICM・国際精神遅滞者援護団体連盟第4回大会・精神遅滞者の一般的権利及び特別な権利に関する宣言(精神遅滞者人権宣言)	(第1条) 精神遅滞者は、それぞれの国の同一年齢の他の国民と、等しい基本的権利を有する。 (第4条) 精神遅滞者は、家庭の中で生活し、家族の一員として、あらゆる形の社会共同生活に参加し、それぞれの状態に応じて可能なレクリエーション活動を行う権利を有する。もし専門的施設に入所の必要があるばあには、環境及び生活条件を普通の生活におけるそれに、できるだけ近いものにしなければならない。	41)
1969	Nirge	すべての精神遅滞者の日常生活の様式や条件を、社会の普通の環境や生活方法にできるかぎり近づけること。	42)
1971	国連・精神遅滞者の権利宣言	施設における処遇が必要とされる場合は、できるだけ通常の生活に近い環境においてこれを行うべきである。	43)
1972	Worfensberger	可能なかぎり文化的に通常である身体的な行動や特性を維持したり確立するために、可能なかぎり文化的に通常となっている手段を利用すること。	44)
1980	Worfensberger	可能なかぎり文化的に通常である行動・概観・理解を確立ないし可能にしたり支持するために、可能なかぎり文化的に通常となっている手段を利用すること。 少なくとも平均的な市民と同じ生活状態(収入、住居、保健サービスなど)を可能にするために、また障害者の行動(技能や能力など)をできるだけ豊かにしたり、高めたり、支持するために、文化的に通常となっている諸手段(なじみのもので価値のある技術、道具、方法)を利用すること。 障害者が文化的に価値のある生活を送ることが可能となるために、文化的に価値のある手段を利用すること。	45)

ンは普通概念であり現実的な概念である。それは精神遅滞者もごく普通の人間である、と考えるあたりまえの思想である。思想の問題としてだけでなく、事実の問題としても精神遅滞者は普通の人間である。したがって、他のすべての市民と同じ諸権利をもっているのである。しかし障害という事実には、特別な専門的処遇を受ける権利をもっているのである」¹⁷⁾。G. Dybwadは「この概念はその平易さとむだのなさにおいて簡潔なものである。それは誰にでもたやすく理解できるものであり、そしてそれを実践していく際に広い範囲のものに関係をもっている」¹⁸⁾と述べている。

Bank-Mikkelsenはノーマライゼーションの原理が「多くの理論化や解釈をひきおこすのではないかと」危惧を表明している。そして「ノーマライゼーションの原理を用いるのに特別の理論はまったく必要ではなく、むしろわれわれの仲間の人間にたいする特別の態度が必要だけなのである。」¹⁹⁾と主張している。

しかしノーマライゼーションは、単純ではあるが極めて重要であり、「語ることはやさしいが、実現することのむづかしい概念である」²⁰⁾。Wolfensbergerは言う。「ノーマライゼーションの原理は、誤解をまねきやすいほど単純である。多くの人たちは、最も緊急で主要な側面や意義に気づいていないのに、心から賛成するだろう。実際、多くの対人処遇にかかわる人たちは、まったく矛盾することを平気で行ないながら、この原理を是認する。そして、その矛盾に気づいて、はじめて意義を悟ることになるのである。そして処遇者は、原理に矛盾する実践と原理を同時にかかえこむことで、ジレンマに陥るであろう。」²¹⁾

3) 上位性・包括性

ノーマライゼーションは、対人処遇をめぐるさまざまな概念の中で、最も総合性をもち、目標を指し示すものである。あらゆる概念にたいして上位概念の位置を占めている。中園康夫氏は「ノーマライゼーションの原理は、いろいろのことばとして、部分的に語られているものを方法・手段として含みながら、しかしそれらを総合する概念として、またはっきりとした目標をしめす概念として」²²⁾存在していると述べている。前述のG. Dybwadも言うように「それを実践していく際に広い範囲のものに関係をもっている」のである。阿部秀雄氏は「その原則は、個人の生活の隅から隅まで行き渡らなければならないのであって、具体的に(内容項目を)挙げて行けばきりが無い」²³⁾と述べている。またノーマライゼーションの「理念は、どのように正常な方法でその目的を実現しようとするか、を措定するのであるから、社会化や個性化の上位概念なのである。」²⁴⁾とも指摘している。

4) 目標概念

中園康夫氏も言うように、ノーマライゼーションは方法を含みながらも、目標を示す概

念である。Bank-Mikkelsenは統合(integration)概念と対比させながら、「ノーマライゼーションとはわれわれの努力がめざす目標である。この目標を達成するために、われわれはさまざまな方法を用いるのである。以前は隔離がその当時の目標、すなわち孤立した施設や環境のなかで精神遅滞者を保護するという目標に通じる方法であったことをわれわれは知っている。「統合」はしばしばノーマライゼーションをもたらすと思われるひとつの方法であるが、統合は目標への中間的な過程にすぎないのであって、それ自体が目的なのではない。」²⁵⁾

5) 文化—特定性

Bank-Mikkelsenは「ノーマルとはなにか」の問いについて、「この解釈は関係する国の状況によってかわってくるし、つねに存在している社会的、文化的、宗教的条件によっても左右される。」²⁶⁾と述べている。1968年の精神遅滞者人権宣言においては「それぞれの国の同一年齢の他の国民と等しい基本的権利」と述べている。このように「文化が異なることによって、通常ということの意味が違って来るから、特定の文化には、特定の通常がある」²⁷⁾ことを、Wolfensbergerは「文化—特定のである」と述べている。この文化—特定性のゆえに「ノーマライゼーションの原理の適用は……国と文化の違いによりさまざまな結果をひきだ」²⁸⁾すことになる。

6) 「できるかぎり」をめぐる

表8-1にも見られるように、ノーマライゼーションの概念規定の多くには「できるかぎり通常の……に近い」という表現が含まれている。これについてBank-Mikkelsenは、「できるだけ近い」という言葉を削除²⁹⁾することも試みているが、議論のあるところであろう。この表現がなくてもよいのではないかとする人の根拠は、ひとつには阿部秀雄氏の次のような意見が代表的なものであろう。「(ノーマライゼーションの)理念を信じる者にとっては、どこまでが可能な限度かは実践的に解決される問題であり、「最大限、可能な限り」といった表現の有無は枝葉の事柄である」³⁰⁾。

「できるかぎり」の表現の中には、文化—特定性の気持も込めたのであろうが、たしかに曖昧さの残るところである。この点についてWolfensbergerは、1980年の新たな定義において「通常の(normative)」を「価値のある(valued)」に改めることによって「可能なかぎり」の表現を避けているように思われる。注目される場所である。

8-3 関連する概念の検討

(1) 統合(integration)

ノーマライゼーションとインテグレーションとは、対句的に扱われる場合があるほどに³¹⁾、一般的には近似した概念であると捉えられていることが多い。たしかに例えば特に建築計画や物的な環境の計画を考える際には、物理的な統合がノーマライゼーションを促進するケースが圧倒的に多いことから、近似的な把握は根拠のないことでもない。しかし厳密に考えれば、前述のように、ノーマライゼーションが目標を主として示している概念であるのに対し、インテグレーションは方法・手段を示す概念であり、そこには明らかに差異がある。「ノーマライゼーションは統合と分離の問題と混同されることが多い。強調しておかなければならないが、ノーマライゼーションは目的であり、統合と分離は単なる目的達成のための実践方法にすぎないのである。実践方法とは、目標に到達するためにはそれぞれの状況において最も適したやり方はなにか、あるいは最も効果的なやり方はなにかの評定にしたがって選択される手段なのである。」³²⁾

また統合は、場合によっては(とくに個人あるいは集団に対する場合には)方法・手段的にも正しくないことが起こりうる。そのところをBank-Mikkelsenは次のような例をあげて言っている。「統合の問題にはいろいろな側面があり、その最終の結果として個人が所属するグループに個人のすべての面が統合されてしまう可能性が生じる。私は精神遅滞者にとっても、いわゆるノーマルな人間にとっても、このような統合はよいとは思わない。私自身もそのようなやり方で統合されたくはない。私は自分のグループを選びたい—選択の権利をもつことは人間の権利であり、精神遅滞者もわれわれがもっているのと同じ可能性をもつべきである」³³⁾。「我々は、分離はふつうノーマライゼーションの達成に最上の手段でないことを経験から知っている。しかし、わたしの知るところでは、重度の精神遅滞の人々を養護学校や特殊学級へ分離することは、普通学級に統合することよりは、ノーマライゼーションという観点からみると効果的でないということを示す確定的な証拠や実例は見られない。これは統合についてしばしばおこなわれる、かなり上っつらの論議を示すひとつのぴったりの例なのである。住居、労働、教育などにおける統合と、個人あるいは集団に対する統合とは区別されなければならない。重度のおくれを持つ人々の問題を知っている人なら誰でも、統合が目的でもなく、また単なる手段でもないということに同意するだろう。しかし、誰でもノーマライゼーションが重度のおくれをもつ市民にも役立つなければならないということに同意している。」³⁴⁾

(2) 自立(independence)

自分以外の個人や社会システムに依存(dependence)しなくても生活できる状態を言い、障害者や高齢者の多くの人々の居住にとって、願いとなり目標となる概念である。自立生

活(independent life)ができるかどうかは、建築や設備、街づくりの状態によって大きく左右される。従って、それらの設計においても目標とされる概念である。

しかし、他の人や社会システムに依存せざるをえない状態も、とくに否定されるべきものではない。すなわち、自立が望ましいにしても、その対概念である依存も場合によっては必要という意味で、両方とも相対的な概念として位置づけられるべきものであろう。

(3) 平等 (equality) -法の下の一

ノーマライゼーションの理念の基礎をなす「司法上・行政上の見地」³⁵⁾、あるいは人間観、思想、である。

(4) 自己決定 (self-determination) 権

「自己決定権とは、障害者ができるだけ生活のすべての局面を自分で決定すること、を意味している。彼は不必要な拘束から自由であるべきであり、どこに住むか、誰と一緒に住むか、どのようにしてその所得と富を処分するか、などについて自由な選択権をもつべきなのである」³⁶⁾。成人についてはとくに、原則的に認められるべき権利である。

8-4 建築計画に関する既往の論及

(1) Wolfensberger の論及

ノーマライゼーションの理念の実現にとって建築計画は極めて重要である。

Wolfensberger は、彼の主著The Principle of Normalization in Human Servicesの全19章のうち、三つの章を直接に建築的なことを論じるために当て(4. ノーマライゼーション原理のプログラムおよび建築上の意義、6. ノーマライゼーション原理の建築・環境上の意義—補論、7. ノーマライゼーション原理の居住サービスに対する意義—補論)、そのほかの章でも折りに触れ建築計画のことに言及している。ここではそのうち主要な議論が展開されている第6章の要点をまとめておく³⁷⁾。

1) 建物のことば

Wolfensberger はまず、「建物は、人がその建物やその目的について話す以上のことを、声高に素直に話してくれることがよくある」と、「建物のことば」について論及する。続いて「対人処遇の建物も多くの意味を語りかけ」るが、そのなかには三つの重要なもの、すなわち、記念碑としての建物、PRの手段としての建物、サービスの媒体としての建物、があることを指摘している。

表8-2 ノーマライゼーション達成のための要因

提唱者(時期)	要 因	出典
Worfensberger (1972)	①社会的な統合 ②物理的な統合	46)
Bank-Mikkelsen (1976)	①生活条件—(1)住居の条件 (2)仕事の条件 (3)余暇 ②処遇 ①②ともに子どもと大人を区別することが必要	47)
Nirge (1976)	①一日のノーマルなリズム ②一週間のノーマルなリズム ③一年間のノーマルなリズム ④ライフサイクルでのノーマルな経験 ⑤ノーマルな要求の尊重 ⑥異性との生活 ⑦ノーマルな経済的規準 ⑧ノーマルな環境規準	48)

表8-3 ノーマライゼーション達成のための住居・環境・施設の条件

提唱者(時期)	条 件	出典
Worfensberger (1972)	①立地 ②物理的関連性 ③規模と分散 ④便利さ ⑤外観 ⑥内装	49)
Willowbrook 訴訟・同意判決 (1975) 施設側の姿勢として	①規則づくめの生活から規則の少ないものへ ②大施設から小施設へ ③大きな生活ユニットから小さな生活ユニットに ④グループ生活から個別の生活に ⑤地域社会から隔離された生活からそれにとけこんだ生活へ ⑥依存的な生活から自立した生活へ	50)
Bank-Mikkelsen (1976)	①施設収容主義の問題性 ②小規模性の重要性 ③施設における日課の批判 ④家庭と同様な生活様式を ⑤住居と治療の区別を ⑥住居・仕事・余暇の区別の重要性	51)
K. Grunewald (1976) 施設がノーマライズされるための条件	①小集団の原理に基づいていること ②共同の設備は最小限度に減らすこと ③地域社会の中にあること ④地域社会に溶けこめるくらいの大きさであること ⑤地域社会と施設との社会的接触の自由をはかること ⑥週末や休日は居住者が行動の選択を与えられること ⑦施設は居住者の身内や居住者と共同して仕事をしてゆくこと	52)

「記念碑としての建物」は、意識する、しないにかかわらず、ある個人等を記念するために建てられるが、そのためにノーマライゼーションの理念と矛盾することが往々にして起こる。「PRの手段としての建物」については「PRとしての役割が……利用者（クライアントないしテナントとしての利用者—以下同一筆者）の利益にとって、不適切で有害となることもある」ことを指摘する。そして「サービスの媒体としての建物」については、本来それを主眼として建てられるべきものであることを強調する。「しかし、建物を建てる意図がそうであるからといって、提供される現実のサービスが、種類や質の点で適切であるということにはならない。対人サービスの建物の多くは、その双方を提供するのに失敗している」と手厳しい。

2) 誰のためのデザインか

対人サービスの建物は本来「予想される……利用者の便宜をもとにデザインされること」が社会規範であるが、現実には建築家の便宜、地域社会の便宜、施設のスタッフの便宜のように、さまざまな便宜のためにデザインされることもある、とWolfensbergerは指摘している。

3) 利用者の見方と建築計画

Wolfensbergerは、逸脱した(deviant)人たちに対する周囲や社会の見方(役割知覚)として、「擬似人間としての逸脱した人」「脅威としての逸脱した人」「憐れみの対象としての逸脱した人」「病人としての逸脱した人」「慈善の重荷としての逸脱した人」「嘲笑の対象としての逸脱した人」「永遠の子としての逸脱した人」「聖なる子としての逸脱した人」を挙げ、これに対応した建築計画の特徴を列挙している。

例えば「擬似人間としての逸脱した人」に対する建築計画の特徴は、“破壊防止”的な設計、行動を制限する設計、利用者が自ら環境をコントロールしにくい設計、利用者を監視しやすい設計、清掃の効率のよい設計、発達の可能性や人権を配慮しない設計が特徴であるとし、具体事例を列挙している。そしてこれらに対するノーマライゼーションの必要を強調している。

(2) ノーマライゼーション達成のための要因

ノーマライゼーションを達成するための要因は何なのかについて、各論者が述べているところをまとめると表8-2のようになる。

Worfensbergerはそれを大きく社会的と物理的の統合に分け、前述のように環境や建築の条件を極めて重視している。また彼について特徴的なのは、異論も出ているところでも

あるが、逸脱のはっきりしている人については、逸脱としての「見られ方を軽減すること」²⁸⁾も挙げていることである。Bank-Mikkelsenは、生活条件と処遇を大きな二つの要因として挙げ、それを子どもの場合と大人の場合とに分けることを求めている。そして生活条件の中で、住居の条件を三つのうちの一つとして重視している。Nirgeが他の論者から区別されるところは、「ノーマルな生活のリズム」を重視しているところである。

この三人について共通しているのは、言葉は違っても、住居・環境をノーマライゼーション達成のための要因として、大きなウエイトを持たせて論じていることである。そこでノーマライゼーション達成のための住居・環境・施設の条件として各論者がどのように言っているかをまとめてみると、表8-3のようになる。各論者に共通している点は、地域社会に溶けこんだ小規模なものを分散して配置すること—小規模分散論、となるであろう。このほかにWorfensbergerは、施設連関、交通の利便、外観、内装の要因を挙げ、Bank-Mikkelsenは、日課の問題性と住居・治療・仕事・余暇の区別の重要性を指摘している。

8-5 ノーマライゼーション住宅計画のコンセプト

以上の論及を参考にして、ノーマライゼーションを考慮に入れた住宅計画(ノーマライゼーション住宅計画と略す)のコンセプトを理念と計画ステージとの関連でまとめると、表8-4のようになる。このうち「動きやすさ・取扱いやすさ」「安全配慮」「交流しやすさ」「アクセシビリティの良さ」「出歩きやすさ」の五つのコンセプトは、従来バリアフリー・デザイン論において多く検討されてきたものである。従ってここでは、従来検討されることの少なかったそのほかのコンセプトについて述べることにしたい。

なお、表のうち従来バリアフリー・デザイン論に含まれてこなかった、あるいは含ませようとしても無理のある「住み続ける」「親族との親密さ」「インスティテューショナルリズムの回避」「プライバシーの保障」などのコンセプトは、高齢者の居住にとっていずれも極めて重要なものである。これらがバリアフリー・デザイン論に入らないことが、この概念の限界性を示すものであろう。

(1) 立地論において

1) 一般コミュニティのなかで

ノーマライゼーションの重要な構成要素である社会的統合(integration)の理念が、このことそのものである。第2章でも見たように、高齢者の生活圏の狭さ、特に単身高齢者の地域(施設)依存性や居住立地限定性の強さを考え、また第5章の老若混住割合が半々が良い人が多いこと、あるいは若者が多い方が良いとする人までふくめると、理念におい

2) 慣れ親しんだ施設を身近かに

第2章や第5章で見たように、特に単身高齢者や夫婦高齢者は、日常の生活において地域の購買施設や病院あるいは公共浴場に依存する傾向が強い。これらの利用に当たっては高齢者は、それらの店員などと「顔なじみ」であることが大変重要な要素である。なぜならば、例えば視力の弱い人が釣り銭を出そうとする際の店員の手助けのスムーズさ、あるいはちょっとした世間話ができる機会であること、などを考えれば分かるであろう。こうした高齢者にとって数少ない社会接触の機会が、高齢者にとって楽しいものであり、少なくとも苦痛にならないような配慮が求められる。

3) 活性化の施設

ノーマライゼーションの主要な内容は、高齢者がさまざまな障害を持ってでもできるかぎり通常の生活ができるよう、環境条件を整えることであり、本人が環境条件に適合するようにすることではない。しかし、本人の身体的・精神的な能力が高い状態に維持され、あるいは活性化されることは、広く考えればノーマライゼーションの一要因と考えることができよう。

4) サービス利用の随意性・選択性

通常の市民生活においては、さまざまなサービスの利用には一定の選択の幅があり、またサービスを利用するか否かには随意性がある。このような随意性と選択の幅を、高齢者が利用する施設の配置においても、広げてゆくことが求められる。

たとえば養護老人ホームや軽費老人ホームにおいては、食事は基本的には食堂で、決められた時刻に、多くは決まった献立のものを一いわゆる「盛り盛り」—とることになっている。これを、自分の好みの食事もとれるように、居室に台所設備を整備することが求められよう。

5) セキュリティ施設を身近かに

主として身体面のことを対象に考えた場合の安全の概念をセイフティとするならば、身体面ばかりでなく精神面等の安全を含めた総合的な安全の概念は、セキュリティであろう。そうしたセキュリティを保障することが、ノーマライゼーションの重要な一内容になる。これは、第2章の「寂しい時」の検討、あるいは第3章において健康の問題が不安感を高めること、などによってその重要性が確かめられた。

この施設の場合重要なことは、高齢者が施設にやって来ること—すなわち通所—を前提にするのではなく、逆に施設の側から高齢者の住居にスタッフを派遣する形式にすることである。こうした施設は、高齢者に関する地域の情報のストックとフローのセンターであると同時に、地域の高齢者のセキュリティに関するスタッフの24時間体制のステーション

である必要がある。

(3) 小規模分散論

建築計画の立場から、居住施設や高齢者等の住宅団地の規模そのものを研究したもの、あるいは論じたものは、大変少ないように思われる。筆者の現在知るかぎりでは、その問題を正面から調査研究したものは、英国DOEの1975年のものだけである。そこにおいては、規模について、次のような結論を導いている。

「シェルタード・ハウジング（英国で発展した高齢者向け住宅のスタイル）の規模の大小は、入居者の関心事になることは少なく、入居者の満足度は、ウォーデンの選定、住戸設計の良さ、バス停や店舗・郵便局へのアクセシビリティ、隣人たちとの相性、眺望、交通や子どもの騒音、によって左右される。……ただし、共用室の利用は大規模なものほど少なくなり、それが集合住宅内で友人を作ることの少なさにつながる。」⁵⁶⁾

要するに、入居者の関心や満足度の点から見れば、そのレベルで見るとかぎりにおいては、規模は問題とはなりにくい、ということである。

Worfensberger は居住施設に関して、小規模化の必要性の論拠を、Fairweather らの所説を引きつつ、次のように述べている⁵⁷⁾。

・規模が大きいということは、必ずしも運営上経済的であるとはいえない。時には、かえって不経済になることもある。

・大きな施設では、入居者とスタッフが外部に向けて社会化してゆくよりも、内部志向を生み出すことになる。それゆえ大きな施設は、社会からの孤立をうながし、入居者の態度や行動の「施設順応症(institutionalization)」を助長し、施設在所期間を長びかせてしまうことが多い。

・居住サービスと地域社会とが連動していることが望ましいのであれば、居住施設の人数は、まわりの地域が施設とたやすく混じり合うことができる人数に止めるべきである。

・多人数の処遇は、とくに行動の適応力が低い人たちの場合は、画一化や個性の消滅なしには困難だし、おそらく不可能である。したがって大きな施設では、非人間的な処遇が広まる傾向に陥りやすい。

高齢者の集住とその規模の問題については、今後研究すべき課題が多い。

(4) インスティテューショナルリズムの回避となじみやすさ

ノーマライゼーションの課題の重要な要素に、institutionalismを解消することがある。この言葉の内容は、ひとつには「施設収容主義」の止揚があり、英国の P. Townsend らが

1960年頃に唱え、その後ヨーロッパで大きな潮流となったものである⁵⁸⁾。もうひとつは「施設的な考え方や雰囲気」の回避といった内容であり、施設の運営や建物・住宅の計画・設計に関わるものである。

建物の設計に関する施設的な考え方の回避について、L. Goldenbergは次のように述べている。「高齢者のために設計する時は、施設的な雰囲気を避けるためにあらゆる努力がなされるべきであろう。施設的な外観の建物は、コミュニティから高齢者を物理的に隔離する傾向があり、いくつかの研究が示すように、老化の過程を実際に速めるかもしれない。……一般に建築家は、住み慣れた住宅に感じるような、より家庭的なスケールのために努力すべきである。……より家庭的な外観をつくりだすのを助けるために用いられる建築技術のなかには、クラスターや小規模住戸をつくることにより建物のマスを最小にするというものがある。またインテリアでは、木材や織物、敷物、植物の、創造性に富んだ組合せによる多様な色彩とテクスチャを活用することができる。」⁵⁹⁾

「なじみやすさ」というコンセプトは「施設的な考え方や雰囲気の回避」よりも広い概念である。「施設的」ではないけれど、スケール、外観、色彩などが、高齢者にとってなじめないものは避ける必要がある。

この二つのコンセプトは、そのいずれもが、まだ定性的・定量的に研究されたものではない。重要な研究課題のひとつであろう。

(5) プライバシーの保障

第7章の準個室型養護老人ホームや老人アパートにおける住み方の検討において明らかになったように、高齢者のプライバシーに関する要求は強いものがある。今後ますます強まってゆくであろう。大変依存性の高い高齢者においても、プライバシーを充分に守る設計が要求されている。

これに伴って、プライバシーとモニタリングの矛盾の少ない計画が要求されている。高齢者に対しては、その安全を考慮すると、一定のモニタリングが必要である。いざという時にはできるかぎり遅れることなく手助けできるためである。セキュリティ・システムの一環として、そうしたものが必要であることは確かであるが、従来はこうしたモニタリングが、高齢者のプライバシーを侵して行われることが少なかった。高齢者の依存性の程度がたかまるほど、そうした傾向が強くなるばかりでなく、例えば養護老人ホームのように高齢者の自立度が高い場合にも、トイレの出入り口を裾が高く空いたカーテンで仕切るなど、入居者のプライバシーを侵している例が少なくない。

本来、プライバシーとモニタリングは、方法を工夫しさえすれば一高度な機器をたとえ

使わなくても一両立しうる事柄である。計画の面で、両立させる工夫とそのノウハウの蓄積が求められている。例えば、英国のシェルタード・ハウジングの一部では、メインの出入り口の横に集合式の牛乳・新聞受けをつくり（これ自体がノーマライゼーションに反するという議論もあるようだが、一般住宅にもそうしたものはある）、一方では部屋に閉じこもりがちになる高齢者が戸外に出る機会を作るとともに（英国ではhouse-bound はbed-boundの一步手前としてケア側からは警戒されている）、他方ではそこをウォーデン（入居者に非専門的な手助けをする住み込みの管理人）が時折チェックすることにより、それとなくモニタリングのできるシステムも見られる。このことに見られるような工夫と開発が必要である。

(6) その他

1) 維持管理のしやすさ

高齢者の住宅では、住戸の規模と物的な条件の両方において、維持管理のしやすさが求められている。特に、わが国の高齢者の住む住宅は、木造の戸建て持家が圧倒的に多く、その老朽化が進み、あるいは高齢者のいる世帯の小規模化が全体として進むなかで、都市、農村を問わず大きな問題となっている。この問題にたいしての有効な解決システムが必要である。

2) 自立生活のできる規模

第6章において単身高齢者に関して検討したように、高齢者が自立して生活するためには、それにふさわしい住戸規模が必要である。

3) 慣れ親しんだもの・必要なものが置ける

高齢者は一般に、一定の値段のする新しいモノは買い求めないが、今までついていたモノは非常に大切に使う傾向があるとされている。事実、筆者の調査においても、数量的には明らかではないが、経済的によほど余裕がない限りにおいて、そうした傾向が明らかに見られた。

養護老人ホームやに入居する際には、高齢者はそれまで使っていた多くのモノを手放すことを要求されるが、このことが高齢者の自立心にどれほどの影響を及ぼすかは、研究する必要のあるテーマであろう。おそらくは、その第一段階の「試練」が「施設順応症」へ向けての大きな第一歩になっていると思われる。

また第7章の「ゆたか荘」において見たように、狭い居室においても、モノの持ち込みの自由がある場合には、たとえ小型化をしてでも一例えば仏壇一必要なモノは置こうという強い意志が見られた。それができる空間のあり方が求められている。

4) 装飾のしやすさ

室内における装飾は、高齢者の最も身近かで日常的な自己表現である。第7章の「ゆたか荘」において見たように、わずか3畳の居室の壁面においても、高齢者はさまざまな装飾を試みている。室内の装飾に関する要求は、今後高齢期を迎える人ほど強くなっていくであろう。

8-6 ノーマライゼーション住宅計画に関するまとめ

ノーマライゼーションの概念は、その普遍性や包括性にもかかわらず、一般的な意味においても内容的に紹介されることは少ないように思われる。あるいは、誤解—故意か否かは分からないが—に基づく敬遠も一部には見られる。ましてや、建築計画（学）関係者には、ノーマライゼーションにとっての建築計画の重要性にもかかわらず、なじみの薄いものとして受け止められてきた。最近、賛意を表する関係者も（筆者も含め）多くなってきたように思われるが、その内容的な把握は（筆者も含め）極めて不十分なものであった。

もとよりノーマライゼーションの理念は教条ではなく、現実化のなかで豊かな内実を育んでゆくべきものである。その点では、住宅計画や建築計画という、いわば「ものづくり」の果たす役割は大変大きいものがある。いまやノーマライゼーションは理念にとどまらず、高齢者の住宅計画・施設計画において大きな力を発揮しなければならない段階までに具体化されねばならない。

注

- 1) 高橋儀平, バリアフリーデザイン—住宅の世界の動向, 建築文化, Vol. 36 No. 421, 彰国社, 1981. 11, p41
- 2) 荒木兵一郎・藤本尚久・田中直人, バリアフリーの建築設計, 彰国社, 1981, pp9-12
- 3) J. D. Hoglund, Housing for the Elderly: Privacy and Independence in Environments for the Aging, Van Nostrand Reinhold, New York, 1985, pp23-24
- 4) 阿部秀雄氏は、「(ノーマライゼーションの) 理念を欠いたまま、方法だけが一人歩きをしている」ことに警鐘を鳴らしている。阿部秀雄, 弱者を捨てる—アメリカ型福祉観への問い, 田畑書店, 1978, p249
- 5) 筆者はバリアフリーを、設計思想・方法と位置づけてきた。高阪謙次, 老人の生活行為とディテール, 建築知識, Vol. 24 No. 288, 建築知識社, 1982. 9, p91
- 6) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 四国学院大学論集, 42, 1978. 12, p157

7) 阿部秀雄, 前掲書, p250

8) B. Nirge, The normalization principle and its human management, R. Kugel and W. Worfensberger (eds), Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded, Washington, President's Committee on Mental Retardation, 1969

9) 阿部秀雄, 前掲書, p250

10) 中園康夫, 「ノーマライゼーションの原理」の起源とその発展について, 社会福祉学, 第22-2号, 日本社会福祉学会, 1981, p98

11) 中園康夫, ノーマライゼーションの原理について, 四国学院大学論集, 48, 1981. 3, p155

12) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, p146

13) W. Worfensberger, The Principle of Normalization in Human Services, National Institute on Mental Retardation, York University Campus, 1981, p28 (邦訳, 中園康夫・清水貞夫, ノーマライゼーション—社会福祉サービスの本質, 学苑社, 1982)

14) W. Worfensberger, op. cit. p2

15) W. Worfensberger, op. cit. p79

16) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, p145

17) N. E. Bank-Mikkelsen, Activities of Daily Living, FLASH, 29, 1974 (中園康夫, ノーマライゼーションの原理について, 前掲書, p147)

18) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, p154

19) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, p154

20) 中園康夫, 「ノーマライゼーションの原理」の起源とその発展について, 前掲書, p90

21) W. Worfensberger, op. cit. p29

22) 中園康夫, 「ノーマライゼーションの原理」の起源とその発展について, 前掲書, p90

23) 阿部秀雄, 前掲書, p252

24) 阿部秀雄, 前掲書, p259

25) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, pp152-153

26) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, p146

27) W. Worfensberger, 中園康夫・清水貞夫, ノーマライゼーション—社会福祉サービスの本質, 学苑社, 1982, p49 の訳注

28) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, p150

29) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, p153

- 30) 阿部秀雄, 前掲書, p256
- 31) 例えばスウェーデンの高齢者・障害者の環境計画の権威の一人であるS. Tiberg王立ストックホルム工科大学教授は、広島市における講演で、多くの場合「ノーマライゼーションとインテグレイション」と続けて表現していた。(スベン・ティールベイ, 高齢者・障害者の生活環境計画—スウェーデンを例として, 西日本老人居住研究会資料, 1985)
- 32) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, 精神遅滞者のための居住施設サービスの形態の変化, 四国学院大学論集, 44, 1979. 7, p172
- 33) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, p153
- 34) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, 精神遅滞者のための居住施設サービスの形態の変化, 前掲書, p172
- 35) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, 精神遅滞者のための居住施設サービスの形態の変化, 前掲書, p173
- 36) E. Berg, Legal Position of the Adult Mentally Handicapped and Related Socio-economic Provisions in Denmark, Report of ANFFAS International Meeting, Rome, 1980, p15 (邦訳, 中園康夫, デンマークにおける精神遅滞者の法的位置と社会的・経済的規定, 四国学院大学論集, 52, 1982. 7)
- 37) W. Worfensberger, op. cit. pp56-77
- 38) W. Worfensberger, op. cit. p34
- 39) W. Worfensberger, op. cit. p27
- 40) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, 精神遅滞者のための居住施設サービスの形態の変化, 前掲書, p171
- 41) 阿部秀雄, 前掲書, p250
- 42) 中園康夫, ノーマライゼーションの原理について, 前掲書, p149
- 43) 江草安彦, ノーマライゼーションへの道, 全国社会福祉協議会, 1982, p54
- 44) W. Worfensberger, op. cit. p28
- 45) W. Worfensberger, 中園康夫・清水貞夫, 前掲書, p355. 解説にかえて
- 46) W. Worfensberger, op. cit. pp47-50
- 47) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, p146
- 48) 中園康夫, ノーマライゼーションの原理について, 前掲書, p149
- 49) W. Worfensberger, op. cit. pp48-49
- 50) 中園康夫, ウィロウブルック訴訟について, 四国学院大学論集, 56, 1983. 12, p162
- 51) N. E. Bank-Mikkelsen, 中園康夫訳, ノーマライゼーションの原理, 前掲書, p147-151

- 52) 中園康夫, 「ノーマライゼーションの原理」の起源とその発展について, 前掲書, p108
- 53) W. Worfensberger, op. cit. p77
- 54) W. Worfensberger, op. cit. p62
- 55) Dilys Page : Sheltered Housing for the Elderly, The Elderly Mind, p34
- 56) Department of the Environment (England), Housing for the Elderly : the Size of Grouped Schemes, HMSO, London, 1975, p3
- 57) W. Worfensberger, op. cit. pp81-82
- 58) P. Townsend: The Last Refuge -A Survey of Residential Institutions and Homes for the Aged in England and Wales, Routledge & Kegan Paul, 1962
- 59) L. Goldenberg : Housing for the Elderly - New Trends in Europe, Garland STPM Press, 1981, p174

第9章 総括

9-1 まとめと提言207

(1) 居住場所に関する三つの課題207

1) 定住保障

2) 親密別居志向への対応

3) 一般コミュニティ居住の保障

(2) 住戸規模と住戸平面209

(3) バリアフリーからノーマライゼーションへ210

9-2 今後の研究課題212

9-1 まとめと提言

高齢者の住宅計画の検討に当たっては、居住場所、ケア・サービスないしその施設、物的環境、の三つのファクターを考察する必要がある。本研究においては、居住場所の問題を、定住志向、親密別居志向、住宅立地の三つの面から、物的環境の問題を、単身高齢者向けの住戸規模や住戸平面のあり方について、検討してきた。ケア・サービスないしその施設に関しては、研究の対象としなかった。

(1) 居住場所に関する三つの課題

高齢者の居住場所に関する志向は、「住み慣れた所にできるかぎり住み続ける」という定住志向、「子どもなどの親族といくらかの距離は保つが親密でありたい」という親密別居志向—これは特に単身高齢者について強かった—、そして「高齢者以外の人たちとも適当に混ざって住みたい」という一般コミュニティ志向、の三つが大きな方向性として確認できた。住宅計画においては、この三つの実現を基本的なコンセプトとして据える必要がある。

1) 定住保障

定住志向実現の必要性の根拠を理論的なところに求めるならば、大原一興氏がまとめているように、高齢者の定住志向の強さ、居住権・自己決定権の保障、ノーマライゼーションの理念、安全性—事故の予防効果、社会経済性、リロケーション・エフェクト、に求めることができるであろう⁶⁾。加えて、地域で慣れ親しんだ人間関係は、高齢者の生活上と精神面での大きなメリットを形成していると思われる。また、住み慣れたところからリロケーションして行く先の問題点も挙げられる。従来、とくに低所得者に対しては、何らかの居住困難に対して施設収容型の対応 (institutionalism) がとられることが多かったが、そこにおいては、いわゆる施設順応症 (institutionalization) によるさまざまな問題点が現れた。またその施設において、自立生活可能者までも過介護することによるソーシャル・コストの問題性も指摘されている。また比較的高い所得の高齢者や不動産保有者などを対象とすることの多い有料老人ホームもリロケーションの先であるが、後で述べるようなノーマライゼーション上の問題性を指摘することができる。

このようなことから、高齢者に定住を保障することが重要なのであるが、これを実現しようとする現在のわが国においては住宅計画ないし住宅政策上のさまざまな問題が起ってくる。それは、高齢者が住んでいる住宅(地)の多くは老朽化したもの(住宅地)が多く、また高齢者にとって不便で時には危険な住宅が多いことである。しかもその多くは持家や民営借家という個人所有の住宅であり、改善のための公的な手段を講じようとする

際の根拠に問題が生ずる可能性がある。都市においては、民間ディベロッパーのターゲットにされやすいのが、こうした住宅(地)であり、放置しておくこれらの民間が高齢者になじみにくい再開発を行ってしまうケースが圧倒的に多い。

このような住宅ないし住宅地において高齢者の定住を保障するためには、できるかぎりリロケーションの少ない形で、また慣れ親しんだ雰囲気やできるかぎり変えることなく、高齢者も住みやすい住宅と住宅地に改造をするノウハウが求められている。さらにはこうした住宅地は、地域の人口構造の高齢化も激しく進んでいるところが多く、都市の中において学校の統廃合問題が起こるほどになっている。したがって、このような状況を放置して自然発生的な高齢者コロニーをつくりださないためにも、高齢者の定住する住宅・居住地整備に合わせて、若い世帯が住みやすいための手立ても必要である。このことは多くの高齢者の要求である「一般コミュニティ志向」とも合致する方向である。

このような目的での新たな再開発がいま求められているのであるが、それには従来のような手法—短期に全体をまるごと新しい街につくりかえる—ではなく、長期間かけて個々の住宅と住民の現在のありようを大切にしながら、地域をじっくりと変えてゆく手法がふさわしいであろう。従来のタイプの再開発を「ハード・パス」型とするならば、このような手法による住宅・住宅地の改造は「ソフト・パス」型と名付けることができよう。

「ソフト・パス」型の再開発に求められる条件は、次の五つである。

- ① できるかぎり高齢者のリロケーションが少ないこと。
- ② 高齢者が慣れ親しんだ雰囲気や施設配置を、できるかぎり変えないこと。
- ③ 個々の住宅と住民の現在のありようを大切にしながら、長期間かけて行うこと。
- ④ 若い世帯にとっても魅力がある落ち着いた住宅地にすること。高齢者と若い世帯の混住が適切なものになるよう誘導すること。
- ⑤ 新しい住宅あるいは改造された住宅、および地域の施設配置や地域空間は、高齢者が住むにふさわしいものであること。

2) 親密別居志向への対応

第4章で検討したように、今後のわが国の急速な高齢化と高齢者のいる世帯の小規模化を考えると、単身高齢者の親密別居への志向をどのように現実のものとしてゆくのかが、高齢者本人にとってばかりでなく、在宅福祉の方向性から言っても極めて重要な課題である。とはいえ親密別居を実現するための施策は、基本的には産業構造政策や労働力政策に拠っている。現に第4章で見たように、疎遠別居がつけられてきた最大の要因は、産業構造や高度経済成長期の労働力流動化政策であった。

しかし、住宅計画や住宅政策においても、親密別居に対する貢献は可能である。たとえ

ば一つは、近居の奨励ないし促進を、資金誘導や制度優遇などの方法でもって行うことである。公営住宅(団地)においても、さまざまな施策が可能であろう。また、前述の定住保障のための施策と連動させることもできるであろう。

また、隣居についても、それへの志向がある程度の大きさで認められる現在、何らかの方策が求められている。その際、すでに我われが経験している公営・公団住宅などにおけるペア住宅や持家における2世帯住宅などを、さまざまな問題点を解消しつつ発展させることも大切であろう。

このほか、隣居・近居の現状のなかから新たな方向性に結びつく萌芽を探り出すこと、あるいは高齢者にとって行き来のしやすい子どもとの距離・空間のあり方に関する研究が、親密別居志向への対応のためには求められている。後者については、最大限20分の徒歩距離が本研究から類推できるが、なお正確な確認の研究が必要である。

3) 一般コミュニティ居住の保障

高齢者の住宅がどのような所に立地するのが良いかに関する高齢者の要求は、第5章で検討したように、若い世帯との混住であった。この要求は理念的に言っても、社会的統合(integration)の線に沿う方向である。一般社会と分離(segregation)された立地、また加えて高齢者が集住する方式—いわゆるコロニー—は、理念的にもあるいは欧米の経験においても問題点が多い。スカンジナビア諸国では、こうした方式は80年代以降はすでに過去のものとみなされている。米国のサン・シティなどのいわゆるアダルト・コミュニティも、最近ではさまざまな矛盾が出てきている。

また本研究によって、単身高齢者が一般コミュニティで住み続けるための条件として、購買施設、公共浴場、病院の三つの基本的な施設と、いざという時に援助できるセキュリティ・システム、それに住宅の改造が重要であることが明らかとなった。

(2) 住戸規模と住戸平面

単身高齢者むけの住戸の規模は、規模に関する感想や意見、食寝分離、家具保有、就床様式、居住地域、の各要因について総合的に判断した結果、都市部で、居室面積の最低が10.5畳分(17.5㎡)、住戸専用面積で30㎡必要であることが分かった。これは国際的に見ても妥当な数値である。農村部やベッド使用者については、これよりも大きくする必要はある。

単身高齢者向け住戸の平面は、生活管理能力や生活スタイル、起居様式などの多様性に基いて多様な住み方がなされており、それへの対応が必要なこと、ワンルームの場合のプライバシーへの配慮が必要なこと、安全性に関してはとりわけ注意深い必要があること

などがあきらかとなった。

(3) バリアフリーからノーマライゼーションへ

ハンディキャップのある人を配慮した建築計画のあり方について従来展開されてきた「バリアフリー・デザイン論」は、手法は示すが目的が明確でないという問題がある。それに加えて本研究では、極めて重要ないくつかの計画のコンセプトを、バリアフリー概念に包摂するとなると無理が生じることが明らかとなった。すなわち「バリアフリー・デザイン論」は、ハンディキャップのある人を配慮した建築計画を全面的に展開する論としては限界があることが分かった。本研究では、それに代わるものとして「ノーマライゼーション計画論」を提案した。

第8章で詳しく見たように、高齢者の住宅計画においても、基本となる理念はノーマライゼーションである。しかし、住宅計画が文化なり価値観なりというものと大変結びつきの強い領域であることと、ノーマライゼーションは本来的な特性である「文化一特定性」の関連などを考慮すると、何がノーマルな計画であるのかを措定しにくい場合も多い。このことを含めて、今後は次に挙げるような課題を検討する必要がある。(立地論については前述した。)

1) 集住規模論

高齢者の住宅団地あるいは居住施設の集住規模は、ノーマライゼーションの理念からすると、できるかぎり小さいほうが良い。できれば究極的には、高齢者の利用を配慮したつくり方の住宅—新築ばかりでなく既存住宅の改良を含めて—が地域社会のなかに1戸ずつバラバラに配置(小規模分散)され、そこに居住する高齢者に対して医療や福祉のサービスが施されるのが望ましい。いわば「すべての住宅のケア付き住宅化」である³¹⁾。このようにすることは、前述の定住保障にもつながる。

集住規模論についても他の論点と同様、このようなノーマライゼーションの視点が一方にあるとすれば、他方で経営管理論の視点がある。現在までわが国においては、むしろ後者の視点が強く、団地等の規模(と立地)はコスト・ベネフィットとニーズのマーケティングの接点において決められ、ノーマライゼーションの視点との接点を求めることについては、極めて少ないかあるいは消極的であった。立地についてノーマライゼーションを配慮した数少ない事例としては、中野区老人アパート³²⁾や構想段階ではあるが「ケアハウス」が挙げられる³³⁾(ただしケアハウスについては規模論では経営管理論の立場に立っている)。コスト・ベネフィットやマーケティングに力点のあるものとしては、有料老人ホームをめぐる動向を挙げるができる³⁴⁾。

2) 施設利用のオープン化

養護老人ホームなどの入居者が一般コミュニティの利用施設を使うことは、高齢者のノーマライゼーションの観点においても大切な課題である。現在一部に見られるそうした試みをアセスメントすることは、今後の方向性とも結びつく貴重な作業であろう。

3) 住宅設備をめぐる

台所と浴室については、一方ではその供給の方式をめぐる、他方ではその設備内容をめぐる、ノーマライゼーションとの関連で検討すべき論点が多い。

① 台所

自立生活を保障するというノーマライゼーションの理念から言えば、住戸内において調理ができるようにすることは重要なことである。従って、たとえ簡易なものであっても台所を住戸内に置くことが、住宅としては最低限の条件のひとつであろう。

しかし、たとえば養護老人ホームや軽費老人ホーム(A型)では—そこに入居している高齢者は多くが自立生活のできる人であり、いわば実質的には施設(institution)の対象ではないにもかかわらず—居室に台所は付いていない。食事は決まった時刻に共同の食堂で施設側の作ったものを食べるしか選択の余地はない。これには、軽費老人ホームは施設であり住宅ではない、という理由があったようである(ただし同じ軽費老人ホームでもB型には台所がついている)。新型の軽費老人ホームであるケアハウスは「住宅機能と位置付けられている」が、居室は「居室」と称され「住戸」とは言わず、台所も「居室内に簡易厨房(湯沸や極く簡単な調理)があれば尚よい」という程度の位置づけになっている³⁵⁾。

台所の内容に関しては、高齢者の場合、熱源をどうするかという問題がある。火災やガス漏れなどからの安全性を考慮すれば、電磁ヒーターや電子レンジなどのように火災の出ないものの方が良いが、魚を焼いたりするにはガスレンジを置きたい。ノーマライゼーションの視点から検討の必要な問題であろう。

② 浴室

各戸に浴室が必要か否かは、特に単身高齢者の場合その安全を考慮したり、あるいはわが国には共同浴場の伝統があるのを勘案すると、特に都市の住宅地においては検討の余地があるであろう。むしろ銭湯や公共浴場などの共同浴場の有効性も考えられる。

浴室の設計は、安全性への配慮は無論のことであるが、わが国の場合は入浴に「くつろぎ」をも求めているので、それが得られるような材質等の配慮がノーマライゼーションや文化一特定性の視点からも必要であろう。

3) ディテール

ドアノブや水栓金具、スイッチ、欄干棒、手すり、の材質や形状、あるいはディテ

ールのありようによってノーマライゼーションの達成は大きな影響を受ける。独自の領域として研究・考案すべき課題が多い。

9-2 今後の研究課題

いままでの各章において今後の研究課題についても触れているので、ここではそれらを除いて、本研究に関連して当面住宅計画的に具体性と有効性があると思われる、そのほかの重要な研究課題について述べておきたい。

- ① 高齢者の集住規模とそこにおける高齢者の社会行動等の関連……入居者の満足度と集住規模とは関連が少ないとの研究結果もあるが、社会行動となると影響があるようである。高齢者の集住を前提としたプロジェクトが近年急速に増えているなかで、欠かせない研究課題である。
- ② インスティテューションリズムとなじみやすさ……住宅のマス・スケールや外観、内装などにおいて、この課題を研究する必要がある。一方では無配慮にインスティテューションリズムが採り入れられたり、あるいは逆に施設っぽさを避けるという名目で高齢者が動きにくい空間をつくったりする例が見られる。全体として、高齢者にとってなじみやすいデザインは何か。研究すべき課題は多い。
- ③ プライバシーとモニタリングの両立……従来の養護老人ホームや特別養護老人ホームにおいては、モニタリングの必要が強調されることにより、プライバシーが軽視ないし無視されることが多かった。今後の高齢者の住宅や居住施設においては、これを両立させる計画のあり方が必要である。

注

- 1) 高阪謙次：ケア付住宅—その生活像と方向性、住まいと街、No.2、都市住宅研究所、1986、p19
- 2) 佐藤進編：高齢化の自治体福祉施策、同文館、1982、p209
- 3) 全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会：新型軽費老人ホーム（ケアハウス）建築指針、1989、p7-8
- 4) 厚生省社会局長：有料老人ホーム設置運営指導指針、1986年。全国高齢者福祉協会監修：有料老人ホームの建設・運営計画資料集、総合ユニコム、1980、pp49-53
- 5) 全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会：前掲書、p7、p11
- 6) 大原一興：高齢者の生活拠点移動に関する建築計画的な研究（学位論文）、1989、pp248-249

謝 辞	215
引用文献一覧	218
本論文関連研究業績	223

謝 辞

本研究のテーマに手をつけるきっかけは、1975年に福岡市において、大変粗悪な住宅に住んでいる単身高齢者の生活を見たという、私にとっては衝撃的な体験にありました。その後、同様な住宅に多くの単身高齢者が住んでいること、また住まわざるをえない社会構造もあることを知り、あるいは関連の文献や外国の事例の検討などを重ねた結果、単身高齢者の住宅計画や住宅問題が、解明されるべき多くの課題を含んだテーマであることを知りました。このようなきっかけを与えて下さった三浦謙弁護士に心より感謝申し上げます。

テーマを深めるための手探り状態の中で、多くの方々からご教示をいただき、あるいはディスカッションをすることができたことが、ともすると展望を失いがちなこの研究を支える大きな力となりました。

関東における研究会や日本建築学会建築計画委員会ハンディキャプト小委員会に参加できたことは、視野を広めるとともに建築計画学的にテーマを絞るうえで大変参考になりました。なかでも特に、建築計画学的視点の重要性を示唆し励ましてくださった東京都老人総合研究所障害研究室林玉子室長、常に心暖かい援助をしてくださった筑波技術短期大学建築工学科萩田秋雄助教授、偶然同じ研究対象—単身高齢者—を同時に研究し、基本的な問題でのディスカッションの相手をして下さった相棒的存在の東京都老人総合研究所障害研究室鈴木晃研究員に、心より感謝申し上げます。また、さまざまな折に機会を与えてくださった日本大学理工学部建築学科木下茂徳教授、同野村欽助教授に深く感謝申し上げます。

1977年から78年の本研究の初めの時期に、文部省内地研修員として10か月間の基礎的な研究・学習ができたことも幸いでした。私を受け入れ、公私どもの様々なお世話で快適な研究環境を作ってくださった京都府立大学住居学科の皆様に、あらためてお礼申し上げます。とくに研究・生活両面で様々にご迷惑をおかけした吉野正治教授、上野勝代助教授、そして研究の枠組みの重要性などをご教示いただいた広原盛明教授に、心より感謝申し上げます。また、この時期をきっかけにして、特に英国の文献のドキュメンテーション等でお世話になっている熊本大学工学部建築学科延藤安弘教授に感謝申し上げます。

1980年から86年にかけての7年間でしたが、西日本老人居住研究会における研究活動も刺激的でした。手弁当で中四国・九州の各地から集まり、合宿などで議論し高齢者の住宅に関する成果を蓄積していきましたが、会員の異動などにより解散の止むなきに到りました。一緒に研究活動を行った広島工業大学建築学科西川加禰助教授、久留米工業大学建築設備工学科村上良知助教授、兵庫教育大学生活健康系菊澤康子教授、静岡大学教育学部小

川裕子助教授をはじめ、メンバーの皆様にお礼を申し上げます。

建築学・住居学以外の領域の研究者からも、多くの教えを受けました。とくに花園大学文学部森幹郎教授からは政策老年学の立場からの住宅・施設論について、現実的かつ学的興味を掘り起こすようなお話を伺い、基本的方向に関するさまざまなご教示を得ることができました。日本社会事業大学社会福祉学部三浦文夫教授、日本女子大学人間社会学部小笠原祐次教授、四国学院大学文学部中園康夫教授にも大変お世話になりました。心からお礼を申しあげます。

そして何よりも、以上の研究過程を研究成果として定着させる際に懇切にご指導いただきました名古屋大学工学部建築学科柳澤忠教授に、あらためて衷心より感謝申し上げます。とくに、このテーマを建築計画学の学術論文として絞り込んでゆく際の方向性、概念の整理、枝葉と根幹の区別の重要性についてご指導を受け、重要な多くのポイントを学ぶことができました。また本論文をまとめるに当たってご助言をいただきました中部工業大学建築学科佐藤圭二教授、三重大学工学部建築学科今井正次教授、名古屋大学工学部建築学科清水裕之助教授に深く感謝いたします。

学部学生の時から大学院修士課程にかけてお世話になりました名古屋大学工学部建築学科歴史意匠講座（第4講座）飯田喜四郎教授（現愛知工業大学）、小寺武久教授、佐藤彰助手に深く感謝申し上げます。研究領域は変えましたが、生産的研究姿勢を持続する点などにおいて、その後も多くの励ましをいただきました。また、事実を確かめ一步一步進む第4講座の研究スタイルは、高齢者の住宅計画という息の長さを要求されるこのテーマにおいても、今後とも生かされると存じます。

最後に、調査などでお世話になりました山口県土木建築部住宅課の仲子正則課長をはじめとする皆様方、同美川町施設課の皆様、東京都中野区、大阪府門真市、同守口市、山口県山口市、同東和町、福岡県田川市、長崎県香焼町の各老人福祉課の皆様、調査対象となった方々、アンケートにご協力いただいた方々、そして私の研究を手伝い、時には自らのテーマとして一緒に研究してくれた学生の諸君に、心よりお礼申し上げます。また山口大学教育学部の皆様、とくにお互い切磋琢磨するための研究会—水曜セミナーのメンバーや確率論の河津清教授からは、暖かい励ましをいただきました。感謝申し上げます。

以上のような大変多くの方々のご援助のお陰で、本研究をまとめることができました。ご支援の多さに比べて、本研究の内容は不十分なものです。しかし、私に与えられた研究生活時間の丁度折り返し点にあたるこの時期に、これを一旦まとめることによって区切りをつけたいと存じます。そしてこれを再スタートとして、残された多くの研究課題を発展させたいと存じます。そのことを通して、多くのご支援にお応えする所存です。

引用文献一覧

- 1) 青井和夫ほか編：生活構造の理論、有斐閣双書、1971年
- 2) 青木繁ほか編：建築大辞典、彰国社、1974年
- 3) 阿部秀雄：弱者を捨てる—アメリカ型福祉観への問い、田畑書店、1978年
- 4) 荒木兵一郎：建築計画における老人の諸特性に関する研究（学位論文）、1972年
- 5) 荒木兵一郎・藤本尚久・田中直人：バリアフリーの建築設計、彰国社、1981年
- 6) 石原清行・豊田淳一ほか：既成市既成市街地における一人暮らし高齢者の住まいに関する考察・その1、日本建築学会大会学術講演梗概集、1988年、8023
- 7) 江草安彦：ノーマリゼーションへの道、全国社会福祉協議会、1982年
- 8) 近江隆ほか：転居発生の態様とその要因分析、日本建築学会論文報告集、1980年4月
- 9) 小笠原祐次：高齢者の生活障害と生活問題、佐藤進編著：老人と人権、同文館、1977年所収
- 10) 小川正光・小川裕子：高齢者を含む世帯における住宅事情の地方類型、日本建築学会計画系論文報告集、第403号、1989年9月
- 11) 小滝一正・林玉子：老人住宅の設計に関わる老人の生活動作特性に関する研究、住宅建築研究所、1977年
- 12) 大原一興：高齢者の生活拠点移動に関する建築計画的な研究（学位論文）、1989年
- 13) 奥山正司：中高年女性の生活と老後不安(1)、老年社会学、No.17、1983年
- 14) 金子吉衛：英国における老人住宅の使用状況とこれに対する意見、住宅金融月報、1963年4月
- 15) 金子吉衛：老人住宅に要求される諸問題、住宅金融月報、1963年2月
- 16) 木下茂徳ほか：老人福祉センターの建築計画に関する研究、昭和43年度日本建築学会大会学術講演梗概集、4083、4098、1968年、など
- 17) 木下茂徳ほか：車イス使用者の動作分析、昭和47年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5205、5206、1972年
- 18) クーツ、R・J：イギリス社会福祉発達史、星野政明訳、風媒社
- 19) 高阪謙次：ひとり暮らし老人の住宅事情と若干の提言、第26回住宅問題研究発表会梗概集、1978年
- 20) 高阪謙次：老人の生活行為とディテール、建築知識、Vol. 24 No. 288、建築知識社、1982年9月
- 21) 高阪謙次ほか：老人と生活空間、ミネルヴァ書房、1984年

- 22) 高阪謙次：ケア付住宅—その生活像と方向性、住まいと街、No. 2、都市住宅研究所、1986年
- 23) 厚生省社会局長：有料老人ホーム設置運営指導指針、1986年8月2日
- 24) 厚生省人口問題研究所：日本の将来人口新推計について、1986年8月
- 25) 厚生省人口問題研究所：全国世帯数の全国推計、1987年10月
- 26) 佐口卓・森幹郎・三浦文夫：老人はどこで死ぬか、至誠堂、1970年
- 27) 佐藤進編：高齢化の自治体福祉施策、同文館、1982年
- 28) 佐藤平ほか：聴（聴）覚障害者住宅に関する建築計画的な研究、昭和49年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5190～5193、1974年など
- 29) 清水浩昭：世帯および家族の構造、高齢化社会への道、中央法規、1982年
- 30) 住宅宅地審議会：新しい住宅事情に対応する住宅・宅地政策の基本的体系についての答申、1985年
- 31) 鈴木晃：独居老人の住生活問題と住宅保障に関する研究（学位論文）、1986年
- 32) 鈴木成文ほか：地域老人福祉施設に関する基礎的研究、昭和52年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5149～5152、1977年
- 33) 全国高齢者福祉協会監修：有料老人ホームの建設・運営計画資料集、総合ユニコム、1980年
- 34) 全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会：新型軽費老人ホーム（ケアハウス）建築指針、1989年
- 35) タウンゼント、P、山室周平監訳：居宅老人の生活と親族網、垣内出版、1974年
- 36) 高橋儀平：バリアフリーデザイン—住宅の世界の動向、建築文化、Vol. 36 No. 421、彰国社、1981年11月
- 37) タンストール、J：老いと孤独—老年者の社会学的研究、光信隆夫訳、垣内出版、1978年
- 38) 陳慧玉ほか：女子車いす使用者の調理作業についての研究、昭和50年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5114～5116、1975年
- 39) ティーベイ、S：高齢者・障害者の生活環境計画—スウェーデンを例として、西日本老人居住研究会資料、1985年
- 40) 直井道子ほか：老人の同別居の現状と今後の動向、老年社会学、No.21、1984年
- 41) 中國康夫：「ノーマリゼーションの原理」の起源とその発展について、社会福祉学、

- 第22-2号、日本社会福祉学会、1981年
- 42) 中園康夫：ノーマリゼーションの原理について、四国学院大学論集、48、1981年
- 43) 中園康夫・清水貞夫：ノーマリゼーション—社会福祉サービスの本質、学苑社、1982年
- 44) 中園康夫：デンマークにおける精神遅滞者の法的位置と社会的—経済的規定、四国学院大学論集、52、1982年7月
- 45) 中園康夫：ウィロウブルック訴訟について、四国学院大学論集、56、1983年12月
- 46) 西下彰俊：三世代の女性における同・別居意識の研究、老年社会学、No19、東京大学出版会、1984年
- 47) 野村東太ほか：老人施設の建築計画的な研究、昭和48年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5244、5255、1973年、など
- 48) 早川和男・塩崎賢明・鈴木晃：統計—日本の住宅事情および国際比較、ジュリスト増刊総合特集、30、1983年
- 49) バンク—ミッケルセン、N・E、中園康夫訳：ノーマリゼーションの原理、四国学院大学論集、42、1978年12月
- 50) バンク—ミッケルセン、N・E、中園康夫訳：精神遅滞者のための居住施設サービスの形態の変化、四国学院大学論集、44、1979年7月
- 51) 古沢友吉・真田是編：現代市民生活全書4—生活、同文館、1976年
- 52) 前田大作：老人のリロケーション・エフェクト—特別養護老人ホーム入所の場合、社会老年学、No16、東京大学出版会、1982年
- 53) 増田光吉：老親と子、家族病理の社会学、培風館、1980年
- 54) 松本暢子：既成市街地における高齢者の地実態と居住類型に関する研究（学位論文）、1986年
- 55) 三浦文夫ほか：老後の生活と保障、家の光協会、1973年
- 56) 水野弘之ほか：高齢者が寝たきりとなる過程における住環境要因等に関する研究、昭和62年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5363~5365、1987年
- 57) 森幹郎：老人問題解説事典、中央法規、1984年
- 58) 森幹郎：老人問題の周辺、老人生活研究所
- 59) 森岡清美：高齢化社会における家族の構造と機能、社会福祉研究、第19号、1976年
- 60) 柳沢忠ほか：老人と集合住宅に関する研究、昭和51年度日本建築学会大会学術講演梗概集、5155、5156、1976年

- 61) 柳沢忠編著：建築計画—計画・設計課題の解き方、共立出版、1980年、p258
- 62) ロバーツ、N：老人問題、三浦文夫監訳、東大出版会
- 63) Bank-Mikkelsen, N. E. : Activities of Daily Living. FLASH, 29, 1974
- 64) Berg, E. : Legal Position of the Adult Mentally Handicapped and Related Socio-economic Provisions in Denmark, Report of ANFFAS International Meeting, Rome, 1980
- 65) Butler, Alan et al. : Sheltered Housing for the Elderly—Policy, Practice and the Consumer, George Allen and Unwin, 1983
- 66) Department of the Environment (DOE) : Housing for the Elderly— the Size of Grouped Schemes, HMSO, London, 1975
- 67) DOE : Housing the elderly—how successful are Granny Annexes? HDD Occasional Paper 1/76, HMSO, 1976
- 68) DOE: The Housing Cost Yardstick and Standards and costs for old Person's Dwellings, Circular 1/80, 1980
- 69) Easton, Geoffrey : Standards for Old People's Housing, Housing Review, March 1978
- 70) Empson, Mary : The Housing Needs of Old People, AJ, May 11, 1961
- 71) Goldenberg, Leon : Housing for the Elderly—New Trends in Europe, Garland STPM Press, 1981
- 72) Hoglund, J. D. : Housing for the Elderly—Privacy and Independence in Environments for the Aging, Van Nostrand Reinhold, New York, 1985
- 73) Hole, Vere : Some aspects of housing for old persons, 1 & 2, AJ, April 20 & 27, 1961
- 74) Howell, Sandra C. : Designing for Aging— Patterns of Use, The MIT Press, 1980
- 75) Ministry of Health (MOH), Central Housing Advisory Committee (CHAC): Design of Dwellings, HMSO, 1944
- 76) MOH: Report of the Committee on the economic and financial problems of the provision for old age, 1954
- 77) MOH: Report of the Committee of enquiry into the cost of the National Health Service, 1956

本論文関連研究業績

- 78) Ministry of Housing & Local Government (MHLG) : Circular 32/56
 79) MHLG : Further Recommendations on Design for the Housing of Old People, Appendix to Circular 18/57, 1957
 80) MHLG : Housig of Old People, Circular 18/57, 1957
 81) MHLG : Circular 55/57
 82) MHLG : Flatlets for Old People, HMSO, 1958
 83) MHLG : More Flatlets for Old People, HMSO, 1960
 84) MHLG : Homes for Today & Tommorrow, HMSO, 1961
 85) MHLG : Some Aspects of Designing for Old People, HMSO, 1962
 86) MHLG : Grouped Flatlets for Old People, HMSO, 1962
 87) MHLG : Old people's flatlets at Stevenage- an Account of the Project with an Appraisal, HMSO, 1966
 88) MHLG: Housing standards, costs and subsidies, Circular 36/67
 89) MHLG : Housing Standards and Costs -Accommodation Specially Designed for Old People, Circular 82/69, 1969
 90) Nirge, B. : The normalization principle and its human management, R.Kugel and W. Worfensberger(eds), Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded, Washington, President's Committee on Mental Retardation, 1969
 91) Page, Dilys : Sheltered Housing for the Elderly, The Elderly Mind, 1972
 92) Rose, Edgar A. : Housing for the Aged, Saxon House, 1978
 93) Rosenmayr, L. & Kockeis, E. : Propositions fora Sociological Theory of Aging and the Family, International Social Science Journal, Vol. XV, No. 3, UNESCO, 1963
 94) Shanas E., et al. : Old People in Three Industrial Societies, Atherton Press, 1968
 95) Sheldon, J.H. : The Social Medicine of Old Age, 1948
 96) Tinker, Anthea : Staying at Home -Helping Elderly People, HMSO, 1984
 97) Townsend, Peter : The Last Refuge -A Survey of Residential Institutions and Homes for the Aged in England and Wales, Routledge & Kegan Paul, 1962
 98) Worfensberger, W. : The Principle of Normalization in Human Services, National Institute on Mental Retardation, York University Campus, 1981

論文題目	掲載誌又は発行所及び発表年月	共著者等
〔学会誌〕		
1) 単身高齢者の転居希望要因に関する研究	日本建築学会計画系論文報告集 No.388 88・6	
2) 高齢者の同別居の現状と志向に関する研究—とくに「親密別居」の動向を通して—	日本建築学会計画系論文報告集 No.409 90・3	
3) 単身高齢者の住戸規模に関するニーズ	日本家政学会誌 第41巻第4号 90・4	
〔学術雑誌・紀要等〕		
1) ひとり暮らし高齢者の生活空間に関する研究	山口大学教育学部研究論叢 第27巻第2部 77・10	
2) ひとり暮らし老人の住宅事情	住宅 第27巻第3号 78・3	
3) 自治体の老人住宅について	山口大学教育学部研究論叢 第28巻第2部 78・9	
4) イギリスの老人住宅対策	住宅 第28巻第12号 79・12	
5) ひとり暮らし老人の住生活	住宅 第31巻第1号 82・1	
6) 英国および米国における老人住宅政策の歴史と現状に関する研究	日本住宅総合センター論文集 82・4	相島裕子
7) 英国の老人社会福祉施設と住居体系について (『地域施設計画研究の展開』所収)	日本建築学会建築計画委員会 82・10	
8) 西欧の老人住宅・居住施設とその体系の動向—援助付自立生活住宅を中心として	山口大学教育学部研究論叢 第33巻第1部 84・2	
9) 1人ぐらし老人の住宅問題	まちづくり研究 No.20 84・2	

論文題目	掲載誌又は発行所 及び発表年月	共著者等
10) 独居老人の住環境の現状と課題 (『高齢社会に向けての住居・住環境の課題』所収)	日本建築学会建築計画委員会 84・10	鈴木晃
11) 英国のシェルタード・ハウジングについて (同上所収)	同上 84・10	
12) 高齢者の世帯構成の将来予測について	地域問題研究 第27号 85・5	
13) ひとり暮らし老人の住宅需要と住宅に対する希望	住宅金融月報 No. 404 85・9	
14) 老人層を考慮した住居水準の設定 (『これからの社会と住居水準』所収)	日本建築学会建築経済委員会 85・10	
15) 高齢化社会の居住保障システムについて	住宅 第36巻第9号 87・9	
16) 単身高齢者の住要求(『高齢者向けサービス付き住宅』所収)	日本建築学会ハンディキャプト小委員会 87・10	
17) シェルタード・ハウジングの歴史的背景 (同上所収)	日本建築学会ハンディキャプト小委員会 87・10	
18) ノーマリゼーションと建築計画	山口大学教育学部研究論叢 第39巻第1部 90・1	
〔研究発表梗概集〕		
1) 東京都中野区老人アパートの住み方と課題	日本建築学会中国支部研究発表会 77・9	
2) 「ひとり暮らし老人」の住居の実態と課題	日本建築学会大会学術講演梗概集 77・10	
3) ひとり暮らし老人の住宅事情と若干の提言	日本住宅協会研究発表会 78・2	
4) ひとり暮らし老人向住居・居住空間の空間・配置計画上の論点	日本建築学会大会学術講演梗概集 78・9	

論文題目	掲載誌又は発行所 及び発表年月	共著者等
5) ひとり暮らし老人向住居の住居標準について	日本建築学会大会学術講演梗概集 79・9	
6) 転居希望から見たひとり暮らし老人の住宅事情	日本建築学会大会学術講演梗概集 80・9	
7) ある準個室養護老人ホームの居室での住み方について	日本建築学会大会学術講演梗概集 81・9	
8) 転居希望から見たひとり暮らし老人の住宅需要	日本建築学会大会学術講演梗概集 84・10	
9) 高齢化社会の居住保障システムについて—山口県東和町の調査を通して	日本住宅協会研究報告 87・3	
〔訳書〕		
1) レオン・ゴールデンバーグ著 老人住宅—ヨーロッパでの新たな展開(監訳)	住宅建築研究所 83・12	鈴木晃・西川加福・村上良知・小川裕子ほか
〔著書〕		
1) 老人と生活空間(編著)	ミネルヴァ書房 84・11	西川加福・村上良知ほか
2) 老後の暮らし百科(分担)	ミネルヴァ書房 85・3	岡村重夫ほか 監修
3) 地域福祉教室(分担)	有斐閣 84・4	阿部志郎ほか編
4) 高齢化社会と生活空間(分担)	中央法規出版 85・12	荒木兵一郎ほか編
5) 1990年版住宅白書(高齢者特集) (分担)	ドメス出版 89・11	萩田秋雄ほか編
6) 地域医療への模索(分担)	ミネルヴァ書房 90・2	磯野有秀ほか編

論文題目	掲載誌又は発行所 及び発表年月	共著者等
(報告書)		
1) ひとり暮らし老人の住宅事情と住生活—東京都中野区調査—	山口大学教育学部高阪研究室 79・3	
2) 英国・米国における老人住宅政策に関する研究	山口大学教育学部 82・3	相島裕子
3) 山口県高齢者住宅計画報告書	山口県土木建築部住宅課 88・3	
4) 山口県高齢者住宅計画報告書	山口県土木建築部 89・3	
(一般誌)		
1) 単身の老人などの公営住宅入居	老人福祉年報 81 81・6	
2) 老人の生活行為とディテール	建築知識 No. 288 82・9	
3) 住宅・居住施設をめぐる施策の動向	老人福祉年報 83 83・6	
4) 老いても住みやすい家づくり	いっと 11号 84・2	
5) ケア付住宅—その生活像と方向性—	住まいと街 No. 2 86・3	
6) 在宅福祉における住まいの位置	AGING 第5巻第4号 88・2	
7) 生活を左右する家のつくり方	いっと 25号 88・11	

